

平成 19 年

塩竈市議会会議録

(第121巻)

第3回定例会 9月7日 開 会
9月28日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 1 9 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 2 日間 (9 月 7 日 ~ 9 月 2 8 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会 期
9 . 7	金	本 会 議	会期の決定	1
8	土	休 会		2
9	日	"		3
10	月	本 会 議	諸般の報告、請願第 2 号ないし第 4 号、認定第 5 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 6 7 号ないし第 7 8 号、議案第 7 9 号ないし第 8 1 号	4
11	火	休 会	民生常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	5
12	水	"	総務教育常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	6
13	木	"	産業建設常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	7
14	金	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	8
15	土	"		9
16	日	"		1 0
17	月	"	敬老の日	1 1
18	火	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
19	水	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 3
20	木	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 4
21	金	本 会 議	一般質問 吉川 弘 議員 木村 吉雄 議員 小野 幸男 議員	1 5

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
22	土	休 会		1 6
23	日	"	秋分の日	1 7
24	月	"		1 8
25	火	本会議	一般質問 曾我 ミヨ 議員 鈴木 昭一 議員 伊藤 博章 議員	1 9
26	水	本会議	一般質問 伊勢 由典 議員 菊地 進 議員 佐藤 貞夫 議員	2 0
27	木	休 会		2 1
28	金	本会議	委員長報告 13:00~ 閉 会	2 2

塩竈市議会平成19年9月定例会会議録目次

(9月定例会)

第1日目 平成19年9月7日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
延 会	3

第2日目 平成19年9月10日(月曜日)

議事日程第2号	5
開 議	7
会議録署名議員の指名	7
諸般の報告	7
請願第2号ないし第4号	14
承認第5号	14
提案理由説明	14
質 疑	15
吉 川 弘 君	15
採 決	21
認定第1号及び第2号	21
提案理由説明	21
総括質疑	28
中 川 邦 彦 君	28
議案第67号ないし第78号	32
提案理由説明	32
総括質疑	39
小 野 絹 子 君	40

佐藤英治君	44
議案第79号ないし第81号	48
提案理由説明	48
採決	49
散会	50

第3日目 平成19年9月21日(金曜日)

議事日程第3号	51
開議	53
会議録署名議員の指名	53
一般質問	53
吉川 弘 君	
地方公共団体財政健全化法について	53
国は、財政指標の判断基準を年内に示したいと言っているが、市の意見、要望を国に上げていくべきでは	
国は、年内に公立病院の「改革指針」を作成するが、市民の立場から市立病院事業を守る決意は	
塩釜医療圏の夜間救急体制の確立について	54
年々増加する救急車の出場件数に対する当局の見解は	
夜間の救急体制の確立に向けて、この間の協議と今後の見通しについて	
宮城県沖地震対策について	55
地震対策の基本となる予防・応急・復旧の中で、予防対策にも積極的な位置づけを	
個人住宅への耐震診断と補強工事への助成額と募集枠の拡充を国・県・市は抜本的に強めるべきでは	
100円バスの路線拡大について	56
空白地域への路線拡大と市中心部までの15分交通体系のその後の検討は	
塩竈斎場の運営について	56

協定書の中にある地元の環境整備の要望はどの程度行われ、今後の課題は
 今後広域化されることにより、これまでの協定書の趣旨はどう引き継がれるのか

木村吉雄君

市長の政治姿勢について	67
就任2期目の市政運営最大の政策課題は 財政健全化に関する「再生法制」について 合併について	
港湾の現状と開発について	69
航路浚渫の進捗状況と貞山運河活用について 塩釜商工会議所発信による「港を考える会」の提案・要望について	
JR線跡地の土地利用について	70
旧塩釜線廃線跡地の現状と今後の利用計画について	
道路・水路の環境整備について	70
宮町吉津線の狭隘道路と宮町水路について	

小野幸男君

福祉について	82
在宅緩和ケアについて 乳児全戸訪問について	
市民の安心安全について	84
交通不便地域の解消について 道路交通網・歩道の確保について	

散会	93
----------	----

第4日目 平成19年9月25日(火曜日)

議事日程第4号	95
開議	97
会議録署名議員の指名	97

一般質問	97
曾我ミヨ君	
多重債務をめぐる諸問題について	97
多重債務問題解決に当たっての「多重債務問題改善プログラム」につ	
いてどう受け止めているのか	
当市の多重債務者の発見と掘り起こしなどを含めて具体的にどう取り	
組もうとしているのか	
多重債務者発見及び掘り起こしから生活再建までの取り組みに求めら	
れている行政側の姿勢について	
安心して子育てできる市政について	99
若い世代の雇用及び子育て世代を取り巻く状況についてどうとらえて	
いるのか	
子育て世代に求められている経済的支援となる取り組みについて	
「頑張る地方応援プログラム」（地方交付税）等を活用し、奨学金貸	
付制度創設及び子供の医療費負担への助成	
安全に暮せるまちづくりについて	100
塩竈陸橋の補強の取り組みについて	
中の島・港町地域の水害対策について	
鈴木昭一君	
自主防災組織について	113
災害時の高齢要援護者の把握確認について	
各種マップ作成時における個人情報保護は	
登下校時の安全確保等の対策について	114
全通学路の安全点検は	
重点的に推進する項目は	
犯罪から子どもを守るための総合対策は	
通学路の危険マップは	
防災対策について	114
廃屋対策は	

防犯灯設置の推進は

伊藤博章君

行財政及び政治改革に関して 127

平成20年度以降の本市の資金調達について

行政経営について

政治倫理の確立のための塩竈市長の資産等の公開に関する条例について

住民が政策決定に参加できるまちづくりについて

障害者自立支援法に関して 133

本市の地域生活支援事業について

子育て支援に関して 134

予防接種について

散会 144

第5日目 平成19年9月26日(水曜日)

議事日程第5号 147

開議 149

会議録署名議員の指名 149

一般質問 149

伊勢由典君

海辺の賑わい地区と関連する問題について 149

市と大型店との地域貢献協定公表と地域貢献の内容について

塩釜ジャスコ店解体と跡地活用について

本塩釜南口整備時期と100円バスなどの乗り入れと新ルートについて

塩竈市土地開発公社の予算編成について

もとまちアート海廊について 150

もとまちアート海廊の取り組みと今後について

主催団体 本町まちづくり研究会と周辺の町内会、商店会のかかわりについて

北浜造船移転と北浜護岸緑地デザインアドバイザー事業について 150

	移転補償で残された造船3社と進捗について	
	北浜護岸緑地デザインアドバイザー事業の進捗について	
	仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所廃止について	151
	塩竈市の立場と見解について	
	宮城県沖地震と市の対応について	151
	10月1日から開始される緊急地震速報と市の対応について	
	ライフライン(水道・電気・ガス)の耐震化について	
	宮城県沖地震第三次被害想定と避難所に対する備蓄品について	
	市内小中学校耐震化計画について	
	女川原発震災対策と市の対応について	
菊地	進君	
	市長の政治姿勢	165
	財政運営について	
	市立病院について	
	行政評価について	
	マスタープランの総括について	
	危機管理について	
	福祉について	169
	後期高齢者医療制度の広報について	
	介護について	
	街の活性について	169
	産業の活性化について	
佐藤	貞夫君	
	財政問題について	180
	平成20年度予算編成の具体的な考え方と見通しについて	
	行財政改革と今後の取り組みについて	
	市町村の合併問題について	181
	仙台圏東部地域二市三町の合併の可能性と今後の見通し	
	公共施設の指定管理者問題について	183

マリンゲート、体育館等の指定管理について、メリットとデメリット がどう出ているのか	
マリンゲート問題について	183
塩釜港開発(株)はこのままどうなっていくのか	
ここ4～5年黒字が出ているが、累積赤字から見れば焼け石に水であ り、抜本的改革と再建には減資が必要だと思うが考えはどうか	
減資し公認会計士の経費を配当にまわす考えは	
市が取得する際の市議会特別委員会の附帯決議から見て現状は	
バイオディーゼル燃料問題について	183
市で購入し使用しているが、これまでの燃料と比較してどれだけ経費 節減となったのか	
今後の経営の見通し	
世界遺産の取り組みと観光戦略について	184
松島町、東松島市との連携の協議はどこまで進んでいるのか	
これまでの観光対策はどうだったのか	
独自の観光戦略と一年を通じたの計画は	
長期総合計画の問題について	184
変化の時代だけに第5次長期総合計画が必要と思うが、どう考えてい るのか	
散 会	192

第6日目 平成19年9月28日(金曜日)

議事日程第6号	193
開 議	195
会議録署名議員の指名	195
議案第67号ないし第78号(各常任委員会委員長議案審査報告)	195
採 決	199
請願第1号、第4号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)、	
請願第2号、第3号(民生常任委員会委員長請願審査報告)	200

採 決	202
認定第 1 号並びに第 2 号 (決算特別委員会委員長請願審査報告)	202
討 論	206
中 川 邦 彦 君	206
菊 地 進 君	209
採 決	212
議案第82号、議案第83号、議案第86号及び議案第87号	212
提案理由説明	212
質 疑	217
佐 藤 貞 夫 君	217
吉 川 弘 君	222
東海林 京 子 君	225
伊 藤 博 章 君	229
小 野 絹 子 君	232
採 決	236
議案第84号	236
提案理由説明	236
採 決	237
議案第85号	238
提案理由説明	239
採 決	239
議員提出議案第 6 号	240
提案理由説明	240
採 決	241
議員派遣の件	241
採 決	241
議案第83号	242
採 決	242
閉 会	243

平成19年9月定例会 9月7日 開 会
 9月28日 閉 会

議案審議一覽表
請願審議一覽表
請願文書表
議員提出議案

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
平成18年度決算特別委員会	認定第1号	平成18年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	19.9.28
	認定第2号	平成18年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について	認 定	19.9.28
	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年(八)第3527号 学校給食費請求事件の訴えの提起について)	承 認	19.9.10
総務教育	議案第67号	市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	19.9.28
	議案第68号	塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決	19.9.28
	議案第70号	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	原案可決	19.9.28
	議案第71号	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	19.9.28
	議案第72号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第75号	塩竈市監査委員条例等の一部を改正する条例	原案可決	19.9.28
	議案第83号	工事請負契約の一部変更について	継続審査	19.9.28
民 生	議案第69号	塩竈市集会所条例の一部を改正する条例	原案可決	19.9.28
	議案第72号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第73号	平成19年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第74号	平成19年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第76号	塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について	原案可決	19.9.28

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

産業建設	案第72号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第77号	和解契約の締結について	原案可決	19.9.28
	議案第78号	公有水面の埋立てに関する意見書の答申について	原案可決	19.9.28
	議案第79号	教育委員会の委員の任命について	同 意	19.9.10
	議案第80号	公平委員会の委員の選任について	同 意	19.9.10
	議案第81号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	19.9.10
	議案第82号	平成 19 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第84号	副市長の選任について	否 決	19.9.28
	議案第85号	監査委員の選任について	同 意	19.9.28
	議案第86号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.9.28
	議案第87号	控訴の提起について	原案可決	19.9.28
	議員提出 議案第6号	宮城県仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所の組織再編に伴う機能の存続を求める意見書	原案可決	19.9.28

塩竈市議会 9 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第1号	日豪EPA / FTA交渉に対する請願	19. 6. 8	産業建設	継続審査	19. 9. 28
第2号	後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願	19. 9. 3	民 生	継続審査	19. 9. 28
第3号	医師・看護師を確保するための請願	19. 9. 3	民 生	継続審査	19. 9. 28
第4号	県道北浜沢乙線整備に伴う本町商店会新河岸地区の嵩上げ等による一体的整備を求める請願	19. 9. 3	産業建設	継続審査	19. 9. 28

平成19年9月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 2 号
受理年月日	平成19年9月3日
件 名	後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願
要 旨	<p>【趣旨】</p> <p>日頃、住民の福祉と健康を守るための貴職の活動に敬意を表します。</p> <p>さて、75歳以上の後期高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」の実施を控え、その具体的な内容が明らかになるにつれて、高齢者を中心に不安が広がっています。</p> <p>高齢者の場合は、収入が「公的年金のみ」の方の比率が高く、受給額が年間80万円に満たない基礎年金のみの方も少なくありません。厚生労働省は、後期高齢者医療の保険料は平均月6200円、介護保険料の1.5倍の金額を例示しています。しかも加入者全員から徴収する制度になっていることから、生活実態に即した保険料設定と低所得者への減免制度が不可欠です。</p> <p>また、現在の老人保健制度では、後期高齢者も含めて健康診断制度が実施されており、政府の審議会においても「糖尿病等の早期発見のためには（高齢者への健康診断は）非常に重要である」と指摘されています。しかし、後期高齢者医療制度では健康診断は義務化からはずれ努力事項になっています。従来どおり健康診断を義務的に実施することが望まれます。</p> <p>さらに、現行制度では、後期高齢者には資格証明書の発行は認められませんが、「後期高齢者医療制度」では、1年間保険料を滞納すると資格証明書を発行するとなっています。現に高齢者の85%は治療を受けており、その平均治療費は入院の場合が月49万円、外来で月4万円ですが、保険証では、その1割だけが窓口負担です。しかし、資格証明書では窓口で全額支払うこととなります。月1万5千円以上の年金収入のある方は年金から天引きされますから、実際に資格証明書の対象者となるのは月1万5千円未満の低所得者の方です。これまで戦後日本の復興に大きく貢献されてきた後期高齢者の方々から、その命綱とも言える保険証を取り上げて資格証明書に代えることはしないで下さい。</p> <p>このように大きく変更される制度の内容が当事者である後期高齢者には、ほとんど知らされず、意見も聴取されていません。せめて介護保険実施の際に行なわれたような説明会の開催や意見聴取のための恒常的な仕組みを作ってください。</p> <p>以上の趣旨から、宮城県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の生命と健康を守るために、より良い制度運営を行なえるよう下記の事項を要請します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>広域連合が、後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行なうことを</p>

要 旨	<p>求める「意見書」を宮城県後期高齢者医療広域連合並びに広域連合議会に提出して頂きたい。</p> <p>以上のとおりお願いいたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>宮城県仙台市青葉区五橋 1 - 5 - 13</p> <p>宮城県社会保障推進協議会 会長 伊藤博義</p>
紹介議員 氏名	<p>吉川 弘</p>
付託委員会	<p>民生 常任委員会</p>

番 号	第 3 号
受理年月日	平成19年9月3日
件 名	医師・看護師を確保するための請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>地域の医療体制の充実、発展のためにご尽力されている貴台に心から敬意を表します。</p> <p>国民は、健康保険証さえ持っていれば、一部負担だけで、誰でも・いつでも・どこでも受診することができる国民皆保険制度に対して信頼を寄せ充実を望んでいます。</p> <p>しかし、この数年にわたって政府の財政優先による医療費削減政策の結果、患者負担の引き上げ、高齢者のための長期入院施設の削減、リハビリテーションの日数制限など公平・平等な医療を受ける機会が奪われる結果となっています。</p> <p>その中で今、医師・看護師の絶対的不足により、病院閉鎖や診療科の縮小などの影響が続出しています。少子化対策の充実が叫ばれている時に産婦人科や小児科が医師不足のため廃止・縮小され、居住地で子どもを産み育てられないことに多くの親たちが悲嘆に泣いています。さらに、医師体制の後退に伴い病床の縮小や救急医療から撤退する病院が出始めており地域医療の崩壊が懸念されています。</p> <p>以上の趣旨をご理解いただき、下記の請願事項のご採択を要請いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める「意見書」を政府および関係機関に提出していただくこと。</p>
提出者住所・氏名	<p>仙台市宮城野区銀杏町39-18 宮城県医療労働組合連合会 執行委員長 吉田 久美子</p> <p>仙台市宮城野区銀杏町39-18 宮城民主医療機関労働組合 執行委員長 上野 俊雄</p> <p>仙台市青葉区木町通1-8-18 田村ビル5階 宮城県民主医療機関連合会 会長 大窪 豊</p>

紹介議員名 氏	中川邦彦
付託委員会	民生常任委員会

番 号	第 4 号
受 理 年 月 日	平成 19 年 9 月 3 日
件 名	県道北浜沢乙線整備に伴う本町商店会新河岸地区の嵩上げ等による一体的整備を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>県道北浜沢乙線整備に関して、現在工事が進められている本町商店会新河岸地区の側道を県道北浜沢乙線の本道側に整備し、本町商店会新河岸地区との段差を解消する形で歩道を整備することにより、商店会の崩壊に歯止めをかけ、人が回遊する中心軸としての機能が図れる道路整備となるよう計画の一部見直しを図られるよう強く要望致します。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>塩竈市の平成 19 年度施政方針でも今年度内完成するとあります「県道北浜沢乙線」の、現在工事が進んでおります沿線の側道部に住まい致します、本町商店会新河岸地区の地権者全員から、現在の宮城県計画に対しまして、強い不満が解消されずに現在に至っております。</p> <p>これまで、私どもと致しましては、東土木事務所の担当職員の皆様に、側道部の改善についてお話しをしましてまいりましたが、道路法を根拠に側道部については、当地区（新河岸地区）の道路向かい（宮町側）とは違うと言われてきました。</p> <p>しかし、住民感情からすれば、側道部も含めて県道であり、管理者は宮城県知事だと単純に認識しております。</p> <p>また、当初の説明では、道路と側道部分の段差はなくなると伺っており、新築にあわせて、先行的に道路高にあわせた住民までおります。（この事に関しては宮城県としてはそういう説明をした覚えがないと回答あり）</p> <p>これまでの経過を見ますと、昭和 63 年頃の塩竈市の計画では、側道部にあたる道路と本道（県道北浜沢乙線）は、段差がないようなイメージがありますが、平成元年以降は確かに段差があるイメージに変わってきています。</p> <p>また、当時と現在では、行政を取りまく環境も大きく変化し、税の再配分に関しても、後年度にどれだけの借金の返済を求めるかを考えずに、これまで右肩上がりの経済状況を前提に積み増してきてしまった借金を、人口減少で負担する納税者が減るなど歳入不足で、どう返したらいいのか四苦八苦している状況を考えれば、もっとも環境の悪いときに、工事の順番が回ってきたのだなと思わざるを得ません。</p> <p>しかし、私ども住民は、行政が置かれている環境がどう変わろうとも、基本的には現在地で住まいしたり、店を続けていかなければなりません。今回示された計画では、私ども側道部になる新河岸地区の住民は、道路利用の変更や交通規制、さらには、一段高くなる本道の植栽などにより、永年守り通してきた</p>

	<p>店の存続が厳しくなるのではと、本当に死活問題になっております。</p> <p>宮城県としては、これまでの説明会で、私ども住民要望に対して、変更案を示して下さいましたが、私どもの要望の本質を受け入れて頂ける内容ではありませんでした。</p> <p>そして、平成19年5月7日に開催されました意見交換会では、工事の行程表を示し、この計画通りいかないと次年度以降県予算の確保は困難になり、大変なことになるというお話しが宮城県側からありました。しかし、平成16年頃から具体的な話が出てきて、そのころに道路は上がり、使い勝手の悪い側道になるという現実を突きつけられ、早く、無電柱化の協議に応じて欲しいと言われても、到底同意できるものではありません。</p> <p>私達は、周辺住民の皆様にも要望趣旨をご理解戴きご協力をお願いするために、鹽竈海道みちづくり研究会（第36回6月18日開催）の会議において、地権者代表の委員が、現状の説明と協力をお願いを致しました。その結果、参加者から多くの賛同を頂き、鹽竈海道みちづくり研究会としても一緒に要望活動をする事になりました。その後、県道北浜沢乙線整備周辺町内会に対しまして、協力をお願い致しました。</p> <p>つきましては、県道北浜沢乙線整備に関して、現在工事が進められている本町新河岸地区の側道を県道北浜沢乙線の本道側に整備し、本町新河岸地区との段差を解消する形で歩道を整備することにより、隣接地権者が現状の商業などをこれまでの通り続けることにより商店会の崩壊に歯止めをかけ、人が回遊する中心軸としての機能をもつ道路整備となる為に、計画の見直しが図られるよう、本請願をご採択頂き、塩竈市長宛て議会の意思をご送付頂きますとともに、宮城県及び宮城県議会宛意見書を送付頂きますよう強くお願い申し上げます。</p>
<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>塩竈市本町2番11号 本町商店会(町内会)会長 大森 栄 塩竈市本町2番19号 佐浦 弘一 塩竈市本町3番14号 相原 栄一 塩竈市本町3番14号 山田 清八 塩竈市本町3番17号 新田 東生 塩竈市本町3番18号 鈴木 和憲 塩竈市本町3番19号 藤井 和郎 塩竈市本町3番20号 本間 正明 塩竈市本町3番22号 根岸 俊之 塩竈市本町2番4号 鈴木 昭 塩竈市宮町3番12号 丹野六右衛門 塩竈市宮町3番25号 鈴木 健史 塩竈市宮町3番22号 伊丹 光 塩竈市宮町3番19号 大平 眞悦 塩竈市宮町3番19号 鈴木 芳一 塩竈市宮町3番18号 小島 英敏 塩竈市宮町3番16号 守谷 友子 塩竈市西町3番5号 阿部勘九郎 塩竈市西町3番9号 阿部いう子 塩竈市宮町3番12号 丹野貴美子</p>

紹介議員名	伊勢由典 佐藤貞夫 伊藤博章
付託委員会	産業建設 常任委員会

議員提出議案第6号

宮城県仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所の
組織再編に伴う機能の存続を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年9月28日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

宮城県仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所の
組織再編に伴う機能の存続を求める意見書

宮城県は地方機関の再編について、平成17年度から宮城県地方機関再編整備検討委員会を中心に全庁的検討を行ってきました。今年の8月上旬、県は平成20年4月1日から仙台圏域で仙台東土木事務所を仙台土木事務所に統合再編する、塩釜港湾事務所を仙台塩釜港湾事務所に再編するとして考えを塩竈市に報告しました。

塩竈市内には、北浜沢乙線、仙台塩釜線、利府中インター線など重要な県道が各所にあり、今後、利府中インター線は国道45号までの残り2kmの整備、泉塩釜線の整備などの課題があります。さらに仙台東土木事務所は日常的に管内の県道の維持管理も行っております。

このような中、仙台東土木事務所を来年4月1日をもって組織統合するとなれば、事務所が遠くなって県道整備や県道の維持管理を願う市民の声が届きにくくなります。

また、2市3町で構成する塩釜港整備促進期成同盟会は塩釜港や松島、七ヶ浜の早期港湾整備を決議しております。県の港湾行政として北浜緑地護岸整備など一刻も早い整備が市民より待ち望まれています。塩釜港湾事務所を（仮称）仙台塩釜港湾事務所に再編されるならば、港湾関連業界や市民の要望が届きにくくなります。

よって、下記の事項を要望いたします。

記

1. 仙台港湾事務所と塩釜港湾事務所との組織統合にあたりましては、許認可手続きの連絡調整機能を塩竈市内に残されるよう配慮すること。
2. 仙台土木事務所と仙台東土木事務所の組織統合にあたりましては、建築確認申請等住民とのかかわりの深い業務について、住民の利便性を考慮し、機能の存続について検討すること。
3. 土木行政の推進にあたりましては、計画立案の段階から地域住民や地元自治体の意向が反映される地域密着型の土木行政になるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

関係機関 あて

（宮城県知事、宮城県土木部長）

議員派遣の件

平成19年9月28日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 二市三町議長団連絡協議会行政視察

- (1) 派遣目的 高崎市総合福祉センター視察
- (2) 派遣場所 群馬県高崎市
- (3) 派遣期間 平成19年10月2日～平成19年10月3日
- (4) 派遣議員 今野恭一 副議長

2. 宮城県市議会議長会 議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 登米市「ホテルサンシャイン佐沼」
- (3) 派遣期間 平成19年11月7日
- (4) 派遣議員 議員21名以内

平成19年9月定例会 9月7日 開 会
 9月28日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成19年9月7日（金曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）第1号

議事日程 第1号

平成19年9月7日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第2号ないし第4号
- 第5 承認第5号
- 第6 認定第1号及び第2号
- 第7 議案第67号ないし第78号
- 第8 議案第79号ないし第81号

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 曾我ミヨ君 | 2番 | 中川邦彦君 |
| 3番 | 小野絹子君 | 4番 | 吉川弘君 |
| 5番 | 伊勢由典君 | 6番 | 佐藤貞夫君 |
| 7番 | 東海林京子君 | 8番 | 伊藤博章君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 小野幸男君 |
| 11番 | 嶺岸淳一君 | 12番 | 志賀直哉君 |
| 13番 | 佐藤英治君 | 14番 | 伊藤栄一君 |
| 15番 | 菊地進君 | 16番 | 今野恭一君 |
| 17番 | 阿部かほる君 | 18番 | 鈴木昭一君 |
| 19番 | 鎌田礼二君 | 20番 | 木村吉雄君 |
| 21番 | 香取嗣雄君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
会計管理者	大和田 功 次 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
市立病院長	伊藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	選挙管理委員会 委員長職務代理者	稲田 喜 一 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	公平委員会委員	郷家 照 夫 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	丹野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） 去る 8 月 31 日告示招集されました平成 19 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17 番阿部かほる君、18 番鈴木昭一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 22 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 22 日間と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議は、台風 9 号の影響のためこれにて延会し、9 月 10 日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれにて延会し、9 月 10 日定刻再開することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 0 2 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月7日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一

平成19年9月10日（月曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第2日目）第2号

議事日程 第2号

平成19年9月10日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 請願第2号ないし第4号
- 第4 承認第5号
- 第5 認定第1号及び第2号
- 第6 議案第67号ないし第78号
- 第7 議案第79号ないし第81号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 曾我ミヨ君 | 2番 | 中川邦彦君 |
| 3番 | 小野絹子君 | 4番 | 吉川弘君 |
| 5番 | 伊勢由典君 | 6番 | 佐藤貞夫君 |
| 7番 | 東海林京子君 | 8番 | 伊藤博章君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 小野幸男君 |
| 11番 | 嶺岸淳一君 | 12番 | 志賀直哉君 |
| 13番 | 佐藤英治君 | 14番 | 伊藤栄一君 |
| 15番 | 菊地進君 | 16番 | 今野恭一君 |
| 17番 | 阿部かほる君 | 18番 | 鈴木昭一君 |
| 19番 | 鎌田礼二君 | 20番 | 木村吉雄君 |
| 21番 | 香取嗣雄君 | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
産業部水産課長	渡辺 常 幸 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
市立病院長	伊藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 実 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	丹野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、19番鎌田礼二君、20番木村吉雄君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（志賀直哉君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第20号「歩行者転倒事故による損害賠償の額の決定について」は、平成19年8月9日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、平成19年8月31日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より、議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告2件並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上ご発言くださるようお願い申し上げます。

5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） ただいま報告されました専決処分20号について質疑を行います。

そこで、この報告を改めて読みましたが、一つは専決処分として行われたのはこの時間で、議長あてに提出されたのが平成19年8月31日でございます。

そこで、この事故について改めてお聞きをしたいのは、こういった経過、この専決処分の中では12月1日ということに触れられておりますが、一連の宮町吉津線の道路で起きた事故だということになっておりますが、まず事故に至った相手方がこうした被害といたしますか、骨折など負傷を負った経過についてまずお聞きをしたいと思っております。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 事故に至った経過でございますが、昨年の 12 月 1 日金曜日でございますが、午後 6 時 15 分ごろ、塩竈市庚塚 5 番 38 号地先、場所といたしましては宮町吉津線を千賀の台の方に向いまして、旧道庚塚線の方に左折するところの交差点での事故の発生現場となっております。

現状といたしましては、将来横断歩道を設置するために歩道部分を切り下げておりますが、まだ横断歩道ができていないために、そのところをロープにて横断歩行の禁止をしておったところでございますが、けがを負われた方がそこを飛び越えて転倒し、けがに至ったと。けがの状況ですが、^{とうこつとう}橈骨頭ということで、ここの手首からひじのところまでを橈骨頭といいまして、手首のあたりを骨折されたというような状況でございます。以上であります。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5 番（伊勢由典君） 事故の経過はそういうことであります。

それでもう一つお尋ねしたいのは、今その橈骨頭というところの手首の部分でしょうか、事故で骨折をしたという経過のようではありますが、この道路に、宮町吉津線に係る道路の関係で、これいつごろからロープを張っていたのかです。その点をまず、最初にお聞きをしたい。道路の開通の時点なのか、あるいはその後そういった横断歩道帯の整備のためにあわせてきたのか、それがまず第 1 点でございます。

それからもう一つは、夕方の時間帯、平成 18 年 12 月 1 日の 6 時 15 分といたしますと、恐らく辺りは冬場ですからほとんど見えないというか、そういう点でこのロープ帯そのものが被害に遭った、事故に遭われた方にとってロープが認識できたのかどうかですね。そういうものなのかどうか。よくロープでも蛍光帯を張っているものとか、あるいはそういうものが準備できなかったのかどうか。

さらにこういう、今度将来横断歩道帯をつくるということで、いろんな角度から公道ですから、被害想定は考えなくてはなりませんね。そうしますと、そういう点で例えば最近でございますと、道路工事現場によく注意のランプのついたものが配備されているとか、やはり市民のあるいはそういった関係者の方々の万全を期すのは、やはりこれは市の責任だろうというふうに思いますが、こういったいわば対象方について、どういうふうになったのか、どうだったのかお聞きをしたい。

それからもう一つ、昨年の 12 月 1 日の事故に至ったわけですが、実際の示談を相手方と合

意した点ですね。それから、正式に示談に至った日時等を教えていただきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず、この道路の状況でございますが、都市計画道路宮町吉津線につきましては、平成8年度から12年度まで5カ年をかけて整備完了したところでございます。そして、事故のあった個所につきましては、平成13年4月から供用開始したところでございます。したがって、平成13年4月からその現場となりました横断歩道の切り下げの部分につきましては、ロープを張りまして通行禁止をしていたところでございます。以来、6年間くらいですが、丸5年ちょっとですが、事故はございませんでした。昨年の12月1日初めてあの事故がございました。

今おっしゃられた、では現場の状況はどうだったのかと、夕方でどうだったのかといいますが、ちょうどそのところに街路灯がございまして、ちょうど真下の部分になってございますので、いかに夕方であったとしても確認はできたのかなと我々は思っておりましたし、平成13年4月よりそういったような供用開始してから、そういった部分ではそういう認識をしておりました。通行の方々はわかってくれるだろうというようなことで、そういう認識のもとで現場を管理させていただいてきたところでございます。

また、あと示談の交渉でございますが、12月1日事故があつて、すぐにうちの建設部の方に報告がございまして、すぐさま翌日、本人とまずは連絡をとらせていただいて、まずは治療に専念してくださいということで治療に専念していただいたところでございます。それで、12月28日に完治したと医者の方の診断がございまして、リハビリも要らないというようなことでございましたので、まず被害に遭われた方に対しましては正月明けてから本格的な示談交渉に入らせていただきますということで、了承をいただいた上に、新年早々から鋭意示談交渉に入らせていただきました。

内容といたしましては、事故責任、いわゆる過失相殺の部分がございますが、こちらといたしましては5対5というような内容で、あるいは保険会社の判断もございまして5対5というようなことでいろいろと示談交渉に入ってまいりましたが、やはりご本人の方は過失相殺ゼロ、ゼロ10というふうな、市の方で10割責任があるというようなことで主張されまして、その示談のために結構な時間を要したと。したがって8月9日の日にご本人もご承諾いただいて示談書に押印をいただき、そして内部手続をとりまして議会で手続というようなことになった次第であります。以上であります。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） 供用開始がこの道路の関係で、平成13年の供用開始。当時からこういうやはりその歩行者のため、横断歩道帯をつくるための将来の考えのもとにそのロープを張っていたと。今、建設部長が答弁した中で、歩行者はわかってくれるだろうと。やはりこの辺は行政側のミスだと思うんですよ。やはり道路もいろんな施工なり改善なりには必ずガードマンがついたりね、これは道路改良の場合はそうなりますけれども。やはりそういう問題が出てくるといのは、やはり過失を10割だというふうに相手方の方は訴えたようだけれども、いずれにしても市の責任は道路管理者としてやはり重大だということを一言私の方から、私もそのことを述べておきたいと思います。

それで、確かに昨年12月1日からの事故、そして治療明けてからの示談交渉と、こういうことですが、余りに期間が長過ぎますよね。やはり実際相手方の関係でも8月9日、そして専決処分としては8月の末に専決処分として議長あてに報告がございましたが、いずれにしてもこういった事故の対応については、やはりいろんな話し合いですから、相手との納得、合意も含めて進めなければなりません、やはりこういう事故の関係の対処については急ぐと。やはりそういう保険会社のさまざまな見解はあったにしても、相手方にとっては被害を受けた方ですので、ひとつこういう事故を今後の教訓の糧にして、ひとつ指導して、こういった事故がないように万全を期していただきたいというふうに思います。

この点についてももし市長等の考え方、今後の行政に生かすべき点がございましたら、ご回答よろしくお願ひしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今回の事故につきましては、我々も現場の安全確認ということについては一定の配慮をさせていただいたと思っておりますが、ロープを乗り越えられたということで、我々が想定しておらなかったようなこういうことも発生するということ、今後道路管理の教訓とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 私の方からも質問させていただきます。

今回専決処分ということで、この専決第20号が議員のもとにわたっておるわけですが、私はここに一つ何というのかしら、これの報告だけで一体、市としての考え方、あるいはまた市長としての考え方なり、責任者というか担当者の考え方がやはりあってしかるべき

かなというのの一つであります。

もう一つは、この図面が、左橈骨頭骨折、我々ちょっとどこの部分だかわからないですね。どこの場所でどういう状態なのか。そういうこともわからないと審議にならない。単に我々は市長からはい専決、こういう紙でイエスという立場ではないと思うんですね。私は今回この一つの事故が大きな問題を抱えているのではないかなという観点から質問していきたいと思います。

まず、第1に、常々道路行政に対する安全パトロールってどんな状況なのか。

もう一つは、市が委託した道路とか側溝工事に対する監督、指導あるいはまたそういうものの責任とはどんなものなのか。その2点、まず伺います。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず、道路に対する安全パトロールの実施状況でございますが、まず今回事故のあった都市計画道路宮町吉津につきましては、先ほど申し上げましたとおり平成8年度から12年度までの5カ年計画で、幅員17メートルの幹線市道整備したものでございます。13年4月から供用開始しております。この道路は、片側3.5メートルの歩道、両側整備してございます。

それで、現在市が管理しております市道は約160キロに及びます。これが両側になるということですが、歩道がございましたら。このうち、幹線市道を主体的に約54キロの安全パトロールを業者の方に委託しておるところでございます。2週間に1回、その当該路線をすべて安全確認を実施しておるところでございます。また、それ以外のところにおきましては、市の職員が常々移動する際、道路の状況を確認しながら、常々車の運転あるいはいろいろ業務をやっておりまして、不具合がございましたら土木課の方にすべて報告が来るようになっておるところでございます。

そして、あといろいろ市が発注している工事等々場所もございまして、これらにつきましてもすべて県管理責任につきましては、市の方にございますので、それぞれ現場担当の指導者が赴きながら現場の管理に努めておるところでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 安全パトロールが業者に2週間に1回委託されているということ、私非常に聞いて、初めて本当にえっというふうに驚くんですね。いろんな財政の問題もあるかと思いますがけれども、やはり2週間に1回で本当にいいのかなということ、まず私個人と

して感じます。

私、こういう事故というものは市長、市の当局の責任ということもありますけれども、我々議員としてもやはり行政を監督する、あるいは指導、管理するという立場においてやはり一定の責任を持っているわけです。これからの道路というものは、塩竈の道路というのは私が言わなくてもご存じのとおり非常に坂も多いし、あるいはまた埋め立てで軟弱で非常に修理、どんどんしなくてはならないという、そういう道路でもあります。坂も多い、あるいはまた階段も多い。そういう生活道路をやはり私は、市長が掲げる安心安全のまちづくり、あるいはまた住みたいまちづくりという観点からすれば、私とかく今まで道路というのは新しい道路だけ目がいつているかもしれないけれども、本当の道路というのは市民の生活の道路にやはり目を向けていかななくてはならないかなというふうに思っております。そういう中で、今安全パトロール委託して、そして2週間に1回ということでもありますから、私はここら辺もっと政策的に考えなくてはならないかなというものを提案していきたいと思えます。

やはり道路というのは、全部市の職員が回ったって限られております。やはり市民の常に使っている市民の声をどうやって道路行政に反映するか。これがこれからの大きな政策ではないかなと思っております。年寄りの方もおります。足の悪い方もおります。坂もあります。何としても手すりも欲しい。いろんな問題もあります。そしてまた、特にさっきも言いましたように、塩竈は埋め立てで道路が波打っています。これから人口交流、あるいはまた地域交流という市長も政策を掲げておりますけれども、夜本当に、私なんかバイクをいつも使っていますけれども、夜このままいったらけがするということ何ぼでもありますので、やはり今回はこういうように転んだと、転倒というだけではなく、やはり道路をもう少し煮詰めて、根本的にこれから考えていかななくてはならないんだと思うんですけれども、市長の答弁をもって回答をお願いしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 佐藤議員から道路管理についてのご質問をいただきました。

2週間に1度が多いか少ないかという議論につきましては、本来であればもっともっと密度を高くしてパトロールをするということの方がよりよいということについては、我々も十分に知をいたしております。しかしながら、限られた予算ということもございます。そういった中で、我々はそういったことを補完するために、各町内会の皆様方とさまざまな機会をとらえて意見交換をさせていただいております。実は、今地域の方々から半数ぐらい、こう

いったところがこうあってほしいというご提言をちょうだいいたしております。こういった地域の皆様方の声を、我々の行政に反映させるような取り組みをなお一層努めてまいりたいと考えているところでありますし、なお本日いろいろさまざまご指導を賜りました。そういった部分につきましても、早速実践するものは実践をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 6番。今、諸般の報告をいただきました。そこで、その中には企業会計や例月出納検査の結果について報告がありました。これを見ますと、どうも平成18年度、19年度は市立病院会計が、一時借入金の限度額が我々議決した35億だなど、こう思っています。ずっと見ますと、平成10年ごろは大体10億なんですね。一時借入金の限度額というのは、12年で17億5,000万ぐらい。ずんと上がって35億になってしまっていて、まあすごい数字だなど。ずっと見ますとね、1年間に一時借入金371億円借りているんですね。執行額。そうすると、毎月31億円いろいろ借りているのかなど。12カ月で割ってみますとね。大変な数字だなど思うんですね。この数字の中でこれが、限度額ふえてきているということは、経営が思わしくないために限度額を余計借りて、いろいろやりくりするよりないと。そういう状況だろうと思うんですね。そこで、今金融機関はどこかわかりませんが、申し込んで借りるわけだと。大体どれくらいの期間かかっているのか。さらには、ことしの4月の執行額が38億2,000万なんですね。一時借入金の限度額を超えて何回か借りているんだろうと思いますけれども、執行額が38億2,000万という報告がなされているものですからね。ほう、すごい数字だなど。限度額を超えていることはないと思いますけれども、その辺の状況を一つお尋ねを申し上げたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 市立病院の金融機関からの借入れの条件についてご説明申し上げます。

どれくらいの期間がかかるのかというご質問でございましたが、大体1週間程度に申し入れをいたしまして、市立病院の場合は都市銀行がメインでございますので、そこでやりとりをしながら資金手当しているという状況でございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） 限度額との関係でございますけれども、限度額について月を合計す

ると 38 億という数字になりますけれども、そのポイントポイントでは限度額を超えていない
ということを確認しております。

議長（志賀直哉君） 6 番佐藤貞夫君。

6 番（佐藤貞夫君） 今、市当局から説明いただきました。それにしても大変な金額をやりくり
しているなど。したがって、年々経営が思わしくないために、いわゆる再生緊急プラン、
17、18、19 ですか、最終年度を迎えているわけなんです、お医者さんをふやして経営改善
をしているんだとこういうことを言いますけれども、果たして本当にうまくいくのかなと。
我々も一部期待をし、また不安を持っているわけではありますが、やはり議会に示した数字で
すね。これ全力を挙げて取り組んでいただいて、経営改善を図っていただきたい。このこと
を申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第 3 請願第 2 号ないし第 4 号

議長（志賀直哉君） 日程第 3、請願第 2 号ないし第 4 号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願
文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 4 承認第 5 号

議長（志賀直哉君） 日程第 4、承認第 5 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました承認第 5 号につきまして、提案理由の
説明を申し上げます前に、先週 7 日、金曜日の昼過ぎに本市に最接近をいたしました台風 9
号に関し、ご報告と御礼を述べさせていただきます。

台風 9 号では、強風による倒木や浅海漁業の一部に被害が発生し、引き続き調査中ではご
ざいますが、全体として大きな被害がなく安堵いたしているところでございます。また、議

会の皆様には議会初日を延会いただくなど、台風対応に大変なお気づかいを賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました承認第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この案件は、学校給食費請求事件の訴えの提起についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をさせていただきましたので、その専決処分の承認を求めるものでございます。

平成17年度分の学校給食費の支払いを、正当な理由がなく行わず、督促や催促に対しても連絡がなかった児童の保護者の方に対し、平成19年3月20日に、民事訴訟法に基づき仙台簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。この支払い督促の申し立てそのものは議決案件ではございません。しかし、督促の申し立てに対し、債務者の方が督促異議の申し立てを行いますと、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただくこととなります。

仙台簡易裁判所からの異議の申立書の送達につきましては、7月25日に文書が送達されてまいりました。審議を8月下旬に行う内容が含まれていましたので、送達日をもって議案記載の内容で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） これにより質疑に入ります。4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） では、私の方から承認第5号、市長の専決処分の承認を求めることについての質疑をさせていただきます。

ことしの5月の臨時議会でも、学校給食費の問題で、平成17年度の未納について報告を受けました。18年の3月には215名、567万円と。こういう未納だったものが各教育委員会、各学校の取り組みの結果、19年の2月時点では108名になったと。

こういうふうになっておりますけれども、1点目は現在の未納人数ですね。それからあと未納額。これがどのようになっているのか、まず伺いたいというふうに思います。

それから2点目は、これまで教育委員会では就学援助制度、これに基づいてやはり要保護、準要保護、対象になる世帯に対してはすべて対象としてやはり取り扱ってきたと。こういう

報告を私は聞いておりますけれども、今回このような制度が活用されて行われているのか伺いたいというふうに思います。

それから三つ目は、教育委員会、各学校でのこのような給食費の未納問題、これに対する考え方、あと取り組み状況についてどのように行われているのか伺いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま吉川議員から、学校給食費滞納の状況について、3点ご質問いただきました。

初めに、小学校給食費滞納の経過及び状況についてご報告を申し上げます。

塩竈市の学校給食は、学校給食法第6条の定めに基づきまして、従事する職員給与等の人件費や、施設整備に係る修繕費の費用、その他水道、ガスといった光熱水費、食器洗剤等の衛生用品に係る経費につきましては市の負担とし、保護者の皆様方には食材費、いわゆる材料費だけを学校給食費としてご負担をいただいております。

一方、本市の学校給食費の滞納、年々増加をいたしており、この事態を放置することは保護者間の負担の公平さを著しく欠くばかりでなく、毎日の給食提供に支障を来す結果を招きかねない状況にあります。

本市では、従来から学校給食費は各学校において管理を行ってきており、納入督促は各学校で行ってきたところであります。その督促に応じない方々には、教育長名そして市長名で納入をお願いいたしているところでありますが、十分にご理解を得られなかったため、さらにもう一步踏み込んだ納入策を講じる必要があると判断し、その滞納対策として平成17年度から法的手段による事務手続を開始いたしたところであります。

なお、この法的手段は学校及び教育委員会で行っている分割等の支払い相談の呼びかけ等にも一切意思表示のなかった方々を対象とさせていただいております。

今回の承認第5号につきましては、平成17年度分滞納給食費のうちこれまでの督促、催促に対しまして応じられない方21件、28人分に法的手段として本年3月に支払督促の申立書を仙台簡易裁判所へ提出をいたしました。

その結果、和解に応じた方が4件、8人ございました。本件はそのうちの1件でございます。

人数についてご質問いただきました。

平成17年度分滞納額は平成18年3月31日現在では、議員ご指摘のとおり215人、567万円となっておりましたが、平成19年5月31日現在では93人、290万円と減少いたしております。

次に、要保護、準要保護世帯での収納状況についてのご質問であったかと思えます。

本市では、この学校給食に限らず、学校徴収金の納入につきましては、ご相談いただきました保護者に対しまして就学援助などの制度を紹介し対応いたしているところであります。

議員よりご心配をいただいております就学援助を受けている方々の給食費問題。平成19年8月1日現在、要保護48名、準要保護471名、合わせて519名おられるわけでありますが、給食費の滞納は一切なく、感謝をいたしているところであります。

次に、学校長が云々というお話であります。給食の運営の仕方についてのことかと思っております。給食費については、学校長の徴収権限でございますが、昭和31年6月の文部省管理局长通達に、学校給食の運営は教育委員会の指導、助言により当該学校の校長が計画し、職員を指揮監督して行うこととされており、昭和32年12月の文部省管理局长回答では、校長が学校給食費を取り集め、これを管理することについても差し支えがないとされておりますので、本市におきましてはこのような方法で運営がされているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） ありがとうございます。

それで、確かにこの間大変なそういう未納問題がこうなっているわけですけども、そういう中で法的手段ですね。このことによってやはり、確かに世帯からすれば未納が215人から93人と半分以下になっていると。あと、未納額についても約270数万ですか。減ってきているという状況がありますけれども、そういう中でやはり今回相談に乗らなかった21件28名、この方たちが法的手段に訴えられると。そういう状況になっていますけれども、やはり本当にこういう相談に乗らないというやり方は本当によくないと私は思いますけれども、ただ、今本当に多重債務とか、それから格差社会という各家庭の中で本当にいろんな生活苦があるというふうに思うんですね。ですからそういう面では本当にやはり、確かに相手は相談に乗らないという状況ですけども、努力しているとは思いますが、さらに努力をしてやはり本当に話し合いを通じて、何が原因なのか、やはり納められないのか、そのことをしっかりと把握するということが解決に向けての、やるべき方向が明らかになるのではないかと、そういうふうに思います。

そういう中で、例えば文部科学省では昨年の 11 月 10 日付で全国的な学校給食費の徴収状況、この調査を行っております。この調査結果を見ますと、確かに本市では就学援助 100%対象にしているという、そういう状況がありますけれども、この調査結果ではやはりそういう就学援助制度があるにもかかわらず、学校給食費の未納の原因として保護者の経済的な問題が原因であると、こういう回答が約 33%に上っていると。そのためにこの 33%、その事情を個別的に徴収したところ、このような事例の中には生活保護とか、あるいはやはりこの就学援助制度、この制度に受給対象資格を有しながら申請を行っていない。そういう保護者が見られると。こういう調査が出ているんですね。ですからやはり本当に今の複雑な各家庭の中で、確かに本市としては対象となるそういう要保護、準要保護、対象にはしておりますけれども、しかもう一步話し合いになっていないこの家庭についても、やはりそういう全国の調査結果にあるとおり、そういう該当者がいないのかどうかですね。この辺についてもう一度伺いたいというふうに思います。

それからあと、先ほど市長が言われたとおり通達の問題がありますけれども、やはり昭和 31 月 6 月 5 日付の旧文部省の管理局長の通達。ここでは、学校給食の運営は教育委員会の指導助言により当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指揮監督して行くと。このようにはっきりしておりますけれども、そういう中での学校給食法が普及奨励法であっても、学校給食が学校の教育計画の一環として、やはり自主的に運営されている教育活動の一つであるとすれば、教育方法的にも教育が教師と児童との相互作用であるとの見解により、学校給食の実施主体は学校長であると。このように市長、言われておる。そういう内容だというふうに思います。ですからそういう面でやはり私は、いわゆる学校給食費の取り扱いについても、教育の一環というそういう立場からこれを踏まえていくということが重要であるし、そういうことからすれば本当に法的手段、これがやはり教育という一つの立場からすればなじむのかどうか。それについて私はやはり疑うものであります。

この問題でいけば、やはり市長は今回出されておりますけれども、地方自治法の第 96 条の第 1 項の第 12 号の規定により議会の議決をいただくと、こういうふうに述べておりますけれども、この件に関しては昨年 5 月議会、我が党の伊勢議員がやはり市がその当事者であると。そのように当事者であるとは、その市の事務について当事者として相手方と対等の地位において民事とか行政上争う場合指すものであると、このように指摘しているんですね。ですからそういう面ではこの市の事務、この中に学校給食の管理運営、これが該当するのかと。そ

ういう問題だというふうに思うんですよ。ですからそういう面で、本当に専決処分の範囲と
いうことでいけば、これがどういう根拠になって今回出されているのか伺いたいというふう
に思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、裁判といいますか、こういう訴えを起こす前にもっとやるべき
ことがというご質問であったかと思えます。

このことについては再三申し上げておりますとおり、催告、督促という前に、学校の教諭が
再三再四足を運んで、実情ということで参りましても、会ってもいただけないという方々も
数多くおられます。また先ほど触れさせていただきました就学援助制度等についても再三ご
説明をさせていただき、場合によっては分納と。そういったものについてもご相談に応じま
すということを申し上げましても、そういった話し合いの場に出てきていただけないと。残
念ながらそういう状況にございまして、我々としては苦渋の選択ということでこういう形を、
こういう滞納給食費の未納分についてお支払いをいただきたいというようなことをお願いを
しているわけであります。

また、学校給食は教育活動の一環ではないかということであります。知育、徳育、体育のほ
かに、最近食育ということも極めて大切な学校教育の課題だというふうにとらえております
が、そういったことが適切に行えるためにも、やはり一定のご負担をお願いをさせていただ
きたいということであります。

また、塩竈市がと。なぜ塩竈市がこういうことをというご質問であったかと思えます。

学校給食法第4条により学校の設置者であります市は、学校給食が適正に実施されるよう努
めねばならないということとされております。保護者は市が提供させていただいております
給食に対して、権利を主張することができるわけであります。こうした相互の関係から訴訟
遂行権は市長ということで、今回のような措置をとらせていただいたところであります。よ
ろしくお願い申し上げます。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） 確かに会っても、話し合っていないと。そういう問題ありますけ
れども、やはりしかしそういう家庭にあっても、その実際はどういう状況になって、生活苦
になっているのかわからないという状況がありますので、そういう面ではこの間教育委員会
としてもやはり就学援助制度、該当者にはすべてやっているというふうには思いますが

も、昨年の文部科学省での調査結果が出ているわけなので、33%の生活困難者の中に該当者がいると。そういう面では今後ぜひ教育委員会としても、やはり今やれる範囲では大体 100%やっているんだということを言っていますけれども、しかし依然としてやはり未納者はいますし、話し合いにも応じない。こういう家庭もあるわけなので、やはりその中身、実態ですね。その辺やはり踏まえていただくということと、あと可能性はないのかどうか。もし見解があれば伺いたいというふうに思います。

それからあと、やはり専決処分について、その指定の内容ですけれども、やはり確かに市としてはやはり設置者、そういうふうに市はなっていますけれども、ただやはり本当に例規集を見れば、実際がそういう指定の範囲ということでは市の事務という、そういう範囲というふうになっているわけですけれども、ですがそれがこれまでの伊勢議員に対する答弁にしましても、一般会計には学校給食費は入っていないと。そういう答弁なんですね。ですから、その辺についても本当に専決処分の範囲ということで、その辺が根拠が本当に私もこうすんなり納得できないという状況がありますけれども、その辺についてももう一度伺いたいということと、ぜひやはり本当に確かに法的な処分をされれば、家庭でも本当にそれは大変だというふうに思いますけれども、しかし本当に今の教育の立場、食育の立場ということからすれば、そういう点でやはりしっかり踏まえて今後もいろいろね、これについてやはり取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 給食費については、先ほどから市長が申し上げましたとおり、私たちは法的措置の訴えについては何度も何度もご相談に応じますとあって、それで実際に委員がやり、いろんな家庭の事情で教育委員会なり学校に相談にいらっしゃいます。その中で私もまたこういう生活保護等のこういう制度がありますからご利用くださいとかお話ししております。教育委員会、学校にも相談にも来ない保護者の方、全然連絡のつかない方について、私の方はやむを得ず法的な措置をとらせていただいておりますということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 第 96 条の議決事件の問題でございますけれども、これは先ほど来市長が答弁申し上げておりますとおり、学校給食法第 4 条、それから第 6 条におきましては経費の負担ということに、明確にこれは設置者の責任というふうになっておりますが、その

第2項におきましては、給食費については、これは保護者負担。さらに、学校給食法施行令第2条におきましてはその負担行為が明確になっているということです。確かにあの市の公会計を通しておりませんけれども、一般の食材の負担義務はご父兄にあるということでございますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

ただいま上程中の承認第5号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、承認第5号については原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5 認定第1号及び第2号

議長（志賀直哉君） 日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました認定第1号及び第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号でございますが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は397億7,896万8,044円、歳出は397億8,022万9,082円となっております。歳入歳出差引額は

126万1,038円のマイナスとなり、これから翌年度に繰り越すべき財源2,733万2,800円を除きますと、実質収支は2,859万3,838円のマイナスとなっております。

それでは、会計ごとに概略をご説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入が181億5,736万7,020円、歳出が177億6,794万5,642円、差引額が3億8,942万1,378円となっております。このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億7,365万9,378円となりましたので、1億8,765万9,378円を財政調整基金に繰り入れ、残る1億8,600万円、翌年度に繰り越しをいたしております。実質収支から前年度実質収支及び財政調整基金による調整を除いた実質単年度収支におきましても7,806万5,691円の黒字決算となっております。

次に、特別会計でございます。

交通事業、老人保健、医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額2,012万7,534円から翌年度へ繰り越すべき財源729万円を差し引いた1,283万7,534円を基金に繰り入れをいたしております。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引きで3億6,718万4,593円の歳入不足が生じたので、平成19年度の歳入をもって補てんをいたしております。

下水道事業につきましては、事業の未了により生じた12万800円を、翌年度に繰り越しいたしております。

公共駐車場事業につきましては4,885万9,855円の歳入不足が生じたので、平成19年度の歳入をもって補てんをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額497万8,698円から、翌年度へ繰り越すべき財源402万5,000円を差し引いた95万3,698円を基金に繰り入れをいたしております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じた13万5,000円を翌年度に繰り越しております。

次に、認定第2号市立病院事業会計、水道事業会計につきましてご説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計ですが、収益的収支では、収入総額が25億3,564万1,239円、支出総額が25億9,638万3,916円となり、税抜き損益計算による収支差し引きでは6,074万2,677円の純損失となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が1億4,837万9,711円、支出総額が1億4,837万6,280

円となり、収支差引で 3,431 円の内部留保金が生じております。本年度は前年度に引き続き再生緊急プランの実行を最重要課題として、医師の確保、そして期末勤勉手当や事務部門職員の削減による人件費の縮減などに努めてまいりました。しかし、診療報酬の大幅な引き下げの影響を受けて、非常に苦しい経営を強いられる結果となりましたが、一般会計からの繰り入れ及び水道部からの長期貸し付けを実施し、不良債務を 22 億 719 万 6,439 円までに圧縮をいたしております。19 年度はさらなる医師の確保に努め、16 名の常勤医師体制でスタートし、7 月に 1 名増員しており、医師体制の充実により午後の内科外来診療の再開や、内科診療室の増設、人間ドックサービスの見直し、新売店の設置を行うなど、引き続き経営改善に向け総力を結集して取り組んでまいります。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収支では、総収入額が 18 億 1,038 万 8,669 円、支出総額が 16 億 9,953 万 3,019 円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは 9,459 万 8,032 円の純利益が生じ、その結果当年度末処分利益剰余金は 3 億 3,432 万 8,240 円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が 3 億 8,688 万 3,792 円、支出総額が 9 億 9,276 万 3,399 円となり、収支差し引きで 6 億 587 万 9,607 円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 1,615 万 8,082 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 2,081 万 1,594 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,890 万 9,931 円で補てんをいたしております。

今後も経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各決算の概要についてご説明を申し上げましたが、ご配付をいたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議をいただき、ご認定を賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第 1 号平成 18 年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第 2 号平成 18 年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計の決算につきまして、その審査の概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書について並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定める

その他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか。予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあっては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま市当局から説明がありましたので、私からは概要を申し上げます。数値につきましては、1,000円単位でご説明させていただきたいと思います。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長から提出されております決算審査意見書、資料 2 になります。

3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

3 ページ目の財政規模の推移の表中、一番下の実質収支額の表をごらんください。一番下の行になります。

一般会計と各特別会計を合わせた全体の実質収支では、2,859 万 4,000 円の赤字となっておりますが、前年度の比較では、7,908 万 7,000 円ほどよくなっております。

次に、一般会計の決算状況でございますが、ページ 5 の表 1 をお開きいただきたいと思います。

表 1 に示しておりますように、歳入は 181 億 5,736 万 7,000 円で、収入率が 98.48%、歳出は 177 億 6,794 万 6,000 円で、執行率は 96.36%となっております。

収支の状況につきましては、6 ページの表 2 をごらんいただきたいと思います。

3 行目の C 及び 5 行目の E にあります形式収支及び実質収支はともに黒字となっております。また、7 行目の G にあります単年度収支は 9,787 万 3,000 円の黒字。

11 行目、下から 4 行目になりますけれども、計にあります実質単年度収支は 7,806 万

6,000 円の黒字決算となっております。いずれも前年度より大幅によくなっております。単年度の収支の黒字は平成 11 年度以来のことであり、実質単年度収支の黒字は平成 7 年度以来のことです。

普通会計における財政状況を見ますと、次ページの表 3 に示しておりますように、財政力指数は前年度と同じになりましたが、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率のいずれの数値も前年度よりかなりよくなっております。財政状況が改善されていることを示しているというふうに考えられます。ただ、前年度より大幅に改善されたとはいえ、数値そのものはまだよいとは言えないレベルにあると考えております。

歳入の根幹をなす市税収入ですが、12 ページをお開きいただきたいと思っております。

12 ページの上にある表の収入済欄をごらんいただきます。

前年度に比べ 1 億 19 万 4,000 円減収の 59 億 1,604 万 4,000 円となっております。不納欠損額は減少しておりますが、収入未済額は増加しております。収入率につきましては、下の表の合計欄に示しておりますように 89.41% となり、前年度より 1.7 ポイント落ち込んでおります。

下の表の 2 行目にあります個人市民税は、前年度より 1 億 4,587 万 3,000 円増となっておりますが、これは制度改革に伴うもので、市民所得は減少している状況にあります。また、固定資産税や都市計画税も落ち込んでおり、依然として本市の経済状況は厳しく、税収は下げどまったとはいえません状況にあります。

今年度の決算は、これまで取り組んできた行財政改革の成果と臨時的な財源の確保による効果が重なり、よりよい数値があらわれた決算といえます。しかし、厳しい財政状況は依然として変わっておらず、今後とも収入確保及び歳出の削減の努力を継続し、安定した市民サービスを提供していくよう望むものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料、前の方に戻りますけれども、4 ページ目をお開きいただきたいと思っております。総括表があります。

4 ページの一般会計、特別会計歳入歳出決算の状況の表をごらんいただきたいと思っております。

10 事業の実質収支額の総額で見ますと 4 億 225 万 3,000 円の赤字決算となっております。

なお、単年度収支も 1,878 万 7,000 円の赤字となっておりますが、実質単年度収支は 8,374 万 4,000 円の黒字決算となっております。

詳しい内容については 75 ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

主な特別会計について申し上げますと、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。年間の輸送人員は昨年より 3.1%減少し、18 万 3,944 人となっております。交通事業は経営健全化計画に基づき経営が行われておるところですが、その第一段階の目標と比較すると、定期券以外の利用者増は図れなかったものの、歳出の削減、事業収入割合、一般会計の繰出金と実質負担額については目標を達成している状況にあります。

経営環境が悪化している中で、目標を達成したことについては評価できるものと考えております。さらなる努力を期待するものであります。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差し引きでは 2,012 万 8,000 円の黒字となって決算され、実質収支も黒字決算となっておりますが、単年度収支及び実質単年度収支では赤字決算となっており、前年度に比べ経営状況は悪化しております。本年度の保険税収入は、収入率が前年度よりも 1.22 ポイント下がっておりますし、不納欠損額は減少したものの、収入未済額は大幅にふえている状況にあります。

歳出においては、保険給付費が 8.1%と大幅に伸びていることから、安定した事業運営を行っていくため、収入率向上のための努力を望むものであります。

魚市場事業会計は、歳入歳出差し引き 3 億 6,718 万 5,000 円の歳入不足を生じ、前年度に引き続き繰り上げ充用金をもって補てんし決算されております。本年度は水揚げ数量及び金額が前年度より増加し、使用料及び手数料全体では 1,049 万 1,000 円の増収となっております。歳出の削減も進み、一般会計からの繰入金が前年度より 1,679 万 2,000 円減少することができております。また 91 万 9,000 円と少ない額ですが、初めて繰上充用額を減少することができております。

水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、今後の事業運営に当たっては、関係諸団体と十分協議を重ねられ、水揚げ高の増加に向けてさらに努力をされるよう望むものであります。

下水道事業会計は、翌年度へ繰り越すべき財源 12 万 1,000 円を控除して、歳入歳出同額で決算されております。今年度の決算で特徴的なことは、これまで対前年度比で増加をしていながら下水道使用料が初めて減少となり、経営上の変換点にさしかかっているということにあります。今後の事業運営に当たっては、歳入確保のため不納欠損額や収入未済額の減少に努め

るとともに、費用削減についても努力を続けられるよう望むものであります。

公営駐車場事業会計は、歳入歳出差し引きで 4,886 万円の歳入不足額を生じ、繰上充用金をもって補てんし、決算されております。決算の内容を見ると、営業収支では 649 万円の黒字となっており、これに 400 万円の繰入金を加え、累積欠損金が 1,049 万円減少しております。

窓口利用台数の増と費用削減に向けた努力が数字にあらわれた決算となっております。しかし、累積欠損金のあること自体が異常な状態ですので、早期解消に向けた一層の経営努力を望むものであります。

介護保険事業については、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支で 95 万 4,000 円の黒字決算となっております。

歳入では、収入率が昨年度より 0.23 ポイント下がり、不納欠損額が 56.8%、収入未済額が 21.2%と大幅にふえております。認定者数はふえ続けておりますし、介護給付費も 1.8%と伸びておる状況にあります。

事業運営が難しい状況にありますが、なお一層の努力を期待するものであります。

次に、二つの公営企業会計の決算概要を申し上げます。

まず、病院事業会計についてですが、資料 87 ページ以降に、改めてページ番号が振り直してありますけれども、後半の方の 5 ページの表をごらんください。

総収益と総費用の収支差引では 6,074 万 3,000 円の赤字決算となり、年度末の未処理欠損金は 53 億 8,925 万 8,000 円となっております。患者数を前年度と比較すると、外来患者数は 7.1%の減となりましたが、入院患者数は 11.8%の増となっておりますし、診療単価も 9.2%伸びております。また、一般会計からの繰入金的大幅な増、水道事業からの長期貸し付けを行ったことにより、不良債務額は 2 億 2,425 万 7,000 円減少し、22 億 719 万 6,000 円となっております。これまで病院内部で行われてきた人件費等の経費削減の努力や、医師確保に向けた努力の成果が医業費用の減、医業収益の増という形で、本年度決算にあらわれてきております。それに加え、市全体として病院再生に向けた本格的な取り組みが開始された点については評価できるものと考えております。

しかし、依然として財政状況は非常に厳しい状況にあります。住民の健康を守り、良質で安定した医療を提供し続けていくためには、経営の健全化は必須であることから、なお一層の努力を期待するものであります。

次に、水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは9,459万8,000円の黒字決算となっております。

本年度の給水原価は、供給原価を1円49銭下回っており、昨年度、一昨年度に続き3年連続でよい決算内容となっております。しかし今後の事業見通しは給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の伸びは期待できないものと思われまことに、引き続き一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が、決算審査の概要であります。なお詳細につきましてはただいまの資料、決算審査意見書に各会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長（志賀直哉君） これより総括質疑に入ります。2番中川邦彦君。

2番（中川邦彦君）（登壇） 先ほど市長から提案されました平成18年度塩竈市一般会計、各特別会計の決算、認定第1号と企業会計認定第2号について総括質疑を行います。

平成18年度の一般会計実質収支では、歳入181億5,736万円、歳出177億6,794万円で、実質収支額で見ると3億7,365万円の黒字決算となっております。監査委員の意見によれば、単年度収支の黒字は、平成11年度以来である。実質単年度収支の黒字も平成7年度以来であると述べられております。また、一般会計の歳入を前年度と比較してみると市債、繰入金、国庫支出金、市税、地方交付税などが減少し、地方贈与税、財産収入、地方消費税交付金、寄附金などが増加しています。

本市の財政状況を克服するために、新行財政改革推進計画において平成16年度から平成18年度までの3年間を集中改革期間として位置づけて、行政の内部改革と財源確保対策、特別会計、企業会計の経営健全化を中心に、集中的な改革を推進してきました。主なものは、経常経費の圧縮、事務事業の見直し、職員給与の削減、職員定数の削減などを進めてきたことと、監査委員はこのように述べております。

市長は、18年度決算をどのように見ているのか伺います。

次に、自主財源をなす市税をどのように見ているのか伺います。

監査意見書によれば、市税は平成9年度をピークに下降していますが、平成17年度は約60億1,000万円、平成18年度は約59億1,600万円で、約1億円の減となっております。

本市の基幹産業である水産業の不振、加工業の相次ぐ廃業や倒産の影響、商工業の販売不振や市民の仕事がなくなっていることが、市民所得の低下にもつながり、市税の減少にもなっ

ていると思われます。市税の実態をどのように見ているのか市長の見解を伺います。

次に、義務的経費の中の人件費で、平成 17 年度と比較してみると、マイナス 5%の 2 億 1,600 万円を減らしております。さらに、投資的経費の普通建設事業費で、補助事業は前年度との比較でふえているものの、単年度事業費では平成 17 年度との比較でマイナス 42.7%の 6 億 4,800 万円の減少となっておりますが、削減された義務的経費の人件費をどのように使われているのか伺います。

次に、認定第 2 号である市立病院の事業会計についてであります。

平成 18 年度決算では、一般会計から 8 億円を繰り入れし、不良債務を 22 億 719 万円に圧縮しました。一方、3 カ年の再生プランの中で、収支の改善は平成 18 年度はどのような結果をもたらしたのか伺います。

また、再建策について、市長は公立病院としての役割をどのように考えているのか伺います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 中川委員のご質問にお答えいたします。

初めに、18 年度決算の所感ということでございました。先ほど、監査委員の方からも決算分析に係る主要指標について、若干ではありますが上向いた部分があるというようなご説明をさせていただきました。我々も、何とか多くの市民の皆様方に財政状況の好転ということについてご報告をさせていただきたいということで、1 年間頑張っただけであります。結論からいけば、まだまだ予断を許さない状況にあるというのが実感であります。

国におきましては、三位一体改革というものを進めてまいったわけですが、そういったことが一段落し、これから先については歳入歳出一体改革というような改革がまた進められようとしているわけですが、率直な感想を申し上げれば、我々末端自治体にさまざまな課題、問題がしわ寄せをされているのではないかというような不安、不満であります。しかしながら、そういったことを嘆くことは我々の意図するところではありません。大変厳しい限られた資源ではありますが、そういったものを効率的有効に活用させていただきながら、より市民の方々に満足いただける地域社会づくりに、なお一層努力を傾かなければならないというふうに改めて感じているところであります。

そういった中、市税収入についてのご質問をいただきました。

我々も、18 年度決算では、若干前年度を上回る状況になるのではないかという期待感を持

っておりましたが、残念ながら 60 億を割り込む税収の状況であります。大変厳しいというふうに率直に受けとめておりますし、こういったことはやはり基幹産業にまだまだ活気、元気が戻っておらないということになるのかなと思っております。我々は、なお一層基幹産業の活性化に向けた取り組みを強めてまいりたいというふうに考えております。

そういった中、多少ではありますが収支の状況が改善された一つの要因としまして、人件費の削減といったものがあるかと思っております。平成 18 年度、19 年度の 2 力年につきましては、職員給与の独自削減に取り組ませていただいておりますし、16、17 の反省を踏まえまして 17 年度から 18 年度には特殊勤務手当の見直しでありますとか、また水道部におきましては企業手当の廃止等々のさまざまな改善策を打ち出されております。そういったものが 18 年度は一定の効果を発揮できたものというふうに考えておりますが、職員給与の独自削減につきましても、18 年度 19 年度の 2 力年間の取り組みということであります。早急にやはり今年度に財政状況の立て直しということを、なお一層図っていかねばならないというふうに感じているところであります。

次に、市立病院の再生緊急プランの進捗状況についてご質問いただきました。

市立病院では平成 17 年度から再生緊急プランを策定し、その取り組みを最重要課題として医業収益の確保とコストの縮減に努めてまいったところであります。17 年度では特殊勤務手当の見直しや、管理職手当の削減、早期退職による人件費の縮減、あるいは医師の確保を図ってまいりました。18 年度はこれに加えて期末勤勉手当の独自削減、事業部門職員 2 名定数削減、放射線科と検査科の職員の一部を看護支援業務に配置転換するなど、効率的効果的な人員配置に努めて、事務職員削減等の人件費の縮減を進めます一方、収益面では前年度当初と比較し、3 名多い常勤医師 13 名体制でスタートし、入院、外来収益の増収に努めたところであります。

なお、医師につきましては、年度途中に麻酔科医師 1 名、内科医師 1 名を採用しており、平成 18 年度の延べ入院患者数は 4 万 4,158 人となり、前年度比較では 11.8%の伸びとなっております。しかし、当初再生緊急プランでは想定できなかった診療報酬の大幅なマイナス改定などにより、平成 18 年度の取り組み効果額は 6 億 700 万円となりましたが、これら外的な要因により 1 億 7,200 万円が相殺され、実際の効果額は 4 億 3,000 万円にとどまったと判断をいたしております。

このようなことから、不良債務解消に向けて一般会計から 8 億円の繰り入れと、水道部が

ら2億円の長期貸し付けを行いました結果、18年度の決算額は収益的収支では収入総額が約25億3,500万円、支出総額が25億9,600万円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは、約6,074万円の純損失が生じましたが、減価償却額を除いた資金収支ベースでは2,425万円の黒字となり、累積不良債務を約22億719万円まで圧縮することができました。

今後の見通しについてということでご質問いただきました。

19年度は2カ年間の再生緊急プランの取り組みが数年ベースで効果が発現できることが期待されますことから、収支改善目標額約8億3,000万円に近い効果を上げるものと見込んでおりますが、なお診療報酬の大幅なマイナス改定の影響などにより、第1四半期終了時点では、当該額については若干下方修正せざるを得ない状況にあると考えております。

一方、平成19年度は市立病院にとってまさに正念場の年として位置づけており、第2四半期以降、さらなる収支改善に取り組んでまいります。具体的な取り組みといたしましては、7月1日に循環器科医師1名を採用し常勤医師を17名体制とし、4月から実施しております内科外来に午後診療の再開、内科診療ブースの増設にあわせて、循環器科専門外来をこれまでの週1回から週2回にするなど、医師の増員にあわせた収支増加策になお一層努めてまいります。

公立病院として、市長の考え方ということにご質問いただきました。

ご案内のとおり、今二次医療圏、塩釜医療圏の中では本市市立病院が唯一の公立病院でございます。いわゆる市立病院は中核的な役割を果たすことが期待をされておりますが、一方では大変厳しい経営環境でございます。先ほど申し上げましたとおり、19年度が今後のこの市立病院の方向性を占う大変大切な年と理解をいたしております。こういった結果をご報告を改めてさせていただきながら、今後の取り組みについて、また改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成18年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本案については議員全員をもって構成する平成18年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

日程第6 議案第67号ないし第78号

議長（志賀直哉君） 日程第6、議案第67号ないし第78号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第67号から78号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第67号は、市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が施行され、選挙長等の費用弁償額が変更されたことに伴い、市の行う選挙における選挙長等の報酬についてもこれに準じ、投票管理者、開票管理者、立会人等の報酬を現行額からそれぞれ100円引き下げようとするものでございます。

議案第68号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

本年4月1日、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、総務省が示した準則に基づき、塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例を本年4月1日及び10月1日の施行で改正を行いました。その後、本年6月、総務省から10月1日施行分の準則見直しの通知がありましたので、この通知に基づき塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正を行おうとするものでございます。

なお、改正内容は、同条例で法を適用させることとしていた固定資産税等の課税標準、特例条項の適用拡大を行おうとするものでございます。

次は、議案第69号塩竈市集会所条例の一部を改正する条例でございます。

塩竈市藤倉集会所の払い下げを希望する町内会がありますので、同集会所の塩竈市集会所としての用途を廃止、普通財産とした上で、希望した町内会に払い下げを行うための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第70号塩竈市しおがま男女共同参画推進条例でございます。

男女がそれぞれ地域社会の対等な構成員としてあらゆる分野で能力、個性を発揮できる塩竈市を築くために、市、市民、事業者、教育関係者などの協力と連携により、男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次は、議案第 71 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年 10 月に施行されます。また、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年 9 月 30 日に施行されることに伴い、塩竈市市税条例等で引用する語句や条文を、改正後のこれらの法律にあわせる必要がありますので、その改正を行おうとするものでございます。

次に議案第 72 号塩竈市一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ 3,300 万 6,000 円を追加いたしまして、総額を 179 億 359 万 4,000 円とするものでございます。

歳出といたしましては、バイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業費といたしまして 150 万円、障害者の方々の自立支援のための基盤づくりとして行うオストメイト対応トイレ並びに情報伝達支援機器整備費といたしまして 210 万円、財団法人塩釜海員会館の解散に伴う負担金といたしまして 1,300 万円を、中心市街地活性化基本計画の策定事業費といたしまして 250 万円、高齢者など災害避難弱者の方々の木造住宅耐震改修工事助成費といたしまして 55 万円、建築物の地震に対する危険度をあらわす地震ハザードマップ作成など、耐震改修促進計画策定事業費といたしまして 435 万円などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、国庫支出金として 217 万 5,000 円、県支出金として 418 万 1,000 円、繰越金として 2,515 万円、諸収入として 150 万円を計上をいたしております。

次に、議案第 73 号塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

平成 18 年度の給付費に係る国庫負担金等精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ 3,008 万円を追加し、総額を 69 億 4,350 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 74 号塩竈市介護保険事業特別会計補正予算でございますが、平成 18 年度の介護給付費に係る支払基金交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ 3,380 万 3,000 円を追加し、介護保険事業特別会計の総額を 36 億 9,293 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 75 号塩竈市監査委員条例等の一部を改正する条例でございますが、本市の識見を有する者の中から選任される監査委員の区分を、常勤から非常勤に改めるため、関連す

る条例を改正しようとするものでございます。

議案第 76 号塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更についてでございます。

平成 18 年 6 月議会で議案第 73 号として議決され、塩竈市集会所の指定管理者として指定した町内会のうち、藤倉集会所の払い下げを希望する町内会があります。今議会で議案第 69 号により藤倉集会所の用途を廃止し、普通財産に切りかえようとするに伴い、同集会所指定管理者の指定の廃止を行おうとするものでございます。

次に、議案第 77 号和解契約の締結についてでございますが、財団法人塩釜海員会館が解散することに伴い、解消すべき債務額 1,743 万 2,237 円のうち、1,300 万円を塩竈市が負担すること及び民法第 598 条と使用貸借契約に基づき塩竈市が同財団法人に対して有している建物を収去させる権利を放棄し、現状での土地返還を求めると等を内容とする和解契約を締結するため議会の議決を求めようとするものでございます。

次は、議案第 78 号公有水面の埋め立てに関する意見の答申についてでございます。

宮城県が実施する港湾環境整備事業、いわゆる北浜地区緑地整備事業において、公有水面埋立法及び港湾法に基づき港湾管理者から公有水面埋立免許取得に必要な本市の意見が求められていますので、埋め立てに異議がない旨を答申することについて、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私の方から議案第 70 号塩竈市しおがま男女共同参画推進条例及び議案第 72 号塩竈市一般会計及び特別会計の補正予算の概要につきまして、それぞれご説明させていただきます。

まず初めに、議案第 70 号についてでございます。

恐れ入ります、資料 14 をご準備願います。

4 ページをお開きください。

まず、基本理念といたしまして、一つ、男女の人権尊重、二つ目といたしまして社会における制度または慣行についての見直しと意識改革、三つ目といたしまして政策方針等の立案

及び決定の協働参画、四つ目といたしまして家庭生活と職業生活等との両立、五つ目といたしまして男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮、そして最後に国際的協調の6項目を掲げております。以上、基本理念を実現するために市、事業者、教育関係者、そして行政の相互連携が必要なことから、それぞれの責務を規定してございます。

それでは、なぜ今この条例が必要なのかということですが、本市の男女共同参画の取り組みにつきましては、これまでしおがま男女平等共同参画基本計画を策定し、さまざまな取り組みを展開してきたところでございます。少子高齢化が大きな行政課題となっている今日、市民一人一人が未来に向けて明るい希望を持ち、そして豊かな社会をつくっていただくためには、男女という性別に関係なく、個性と能力を十二分に生かせるような男女共同参画社会の実現が求められてきております。そのような意味から今回条例化を、その理念を宣言する条例を制定しようとするものでございます。

条例案の内容につきましては、議案資料 1の8ページから 13ページにそれぞれ記載してございますので、ご参照を願います。

続きまして、議案第 72 号塩竈市一般会計及び特別会計補正予算の概要について、同じく資料 14に基づいてご説明させていただきます。

お手数ですが、10ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総活表でございます。今回歳入歳出を補正いたします額は一般会計で 3,300 万 6,000 円、国民健康保険事業特別会計では 3,008 万円、それから介護保険特別会計では 3,380 万 3,000 円、合わせまして 9,688 万 9,000 円でございます。このことによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり 409 億 1,359 万 5,000 円となりまして、補正前と比較しますと 0.2%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要についてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正内容についてご説明申し上げますので、13、14ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を目的別に分類して比較してございます。

まず、費目 2 の総務費 279 万 8,000 円でございますが、これは、バイオディーゼル燃料の船舶への導入試験受託事業でございます。それから、身心障害者医療費助成費等に係る前年度国庫支出金等の精算返還金でございます。

費目3の民生費 430 万円でございますが、これはいわゆるオストメイト対応トイレ等の整備を行う障害者地域生活支援事業でございます。それから、制度改正などに対応するための保育料の電算システム改修をそれぞれ計上してございます。

費目4の衛星費 247 万 7,000 円は、浦戸診療所嘱託医師の賃金でございます。

それから、費目6の農林水産業費 1,300 万でございますが、これは財団法人塩釜海員会館解散に伴う負担金でございます。

それから、費目8の土木費 940 万円でございますが、これは中心市街地活性化基本計画の策定費でございます。それからいわゆる避難弱者の方々の木造住宅耐震改修工事の助成費、それから耐震改修促進計画策定事業費でございます。そして、狭隘道路整備事業でございます。

費目10の教育費 103 万 1,000 円は、不登校児童などの自立支援事業費でございます。

それから、15、16 ページをお開き願います。

ここではただいまご説明申し上げました歳出を、性質別に分類しておりますのでご参照を願います。

次に、歳入の補正内容についてでございます。

11 ページ、12 ページをお開き願います。

費目14の国庫支出金 217 万 5,000 円、これは耐震改修促進計画策定事業に伴う補助金でございます。

費目15 県支出金 418 万 1,000 円、これは障害者地域生活支援事業、中心市街地活性化基本計画策定事業、木造住宅耐震改修工事助成事業に伴う補助金並びに子供等の自立支援事業に伴う委託金でございます。

費目19 繰越金 2,515 万円は前年度からの繰り越しでございます。

費目20の諸収入 150 万円は、いわゆるバイオディーゼル燃料の船舶への導入試験事業実施に伴う調査研究委託金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第77号和解契約の締結についてご説明申し上げます。

資料 14の議案資料20ページをお開きいただきたいと思います。

財団法人塩釜海員会館の解散に伴い、同財団と市の間で和解契約を締結すべく議案を提案

しておりますが、この資料でまず経緯などをご説明いたします。

初めに、(1)会館設立時の状況でございますが、昭和 43 年に建設され、用地は市が無償で貸与してきております。この会館は、基幹産業である水産業に不可欠の施設として、市が主導して建設された経緯があり、市は建設に伴う借入金の利子を補助してまいりました。また、市長が理事長につくなど、運営面でも市が極めて積極的にかかわりを持ってきたところです。

次に、(2)利用者の減少状況と経営改善に向けての取り組みですが、50 年代には 1 万 3,000 人を超えた宿泊数も近年は 3,000 人台となり、12 年度からは累積債務が発生してきております。この間、利用者のアンケート調査をして施設改修を行い、一方では宿泊費の値上げ、各種経費の節減を行ってまいりましたが、累積債務の増加に歯どめをかけるまでには至らない状況となってまいりました。16 年度には大規模改修も検討されていますが、その負担金の見通しが立たず断念したところでございます。

続いて(3)財団解散に向けての取り組みですが、17 年度の理事会・評議員会においては、会館運営を継続するのか閉鎖して財団を解散するのか方針を明らかにすることとなり、次ページになりますが、執行部を中心に議論を重ね、さらには利用者の意見も聴取しましたが、他の海員会館の状況からしても料金改定は困難であり、解散せざるを得ない。また、累積債務の解消については、業界で努力し市へも協力を要請する。新たな経営体も模索するとの協議結果となりました。

これらの内容を 18 年度の理事会・評議員会で確認し、昨年 8 月 1 日には会館を閉館しております。また、財団解散手続に着手すること。累積債務解消策の透明性、公平性を確保するため、第三者に解消策の立案を依頼することにもなりました。

なお、監督官庁である東北運輸局からは、財団解散に向けては累積債務の解消と残余財産の処分について、明確な計画策定と実施が前提になるとの指導がございます。

次に、(4)累積債務などの解消策の模索ですが、財団内部の議論では、理事・評議員が公平に負担すべきであるという意見、建設と運営を主導してきた市が負担すべきであるという意見、近年の利用の中心になってきた水産業界が中心になって解決すべきであるとの意見が出され、方向性が見出しにくい状況となっていました。こうしたこともあり、第三者から公平な視点と市民の目線での提言を受けることとなりました。市内の税理士に依頼し、昨年 12 月にその提言が出されましたが、内容は 海員会館は水産業を基幹産業とする塩竈ならではの施設として市が業界と一体となって運営してきた施設であり、業界に一定の負担を求めなが

らも社会政策的見地に立って行政主導での解決が必要であり、累積債務の 75%を市が、25%を業界が負担することが望ましい。

建物については、財団が撤去し市へ返還することが原則であるが、その実現性は薄く、まず業界で新経営体を設立し、建物は財団が無償譲渡し、土地は市が適正な価格で売却するのが妥当とのことでした。

まず、この提言にありました新経営体による事業継続につきましては、財団関係者で検討していましたが、老朽化も進んでおり、施設改修に多額の費用がかかる見通しとなったことから、結果的に断念せざるを得なくなりました。そして、累積債務解消に向けては、提言のとおり財団は4分の1を解消し、市へ4分の3の協力要請をすること。敷地変換に当たっては、業界の現況からして、現状復帰義務の履行は困難であり、その免除を要請することとなったところです。

22 ページになりますが、その後の執行部会などで財団が負担する4分の1については水産業界が中心になって支出することなどを決定しています。最終的には本年7月に理事会評議員会を開催し、これらの累積債務解消方策などを承認し、その後解散への手続を取り行っております。

7月30日には、後ほどご説明いたします和解契約書に記載しております内容について、市、市議会への要請があったところでございます。

なお、一方では、海員会館にかかわりのあった関係者にも幾らかでも市の負担を軽減すべく、協力要請をされているところです。

次に、2番累積債務額の内訳をご説明申し上げます。

財団から示された解散に向けて解消すべき累積債務額の内訳ですが、借入金が859万円、未払い職員給与が640万3,977円、公租公課、これは19年度分のみが未払いとなっておりますが10万1,700円、委託料などが233万6,560円などとなっております。

3番本市の方針ですが、建設時の経緯、その後の運営状況に対する市のかかわりなどからして、市は一定の負担をすべき責任があると考えております。また第三者に公平性透明性のある提言を求め、その提言をベースにした解決策をとろうとされているなど、妥当な手続をとっておられると認識しているところでございます。さらに、職員給与などの債務内容などからして、市の積極的なかかわりの中で早急に解決すべき問題ととらえております。

これらの理由により、累積債務解消への支援と、土地の現状回復の権利放棄を含む和解契

約書を提案させていただいております。

次ページには、財団設立の目的、施設の現況、役職員の状況、近年の収支状況など、さらには他市の状況などを掲載してございますのでご参照していただきたいと思います。

次に、資料 1 の定例会議案 20 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 77 号和解契約の締結についてという形で提案しておりますが、初めに記載はしてございませんが、この和解契約という手続について簡単にご説明申し上げます。

まず、和解の概念ですが、一般的には争いをしている者同士が互いに譲り合って争いごとをとめることを約束する契約と言われております。

今回の件に関しましては、争いごとという状況にはなっていないのではないかと考えましたが、法的な解釈からすると、対立する考えを一つにまとめること、それ自体が既に和解ということとなるものだそうでございます。さらに、今回の負担金が単に要請を受けての支払いという形になりますと、法的には当面の市の責任を果たすということであり、今後の過程においては市の責任を残していると考えられる可能性もあるとのことございました。それに対しまして、今回のように和解契約を締結することは、相方の債権債務を確定させ、このことにより、一切の問題を解決済みとすることであり、こうした問題に対する互いの責任を明確にするには望ましいとの顧問弁護士の指導を得たものでございます。

それでは議案のご説明を申し上げます。

1 番、相手方及び和解の内容でございますが、21 ページをごらんいただきたいと思います。

和解契約書（案）という形でお示しをしておりますが、まず、第 1 条では債務額 1,743 万 2,237 円中、市が 1,300 万円を負担し、財団が残り 443 万 2,237 円を負担すること。市は、それを契約書締結時に定める月日までに支払うことを定めております。

第 3 条は、土地の現状回復義務を免除する内容です。

第 4 条は、解散後の残余財産の受け入れ。

第 5 条は、解散に伴う剰余金の市への寄附などを定めております。

契約書の締結は、議決後できるだけ速やかに実施させていただきたいと考えております。

20 ページに戻りまして、2 番和解の概要でございますが、資料でご説明した内容が要訳されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第 77 号のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（志賀直哉君） これより議案第 67 号ないし第 78 号の総活質疑に入ります。3 番小野絹子

君。

3番(小野絹子君)(登壇) ただいま提案されました議案の中で、議案第77号和解契約の締結についてとその補正額1,300万円の負担金について総括的に伺います。

和解契約の内容としては、財団法人塩釜海員会館の解散に伴い、累積債務額1,743万2,237円のうち、1,300万円を市が負担し、市が財団法人に貸している土地を、本来はさら地で返却すべきところ、建物をそのままにして返却することを塩竈市と財団法人海員会館とで和解契約をすると述べているところではありますが、先ほど和解契約の内容について、なぜそれを結んだかということについて部長からお話がありましたけれども、改めて市は何に基づいて和解契約をしようとしたのか伺いするところでもあります。

次に、財団法人の解散に向けて監督官庁である国土交通省、東北運輸局からは累積債務の解消と残余財産の処分について、明確な計画策定と実施が前提になると指導を受け、財団は第三者機関を設置し、提言を依頼し、市はその提言をもとに財団法人と和解契約を結ぶと述べておるわけではありますが、市は議会に対して第三者機関の設置の報告もしておりませんし、第三者機関が十分その役割を担えるのか、その判断を仰ぐ手立てもとっておりません。もちろん、きょう初めて改めて議会に対しての説明があったわけでございます。しかもそういう点ではですね、全く議会軽視と言わざるを得ないと思います。しかも即9月議会に提案し、議会に早急な対応を求めることは、性急過ぎるのではないかと思うのでありますが、伺いしておきます。

次に、議案第75号塩竈市監査委員条例等の一部を改正する条例ではありますが、今までの常勤の監査委員を非常勤にするというのはなぜかという問題でございます。決算は、先ほどご説明ありましたように、監査委員の方から監査委員の審査、説明がありました。あのとおり決算は監査委員の審査に付さなければならないと自治法で定められており、市当局で予算をどのように執行されたか監督する、監査する監査委員の役割はますます重要であります。なのに非常勤にするのは塩竈の監査の領域が減ったとでもいうのでしょうか。それとも市長の行う行財政改革の一環として考えられたものでしょうか。この監査の重要性について、市長はどのように考えているのか伺いするものであります。

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 小野絹子議員のご質問にお答えいたします。

初めに議案第77号財団法人 塩釜海員会館の解散に伴う和解契約の締結についてのご質問

でありました。

財団解散に当たって、なぜ市が責任を負わなければならないかというご質問でありました。全般的に申し上げますと先ほど部長が説明したとおりであります。塩竈市に入港する船舶の福利厚生施設として、また漁船誘致上必要な施設として本市水産活性化のために欠かせない施設として今日まで運営が続けられてきたと。このことについては財団設立時には一時期当時の市長が理事長であったこと。また、理事、評議員、監事として行政も運営に関与しており、極めて公的な色彩の強い施設であったというふうに認識をいたしているところであります。

また、かつてこの施設については昭和 26 年でありましたが、現在の塩竈神社の自動車で登って行く左手の方の山の上にはですか、かなり老朽化した施設があったわけでありましたが、それを改めて建て直しするという計画が立ち上がったわけでありまして。その際、先ほど部長も申し上げましたが、市が主導的、主体的にという時期もあったようでありまして。しかしながら、当時、塩竈市が財政再建団体であったこと等から、当面は財団に年金福祉事業団からの借り入れをした上で、建設資金の利子等については利子補給をさせていただく。あるいは、市が財政再建団体完了後には、建設資金の元金も含めた元利償還相当額を補助するというような内容の覚書案をつくり、このことについて昭和 42 年 10 月 12 日に開催されました市議会全員協議会にお諮りをさせていただいた上、市と財団とで覚書を取り交わした経過等がございます。こういった今までの経過を踏まえてこのような決断をさせていただいたということでありまして。

また、運輸局の方から指示がありました負債の整理ということでありまして。そのことについて累積債務の負担割合 4 分の 3 を市が、4 分の 1 を財団の関係者がということについて、一定の説明責任が果たされていないのではないかということでありました。

財団の役員会にこういったことを諮らせていただき、財団の事務として継続してまいったところでありまして。一定程度そういった内容が精査された段階に、委員会、協議会等でもご報告をさせていただきながら、最終的にこういった形でということをお話の方にご説明し、ご理解をいただこうとする内容でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、監査委員の常勤、非常勤の問題についてであります。決して監査事務を軽視するという事ではないかと思ひております。

今現在、県内 13 市ございますが、総じて監査委員については非常勤という形で対応されて

いる市が 10 市であります。常勤が仙台市、大崎市、塩竈市であります。我々もこの 2 年間監査委員の方々の業務内容を精査をさせていただきました。年間約 100 日ぐらいの監査事務に当たっていただいておりますほか、その他の事務についてもさまざまな分野で取り組んでいただいたところではありますが、内容としては今回非常勤という形をお願いをさせていただきたいということでご提案をさせていただいたところあります。

今後とも適正な監査事務が遂行されますよう、なお我々も留意をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（志賀直哉君） 3 番小野絹子君。

3 番（小野絹子君） ただいま市長の方から答弁いただきましたけれども、私がお聞きしたいのはですね、その財団法人が解散する、それに当たって塩竈市が 1,300 万ほどそこは負担金として持ちますよということを含めた和解契約をするということのようではありますが、そのほかにもいろいろありますけれども、そういう点でその根幹になったといえますか、なぜ 1,300 万なんだということについて、これは第三者機関が提示した数ではないのかと。提示したことではないのかと。市はそれを妥当だとして今回提案していることなんだろうと思いますが、その根拠は一体何なのかということなんですね。かつて塩竈ではマリゲートの問題で、大変ここでも例のマリゲートのあの累積赤字を抱えたときの処理の問題で、大変議会も当局も苦慮しました。それは議員の人たちも当局も十分わかっているだろうというふうに思います。同じようにこれも累積赤字の処理ですから、そういう点で今回は物がなくなるというだけに、いやこれから発展するとかというのではなくて、整理をしなくてはならない課題の問題ですから、そういう点でなおのこと、やはり今提案されたことを含めて、それがなぜもっと議会の中に、委員会等にきちんと報告がされないのかと。そして、もっとそういう点では何らかの手当てはなかったのかということを含めて、私はお聞きしたいというふうに思っているわけです。それについてどういうふうに考えているのかお聞きしておきたい。しかも 7 月 30 日に要望書が出されて、そして 9 月議会にそれが提案されて、9 月議会で即決なさい。そんなね、議員の人たちもいろんな状況はわかるんですよ。わかるから、それはそうしなくてはいけないという気持は持っているんです。しかしそうは言ってもね、やはりきちんと物事をやはり審議、いいのかどうかを含めて市民から負託されているわけですから、市民の税金を 1,300 万、実際に負担金として出すわけですから、そういう点でそういう性急

過ぎるような取り組みではどうなんだということを市長の姿勢をただしているということですから、それをお聞きしたいというふうに思います。

それから、監査委員なんですが、確かに都道府県とか政令指定都市では常勤監査委員の常勤を置くと、置かなければならないとなっていますね。自治法でね。市段階は、まあ置けるといこと、表現というかそういうことになっているようです。しかし、私が言いたいのはね、今まで塩竈市の監査を実際やってこられて、2年間調査したようなことを言っていますけれども、そういう点では常勤の場合と非常勤の場合の監査の仕方は当然違ってきますよね。時間が全然違って来るわけですから。そういう点で今までのような監査の仕方が本当に保証されるのかどうか。これからますます行財政の問題で監査が必要だ、一方では外部監査も必要ではないか、そういうふうに言われている段階で、その辺をどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、この財団を解散するに必要な1,700万円余の累積債務の解消案についてであります。

既に財団については昨年度、解散をさせていただいたということについては、ご報告も申し上げてまいりましたし、過日、17年8月26日でありましたか、産業建設常任協議会の場でも状況についてはご説明をさせていただきながら、その際には16年度末で1,650万円の残念ながら累積債務を抱えるような状況にあると。将来はもうどうしても解散をせざるを得ない。いろいろさまざまな分野からご参画をいただいております役員会の中でも、解散については了承され、今後の取り組みについても一定方向については役員会の中です承いただいたということをご報告をさせていただいたところでもあります。

これを受けまして、9月の特別委員会とその後についてでもありますが、やはり漁船誘致の際に宿泊施設はぜひ必要でありますというようなお話でありますとか、水産都市塩竈として果たしてこういった施設をなくしていいのかと。ぜひ継続するべきではないか等々のご意見もその後の議会でもいただいたところでもあります。先ほど担当部長からご説明をさせていただいたとおり、残念ながら本市500億市場が今は100億前後であります。4分の1以下に出入港船舶数が減少している。結果としては1万3,000人ございました利用者数が3,000名。我々も利用拡大のためさまざまな努力をさせていただきました。例えば、各種スポーツ大会のときに、ぜひこういった施設に宿泊をいただきたいでありますとか、会議の際にはぜひ

ひ海員会館をお使いいただきたいというような努力を我々もいたしてまいりましたが、残念ながらその差は埋めるべくもなく、これ以上続けることについては赤字が累積するというところで、先ほどお話ししたような状況になったわけでありまして、第三者委員会から出されたものにつきましても、当市の顧問弁護士等についてもいろいろご相談を申し上げながら、最終的にこういった形でご提案をさせていただいたということについてご理解いただきたいと思えます。

それから、監査委員であります。常勤非常勤であります。監査の中身が変わるわけでは我々はないと思っています。やはり決められた時間内に効率的に仕事を運用するというのも、行財政改革の大切な柱ではないかなと思っておりますので、なお旧来どおりの監査が適切に行えますよう、我々といたしましても努力をいたしてまいります。よろしく願いいたします。

副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君）（登壇） 13番。9月議会に提案されました第77号和解契約の締結につきまして、ニュー市民クラブを代表いたしまして総括質疑を行います。

この議案第77号は、産業建設常任委員会に付託される議案でありますので、審議に支障のない範囲で、留意して総括質疑をいたしますので、市長初め担当当局に誠意ある回答をお願い申し上げます。

財団法人塩釜海員会館は昭和26年設立し、当初は市長が理事長を務め、塩竈の基幹産業である水産業基盤施設と位置づけ、主体的役割を担ってきた経過にあります。昭和43年会館建設には、市の財政の厳しい中、土地の貸借や建設費の利子補助を実施していることから伺えます。昭和50年代には1万3,000人の宿泊利用者がありましたが、それは水産業の反映と相対的に大きな成果を上げてきたわけでありまして。しかし平成11年から6,000人、15年からは3,000人と減少に歯どめはかからず、13年以降は2,200万の累積欠損金を抱えるようになりました。そのような中で人員の削減や、料金の値上げ、施設改修など、内部努力に注いできた実情も理解するものであります。18年5月に理事会として決断され、18年8月1日、会館を閉鎖し、第三者機関の税理士に解消策を依頼し、ことし7月30日、市に支援の要請を実施したのが経過であります。

市は、これまでの経過を含め一定の責任として支援を早急にするため、和解契約の締結を今議会に議決を求め提案されたわけでありまして。

そこで、私は三つの質問をいたしたいと思います。

まず、昭和 26 年の設立より、これまで塩竈市が深くかかわり、設立時には市長が理事長としての立場、その後も常に中枢の立場で海員会館の運営を担ってきたわけであります。ここ十数年、経済状況の大きな転換や水産業界の厳しい環境の中で、海員会館の決算状況に対して、市長はどのような情報認識を持っていたのかお伺いいたします。

第 2 番目といたしましては、今回の海員会館のように塩竈市とかかわる第三セクターなり、団体に土地や建物を貸与しているそういう団体の数はどのくらいあるんでしょうか、お伺いします。

第 3 番。公金、いわゆる税金を今回のように団体に支援する定義なり規則というものは確立されているのか。

3 点をお伺いいたしまして、第 1 回の質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 佐藤英治議員の海員会館についてのご質問にお答えいたします。

初めに、海員会館の決算収支など、市長は的確に把握をしていたのかというご質問でありました。

海員会館、塩釜港に入港する船員の福利厚生施設として、また漁船誘致上大変重要な施設として、水産都市塩竈には欠かせない施設として、今日まで運営がされてきたというふうな認識をいたしております。

このようなことから、財団設立時には市長が理事長として就任しており、理事長を退いた後も、歴代の市長は財団の顧問としての要請を受け、年 1 回の財団の通常総会において、財団の経営状況などについて報告がなされてきたところであります。また、昨今の海員会館の経営状況については、担当部課長からその都度報告を受け、早急な問題解決を指示してきたところでもございます。

財団としては 500 億を誇った水揚げが、残念ながら 4 分の 1 以下となり、利用者数も激減の一途をたどるほか、国体あるいは魚市場の修繕工事等が一段落した以降は、さらに利用者数が減少しております現状を我々は厳しく受けとめざるを得ない。そういったこと踏まえまして、私も財団解散への手続をとらざるを得ないと判断したところであります。

次に、市が土地建物の支援をしている団体はほかにどれくらいあるのかというご質問であります。

これまで、市が団体に対して土地や建物を支援している形態としては、おおむね3種類がございます。一つは施設整備の際に助成金を交付している場合でありまして、例えば社会福祉法人、商工会議所、職業訓練法人など9団体がございます。次に、地域総合整備事業債を活用して資金融資をしている団体が、医療法人及び社会福祉法人の3団体でございます。また、無償で土地を貸与している団体が、一部事務組合、消防事務組合、環境事務組合になるかと思いますが、社会福祉協議会など5団体でございます。

今回の海員会館への支援措置のように、市が団体へ支援する場合の定義というようなご質問でありました。一般論といたしましては、今回のような解散を想定したというようなことでの条例や規則等は設けてはおりません。そこで、このような状況が発生した場合、その団体の性格や公益性、設置目的、市のこれまでの関与の度合い、あるいは市民生活や地域経済への影響等について、総合的な視点、観点から個別の事情に応じて判断をさせていただくものと理解をいたしております。

繰り返しになりますが、なお今回の件につきましては、海員会館建設当時市議会にもご説明申し上げ、ご了承もいただきながら、市と財団で覚書を取り交わしておりました。その内容は、当時市が財政再建団体であったことから、当面は財団が年金福祉事業団から借り入れる建設資金の利子支払いを市で補助すること。さらに、2番目といたしまして、市が財政再建を終えた暁には、建設費の元金も含めた額を補助することとの内容でございました。

また、繰り返しになりますが、財団設立時には市長が理事長を務め、さらに理事幹事などに市役所職員が就任し、また市議会からも理事や評議員として適切にご指導をいただいていた経過があります。

今回の件に関しましては、これらのことを総合的に判断し対処しようとしているものでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

副議長（今野恭一君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 13番。経過は先ほど小野議員にも説明され、また詳しく私も2回聞くことによって理解を深めることができました。それで、私はやはり情報認識ですね。常に深いかかわりですね。会館の歴史的に深いかかわりのあった市当局。しかもこういう決算状況というものは極めて熟知している立場が、何ゆえにこういう状況、いわゆる水産関係の水揚げも下がっている、こういう水産関係の状況を踏まえたときに、もっとも私は手当てを、対策というもの、これが必要ではなかったかなというふうに思っております。

また、今回2番目の質問として、こういう団体がやはり本当にあるわけですがけれども、今のところそういうところはないと言われますけれども、やはりマリゲートの問題をどのように学習能力をしてきたのか。それはもう何十年も前の話ではないんですね。そういう意味では本当に私は、こういう状況というものを本当に正確にとらえて対応するということ。そしてまた、税理士の方がこの処分についての中に書いております。結局は何かというと、各種団体、公益などの公益法人や第三セクターの整理統合には必ず自治体などが負担するような社会的政治状況と視点があるということを言われれば、これからこういう点も適切に、僕は見定めていただきたいなというふうに思っております。

第2質問としてもう1点、私はこの和解という問題なんですけれども、和解というものはさっき部長言われたように、争いごとでない和解ですから。産業部長のお話にありました。和解というものは争いではない。確かにそうです。しかし、和解というものはお互いの意見が僕は同意して初めて和解というものは成り立つのではないかと思うんですね。今回出された案分というのは、まさに要望どおりのものなんですね。僕は内部的にどれだけ詰めて、そしてなおかつこれからやはり水産の産業の再生と、非常に求められております。そういう意味でこの海員会館をどうする運用方向があるのかですね。今後、今即断は難しいと思いますけれども、期待が非常にあるということを述べて私の見解を終わります。

最後に、先ほどこれまでの経過の海員会館と市当局との覚書ですが、そういうものがありましたら後ほど我々に資料としていただきたいと思いますと思っております。当局から、今のお話についてご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、こういった情報を共有していくということが極めて大切であるということについては全く同感であります。繰り返しになりますが、我々といたしましても大変厳しい経営環境であるということについては、再三ご説明をさせていただいたところがあります。また一方、そういった中にありましても、このような海員会館的な施設が港町塩竈にはぜひ必要ではないかというような意見も一方ではあったわけであります。そういったものに対しましても、我々現状を分析しながら、少なくとも今のような入港船舶数が今後飛躍的にふえるようなことがない限りなかなか難しい。そういった施設の代替機能をむしろほかの施設で何とか受け入れしていただけないかといったようなことに我々努力をさせていただきまし、またそのようなことについては議会からご質問いただいた際に、ご説明をさ

せていただいたところであります。長年の歴史を有する施設でありますので、それぞれの思いが非常に強い施設であります。今日までに至るまで、やはり一定期間が必要であったのかなというのが私の率直な感想でありますし、またマリゲート問題、本当に大変市民の方々にもご心配をいただいた施設であります。できる限りこういった施設が今後塩竈で出てこないような我々行政としての、なお努力も傾けてまいりたいと考えております。

なお、和解については担当部長より再度ご説明いたさせます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 先ほど来ご説明を申し上げました当時の覚書、こういったものにつきましては、議会からのご要請をいただきまして、私たちとしては提出をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（志賀直哉君） 佐藤議員に申し上げます。これは総括質疑なので、資料請求は委員会をお願いいたしたいと思えます。

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第79号ないし第81号

議長（志賀直哉君） 日程第7、議案第79号ないし第81号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第79号から第81号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案はいずれも人事案件でございます。

まず、議案第79号教育委員会の委員の任命についてでございます。

現委員中1名の委員が本年10月4日をもって任期満了となるため、その後任の委員を任命しようとするものでございます。

前任の委員の方が退任されますので、後任には塩竈市元町3番11号、庄子洋子さん、昭和

18年8月16日生まれを新たに任命しようとするものでございます。

次に、議案第80号は公平委員会の委員の選任についてでございます。

現委員中1名の委員が本年10月4日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には塩竈市元町2番19号、佐浦弘一氏、昭和37年10月1日生まれでありまして、現在2期目の委員としてご活躍をいただいております。再任で選任をしようとするものでございます。

次に、議案第81号は固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

現委員中4名の委員が本年10月4日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には塩竈市元町2番16号、齋藤榮樹、昭和16年8月29日生まれ、塩竈市松陽台三丁目20番10号、佐久間志保子さん、昭和26年11月8日生まれ、塩竈市海岸通り1番17号、眞木芳美さん、昭和39年4月9日生まれでございます。

以上、3名の方は現在委員としてご活躍いただいております。再任で選任をしようとするものでございます。

また、1名の委員の方が今回退任されますので、その後任として、塩竈市字伊保石341番3、佐々木和夫氏、昭和22年2月24日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

いずれの方も人物、識見ともに適任と考えますので、万場の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第79号ないし第81号については同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第79号ないし81号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明11日から20日までを常任委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、21日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明11日から20日までを常任委員会及び決算特別委員会を開催するため休会とし、21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月10日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 木村吉雄

平成19年9月21日（金曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第3日目）第3号

議事日程 第3号

平成19年9月21日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君
総務部政策調整監	小山田幸雄君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中たえ子君

会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷 古 正 夫 君
総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐 藤 信 彦 君
市立病院長	伊 藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小 山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高 橋 洋 一 君	監査事務局長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21番香取嗣雄君、1番曾我ミヨ君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。4番吉川 弘君。（拍手）

4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行います。

まず第1点は、地方公共団体財政健全化法について伺います。

ことしの6月、国においては地方公共団体財政健全化法を成立させました。この法律の中心点は、現在は一般会計の実質赤字比率が市町村においては20%を超えると財政再建団体になるものを、平成20年度決算からはこの一般会計に加えて全会計を対象にして、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の三つを加え、指標が基準を超えると財政健全化団体や財政再生団体にさせるというものであります。6月16日付の朝日新聞報道では、一般会計では24市町村が赤字だったものが、公営事業会計を連結すると64市町村が赤字となり、ワーストワンの夕張市に続いて塩竈市は連結実質赤字比率が22.8%となって、ワースト20位と発表しました。6月15日付の自治日報報道によれば、総務省は財政指標の判断基準となる政省令については、年内に基準を示したい、ある日突然アウトとならないよう早めに示したいが、ある程度引っかかるところが出てくるのもやむを得ない、新法を念頭に置いて財政健全化に取り組むように、このように自治体に要請を行っております。

しかし、この間の経過を見れば、総務省は地方の意見も聞きながら年末までに指標を数値化して示したい、このように述べていることから、今回の法律は準備も審議も地方自治体の実情を十分に踏まえて慎重に行われたものではありません。本市の意見、要望を直ちに国

に上げて、地方自治体の考えを組み入れていただくことが重要だと考えますが、市長の見解を伺います。

本市での連結決算の試算では、赤字となるのは市立病院会計、魚市場会計、公共駐車場会計などですが、私は国の今回の方針によってとりわけ市立病院事業の今後を心配するものがあります。総務省は全国の自治体病院の3分の2が赤字だからという理由でもって、7月23日に公立病院改革懇談会を発足させ、一つには病院の経営の効率化、二つには再編、そして三つ目には経営形態の見直しによって、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化、民間譲渡などと、三つの視点で病院の改革指針を策定して自治体に示す考えであります。市長は、今回の決算特別委員会で答弁しているように、財政健全化法とのかかわりで、平成18年度末補正で一般会計から繰り入れを行って対処を行った。平成19年度が正念場だと、このように述べております。市立病院に来ている患者は塩竈市民が6割、区内一市三町からは3割の割合となっております。このことから、市立病院は塩竈市民だけでなく、二市三町の地域住民の病院として公的役割を担っていると考えます。このようなことから、市立病院の医療構想をしっかりと地域住民に示して、公立病院としての役割と事業を守るという決意が求められていると考えますが、市長の見解を伺います。

第2点は、塩釜医療圏の夜間救急医療体制について伺います。2007年消防年報の資料によれば、平成18年の救急車の出場件数は6,863件となっており、これは二市三町管内で1日平均19回救急車が出動し、住民の29人に1人が救急隊によって病院に搬送されたこととなります。この出場件数は10年前と比べると約1.7倍となっており、年々増加している内容でございます。さらに、患者が確認されてから病院まで搬送される時間は、平均で32分37秒となっており、この搬送時間も年々長くなっております。また、搬送先は二市三町管内の病院には72.8%管内の病院で受け持ってもらえず、約3割弱の患者さんが仙台市内の遠くの病院まで搬送されている実態があります。このように救急隊の方たちは患者を一刻も早く病院に届けたい。しかし、病院の受け取り先が決まらず、大変な苦勞を強いられているわけであります。このような状況に対する当局の見解を伺います。

塩釜医療圏は仙台医療圏から平成15年に独立して4年になりますけれども、いまだに平日、休日の夜間の救急医療体制が確立されておらず、県内では一番おくれた体制となっている現状であります。平成18年3月29日、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会と、二市三町の市長、保健所で構成される塩釜地区地域医療対策委員会において、塩釜地区の救急医療体制につい

での意見交換会が行われました。その後の進展状況はどのようになっているのか、いつから夜間の救急体制を確立するのか、今後の見通しについて伺います。

第3点は、宮城県沖地震対策について伺います。想定される宮城県沖地震は、2024年まで90%の確立で発生すると、このように予想されております。ことし7月16日の新潟県の中越沖地震の被害は、新潟県内で死者11名、負傷者1,954人、全壊家屋1,118棟、半壊家屋3,234棟にも及びました。また、12年前の阪神淡路大震災では、震災後にさまざまな原因によって亡くなった被災者を除く五千数百名はその80%以上が住宅の倒壊を原因とし、あるいは家屋倒壊が消火を難しくして延焼火災によって命を失い、かつ家族は住宅という財産と生活の本拠まで失ったと、こういう事実であり、教訓であります。

防災対策の基本は、予防、応急、復旧ということは言うまでもありません。しかし、多くの自治体の地域防災計画の内容が対策の重点は依然として応急対策に置かれているという状況にあります。しかし、これまでの教訓を生かすならば、災害発生を予防、抑制する事前対策へと施策の考えを改める必要があると思います。

本市においては、この間、保育所、学校施設の耐震診断、補強工事が進められてきました。今後の課題では、個人の木造住宅に対する対策を積極的に行うべきと考えますが、当局の見解を伺います。

平成15年度から木造住宅耐震診断士派遣事業、その後平成16年度からは、耐震診断助成事業、耐震改修工事助成事業などが行われてきております。個人住宅へのこのような助成はまず一歩前進と、このように私は評価します。

しかし、その内容を見れば、平成18年度の木造住宅耐震診断助成は、国、県、市などの公的負担が13万6,000円で、本人負担は8,000円となっておりますが、募集の枠はわずか40軒でありました。また、木造住宅耐震改修工事助成で、市内全域が対象となる国と市からの地域住宅交付金による助成は、改修費用の10%、あるいは20万円の多い額、また限度額30万円で、改修費用が60万円未満の場合は3分の1、このようになっておりますが、この助成には県がお金を出しておりません。県は高齢者、障害者への上乗せ、これだけを行っているのであります。そして、このような改修工事への助成枠、年間わずか10軒であります。市内には2万1,000軒の個人住宅がありますがけれども、昭和56年5月以前の住宅4,600軒のうち、補強工事が必要とされる対象軒数は4,100軒と聞いております。予想される大地震に対して、耐震診断助成の枠が40軒、耐震補強工事の助成の枠が10軒では、とても市民の命と財産を守る取り組

みにはならないと考えます。国、県、市は抜本的に募集枠の拡大と助成額をふやして事業を進めることが求められていると思いますが、当局の見解を伺います。

第4点は、100円バスの路線拡大について伺います。市民に好評な100円バスでありますけれども、走っていない地域住民の方からは早く走らせてほしい、こういう強い要望があります。西部地域の100円バス路線の延長を求める会は、昨年3月29日、大日向町、母子沢町、袖野田町、向ヶ丘地域まで延長を求めて、580筆の要望署名を市長に提出いたしました。施政方針では、100円バスの路線拡大の可能性や、市の中心部までおおむね15分で行ける15分交通体系について検討していくと、このように述べております。決算特別委員会でも、空白地域については、小型車も含めて二市三町で勉強会も行って検討中と、このように答えておりますけれども、取り組みの内容について伺います。

第5点は、塩竈斎場の運営について伺います。塩竈斎場は平成6年度に建てかえが行われてから13年間しかたっており、まだまだ使える建物ではあります。だが、平成3年に塩竈市と地元袖野田町町内会で交わされた協定書の重みがあり、この協定書の立場から課題について進めていくことが大事だと考えます。協定書にある地元の環境整備の要望は、これまでの程度実施され、今後残されている課題はどのようなものがあるのか伺います。

また、これまでは本市と地元町内会との協定だったものが、今後塩釜地区環境事務組合へと広域化される方向ではありますが、今後の課題となる移転先や、移転の期日及び地元の環境整備の要望など、これまでの協定書の趣旨はどう引き継がれていくことになるのか伺います。

以上でもって、第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)
議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま吉川議員から5点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、地方公共団体財政健全化についてのご質問でございました。地方公共団体財政健全化法における財政指標の判断基準について、意見や要望を国に上げていくべきではないかとのご質問でございました。

お答えいたします。いわゆる再生法制は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律として、本年6月22日に公布されております。この法律は、従来の地方財政再建促進特別措置法が対象としていなかった公営企業や、第3セクターの経営状況を含めた、地方公共団体全体の財政の実態を明らかにし、早期の段階から地方財政の健全化を図ろうとするものでございます。

この法律では、早期健全化段階と再生段階に分けて財政力を判断することといたしており、そのための指標として、普通会計における実質赤字比率や、一般会計、特別会計、企業会計の実質収支を合わせた連結実質赤字比率、一部事務組合負担金の公債費に充当されたものも含めた実質公債費比率のほか、地方公社などの後年度にわたる債務負担を含めて算出する将来負担比率の、四つの指標を用いることといたしております。

指標のうちのいずれかが基準を超えた場合には早期健全化段階、将来負担比率を除く三つの指標のうちいずれかが基準を超えた場合には再生段階に、それぞれ分類をされることとなります。さらに、公営企業に当たっては、資金不足比率をもって個別に判断されることとなっております。この法律は、平成20年度決算から適用されることとなっており、本年内に判断比率の具体的な数値が、総務省から示される見込みでございますが、その設定によっては今後の本市の財政運営に大きな影響が出るのが懸念をされます。例えば赤字額の大きい病院事業等の公営企業が、黒字経営に転換するまでには相当の期間を要すると、こうした特殊な事情への配慮が我々にとりましては必要であるというふうに考えております。

このため、本市といたしましては、国に対し早い時期にそれぞれの判断基準を示すとともに、算定方法についても地方のそれぞれの事情に即した内容とすることによって、混乱が生じないようにする配慮が必要であることを、市長会などを通じて求めてきたところでございます。厳しい地方財政の状況により、本市におきましても病院事業、魚市場事業、駐車場事業の3会計が赤字会計となっておりますことから、四つの指標のうち、連結実質赤字比率については特に留意すべきものと考えております。平成18年度決算におきましては、それぞれの会計、赤字額が減少をいたしておりますが、今後ともなお一層赤字の早期解消に向けて努力をいたしてまいります。

次に、市立病院についてご質問をいただきました。

議員ご質問のとおり、市立病院は塩釜医療圏の中核的医療機関として、高度で先進的な医療を初め、救急や訪問看護など採算のとれない医療を担っていくことが期待をされておりますことから、残念ながら赤字が続いており、その抜本的な解消を図るため、17年度から3カ年間の再生緊急プランに基づき、経営健全化を目指して鋭意取り組んでいるところであります。

しかし、国の医療費抑制策による診療報酬の引き下げの影響などから、例えば今年でありますと、年間約9,000万円にも上っており、加えて療養病床の再編が病院経営を大変厳しいものとしております。平成19年度は収支均衡を大命題として、これまでの成果に加えて常勤

医師をふやしましたことにより、午後の内科外来診療を再開できましたほか、内科外来診療室を増設し、さらなる収支改善に取り組んでいるところであります。

一方、総務省では、公立病院改革懇談会を設置し、年内に公立病院改革ガイドラインをまとめ、平成20年度から経営指標に関する数値目標を盛り込んだ公立病院改革プランの策定を自治体に要請していくことといたしております。公立病院の改革に当たっては、経営の効率化と、医療圏内での再編、ネットワーク化、そして、経営形態の見直しという、三つの視点に基づき推進するものでございます。各自治体が公立病院改革プランを作成する際には、目安となる経営指標である人件費比率や、病院病床利用率を示し、水準に満たない病院はイエローカードやレッドカードを示すべきであるという考えや、公立病院改革に当たっては、国としても財政措置で後押しをすべきであるというような意見が並立しているようであります。

また、再編ネットワークの推進に当たりましては、平成20年度まで各都道府県において2次医療圏単位での公立病院等の再編、ネットワーク化に向けた再編計画を策定し、実施することといたしております。市立病院の経営は予断を許さない状況が続いているものと認識をいたしておりますが、国の公立病院改革や2次医療圏単位での公立病院の再編ネットワーク化に伴う地域医療体制、あるいは累積不良債務の処理方針、さらには、今年度の収支状況といった要素を総合的に勘案しながら、総務省の公立病院改革のスキームに沿った市立病院改革プランの策定に取り組み、今後とも引き続き急性期医療の専門性を維持し、地域の中核的な病院として高度で迅速な医療の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、塩釜医療圏の夜間救急体制の確立について何点かのご質問をいただきました。

初めに、年々増加をいたしております救急車の出場件数についてのご質問にお答えいたします。高齢化社会の進展や、住民意識の変化等により、塩釜管内二市三町における救急車の出場件数は年々約5%ずつ増加をいたしており、平成18年は6,863件、17年に比較いたしまして339件ふえております。出場理由といたしましては、急病が全体の63.6%を占め、次いで転送、搬送、一般負傷、交通事故等となっております。また、通報がございましてから医療機関に到着するまでの収容所要時間は、18年平均で32分37秒となっており、17年の31分59秒に比べ若干長引いております。これは、近年救急救命士が配置され、現場において必要な救命措置が行われるようになったことや、状況に応じて仙台市などへの管外搬送を行っていることもありますが、病院の受け入れ体制の問題も大きく影響しているものと考えております。

次に、夜間救急体制の確立に向けた協議経過と今後の見通しについてであります。

塩釜医療圏におきましては、夜間救急医療につきましては、圏域内の六つの救急告示病院に依存をいたしておりますが、医師不足による医師の労働過重の問題であり、救急患者の受け入れが厳しい状況になってきております。このため、平成17年8月、塩釜地区広域行政連絡協議会が塩釜医師会に対して救急医療体制の整備についての協力要請を行い、これを受けた医師会は会員に対するアンケート調査を行うなどの経過を踏まえまして、夜間救急診療について可能な体制の検討に取り組んでいただきました。

この結果、今年度4月から医師会、薬剤師会のご協力のもと、塩釜地区休日急患診療センターにおいて小児科の土曜日夜間診療を開始し、1次診療患者を受け入れることにより、救急告示病院の負担軽減を図ったところであります。

また、救急告示病院としても、救急患者の受け入れに努力をいただいております。18年におきましては4,669名、前年より243名、5.5%の受け入れ増で対応していただきました。今後も夜間救急体制につきましては、休日急患診療センターにおきます土曜、夜間診療の充実になお一層取り組み、あわせて救急告示病院の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、宮城県沖地震対策についてご質問をいただきました。大宗2点のご質問でありました。

初めに、個人の木造住宅地震予防対策についてお答えをいたします。今年3月の石川県能登半島地震、そして7月の新潟県中越沖地震と、震度6強の大規模地震が発生したことは記憶に新しいところであり、さきの中越沖地震では死者11名、負傷者1,985人、住宅等の建物被害は、全壊、半壊を合わせて2,435棟と、大きな被害をもたらしました。宮城県沖地震は、2034年までに99%の確率で震度6強の地震発生が予測され、人的被害として死者164名、負傷者6,170人、建物被害として全、半壊合わせて5万8,500棟余りの大きな被害が予想されております。

こうした状況を踏まえながら、本市といたしましては地震による被害をできるだけ減少するため、各種の施策を実施したところであります。例えば、室内での家具転倒等による人的被害を軽減するため、平成15、16年度におきまして、ひとり暮らしの高齢者でありますとか、障害をお持ちの方々の400世帯に家具転倒防止の金具を無料で取り付けをさせていただいたところであります。

また、倒壊率が高いと言われます昭和56年以前の木造住宅を対象とした耐震診断を平成15

年度から現在まで200棟実施いたしました。その93%の178棟に危険性があるとされておりますが、平成16年度からこうした耐震診断により危険と判定された建物に対しまして、耐震改修工事費の一部助成を行い、現在まで34棟の家屋の改築補強を行ってきたところであります。議員の方からは、まだまだ助成額が少ないということですが、とりあえずは数の浸透を図ることに努力を重ねてまいりたいと思っております。

そのほか、ブロック塀の倒壊被害を防ぐためのスクールゾーン内のブロック塀の除却等への補助を行いますとともに、保育所につきましても、昨年度までに耐震診断と耐震改修工事をすべての保育所で終了し、現在は小中学校の耐震診断と耐震改修工事を計画的に進めさせていただいているところであります。

次に、個人住宅への耐震診断と補強工事への助成額と募集枠の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

耐震診断の枠につきましては、平成17年度に20棟から40棟に拡大し、耐震改修工事につきましても、随時申し込み状況を確認しながら、できるだけ市民の要望にこたえられるように努めてまいっております。平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、建築物の耐震化の目標、平成27年度までに90%引き上げますとともに、本年5月には国の指針に基づいた宮城県耐震改修促進計画が策定されましたことを受けて、本市におきましても建築物の耐震化を計画的に進める耐震改修促進計画を本年度中に策定する準備を進めております。ご質問いただきました耐震診断、あるいは耐震改修などの助成額や助成枠につきましては、この耐震改修促進計画を策定する中で、できるだけ多く取り組むよう努力をいたしております。

また、本議会に提案をさせていただいております補正予算には、地震ハザードマップの作成費を計上いたしておりますが、これを地域の防災度を向上させるために活用することにより、市民の皆様により耐震診断や耐震改修工事の促進の目安としていただきたいと思いますと考えております。

次に、100円バスの拡大についてご質問いただきました。特に、空白地帯へ100円バスの路線拡大、及び15分交通体系のその後の検討状況についてのご質問をいただきました。

6月定例会以降、これまでに運行事業者でございます宮城交通と、交通空白地帯への100円バスの乗り入れについて協議を重ねてまいりました。その結果といたしまして、道路の状況でありますとか、既存路線との兼ね合い、運行時間、さらには本市の財政状況から、赤字運行に対する補てんには限界がございますことから、現行の100円バス路線拡大には困難である

というような判断をいたしているところでもあります。しおナビ100円バスはおかげさまで運行いたしましてから3年近くがたち、この間利用者数の確保増大のために創意工夫を重ね、100円の均一料金でありますとか、1周60分で運行する覚えやすい時刻表、あるいは朝夕のシャトル便の運行、さらには今年4月から仲卸、それから市民プールへと運行を拡大と、利便性の改善に努めてきたところでもあります。おかげさまで、17年度は27万4,000人と前年度の2倍以上になり、18年度におきましては32万4,000人の方々にご活用いただきました。現在既存路線のバスの100円均一化の検討でありますとか、住宅地から町の中心部に15分で行ける交通システムを実現するために、新たな手法を盛り込んだ総合交通体系を検討させていただいているところでもあります。そういった中で、ご質問等の内容についても検討させていただきたいと考えているところでもあります。

次に、塩竈斎場問題についてご質問をいただきました。協定書に盛り込まれた項目とその実施状況についてご質問をいただきました。

平成3年に地元町内会と締結をさせていただきました協定には、県道、市道、私道を初めといたします道路整備と、集会所の建設が地元要望として盛り込まれております。道路整備の中には、排水路の整備でありますとか、道路の隅切り、カーブミラーの設置、街路灯の設置というような項目を盛り込まれているところでもあります。これらの対応といたしまして、まず市道の関係につきましては排水路の整備や道路の隅切り、カーブミラーや街路灯の整備を行いますとともに、私道につきましても、私道整備助成制度を活用した整備を進めてまいったところであり、斎場の建設に伴い使用が困難となった集会所につきましても、移転建設も完了したところでもあります。

一方、これらにあわせて要望をいただいております、県道泉塩釜線の整備拡幅につきましては、いまだ解決に至っておらず、懸案事項となっております。この点につきましては、県が策定いたしました平成22年度までの土木行政推進計画では、残念ながら多賀城市南宮工区の整備だけが盛り込まれており、市境から東北本線塩釜駅までの区間については時期未定となっているところでもあります。

また、東北本線ガード部への歩行者専用隧道と申しますか、歩道の整備につきましても、所管をいたしております宮城県仙台東土木事務所におきまして、交通量調査を行った上で設置案を作成した計画がありましたが、まだ早期着工という状況にはいたっていない状況にあります。市といたしましては、地元の方々とお約束をいたしましたこれらの県道整備につき

ましては、今までも県に対してたびたび要望を重ねてまいりましたが、今後なお一層そういった努力をいたしてまいりたいと考えているところでありますが、そういった中、暫定的な措置ではありますが、歩車道境界の区画線、凹凸のあるタイプにさせていただく等、若干の安全性の向上が図られた経過もございます。

また、塩釜駅寄り側で今宅地造成が進められておりますが、その宅造工事にあわせて仙台東土木事務所で将来の歩道敷地の取得も図られたというような情報もいただいております。このような約束が一日も早く達成されますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、これらの地元要望を含みます協定の対応が広域化に伴ってどのように引き継がれるのかというご質問でありました。

今現在、この斎場業務につきましては、広域化を目指して作業中でありまして、例えば塩釜地区環境組合による共同処理となった場合には、斎場の施設運営はこの組合が担うこととなりますので、基本的にはこのような内容につきましては塩釜地区環境組合が継承するものと判断をいたしております。二市三町の首長間では、斎場業務を広域化した後においても共同の責任を果たしながら、20年移転問題に真摯に対応していくことが確認をされておりますので、従前と変わらぬ努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） では、2回目の質問をさせていただきます。

それでは、まず初めの財政健全化法についてであります。今市長答弁にありましたとおり、これまで本市の財政に大変な懸念がされると、そういうことで市長会などを通じて要望を出していると。そういう面でやはりぜひ年内にもいろいろ今後のそういう指標が出されてくるということで、ぜひ今後ともよろしく願いしたいというふうに思います。

それから、とりわけ健全化法とのかかわりからすれば、やはり今市長も言われたとおり、私も市立病院の今後のあり方、これが一番本当に大変だなと感じるわけですがけれども、本市の市立病院が管内で本当に中核的なそういう病院としての役割を果たすと、そういうことからしても、やはり何といたっても今の国の診療報酬の改定、言われたとおりやはり19年度も再生プランの目標を達成する上で、8,900万円、それが減収になると、そういう問題とか、あとさらには、患者の医療費の負担、この値上げによって患者が本当に少なくなるということで、

国の方においては本当に今のそういう国の医療に対するお金を出さない、そういう抑制策と
いうか、そういう考え方があって、やっぱりそれが本当に各地方の公立病院に対する大きな
影響を与えているのではないかというふうに思います。

あと、先ほど言われたとおり、公立病院の改革懇談会、これが7月末に発足しているわけ
ですけれども、その会議の中で総務省の考え方としては、やはり年内、改革指針策定の検討を
要請されているわけですが、しかし、各委員からの発言を要約しますと、やはり公立
病院といっても、その機能とか、それから規模の大小、それから都会と地方などの立地条件、
さらには、地域特性がさまざまで一律には論じられないため、一定の仕分けが必要だと。そ
ういうことを述べているんですね。あと、さらに医療計画の中での公立病院の役割の整合性
も必要になること、その上で経営指標に関する数値目標の議論に移るべきだと、そういう方
向が出された、そういうふうに言われておりますけれども、私はこの各委員の意見が非常に
大事だというふうに思うんですね。やはり7月末にこういう懇談会が立ち上げられて、12月
にはこれが指針として出されると。しかし、本当にこの短期間の中にやっぱりさまざまな問
題、クリアしなければ課題があると思うんですね。ですから、このことが非常に大事な点だ
というふうに思います。ですから、やはりそういう面で国の方が市立病院の問題について、
効率化の問題、再編の問題、あと民間化する問題とか、そういう形で、結局民間化すればこ
れは連結決算の範囲から外しますよと。そういう形でやってきているということから見れば、
私は本当に財政だけが先にやり、そういう立場で進められている、そういうのは本当に感じ
るんですね。ですから、そういう面でしっかりとこの懇談会の中での意見と同時に本市での
この間の、先ほど私も言いましたけれども、二市三町の中で公立病院としての役割、そうい
う面ではどういう病院を目指すのかということで、医療構想をしっかりと二市三町の地域住民
に示して理解をいただく、そういうことが非常に大事ではないかというふうに思います。そ
ういう点で、ぜひ市長が本当にこの二市三町の市民の命を預かり、そして育てるという立場
からも、今の市立病院の継続を行っていくという点での、そういう国の考え方がありますけ
れども、そういう面で市民合意と同時に継続をさせていただきよう、さらにご努力をお願い
したいというふうに思います。

それからあと、夜間救急医療体制でありますけれども、確かに市長が言われるとおり、もう
救急車の出場件数は年5%ずつふえていると。もう大変なふえ方であります。もう10年間で
1.7倍にもなっていると。ですから、そういう中で私もよく耳にしますけれども、救急車が来

ても20分、30分、長ければ50分も待って、やっと行き先が決まると。そういう問題とか、あと私自身も近所の方が倒れて、もう二市三町の病院では引き受けてもらえず、仙台の広南病院まで運ばれると、そういうのを目の当たりにしております。さらには、8月末の新聞報道でも、奈良県で起きた妊婦の方、本当に12件目になってやっと病院に届いて診療を受けて、そしてそれが約3時間もかかっていると。そういう問題、やっぱりこの塩釜地区内の問題としてもこれが本当に大変な事態になってきているというふうに思います。

それで、先日、9月16日付の河北新報に載っておりましたけれども、平日の夜、土曜日の午後、夜間の救急医療、大崎市の病院輪番制事業、これが記事として載っておりましたけれども、この大崎市の場合、今から13年前の94年から市が大崎市医師会に約1億円でもって委託をして、古川の8医療機関が輪番を組んで地域住民の命を守っていると、そういう内容であります。そういう面でやはり、塩釜地区の地域医療対策委員会、これが設置されておりますけれども、市長の答弁がちょっと抜けたように思うのですけれども、やはりこのところでの話し合いがどうなって、本当にその対策委員会の中で二市三町の市長がもっと指導性を発揮して、その役割を果たすべきではないかと、そのように思います。確かに小児科の土曜日の準夜間帯のそういう設置で患者さんがふえているという点、これは評価しますけれども、一番二市三町の管内で求められているのは、やはり平日日曜日の夜間救急医療体制、これをどうするのかということだというふうに思います。この辺での回答がちょっと余りなかったのではないかとこのように思うので、もう一度お願いしたいというふうに思います。

本市についても、救急医療は行っているということで、国の方からは8,200万円のお金が来ているんですね。ですから、そういうのも活用して、ぜひ今後1日も早くそういう救急体制を組んでいただきたいというふうに思います。

それからあと、宮城県沖地震対策。市長が各それぞれ施策を行ってきたということで、私もそれは認めます。しかし、先ほど言われたとおり、国、県、27年度まで現在の建物の90%とか、県においては役所なんかは100%、個人住宅は90%、そういう補強工事を行って、そういう事前のしっかりとした体制を組んでいくということに、ようやく本格的な取り組みになってきたと。問題なのはやはり枠が診断についても40軒、それから補強工事についても10軒、ですから、4,100軒、本市の場合は対象になる個人住宅がありますけれども、毎年10軒ずつやっていけば幾らかかるかといえば、410年かかるんですね。ですから、平成24年度までは90%の確率と。そういう面ではやはり本当に今回国、県が計画を策定して、27年度まで90%

とか、やっぱりそういう補強工事を行うと。ですから、本当にこれをやるとすれば、それにふさわしい財政も伴うし、そういう体制をとるとということだというふうに思うんですね。それがなければ、本当に絵にかいたもちになるのではないかというふうに思いますので、本市の場合、19年度中に計画を立てるということになっておりますけれども、その辺で本当に国、県、市、この予算額をどういうふうに拡充するのかと。今でも耐震補強工事に対してB方式ということで本市が全世帯の対象になっている、この枠についても住宅交付金ということで、最大国の方が42%で枠が来ていますけれども、これについても19年度の当初予算では100万円なんです、予算が。市全体で。そして、県の方はもう全然助成金がついていないと。県の方では高齢者、障害者の分について一定予算をつけると、そういう状況になっていきますので、そういう点では、現在の10%とか、あと20万円までとか、そういう枠がありますけれども、やはりその辺についてもしっかりと検討して、本当に90%やるとなればそれにふさわしい財政措置をしていただきたいというふうに思います。この間も仙台市では60万円、1件当たり。そのほかに改修設計費用として14万円が上積みされて、合計74万円になっております。ぜひこれらのすぐれた経験なんかも生かして取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、100円バスについては、総合交通体系を検討中ということでは言われましたけれども、予算特別委員会でも、二市三町で勉強会を行っている。ですから、勉強会で結局二市三町全体でやはりやるのか、その辺なんかも含めて、いつまで勉強会をやって、結論をいつ出して、いつから実施するのか、それについても見通しをお願いしたいというふうに思います。

それから、斎場の運営についてでありますけれども、協定書とのかかわりで、結構集会所を初め、道路とかカーブミラー、結構いろいろやられているというふうに思います。ただ、県道とのかかわりからすれば、泉塩釜線、確かにこれは拡幅してもなかなか大変だというふうに思いますけれども、やはり動きはございませんけれども、ただ、玉川岩切線、先ほど市長もちょっと触れましたけれども、今南宮市川を中心にして3キロ区間を平成20年度までで行っているという、そういう状況がありますので、ですから、今後の課題としては、泉塩釜線と玉川岩切線と、そういう面では並行する道路にはなりますけれども、この辺についての整合性とあわせて、ぜひ課題にさせていただいてお願いしたいと。

それから、泉塩釜線の東北本線のガード、これも言われたとおり、昨年度東土木については業者さんから将来のガードのための土地を買収したと言われておりますので、今後ともぜひ、これは来年度から始まります10年間の土木行政推進計画、この優先順位がまだ決まって

いませんけれども、ただ、所長さんは非常に優先度は高いと、このように言っていますので、ぜひ地元の要望の上からも後押しをしていただきたいというふうに思います。

そういうことと、あとは、広域化に、環境事務組合に移ったにしても、やはりこれまでの協定書、環境組合に移すというのでなく、本当に本市が地元とのかかわりでしっかりと責任を持って、今後ともその課題については取り組みを進めていただきたいということを要望しますので、それについての回答をお願いしたいということで、第2回目を終わらせていただきます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 財政健全化法の関係であります。

地方6団体というお名前はお聞きになっているかと思います。県、市、町村のそれぞれ首長、あるいは議会が一緒になりまして国の方にさまざまな要請活動を行ってきたわけでありまして、私は若干ではあっても、今回の制度の中でプラス部分があったとすれば、そういった方々のたゆまぬご活動、もう一つは、やっぱりその6団体が一緒になって行動を起こしてきたということが、実は大きな力になったのかなと思っております。ぜひ今後ともそういう6団体という組織を堅持しながら、本当に一番末端自治体として苦しんでおります我々の声が反映されますように努力を重ねてまいりたいと思っております。

市立病院の診療報酬の問題もわかりであります。大変厳しい環境ではありますが、我々はまずは19年度、何としても単年度収支を整えるように一生懸命頑張っただけでまいりたいと考えております。

夜間救急医療体制であります。救急車の出場回数が大幅にふえているというご説明をさせていただきました。大多数の方は適正にご活用いただいております。ただ残念ながら、昨今タクシーがわりにお使いになっているような方々もふえてきております。これは要請があればどうしても出勤せざるを得ないわけでありまして参りますが、残念ながらそういった方々の利用がふえてきていることも事実であります。我々もあらゆる機会をとらえながら、本当に助かる命が助からないという場合も出てくるわけでありまして。地域全体として適正な救急車の利用というようなことについても、なお呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

また、輪番制、さまざまなご質問をいただきました。最大の課題は、やっぱり1次医療と2次医療の分け方。分けるというか、それをきちっと仕分けしなければならないんだと思っ

おります。今どうしてもその6病院に1次医療の方々の負担もかかっている。先ほど私も答弁の中で医師会様にそういうことをお願い申し上げたという背景にも、できれば1次医療の一翼を担っていただきたいというお話をさせていただいております。医師会の皆様方も大変積極的に理解をいただきながら、今さまざまな検討を重ねさせていただいているところであります。本当に2次医療圏であります塩釜医療圏が、こういった夜間救急体制についても適切な対応ができますよう、私もさまざまな場面で要請を行ってまいりたいと思っております。

宮城県沖地震耐震改修の問題をご質問いただきました。実は、確かに4,000軒近い軒数があります。一方では、年間二百数十戸建てかえが進められております。こういった際には、当然のことではありますが、耐震補強をぜひ取り入れていただきたいというお願いをさせていただきながら、その他の部分につきましては、こういった制度を有効に活用させていただきたいと考えておりますし、ご要望の趣旨であります、なお浸透率をとということについてはなお一層頑張ってもらいたいと考えております。

100円バスにつきましてもご答弁申し上げたとおりであります。15分総合交通体系の確立に果たすバス路線の役割の重要性、ますます高まってきております。さまざまな検討をさせていただきたいと思っております。

斎場の運営につきましては、本当に長年地域の方々をお待たせさせていることに大変申しわけなく思っています。私も東土木事務所等に足を運びますとともに、先日も土木部長にお会いした際に、ぜひ泉塩釜線の早期整備についてということのお話をさせていただきました。県も御多分に漏れず財政が大変厳しいようではあります、繰り返しこういった要望を重ねてもらいたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（志賀直哉君） 20番木村吉雄君。

20番（木村吉雄君）（登壇） 少年老いやすく学成りがたし。早いもので、先日4月の統一地方選が終わったと思えばもう9月定例会で、あっという間に3年半後にはまた統一地方選がございます。そんな中、ニュー市民クラブの熱気を発し、周りを活気づけ、元気に行動する木村吉雄でございます。よろしく申し上げます。

1番目の質問。市長の政治姿勢について。

一つ目。就任2期目の市政運営最大の政策課題は、について伺います。佐藤市長の市民に

向かっての2期目の政治公約、佐藤 昭マニフェストなどを拝見し、また、6月定例会初日での19年度施政方針演説を慎重に聞かせていただきましたが、最大の施策課題や、一番最初に何を実現したいのか、その施策が形となって私には見えてきません。2期目の佐藤市長は、常日ごろ言われている「日本で一番住みたいまち塩竈」、その実現のための今後4年間の最大、最重要政策課題は何なのか、もう一度お教えてください。

二つ目。先ほど来私の前での議員さんも財政健全化に関する問題点を浮き彫りにしておりました。何かすっかり似ているようでございますが、実はきのう決算特別委員会で、伊勢議員も最後にとってもいいところを見つけたなということで、私が明日言いますからあんまりしゃべらないでと言ったのですけれども、きょうは吉川さんが、実はこのことは6月定例会に同僚議員の佐藤英治議員が警鐘を鳴らして、ワースト23ですよというところから始まってまいりました。それで、私は、私だけがこれを視点に見ているのかというのは、皆さんが見ておりますので、もし答えが一緒でしたら省いても結構でございます。

まず、財政を健全化する再生法制について伺います。全国自治体の財政破綻を食いとめる地方自治体財政健全化法が来年4月より施行されます。2年後の今ごろは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など、新しい財政指標で自治体財政の健全化を作成、公表しなければなりません。結果が悪ければ北海道夕張市のように国の管理下に置かれ、公共料金の値上げ等が続くことになるのでしょうか。

さて、佐藤市長、我が塩竈市民は財政状況は悪い、悪いとよく聞かされてきております。先日の日経、朝日の新聞でも、皆さん御存じだとは思いますが、北海道が多く、ワーストスリーは北海道夕張市、北海道赤平市、山口県秋芳町でございます。これは平成17年度決算で試算したものを公表したことだけでございます。私は安心しております。塩竈はその下のワーストスリーの下の方、23番目にはありますが、先ほども市長が言っておりましたとおり、市立病院、魚市場会計、公共駐車場、この三つです。解決するものはすぐ19年度で解決することがあるでしょう。また、私たちは知恵を出し合って市立病院の問題点を解決すればいいことではないかと思っております。

そこで、佐藤市長、再生法制という新しい法律、これは我が市にとって、先ほど申し述べたところは省いて結構でございますから、どのような影響があり、またその対策はどのようにしていかなければいけないのか。その辺をお尋ねいたします。ダブるのでしたら省いてください。

三つ目。合併について。昨年6月のこの定例会でもこの質問をさせていただきました。平成17年施行された新合併特例法は、平成22年3月末日が期限です。4月の市長選での市長のマニフェストには合併については一言も触れておりません。市民とのコンセンサスを得る絶好の機会であった選挙戦、合併について市民との会話はなかったのでしょうか。また、19年度施政方針の中でも、控え目に次のように述べてありました。「合併につきましては、今後積極的に議論を重ねてまいります。」と。たった1行で終わっております。ぜひお聞かせください。二市三町合併について、市長のスタンス、考えは後退したのか、心変わりがあったのかお聞かせください。

質問の2番目。港湾の現状と開発について。

一つ目。航路しゅんせつの進捗状況と貞山運河活用について。港湾は塩竈にとって先人たちが大変な苦勞と努力で築き上げてきた歴史があり、我々の市民生活や経済を支え、当市の発展に多くの貢献をしてきたことは、皆さん御存じのごとくです。港湾整備の航路しゅんせつ工事が、今年度より行うと聞いておりますが、その内容と進捗状況をお聞かせください。

また、貞山運河活用について伺います。貞山運河の活用は、市民の間で常々何らかの利活用が必要とよく耳にします。貞山運河が4月に国土交通省の運河の魅力再発見プロジェクトの対象地に選ばれました。先日、運河流域の七市二町で貞山運河の魅力再発見協議会が設立されたと伺います。我が市も参加されたと思いますが、どのような協議会なのかお聞かせください。

次に、二つ目。塩釜商工会議所発信による、港を考える会の提案、要望について伺います。平成17年4月商工会議所、運輸港湾部会において、港湾整備契約等に関する勉強会が開催されました。このことが発端となり、塩釜港再生に向けた活動が始まり、1年半後には商工、水産、観光、サービス部会等、会議所全部会が参画し、名称も塩竈の港を考える会と改称し、商港、漁港、観光港として、塩釜港の全体的な利用、整備が市民を巻き込んだディスカッション、フォーラム、研究協議会等、3年間に40回を重ねて、今回塩竈市においての港はなくてはならないインフラストラクチャー、経済活動の基盤をなす社会資本のはず。このままでは衰退の一途をたどるしかない。したがって、塩釜商工会議所はこの現状を憂慮し、現状を打破すべく塩竈の港として近々の課題として利用と整備に関する提案、要望を行いました。市長、議長には事前説明、また、県、国の各関係方面に提出されました。私たち議員には8月6日考える会との懇談の中で説明を受け、資料2として示されたものです。

その内容を紹介します。

一つ。海上防災機能の強化と防災拠点整備の推進。

一つ。漁港機能と漁市場施設の改善整備の推進。

一つ。内外港航路の航路水深マイナス9メートルしゅんせつ事業の着手。

一つ。商港における貨物の特化と港湾施設の再編。

一つ。プレジャーボート等収容施設の整備推進の5項目であります。

このことについて3点お尋ねいたします。

1点目。市長就任以来4年、佐藤市長を初め、市当局は我が町の港としてこのような大胆な港再生の構築を関係部署を集め、研究や協議会を重ねたことがあるのかお尋ねいたします。

2点目。市内民間人業界、経済人の研究協議会で発信されたこの提案、要望が、管理者である県、国に取り上げられ、港の整備がされたとしたら、10年、20年、30年後の市内の経済波及効果ははかり知れないことと思います。市当局として、この経済波及効果を試算してみるべきではないかと思うのですが、その気はございますか。

3点目。今回塩竈の港利用と整備に関する提案、要望の取りまとめ作業の塩釜の港を考える会のメンバーには、当市からは産業部長の三浦部長、みなとまちづくり課の神谷課長もオブザーバーとして参加しております。足かけ3年の長きにわたって取りまとめた個々の案件に対し、塩竈市として今後どのような姿勢で取り組むのか、それとも、過去の例のごとく港は宮城県の管理と考え、本案件は会議所の独善、独断専行と決め込むのか、お聞かせください。

次に3番目、JR線跡地の土地利用について。旧塩釜線廃線跡地の現状と今後の利用計画について伺います。この土地は市街中心部に位置し、面積の少ない当市にとっては、利活用次第では町おこしにもなる大事な財産です。そこで、次の3点についてお尋ねします。

1点目。全体ではどれくらいの跡地を取得し、この土地の取得目的や取得後の利用形態は。

2点目。公共下水道、貯留管布設用地の有効活用を検討したことはないか、あるか。

3点目。県道、都市計画道路、南町一方通行の交通整備処理等や、災害時の対策上の利用、また、市内人口増を含んだ中心市街地活性化事業など、たくさんあるかと思いますが、今後早急に考えてみる必要はあるのではないのでしょうか。お尋ねします。

最後に、道路、水路の環境整備について伺います。

宮町吉津線の狭隘道路と、宮町水路について伺います。北浜沢乙線と宮町吉津線が接続する、

宮町分、都市計画道路300メートル部分。市中心部でありながら、歩車道の区別なく、昔ながらの馬車道を歩行者は命がけで歩かねばなりません。市当局はどう考え、どのように検討しているのかお尋ねいたします。また、戦前戦後の風情を今も醸し出している通称女郎山に面した宮町水路、依然として完全改修はしておりません。たびたび地域在住の同僚議員と質問を繰り返しておりますが、現状のままです。市当局の見解を伺います。

以上、8項目の質問でございますが、市長を初め市当局者には簡潔明瞭で誠意あるご答弁をお願いし、1回目の質問を終えます。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 木村議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢について、特に2期目の市政運営の政策課題についてご質問をいただきました。その過程で、私のマニフェストが大変わかりにくいというご指摘をいただきました。今後の課題とさせていただきたいと思っております。

私に課された2期目の最大の課題は、やはりにぎわいと活力にあふれるまちづくり、とりわけ産業活性化であるというふうに考えております。今年度の政策方針に基幹産業の活性化を重点課題と位置づけ、特に水産業の活性化、商業の活性化を中心とするまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

改めて歴史を振り返りますと、本市は海の恵みを享受しながら、水産都市、港湾都市、観光都市として、近隣市町の中心的な役割を果たしてきたのではないかと考えております。しかし、魚市場の水揚げや港湾貨物量の減退、さらには観光船の乗降客数の減少など、町の活気、元気が徐々に失われてきつつあると認識をいたしております。海とのかかわりをもう一度見直しながら、水産業、港湾物流などの基幹産業再生のための施策を関係業界の皆様方のご協力を賜りながら、全力で取り組んでまいります。

特に、水産業、水産加工業の取り組みを最重点として、これまでの水産技術の蓄積や機能の集積を生かし、新たな商品開発でありますとか、ブランド化、さらには情報発信など、業界と一体となって塩竈の水産の再生に取り組んでまいります。

具体的にはまず、宮城県水産会館の第2会館がおかげさまで新浜町地区に10月から移転、建設することが決定をいたしております。信用部門や金融機関が入る予定であるというふうにお伺いをいたしております。

また、漁港背後地には、輸入原魚の確保や、輸入水産物の新規開拓を行っている全水加工

連の冷凍庫の建設が既に始まっておりますので、本市水産業の活性化にも大きな効果が期待できるものと考えております。

さらに、地元業界の新たな商品開発の動きも進んでおりまして、市内の5企業におきまして、今まで利活用のされない魚種でありますとか、部位を使った新商品の開発を既に行っており、食材王国みやぎ関連のイベントでもこのような商品を陳列させていただいているところであります。今後はあわせて地元大学と連携を図りながら、特許等を取得し、新商品の開発をなお一層進めてまいりたいと考えているところであります。

本市といたしましては、これらの業界の新しい動きに対し、さまざまな助成、融資制度についての情報を提供させていただくなど、積極的に支援をいたしてまいりたいと考えているところであります。このような商品開発を背景にしながら、塩竈ならではの水産物を全国に発信し、水産業や水産加工業のビジネスチャンスの拡大を図るため、来年2月には塩竈フード見本市開催に向け、準備を着々と進めているところでございます。

さらに、気仙沼、石巻が加わり、本県水産都市3市が同時期に見本市を開催することにより、相乗効果を高めるような企画も進めているところであります。

また、秋口から初冬にかけて、塩竈市魚市場に水揚げをされるメバチマグロをブランド化し、昨年の9月に商標登録をさせていただきました、三陸塩竈ひがしものの時期となっております。本年から本格的な販売を開始する予定と伺っておりますので、本市といたしましても、積極的にPRをさせていただきたいと考えております。

このような取り組みを通じまして、基幹産業であります水産業の再生、全力を挙げて取り組んでまいることが本市の確たる地域経済の基盤の形成、ひいては塩竈らしいまちづくりになることにもつながり、子供さんたちにも喜んで住んでもらえる、まさに次代につなげるまちづくりになるのかというふうに考えているところであります。

次に、財政健全化に関する再生法制についてお答えをいたします。

前段で、その法制度の概要についてはご説明をさせていただいたところであります。議員からは再生法制が本市にどのような影響を及ぼすのかというようなご質問でありました。残念ながら塩竈市は過去2回再建団体を経験をいたしております。再建団体の重苦しさ、厳しさについては、多くの市民の方々がご体験をされており、今後の財政の健全化につきましては、そういった大きな思いもあるものかと思っております。今回の再生法制につきましては、総務省の考え方としては、そういった再建団体に陥るもう一歩手前で健全化を市町村と一緒に

に進めていくということが、この法制度の基本にあるものというふうに考えております。我々もできるだけ早く早期健全化に向けたさまざまな施策を展開をさせていただきたいと考えております。

特に、再三話題となっておりますが、市立病院の赤字であります。これはいずれ将来連結決算を行います際に大変大きな足かせとなるわけでありますので、こういったものをできるだけ早く減少させていくということが我々の大きな課題だと思っております。議員の方からお話をいただきましたが、再生法制に関する新聞報道、6月3日付の中央紙に掲載されました。本市が全国ワースト23位という内容でありましたが、こういった状況を何とか引き下げといたしますか、このワースト30位から1日も早く脱出できますように努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、私の政治姿勢についての合併問題についてお答えをさせていただきます。

マニフェストでは合併問題について一切触れていないのではないかとのご指摘でありました。このことにつきましては、既に4年間あらゆる機会をおかりいたしまして、合併こそが今後の目指すまちづくりの方向性でありますということを申し上げさせていただいてまいりました。その考え方は、今でも全く変わっておらないというふうに考えております。17年に新合併推進法が施行され、旧法のもとでの合併特例債等は廃止をされておりますが、22年3月末までに合併を行う場合には、普通交付税の算定の特例措置でありますとか、地方債の配慮などの措置は継続されているというふうに認識をいたしております。今後ぜひ二市三町で、この地域こそが合併に望ましい地域であるという共通の認識のもと、合併に向けた議論を重ねさせていただきたいと考えているところであります。

しかし、そういった中で、一市三町からはやはり塩竈の財政問題が大変憂慮されております。こういったこともございますし、もともとこういった問題を早期に解決するということは、我々の行政にとって大変重要な課題でございますので、先ほど来申し上げさせていただいておりますが、新たな法制度に適用する塩竈市の財政の健全化に向けまして、なお一層努力を傾けてまいりたいと考えているところであります。

次に、港湾の現状と開発に関するご質問をいただきました。

初めに、航路しゅんせつの進捗状況についてご質問をいただきました。お答えいたします。

塩釜港の本航路、昭和30年代から50年ごろにかけて整備された航路でございます。港湾計画は水深マイナス9メートルとなっておりますが、近年埋没が著しく、部分的にはマイナ

ス6.5メートルより浅い箇所などもあり、これまで港湾管理者である県が特に埋没の著しい部分について、県単独事業でしゅんせつを行ってまいりました。昨今の船舶の大型化に対応するためには、やはり所要の水深を早期に確保する必要がありますので、市では議会の皆様方のご支援も賜りながら、港湾管理者を初めとする関係者に航路しゅんせつの要望活動を行ってまいりました。このような要望が実り、航路全体のしゅんせつに本年度から着手することとなり、今年度は馬放島から内航航路南側で、延長160メートルのしゅんせつが実施され、既に終了いたしております。今後につきましては、予算措置等の協議を踏まえ実施されると伺っております。なお、早期に全体のしゅんせつが完了し、計画どおりの機能が塩釜港で発揮されますよう、引き続き要請を行ってまいります。

次に、貞山運河の活用に関するご質問をいただきました。

貞山運河は、北上、東名運河も含めると、石巻市から岩沼市までに及ぶ総延長46.4キロの日本最長の運河であります。宮城県におきましてはかつて歴史の薫る運河の整備に取り組み、一定の成果を上げたものと理解をいたしております。本市におきましては、貞山大橋から貞山橋までの約500メートルの区間が貞山運河に該当し、当該地区では現在進められております八幡築港線の整備にあわせ、新たな護岸整備等が予定をされているところであります。また、運河と接続いたしております中の島から牛生町にかけての港湾地区内には、プレジャーボートが係留できる施設の整備等もなされたところであります。

昨年度国土交通省が募集いたしました運河の魅力再発見プロジェクトに貞山運河を地域づくりの核として利活用を図り、地域の活性化や地域経済等に役立てたいと、名取市が公募した計画が今年4月に認定をされたところであります。これを機に、名取市の呼びかけでこのたび運河沿いの七市二町がイベント等の活動をしている民間団体と一緒に、運河の魅力を再発見しようとする貞山運河の魅力再発見協議会が発足をしたところであります。今年度から3カ年程度を目途に、ソフト事業主体に利活用が検討される予定となっておりますので、本市といたしましてもこのような機会をとらえ、貴重な文化遺産を活用するよう検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、塩釜商工会議所発信による塩竈の港を考える会の提案要望についてのご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

塩釜商工会議所の港を考える会におきましては、塩釜港の利用促進策について短期間に数多くの会議を開催され、積極的な議論で港にかかわる方々の意見を集約をいただきましたこ

とに、心より感謝を申し上げます。

その内容といたしましては、議員からもお話をいただきました、大宗5点にわたるものと思っておりますが、特に海上防災機能の強化、これはまさに宮城県沖地震の発生の確率が高まる中、急がれる課題ではないかと考えております。

また、漁港機能の充実強化。さらには、内外港航路の航路水深の確保。さらには、商港における貨物の特化。具体的には、現在仙台港区で取り扱いを行っております冷凍貨物運搬船を塩釜港に就航をさせようという企画であります。本市の塩釜港の貨物量の増大に必ずや貢献できるプロジェクトではないかなと思っております。我々も関係者の皆様方とさまざまな議論を重ねさせていただいているところでありますし、特に、塩釜港は特定重要港湾、全国で23港であります、と特定第3種漁港、全国で13港ありますが、同じ塩釜港内に共存しているという、全国でもまれな港であります。こういった特性を活用することこそが、塩竈の活性化に間違いなく直結するであろうというふうに考えております。今後とも港の再生に向け、さまざまな努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

そういった中、塩竈市役所の中では、関係部長とこういった議論を重ねているのかというご質問でございました。この提案に限らず、塩竈港の再生、活性化のために、本市としてこういった取り組みをすべきか、道路整備あるいは護岸の整備等々、ひっくるめまして検討を重ねているところであります。

また、経済波及効果についてもご質問を賜りました。さまざまな貨物を取り扱っております。一概に1トン当たり幾らということとはなかなか申し上げにくい内容ではあります。平均いたしますと、1トン当たり2万円から3万円程度の経済効果が発生すると言われております。直接、間接的な便益があるわけでありましたが、この経済波及効果は、単に塩竈にとどまらず、県内のみならず、岩手南部、山形、福島北部までこのエリアに入ってくるわけであり。我々はなお一層こういった努力を国、県と一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますし、議会、市民の皆様方にもぜひご支援をいただければ大変幸いであると考えております。

考える会のこのような努力について、市長はどう感想を持っているかという意味でのご質問でありました。実は、我が家にも年老いた母親がおります。86歳であります。塩釜港が重要港湾に昇格した際に、多くの市民の方々が集い、市内をちょうちん行列をされたそうであり。かつての市民の皆様方、港の振興にかける意気込みの一端がこういう部分にもあら

われているのかなと思っております。昨今、市民の方々の港に対する関心が薄れているとすれば、それは行政にとっても大変大きな責任だと考えております。多くの市民の方々に、港の重要性、大切さをご理解いただきながら、海洋都市塩竈の今後のあり方というものにつきまして、改めて問題提起をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、ＪＲ跡地の土地利用についてご質問をいただきました。

本市は、旧国鉄清算事業団とＪＲ貨物から下水道管布設のための用地や、地区内の通路として廃線敷を取得をいたしております。清算事業団からは、宮城県を經由して貨物ヤード跡地でありますとか、北浜地内の仙石線跡地を、また、ＪＲ貨物からは南町、佐浦町、桜ヶ丘に位置します貨物線跡地を取得をいたしております。ご質問の旧塩釜線廃線跡地、平成２年の水害を契機として策定いたしました、総合治水事業計画による中央第１貯留管布設の用地として取得をさせていただいたものでございます。買収面積は約7,500平米であり、13年度から18年度までに1億7,036万円で取得をしたところであります。今後は、平成19年度、20年度の２カ年間で約2,400平米を買収し、取得完了の予定でございます。取得完了後の利用につきましては、道路等のご提案もいただきましたが、現在は南町から桜ヶ丘まで遊歩道としての活用が図られている現状にありますが、今後の利活用につきましては、沿線の地域住民の方々のご意見等もちょうだいいたしながら、多面的な検討をさせていただきたいと思っております。

次に、道路水路の環境整備について、宮町吉津線の狭隘道路と宮町水路についてのご質問をいただきました。

都市計画道路宮町吉津線は、昭和36年に計画が決定され、越の浦春日線の市内中心部へのアクセスとして事業化されてきた経過がございます。都市計画道路としての整備は、昭和61年に着手し、その後３回の事業認可変更を経て、平成12年該当する区間の整備が一段落いたしております。越の浦春日線が部分供用ではありますが開始されたことにより、宮町吉津線につきましても、近年観光バスなど大型車両の利活用がふえてきております。これまで総額36億6,100万円をかけて1,656.8メートルを整備し、ご質問の宮町水路の先から北浜沢乙線までの区間約313メートル未整備となっておりますことから、今後どのようにして全区間を完了させるかが最大の課題となっております。一方、未完成部分の出口となっております北浜沢乙線は、県事業による整備が平成20年３月には完了する計画でありますことから、宮町吉津線の未整備区間につきましては、整備が大変急がれることとなるわけでありまして、この地域

の交通処理等を十分見極めながら、関係する地域住民の方々のご意見を拝聴し、整備の方針を決定してまいりたいと考えているところであります。

また、宮町水路につきましては、平成9年公共下水道の事業認可を取得いたしており、国庫補助事業として幅3.2メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートにするという暗渠方式が現在の計画であります。しかし、水面の存続を望む市民の声も大変多くなってきておりますことから、貴重な内水面を活用した整備手法もあわせて検討させていただいているところでございます。

一方、高潮時の不安、津波への対応などにつきましては、宮町地区の方々に大変なご不安をおかけいたしているところでありますし、大雨時の冠水被害の解消など、早急に検討すべき課題も山積いたしているところであります。

さらに、塩竈神社へのアクセス性を容易にするとともに、観光人口の拡大を目的とした中心市街地活性化策としても、水路の側道の利活用が必要ではないかというふうに判断をいたしているところであります。

繰り返しになりますが、計画の立案に当たりましては、都市計画道路、宮町吉津線と、宮町水路を総合的に整備する方針で検討を重ねてまいりますが、その際には地域の皆様のご意見を十分に拝聴しながら取りまとめまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 20番木村吉雄君。

20番（木村吉雄君） 2回目の質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢の中での市政運営、2期目に向かってと。この2期目は産業活性化で行きますと。その中でも、既存の水産加工、港湾関係、物流というもののとらえ方で行きますと。いいことでございます。

早速ですが、18年度の水産加工の金額わかりましたら教えてください。実は、産業活性化と、我々も簡単に活性化、再生とかと言いますけれども、やはりその言った時点から4年間なら4年間、数字を積み上げていかなければいけない。積み上げていくときは計画をつくって、その周りをどういうふうにしていくのかという問題が出てくるのだと思います。私たちがやる場合はそういうふうにいたします。そういうもののとらえ方をもうできているのか、今からつくっていくのか。先ほども言われましたけれども、新しい商品開発、そう簡単に出てくるものだろうか。それはそれでいいと。既存のものはこのぐらいの年間の金額にして

おくと。新しいものはこういうもののとらえ方をしていかなければいけない。そのためには、業者の方たちと一緒にあって、業者の方がわからないとなったら、大学とか行って、いろんな新しいもののとらえ方をしていかなければいけない。そういう役目をだれがするのか。

私は新浜町で七、八年前から1人の方を、古いしにせの方ですが知っておりますが、年間そんなにはしません。年間何億ぐらいです。だけど、その社長さんは1日四、五時間しか寝ておりません。そのかわり塩竈は一つものをつくと、申しわけないけれどもみんな隣近所にまねされてみんなだめになるところなんだと。これが戦後ちくわから始まったんだという話を聞かされて、私たちはその反省のもとで、皆さんとは同じようなことはしません、中身を見せてくださいと申しましたら、最終ラインしか見せませんということで、企業秘密ですと。そういう頑張っている社長さんもおります。塩竈のその方はなるべく塩竈の仲間とあんまりしゃべらないんですと。しょっちゅう大阪の方に行っています。向こうの仲間と一緒に関西の方で仕事をしたり、それから向こうで勉強したりと。いろいろその方その方であるのですが、やはり塩竈の場合は、反省のもとに立って、そういうこの数字、産業活性化の部の水産で行きますよと。産業はほかにもございますが、そのときのその数字の積み重ねを、今18年度の水産加工業の金額はといたら、何かないんでしょう。ねえ。ありますか。じゃあ後で答えてもらいますか。まずそこから言っていただいとということでございます。

それから、再生法制については、もう塩竈なんか特にとってもいい結果が出たと。いい結果とは悪い方でなくて、こういうものをもう示してもらったのですから、悪く言ったら、学校で言ったら、もう最初から赤点もらっちゃったよと。じゃああと平成20年は、2年後は、赤点もらわないようにすればいいんだと。こんなもののとらえ方ということでしょうね。そのためには、ここの数字をこういうふうにしていかなきゃいけないから、このぐらい、まだまだ行財政改革をしなければいけないとかです。その辺のことだとは思いますが。そのくらいは結構でございます。

それから、合併についてなんですが、何かトーンダウンしたような気がしてならないんですね。決算のときもいろいろ斎場とか市立病院とか聞いております。そうしますと、ああ、合併したらそんな問題悩まないで早く解決するんじゃないかなと私は伺っていたしました。相手のあることですから、市長の言われたとおり、塩竈の財政早く見通しをつけて、平成22年合併、その期限になるころは、うちの方はこういう数字になっておりますと周りに言っていたら、いろんな取り組みを研究会から始めて、任意の協議会、法定、そうい

うものを結びつけるではないかと思っております。もう時代は、きょうの新聞も自民党のごとでございますが、調査会でございますが、けさの新聞でも道州制を調査会が前向きで確認しちゃったということで、8年から10年あたりがめんどめんどということです。やはり合併というのは、そういうものと連動していつているものだと思います。前にも申しましたけれども、大阪から向こうは、南は、もうすごい勢いで合併、間もなくし終わったのではないでしょうかね。広島県なんかすごいですね。そうしたら、これは余談になりますけれども、大阪の方の方たちは、関西の方たちは、国が出すというものなら全部もらおうと。後は赤字になってもしょうがないと。こんな冗談言った人いるのですけれどもね。そのぐらい積極的ですね、国がくれるというものだとね。何で東北の方はかたいというか、まじめなのか、合併ともうかたく考えちゃって、20万都市では足らなくなってくるのではないでしょうかね、この二市三町だけではね。道州制が出てきましたら。その辺なんかはもっともっと、特に私思うのですが、この二市三町の首長で我が佐藤市長が2番目にもう古いんです。何だ、この前私と一緒に来たなと思ったらもう2番目に古いんですね。だからやはりその辺リーダーシップを発揮できるのではないのでしょうか。周りの方たちを引っ張っていけるのではないかと私は期待しております。

それから、塩釜商工会議所の方で3年間にわたって、大分皆さんが自分の仕事をなげうって協議しちゃったと思いますが、港を考える会。これは、いまだかつて塩釜商工会議所でこういうもののとらえ方をしたことは、私は会議所の会員としてあんまり聞きません。こんなことすごいことじゃないかと、もうびっくりしています。この会が何かフォーラムとかディスカッションをしますときは、私はずっと関心を持って行っていたのですが、まず皆さんのやっぱり今現状なんですね。もう塩釜港ではだめなんだと。だから何とかしようと。仙台行ってもいいんですと。9割方仕事は仙台でやっておりますと。塩竈、我々議会にも投げかけているのでしょけれども、あなたたちももっと見ていてくださいと。仙台に皆持っていかれてと。そのところなんですよ。こういうもののとらえ方をしていきますと、我々の子供、孫たちがすごい経済波及効果で、すごくいいところにこのままいられるんです、塩竈に。その辺のもののとらえ方を、今までは私は前の市長さんではございますが、あんまり言いたくはありませんが、まだお元気だから。いつも港湾のことを言うと、木村議員、県に言うておくからと。それで終わりなものかと、私たちの目の前に港があるのに、いつも不思議になっていたのです。私たちのすぐそばに港があるのですから、我々で考えて、塩竈市民で考えて、

それを県、国にぶつかっていくものではないかと思うのです。その辺は佐藤市長はそういう関係にもおられたから、余りにもわかり過ぎて、わかり過ぎるとだめになってくるんですね。だからそれじゃなくて、真摯な立場で、ちっちゃい港なんだけど、こういうふうになっちゃたけど、いやいや、こういう道の行き方があるよとか、多分あると思うんですよ、行き方が。いろんな港湾関係の中でのいろんな港の顔、いっぱい持っているんです。普通の港と違って、塩竈の港は。顔をいっぱい持っているんです。その辺をちょっと何かありましたら、お願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 水産加工業の出荷額であります。これまで約年間700億円台を維持いたしてまいりましたが、昨今700億円台を割り込むような状況にあります。こういった状況を見るにつけ、先ほど申し上げましたさまざまな業界の方々が、やっぱり既存の商品にだけ頼ることはいけないと。新しい商品開発にチャレンジをしようということの動きを始めたわけです。なかなか道のりは厳しいと思います。しかしながら、そういったことに取り組んでいるという姿勢をぜひ温かい目で見守ってやっていただきたいと思います。幸いこの地区には東北水産研究所という大変すばらしい施設もあるわけです。また、開放実験室という塩竈市が設置した施設もあるわけです。こういった施設をやはりもう一度有効活用しながら、この塩竈から新しい製品の情報を国内に発信していくと。できれば夢は国外というところまでつなげていくということではないかなと思っています。道のりは厳しいと思います。であります。やっぱり一步一步階段を上がっていくということが大切ではないかと考えております。

再生法制、申し上げたとおりであります。今まではもう再建団体という一緒にそこまで行ったわけです。しかしながら、今回は健全化の計画を策定するということができるわけです。ただ、まだしからば何%をもって健全化段階にするのかという指標が実は出されていないということでもあります。再建団体は20%ということを出ているわけですが、それが我々にとりまして非常に検討にブレーキをかけている部分であります。当然のことながら、できる限りの健全化を図ることが当然ではありますが、途中途中でそういった水準をクリアできるかどうかというものをやっぱりチェックをしながら進めていきたいというのが我々の希望であります。まだ総務省から具体的な数字が出されていないということでもあります。先ほど吉川議員からも同様の質問をいただきました。我々もあらゆ

る機会をとらえてこういったことを働きかけをしていきたいと思っています。

合併に関する市長の意識が随分トーンダウンをしたのではないかとご指摘でありました。決してそのようなことではないと思っておりますが、ただ、こういったことを今後決定までの段階のプロセスを、やはり市民の皆様方に明らかにしていくということも我々の役割であります。でありますので、ぜひ市民の皆様方にも折にふれまして合併に向けた取り組みの状況、広報誌でありますとか、昨年もタウンミーティングをさせていただきました。残念ながら出席者の方々は30名程度ということではありましたが、こういった地道な努力をことしも積み重ねながら、やっぱり市民の方々と一緒になって、こういったものを進めていくということが大変重要ではないかなというふうに考えているところであります。港を考える会の皆様方からは、本当に真摯な取り組みをしていただいておりますし、我々にもさまざまなご提案をいただき、既に見現しているもの、今から早急に検討しなければならないもの、あるいは長期的な課題としてとらえていかなければならないもの、さまざまあるかと思っています。そういったものにつきましては、一生懸命取り組みをさせていただきたいと考えております。

そういった中、木村議員の方から、塩竈市は港について何も振り返らないのではないかとというようなお話でありましたし、前市長についても勉強されておりましたが、そのときは私は逆の立場で県におりましたが、前市長も一生懸命港を何とかしたいという一念で足をお運びいただいたと思っておりますし、我々も賛成、反対いろいろございましたが、例えば塩釜港の一角にリサイクルポートがスタートをしたところであります。今後、やはり環境問題、特に地球温暖化、そういったさまざまな課題、命題に取り組むときに、地域のキーワードとして間違いなくリサイクルという言葉が大変重要になってくるだろうというようなことを考えておまして、その一環といたしまして、ようやく港の中に新しいリサイクル施設が動き始めたということでありまして、先ほど漁港側の方には第2水産会館でありますとか、全水加工連の新たな冷凍庫が来年から稼働を始めるというようなことを申し上げました。歩みは若干遅いかもかもしれませんが、そういったことを何としても着実に進めさせていただきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 木村吉雄君。

20番（木村吉雄君） 時間も無いようなのですが、いろいろ答弁をいただいて、経済的なものとのとらえ方で、なかなかわれわれのところまで回ってこない、経費がですね。これはやっぱりローカル的なものとのとらえ方しか回らない。それを何とかしていかなければならない。

一つ一つ塩竈では海辺のにぎわいゾーンにいろいろなものが出てきたと。そこから始まっていくのではないかと思います、やはりこれはみんなで頑張っていかなければいけないと思っております。今後とも市長を初め市当局の方には意識改革をしていただき、ますます、まだまだ意識改革が足りませんから、自覚をしていただいて、市民のために頑張ってくださいと思います。終わります。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番小野幸男君。

10番（小野幸男君）（登壇） 平成19年9月の定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます、小野幸男です。佐藤市長を初め当局の誠意あるご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、緩和ケアについてお伺いいたします。

ことし4月から施行された、患者がどこに住んでいても適切な医療が受けられることを理念としたがん対策基本法の中に、重点的に取り組むべき課題として、一つに、放射線療法と化学療法の推進と、専門医の育成。二つ、治療の初期段階からの緩和ケアの実施。三つ、がん登録の推進の3点を挙げております。

今回は特に、がんの終末期に痛みを取り除くと言われる緩和ケアについてお伺いいたします。がんは1981年以降、日本人の死亡原因の第1位を占め、年間約33万人が亡くなっております。一生涯の間に、男性の場合は2人に1人、女性の場合は3人に1人ががんにかかると推測されております。近い将来2人に1人ががんで亡くなることも予想されております。まさに国民病としてとらえられてきております。

我が国のがん治療に現在行われているのは、一つ、外科手術。二つ、放射線治療。三つ、抗がん剤投与などです。おこなっているのは放射線治療や緩和ケアの普及などと言われ、特にお

くれているのが緩和ケアであります。がんの痛みを取り除く緩和ケアは、日本では末期医療と見られていますが、欧米では治療の早い段階から実施され、がんになっても痛くない、苦しめないのが普通であります。末期のがん患者はほうっておけばよいのかということではなく、残された時間をいかにすばらしい時間にするのかという点では、なお治らなくても人間らしく生きることができるようにしてさしあげることが非常に重要ではないかと思えます。

そこで、私たち公明党議員3人で8月に、緩和ケアに力を入れている大崎市古川の穂波の郷クリニックへ視察に行き、院長と緩和ケアコーディネーターの方と懇談をしてみました。お話をする中で、緩和ケアにかける思いが熱っぽく語られました。緩和ケアには、施設緩和と在宅緩和があります。在宅緩和ケアを受けた家族の人の話では、初めは病院にいる方が安心と思っておりました。しかし、在宅緩和ケアにより、親、兄弟も時間を気にしないで話をしたり、手をかけたりと、病院ではできないことができると喜びの声を上げております。本人も在宅によって安心でき、家族の声を聞きながらベッドに寝ていることで、最期は本人も安らかな顔でしたと感想を述べております。

そこで、お尋ねいたしますが、本市において、がん対策基本法はどうとらえているのでしょうか。また、緩和ケア対策についての勉強はどうなっておいでになるのでしょうか。お尋ねいたします。私たちは視察に行き、穂波の郷クリニックにおいて感じたことは、在宅緩和ケアが本人、家族にとってよいものである。そういった点から、市立病院を核とした在宅緩和ケアを推進した方がよいと思えますが、いかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

次に、乳児全戸訪問事業についてお聞きいたします。

育児不安やストレスによる児童虐待を防ぐため、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭に専門スタッフを派遣し、育児に関するアドバイスなどを行う、こんにちは赤ちゃん事業が国において平成19年度から創設され、本市においても10月より実施されると聞き、大変うれしく思います。全国実施に先行して、既に本市では平成4年から新生児訪問指導事業を実施し、平成17年度からは産後うつ病の予防などにも取り組んでおり、平成18年度の訪問実施率は81%と聞いておりますが、10月より実施されるこんにちは赤ちゃん事業においては、平成19年度から3カ年計画で100%の家庭訪問を目指すとうたっております。

そこで、お聞きいたしますが、一つ目に、万一家庭訪問を拒否する家庭、長期間の里帰りや何らかの事情により長期間家を留守にする人に対してはどのようなお考えなのでしょうか。具体的にお尋ねいたします。

二つ目に、訪問することで、いつでも相談に乗れる関係をつくっていくことが大切だと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、交通不便地域の解消についてお尋ねいたします。

本件につきましては、さきの6月定例会におきましても質問させていただいた経過がございますが、その際市長からは新たなバス路線を開設するには、本市が運営費の全額を負担することが条件とされていることから、費用対効果を分析しながら既存のバス路線の存続に向けた取り組みを優先させたいとのご答弁をいただいております。このことから、新規路線の開設には財源の手当を含め、相当の困難を伴うことについて理解するところでありますが、それと同時にバス運行にかわる交通手段の組み合わせにより、交通空白地区を縮小できないか検討したいとのお答えもいただいております。

私は、いろいろな会の地域を回り、多くの市民の皆様と対話をする機会がありますが、100円バスが乗り入れられていない地域の多くの方からことあるごとに強くバスの乗り入れを要望されます。市長もこの件は多くの市民の皆様から聞かれていると思います。高齢者に対応した移動手段の確保、豊かな高齢社会を築くためには、お年寄りの自立や行動をサポートする輸送サービスの拡充は欠かせないことだと思います。移動手段を持たない交通弱者や交通不便地域の多くの市民の皆様への要望は、1日も早い早期の実現を願っております。こうした多くの市民の皆様への要望にこたえていく方法として、いろいろと制約のある既存の100円バス以外の手段として、例えば他市において実績のある乗り合いタクシーなどを活用し、空白地域、交通不便地域の解消につなげていけないのか、市当局としてのお考えと、さらには検討状況についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、道路交通網、歩道の確保についてお尋ねいたします。塩竈陸橋から塩釜駅までの区間は、交通量も多く、大型車両なども頻繁に通る、短い区間に交差点や変則交差点などもあり、時間帯においては交通渋滞を引き起こし、歩行者もあり、大変危険な状態となっております。私も常日ごろから利用する道路であり、その状況はよく知っております。交通規制もなく、いろいろな動きをする車両が多く見られ、主要な路線に変則交差点もあることから、主要な路線に入ろうとする車両が主要な路線を走る車両に気をとられ、歩行者に気づかず危うくはねてしまうような状況なども見られるなど、大変危険を感じております。また、付近には、大型量販店や商店などもあり、その利便性から宅地造成もされており、歩行者や交通量がふえております。そのため、安全対策上道路の整備と交通渋滞の緩和策や、歩行者の身の安全

を守る具体策があるのかお伺いいたします。

次に、歩道の確保についてお尋ねいたします。

県道泉塩釜線、袖野田町、玉川地区におけるJR東北本線ガードの歩行者の安全確保についてお聞きいたします。県道泉塩釜線、東北本線ガードは車の通りも多く、近くに量販店や商店もあり、付近の住民の皆様も多く歩くところであります。また、非常に道幅も狭く、車がすれ違うのがやっとの道幅で、住民の皆さんも歩くのに大変危険な状態であり、歩行者は道路わきを窮屈そうに通行して、行き交う車を避けざるを得ない実情にあります。雨の日は歩行者の傘が行き交う車と接触するかと思う状況でもあります。地元の皆様からの強い強い要望もあり、歩行者の安全確保に向けた取り組みが必要だと思っております。当局としての具体的な対策をお持ちなのか、また、今後の改善の見通しがあるのかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(今野恭一君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、福祉政策のうち、がん患者等が在宅で安らかに過ごすための在宅緩和ケアに関するご質問にお答えいたします。

在宅緩和ケアにつきましては、WHO、世界保健機関ががん末期等の患者に対して行なわれる積極的で全体的な医療ケアであり、痛みのコントロール、痛み以外の諸症状のコントロール、心理的、社会的な問題の解決を図ることを重要課題であると定義をいたしておりますように、その最終目標は、このような病気で苦しむ患者さんがその人らしい生き方の実現や生活の質の向上であるというふうに理解をいたしております。ちなみに、本市におきます平成17年度特定死因別の死亡統計によりますと、1位ががん患者さんであります。159名と、31.1%の方々がこの病気で亡くなられている現実であります。現在、がんは日本人の死亡原因の第1位を占めており、がん対策は今後ますます重要になっていくものと考えております。

ことし4月に施行されましたがん対策基本法の柱にも、緩和ケアの充実が上げられておりますが、その実現には24時間体制の在宅の診療所や、訪問介護ステーションの増設、さらには在宅療養支援診療所の質と体制の強化と、在宅でのチームケア体制の整備が求められているところであります。介護保険におきましては、昨年4月から末期がんにも介護保険適用の特定疾病と認められ、介護サービスが受けられるようになりましたが、本市におきましては、在宅療養支援診療所が1カ所、訪問看護ステーションが3カ所であり、医師の指導協力のも

と、医療や在宅サービスとの連携を図りながら支援を行なってきているところであります。今後も基本理念が実現されますよう、在宅チームケアの充実になお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。究極の目標としては、がん患者を含めた国民すべてが、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会の実現にあるというふうに考えているところであります。

次に、同じく福祉政策につきまして、乳児全戸訪問についてのご質問をいただきました。

乳児全戸訪問事業のこんにちは赤ちゃん事業は、これまで生後28日以内の新生児を対象とした訪問事業、生後4カ月児まで対象を拡大して、全戸訪問することにより、一つには乳児家庭の孤立化を防ぐ、二つ目としては、乳児の健全な育成環境の確保を図るといようなことを目標に進めてきているものであります。あわせまして虐待予防等も視野に入れた取り組みと理解をいたしております。

本市におきましては、これまでも新生児訪問指導を国の基準である生後28日を生後2カ月まで延長いたしますとともに、虐待予防を念頭に、支援の必要な家庭には、2カ月にこだわることなく、継続的な訪問指導を行うなどの取り組みをいたしてまいりました。このたび乳児全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を実施するに当たりましては、対象を4カ月まで拡大することはもちろんであります。さまざまな不安や悩みをお伺いいたしますとともに、子育て支援に関する情報、例えば子育て支援拠点事業の実施場所一覧や、子育て親子が必要とする身近な情報等を提供しながら、母子の心身の状況や、養育環境の把握及び助言を行ってまいりたいと考えております。

さらに、訪問により支援が必要と把握された家庭に対しましては、適切なサービス提供につなげるためのケース対応会議をもって、対応方針を協議させていただいているところであります。ケース対応会議を踏まえた支援のためのサービス事業としては、従来から行っております助産師や保育所による育児支援のための継続的な家庭訪問、4カ月未満の親子を対象とした育児相談会にお誘いをし、交流するきっかけづくりを行っているほか、新たに育児家事ホームヘルパーを派遣する事業を立ち上げ、支援の強化を図ってまいったところであります。

ご質問に、こういったサービスを拒否する家庭についてというご質問でありました。後ほど担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

また、里帰り出産の長期化により、自宅訪問等ができないケースにつきましては、例えば

利府町や多賀城市のように、近隣市町の場合は、滞在先への訪問、また、県外等の遠方である場合には、本人との連絡がとれれば滞在先の市町村に訪問指導の依頼手続きを行い、その実施報告を送付いただくなどして、把握に努めているところであります。このような対応を行いながら、今後とも乳児の健全な育成環境の確保になお一層努めてまいります。

次に、市民の安全、安心について、特に交通不便地域の解消についてということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

これまでは、生活に欠かせないバス路線の確保と維持を中心に、本市は国、県とともに財政支援措置を行ってまいりました。しかし、ここ数年、その路線バス運行事業者から不採算を理由として路線の休、廃止や合理化が打ち出され、県内の自治体はその維持、確保のために大変苦慮をいたしているところであります。各自治体は厳しい財政事情の中で、直営や、あるいは委託による乗り合いバスの運行とあわせ、ワゴン車を活用した乗り合いタクシーの導入を行うケース等もふえてきているところであります。このことにつきましては、先ほど吉川議員の方からもご質問をいただいたところであります。

こうしたことを受けて、国では昨年10月に道路運送法を改正し、乗り合いタクシーも路線バスと同様の免許が取れるようになりました。いわゆる4条免許であります。この動きに合わせて、宮城県では従来の広域バス運行維持対策費補助金の中に、乗り合いタクシーなども盛り込まれることとなりました。このような動きも出てきておりますことから、路線バスが運行をされていない交通不便地域の縮小、解消策として、乗り合いタクシーを組み入れることができないかの検討を今始めたところであります。若干の検討時間をいただきたいと思いますところでありまして、

次に、市民の安全、安心にかかわる内容の中で、道路の交通網整備についてご質問をいただきました。お答えをいたします。

ご質問のありました塩竈陸橋から塩釜駅までの区間につきましては、主要県道泉塩釜線、広域幹線としての役割を担っております幹線市道南錦町玉川線、同じく幹線市道で三陸縦貫道の利府塩釜インターチェンジへのアクセス路となっております玉川利府線、また、多賀城方面との連絡道路であります野田留ヶ谷線など、主要な路線が延長わずか170メートルの区間に3カ所の交差点で連結をしている状況であります。交差点の形状が極めて変則的で、間隔も短いことなどに加え、交通量、12時間で約1万8,000台、大型車両も全体の13%の混入率となっているなど、市内でも有数の交通の隘路となっております。塩竈陸橋から多賀城方面へ

の左折制御レーンの設置でありますとか、野田留ヶ谷線の歩道拡幅整備などの安全対策を一時的に実施をさせていただいておりますが、幹線道路が集中しておりますため、交通量に残念ながら変化は見られない状況にあります。市といたしましては、交通事故の発生を未然に防止するため、通行されておられます皆様方に交通ルールの徹底を啓蒙するなど、塩釜警察署等の関係機関とさらに連携を図りながら、交通安全の確保になお一層努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、主要県道泉塩釜線の東北本線ガード部での歩行者の安全確保につきましてのご質問でありました。このことにつきましては、地元県会議員の皆様方のご助力もあり、道路を管理している仙台東土木事務所が、昨年交通量の調査でありますとか、将来の歩道予定地の先行取得を行っているところであります。調査の結果、12時間の歩行者数が約900人、非常に多いことから、県としても早い時期の対策が必要であるとの認識をしている旨の話があり、市といたしましても大変喜んでおります。しかしながら、まだ施工時期等につきましては明示されておりませんことから、今後とも地元にございます東土木事務所に早期に対策がとられますよう、私を初め積極的な働きかけを行って、安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今野恭一君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 乳児の全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業の関係の中で、拒否する家庭の対応についてご質問がございました。

今回のこんにちは赤ちゃん事業につきましては、市長の方から申し上げましたように、乳児家庭の、一つは孤立化を防ぐという大きな目的がございますし、それから虐待予防を視野に入れた乳児の健全な育成の環境を図ると。そのために、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問すると、そういうことでいろいろな不安でありますとか悩みを聞いて、子育てのための支援の情報提供でありますとか、あるいは母子の心身の状況の把握でありますとか、養育環境の指導、助言を行い、場合によっては必要なサービスの提供をすると、こういうことでございます。

まず、こういった事業の趣旨を、訪問する指導員の方々にきちっと理解していただく研修を前提として進めたいというふうにまず考えております。訪問する側の研修、講習をまず前提としながら実施をしたいというふうに思っております。

それから、訪問する家庭によりましては、場合によって拒否される方が当然想定されますので、すぐ訪問するというのではなくて、事前に、場合によっては訪問しながら、先ほど申し上げました事業の目的でありますとか、内容、こういったものを事前に説明申し上げながら、こういったご理解いただくための努力を粘り強く進めながら、そういった家庭に対応したいというふうに考えております。

副議長（今野恭一君） 10番小野幸男君。

10番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、在宅ケアについてですが、現在在宅ケアが進んでいる自治体は余り例を見ないのですが、自宅療養の希望が高まってきているとお聞きしております。視察に行った折、穂波の郷クリニックは、緩和ケア支援センターが併設しており、スタッフ、地域の方、ボランティアの方なども巻き込んで、みんなですべてを共有しながらネットづくりをしております。コミュニティーの場としても広間も完備されております。患者さんやその家族、地域の人などに交流の場として提供もしております。室内もいろいろな工夫がなされ、心がいやされる施設でありました。現在は、在宅ケアの受け皿づくりを推進する医師の集まりである、みやぎ在宅ドクターネットも発足されております。穂波の郷クリニックの院長先生、そして緩和ケアのコーディネーターの方から、ぜひ緩和ケアを推進すべきものとアドバイスもされました。また、緩和ケアの体制づくりの推進を応援しますとの言葉もいただきました。本市には浦戸があります。緩和ケアの体制が実現するならば、がんのケアのみならず、現在老人ホームに入所したくても入れない待機者の方や、介護している家族とほかにも生かされることがあるのではないのでしょうか。また、多くの方に喜ばれる緩和ケアの施策だと思います。私は、そういった点から、緩和ケアコーディネーター、ボランティア、サポーターを養成すべきだと考えます。再度ご答弁をお願いいたします。

次に、こんにちは赤ちゃん事業についてですけれども、最近では出産後に大体10人に1人が産後うつ病になると言われており、育児ノイローゼには産後うつ病がかなり含まれていると聞いております。うつ病の早期発見策の取り組みをお聞かせください。

また、今と昔とでは、育児環境も大きく変わり、隣近所が手助けをしたり、声かけをしたりすることが少ない現代社会であります。地域で子育てを支える体制づくりなどのお考えをお聞かせください。

関連してお聞きいたしますが、最近では妊婦のたらい回しなどで乳児が亡くなる悲惨な事件も報道されております。また、主治医が決まっていないなど、女性が出産まで受ける妊産婦健診を受けられない人もあり、問題にもなっております。出産前の対応策も大切だとは思っておりますが、そのお考えがあればお聞かせください。

交通不便地域の解消につきましては、十分に検討していただき、早期実現できますよう切に願っております。

歩道の確保について、このことについては重複する点もありますが、私からもお尋ねいたします。東北本線ガードの歩道の整備は早く実現させてもらいたいと思います。県道泉塩釜線は、多賀城市浮島、山王を通り、岩切駅につながり、岩切駅手前にもガードがあり、そこにはトンネルにより歩道が設置されました。また、現在泉七北田の免許センターの方から多賀城市の旧歴史資料館のところまでつながる道路をつくられております。平成20年度まで完成予定で、その後、今の県道となっているところは市に移管されると聞いております。いつも思うのですが、なぜ塩竈に入る手前でとまるのでしょうか。市長も以前は県の要職についておられたと聞いております。塩竈市の道路整備の促進を強力に推進方をお願いできないのでしょうか。お伺いいたします。

これで、2回目の質問を終わります。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 小野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、在宅ケアについてであります。このことにつきましては、かつてこういった治療がターミナルケアというような見方をされてきた時期がありました。しかしながら、先ほども触れさせていただきましたように、例えば1日でも1カ月でも1年でも、本当にそれらの方々が自分らしく生きる時間をとということが極めて大切な課題ではないかなと思っております。先ほど塩竈市の現状については触れさせていただきましたが、今後こういった病気がふえるにつけ、緩和ケアの重要性はますます高まっていくものと考えておりますし、我々も一生懸命取り組ませていただきたいと考えているところであります。

うつ病の早期発見以下につきましては、後ほど担当の方からご説明をいたさせます。

道路整備、大変恐縮であります。なかなか塩竈の方に延びてこないということについては、私も大変憂慮いたしているところであります。残念ながら多賀城市域分、具体的に申し上げますと、今まだ開設されておられません、多賀城インターに合わせた実は整備というものが

スタートであったかと思っております。そういったこともございまして、塩竈側への整備がおくれてきたものと思っております。しかしながら、多賀城インターの開設時期がずれ込んでおります。我々は早く塩竈の方にそういった道路の光を当てていただきたいということを、今までも再三再四申し上げてきたつもりでありますし、今後とも地域の皆様方の力をおかりしながら、早い時期に実現が図られますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

副議長（今野恭一君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 先ほどご質問がございました、特に在宅緩和ケアの中の体制の中で、コーディネーター、あるいはサポーター、こういったものを考えていく必要があるのではないかとご質問がございました。現在在宅を支援する側の問題点、課題といたしましては、大きく四つほどあるというふうに言われておまして、一つは、医療の依存度が高い患者さんがふえているということが一つ。それから、24時間体制の在宅診療所、あるいは訪問看護ステーションが不足しているということ。それから、在宅の療養支援診療所の施設と体制が余り整っていないこと。それから、今ご指摘がございました、それを支えるチーム形成、こういったものが不十分なこと。こういったものが確かに大きな問題点、課題として挙げられております。

そういった中で、在宅あるいはその施設でのケアの体制につきましては、議員がお話しされましたように、医師、それから看護師、薬剤師、場合によっては、居宅施設の場合ですとケアマネージャー、あるいは介護施設ですとヘルパー、そして、場合によっては院外の訪問看護ステーション、デイサービス、あるいはショートステイ、こういった体制が在宅、あるいはホスピス体制の非常に理想的な形だというふうに思っておりますけれども、今ご指摘のとおり、そういった体制が現実的にまだまだ整っていないというのが現状であろうかというふうに思います。そういった意味では、ご指摘いただいたそれらをコーディネートするコーディネーター、あるいはそのサポーター、こういったものについても大きな課題の一つだというふうに私どもも思っておりますので、そういった条件を整備するために、行政ができること、そういったことについてなお検証していきたいというふうに思っております。

それから、うつ病の関係のお話がございました。今回の赤ちゃん事業推進の中身にありましても、私どもの方で前にお話し申し上げておりましたが、訪問の際に特に産後うつ病という

ものは非常に重要な課題になっておりまして、17年度から産後うつ病予防のための、あるいは早期発見のためのEPDS質問用紙といたしまして、略がエジンバラ産後うつ病ということで、自己評価できるスケール、こういったものをお渡しをいたしまして、そういった形でスクリーニングをして判断をしているということでございます。事前にそういった質問表を利用しながら、そういったうつ病の早期発見に努めているところでありますので、今後もそういった対応を含めて、また、やはり地域の方々、家族の方々、そういった方々にも十分関心をいただきながら、そういったことにならないように、あるいはなっ場合は早めに対応できるように、そういったアドバイスも私の方でしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

副議長（今野恭一君） 10番小野幸男君。

10番（小野幸男君） ありがとうございます。

では最後にですけれども、緩和ケアの点で、市立病院の考え方について最後にお伺いしたいと思います。

副議長（今野恭一君） 伊藤市立病院長。

市立病院長（伊藤喜和君） 在宅緩和ケアについて、我々が現在行っていることとかについて申し上げます。

当院では、主に消化器がんの患者さんを手術する症例も多くございまして、消化器以外でも女性、例えば乳がんとかも含めまして、そういう患者さんでやはりかなり進んだ患者さんも見受けられます。そういう状況にありまして、臨時的に状態が安定しました場合には、訪問看護、訪問診療に行っている、具体的な数はここで申せませんが、私が知っている範囲だけでも在宅に行くケースもございまして、皆で症例をいろいろ検討いたしまして、この方は在宅で何とか家族の協力も得られる、我々も何とか行ける、そういうことで在宅に移行しております。ですが、やはり医療的なものが最終的には必要になってくるケースがありまして、栄養がとれないとかになりますので、中心静脈療法といたしますが、そういうものを埋め込ませてうちへ帰るケースが実際多くありまして、そこで在宅で医療行為もしながら、痛みは今非常にいい薬もございまして、かなり和らげることができますということで、今後我々が見ていますと、こういうケースは病院としても多くなっていくケースがあると思います。療養病床をそういう形で退院前に一時使っているケースもございまして、一般病棟から上に行きまして、そこで家族の方にいろいろお話しし、いろいろ理解を得られた上で行くという、そう

ということでがん患者さんが、塩竈でも年間、平成17年で159人ということで、非常に多い数がございます。ただ、一般的に患者さんが今日本全国で見ていると、やはり病院で亡くなる方が8割なんです。実際的には在宅が多いという、国のこれは施策の問題もあるかもしれませんが、誘導というのがありますが、なかなかうちでは見切れないことがありまして、在宅で見えていまして最終的なちょっと短い期間になりますが、病院で見なければいけないということも生じると思いますが、安定した状態におきましては、できるだけ在宅、そういうものも我々も協力しながら、できる限りやりたいと思っております。以上です。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、9月25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月21日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 曾我ミヨ

平成19年9月25日（火曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第4日目）第4号

議事日程 第4号

平成19年9月25日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君
総務部政策調整監	小山田幸雄君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中たえ子君

会計管理者	大和田 功次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部総務課長	郷古 正夫 君
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	総務部総務課 総務係主査	阿部 俊弘 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜昭 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番中川邦彦君、3番小野絹子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。1番曾我ミヨ君。（拍手）

1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、通告に従い、一般質問をいたします。

第1点は、多重債務をめぐる諸問題についてであります。

ご存じのように、多重債務とは、消費者金融、クレジット、銀行などの複数の金融業者からお金を借りて、借金の返済ができなくなってしまうことですが、こうした多重債務者がふえ続けていることが、今、社会問題になっております。

平成17年、日弁連が多重債務者を対象にした生活実態調査を行った結果では、一つは、離婚が22%、二つ、本人・家族の自殺が7%、三つ、税金滞納などが38%、四つ目には公共料金の滞納が26%と、離婚や自殺、税金・公共料金の滞納や、子供の授業料の滞納、進学の断念など、多重債務者の悲惨な生活の実態が浮き彫りになっております。

借金といいますと、借り手の責任、自業自得のような言葉で片づけられてしまう傾向がありますけれども、今回の国の改正法の背景を見ましても、この問題はそれにとどまらない、深刻で、根深い問題としてとらえられていることでもあります。多重債務の背景には、長期にわたる不況のあおりを受け、倒産、リストラ、失業などの理由から、多重債務に陥る。多重債務者のうち、行政や弁護士に相談するのは2割程度であって、あとの8割近くが解決の手だてがとれないままになり、借金の返済に追われ、家庭崩壊、自己破産、自殺など、個々の

人生に狂いが生じる事態をつくり出しております。また、一方では、税金や市営住宅などの使用料、保育料などの滞納が発生し、そのことが行政にも大きな問題になっております。

政府は、消費者金融、サラ金の利用者は全国で約1,400万人、そのうち、約230万人以上が多重債務に陥っていることから、平成18年の12月、貸し手への規制に向けて、貸金業法を改正いたしました。今後、改正法の施行時まで、借り手対策として、国と地方自治体及び関係団体が一体となって直ちにに取り組む多重債務問題改善プログラムの概要を示しております。

今回の改正法による、国及び地方公共団体の具体的な取り組みとなる改善プログラムでは、四つのことが挙げられております。一つは、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う窓口相談の整備と強化であります。二つ目には、借りられなくなった、いわゆる高リスク者に対する顔の見えるセーフティネット貸し付けの提供を行うこと。三つ目には、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化であります。四つ目には、ヤミ金融撲滅に向けた取り組みの強化。このように4点が挙げられております。

一つ目の、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行うという窓口相談の整備と強化については、住民への接触機会が多い地方自治体が、多重債務者の掘り起こし、いわゆる発見、あるいは問題解決にその機能を発揮できると期待して地方自治体の取り組みが位置づけられていることにあります。

そこでお伺いいたしますが、国の多重債務問題改善プログラムについて、市はどう受けとめているのかお伺いします。

具体的な取り組みについては、地方自治体が住民へのさまざまな接触機会があり、その役割が期待できるとして丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う窓口の整備・強化として、自治体の役割を果たしていることは先ほども申し上げましたが、宮城県では、7月に庁内に横断的な対策を推進する体制を確立するために、関係各所で構成する多重債務対策協議会を設置しております。施行日まで、どの市町村に行っても適切な対応が行われる状態の実現をする時期についても明確にされておりますので、そこで、市として具体的にどのように取り組もうとしているのかお伺いいたします。

多重債務問題改善プログラムは、先ほども申し上げましたように、発見と掘り起こしはもちろんですが、これの最終的目的が、多重債務者が生活再建できるまでの取り組みを行っていることでもあります。そのための具体策として、関係各部からなる全庁的な連絡協議会など、組織体制を図ることと同時に、相談窓口の体制強化が欠かせません。そのためにも、

多重債務者問題について、まずは行政の姿勢、意識改革が必要だと考えます。そして、全庁的な連絡協議会を設置して、その窓口となる課についても、専門の職員を配置して消費生活相談室を強化することが求められております。

そこでお伺いしますが、これまでの取り組みの延長線上ではない、行政側の姿勢、意識改革が求められていると考えますし、最後の生活再建までの取り組みについて、市長はどのような考えや決意を持っておられるのかお伺いいたします。

第2点は、安心して子育てができる市政についてお伺いします。

厚生労働省が昨年11月に行った第5回21世紀出生児横断調査の結果によりますと、7割近くが子育て費用に負担を感じていること。前年度の内閣府が行った少子化社会に関する子育て助成の意識調査でも、69.9%、約7割の方々が少子化対策の重要なものとして経済的支援の措置を挙げております。これまでも繰り返して子育て支援について取り上げ、とりわけ経済的負担の軽減策として乳幼児医療費の助成制度の拡充や奨学金貸付制度の実施を求めて、そのことに対しても、市長も6月議会で小野絹子議員の質問に対して、安心して子育てができる環境づくりのためにも、国においても重要な課題ではないかととらえていると、国に対して、乳幼児医療制度の創設と、県に対しても外来について拡大するよう要望していると答弁されてまいりました。市長の言うように、私どもも国の責任で行うべき問題でもありますが、国に求めると同時に市が率先して拡充を求めることが求められている課題であります。

まず一つ、問題意識と思っているのは、特に若い世代の所得格差が広がって、子育てに大きな影響を与えているからであります。塩竈のハローワークの求人状況をお聞きしてまいりましたが、圧倒的にパートが多い状況です。総務省の労働力調査の結果でも、非正規雇用が前年度よりも72万人もふえており、中でも、若い層の5割が非正規雇用であり、幾ら働いても貧困から抜け出せない、ワーキングプアが広がっております。低収入層は、20代の若年層に大きく広がっていること、年収で150万円未満の低所得者が増加する中で、一方では年収500万円以上という高収入の方もおりますけれども、この差がどんどん広がって格差社会をつくり出しております。ぜひ、市長のもとで、若い世代の雇用及び子育て世代の取り巻く状況をまずどのようにとらえているのかお伺いします。

塩竈市の次世代育成支援事業「のびのび塩竈っ子プラン」の指針を見ましても、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら子育てすることの楽しさを実感することができ、親

が安心して子供を産み育てられるまちづくりを進めていくことを掲げています。しかし、市の取り組みを見ましても、これまでの制度の活用にとどまり、何も経済的支援については具体的には新たな課題は明確に示されておりません。市民が求めている子育てへの経済的負担を軽減する具体的な支援策が必要です。新たな経済支援策の取り組みについて、どのように考えているのかお伺いいたします。

具体的に、国の支援策となっている「頑張る地方応援プログラム」交付金などの活用も含めて、積極的に奨学金貸付制度の創設および子供の医療費負担の助成対象拡充など、取り組みをすべきであると私は考えて質問しております。既に、総務省での募集期間が9月14日の締め切り日となってしまいました。でも、こうした国の施策などを含めて考えていく必要があると思いますので、この活用について申請をしたのかどうか、この点でお伺いしておきます。

第3点目は、安全に暮らせるまちづくりについてです。

一つは、塩釜陸橋の補強の取り組みについてであります。塩釜陸橋の安全対策、とりわけこれまでも車両通行時の陸橋のつなぎ目における騒音を初め、歩行者の分離帯のコンクリートの劣化、橋げたの劣化などがあることから、その対策を求めてまいりました。ことしになって、新たに塩釜陸橋の南側側面のコンクリート部分がはがれて破片が落下する事態がありました。通行人への被害はありませんでしたけれども、橋の南側の下には、ご存じのように市道南錦町1号線が通っております。最近、この道路延長線にも宅地開発が進められて、車両や、また近くのスーパーへの歩行者などもふえております。予算委員会でも塩釜陸橋を含む周辺の交通量と安全対策を求める要望も出されていましたが、この陸橋の構造的な問題があるとも伺っておりますけれども、周辺住民の方々からは、騒音対策はもちろんのこと、安全対策が幾度となく、行くたびに強く要請されております。コンクリート部分の破片も出るなど、ますます橋の安全性について危惧されているだけに、市民の方々に対して安全対策をどのように進めようとしているのかお伺いします。

二つ目には、中の島・港町地域の水害対策についてです。

9月7日の台風による被害はなく、関係者にとっても、まずほっと安心したところであります。この地域については、昨年度より中の島公園内の中央部に越流対策として土砂を入れ、今年度には中の島側の低くなっていた一部の護岸をかさ上げによる改修工事が行われました。こうした取り組みが行われて、以前よりも一定の対策が進んだのかとは思いますが、しかし、

地域の住民の方々は、大雨と高潮が同時に遭遇した場合には、まだまだ被害が想定されているところでもあります。被害が再び起こらないようにするためにも、まだ幾つかの課題が残されていると考えますので、今後、宮城県、とりわけ港湾事務所の対応や、また、塩竈市としてはどのような取り組みを進めるのか、根本的にはどのような対策が必要と考えているのかお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま曽我議員から3点にわたりましてご質問をいただきました。

初めに、多重債務をめぐる諸問題についてお答えをいたします。

多重債務問題、大きな社会問題となっているところであります。本市におきましても、多重債務についての相談件数が、平成17年度は91件、平成18年度85件、今年度も、これまでに既に26件が寄せられております。我が市にとりましても大変重要な課題であるというふうに認識をいたしておりますが、このような状況を踏まえまして、去る4月20日付で金融庁と総務省の連名で、市町村に多重債務問題改善プログラムについて要請がありましたが、その中で市町村に求められている役割といたしましては、一つには、税金の徴収や生活保護、あるいは公営住宅家賃徴収などの部門と連携し、多重債務者の掘り起こしを行うことによりまして、多重債務者の発生をできるだけ早い時期に防止するという点にあると思っております。もう1点といたしましては、その一環として、相談窓口の体制を充実し、例えば司法書士や弁護士を紹介して解決を促すことの2点にあるというふうに認識をいたしております。

お金に困った方々がヤミ金融に走らずに済むような、生活のためのセーフティネットとしての貸付制度等は、既に国や県、業界団体や弁護士などの役割と位置づけられておりますが、関連する機関がそれぞれの分野で役割を果たさなければ、有効な対策にはなり得ないというふうに考えております。

このため、本市といたしましても、これらの機関と連携し、役割を果たすことによりまして、多重債務者がふえないような努力に努めてまいりたいと思っております。対策といたしましては、先ほど申し上げましたように、まずは多重債務に陥らないように、そして、もう一つとしては、陥った状況からできるだけ早く脱却ができますような相談に、誠意を持って乗っていくというようなことになるかと思っております。議員の方からは、全庁的な対応が必要で

あるというようなご質問をいただきました。今、こういった対応をすべきかということの内部の検討をさせていただいているところであります。

次に、若い世代の雇用及び子育て世代を取り巻く環境についてご質問いただきました。

お答えいたします。バブル経済後の若い世代の雇用環境は、フリーターでありますとか、パートタイマー、あるいは派遣職員の増加等に見られますように、全国的に厳しい状況となっております。このような中、平成16年、厚生労働省が打ち出しました「子ども・子育て応援プラン」の中では、重点課題の一つとして、若者の自立とたくましい子供の育ちを取り上げ、若者の就労支援に取り組むことといたしております。

宮城県におきましては、ジョブカフェを設立し、ハローワークとの連携により、若者を対象に、キャリアカウンセリング、就職セミナー、就業訓練、インターンシップ、職業紹介等を行っているところであります。本市におきましても、就労機会の拡大を図るため、各事業所をご訪問して、雇用を生み出す企業誘致や若者の雇用拡大を要請いたしますとともに、海辺のにぎわい地区に新しい居住空間を計画するなど、住みやすい住環境の整備にも取り組みを始めたところであります。

少子化にはさまざまな側面がございますが、その一つとして、核家族化や地域コミュニケーションの希薄化等により、若い世代の方々が子育てに大きな不安や悩みを抱えていることも要因であるというふうに考えております。地域の中で、だれもが安心して子供を産み育てることができるためには、やはり、地域社会全体で、子育て世代を支え、子供たちの育ちを見守る環境づくりが何よりも大切ではないかと認識をいたしております。

このような考えに立ち、本市では、さきに策定をいたしました「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき、地域の中で、市民の方たちが相互に子育てを支えていくファミリーサポートセンター事業でありますとか、若い子育て世代の交流や、相談の場を提供する集いの広場を、今年度から梅の宮市営住宅集会施設で開催するなど、地域全体で支える子育て施策を推進いたしております。また、保育所での一時保育や特定保育事業は、子育て世代のリフレッシュ等のための利用もできますし、各保育所では、子育て支援センターと連携しながら、育児に関する相談も、通園している家庭に限らず実施をさせていただいております。こうしたさまざまな子育て支援の事業を展開し、地域社会全体で子育てを支える施策を市民に定着するよう、なお一層努力をいたしてまいります。

次に、「頑張る地方応援プログラム」を活用しての支援策についてのご提案にお答えいたし

ます。

「頑張る地方応援プログラム」は、地方独自のプロジェクトを前向きに取り組む自治体に対して、平成19年度からの3カ年間、3,000万円を上限にして、地方交付税の支援措置を行う新しい制度であります。本市でも、既に予算化している事業、行財政プロジェクトや地場産品発掘プロジェクトなど、10のプロジェクトに整理して総務省に提出をいたしておりますが、子育て支援の分野では、子育て支援センター運営事業や、集いの広場事業など、計8事業、約1億円の事業を盛り込んだところであります。

次に、奨学金制度についてご質問いただきました。このことにつきましては、昨年9月、定例会におきましても、同様のご質問をいただきました。私も、その後、奨学金の利用状況を確認させていただいたところでありますが、奨学金の貸付制度につきましては、宮城県や社会福祉協議会でも同様の制度があることから、これらの制度の積極的な活用により、当面对応させていただきたいというご答弁を申し上げます。

ちなみに、本県の高等学校と奨学貸付制度の応募と認定の状況についてであります。平成17年度は、438名の応募に対しまして423名、97%の採択率であります。18年度は、442名の応募に対して425名、96%が貸し付けを受けており、本市でも、例えば平成18年度では17名の申込者全員が認定をいただいたところであります。こうした状況から、もっとももっとこうした制度の利活用について、広く市民の方々にお知らせをさせていただくとともに、本市独自の海難交通遺児教育手当制度の活用等もなお一層ご活用いただきたいと思いますと考えているところであります。

また、子供の医療費負担への助成につきましては、現在、乳幼児医療費助成事業として、入院については就学前まで、通院については3歳未満児までを対象とし、県と市が対象医療費の2分の1をそれぞれ負担をいたしておりますが、本市は独自に、通院については対象を4歳児未満に拡大をいたしているところであります。少子化対策は、単に本市だけではなく、やはり全国自治体共通の課題であり、その一環としての乳幼児医療への助成制度は、国にとりましても極めて重要な課題というふうに考えております。このような観点から、本市といたしましては、これまでも国に対し乳幼児医療制度の創設を、県に対しましては外来についても対象年齢を就学前まで拡大するよう要望いたしておりますが、なお、引き続き現状を説明をさせていただきながら、強く要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、安全に暮らせるまちづくりのご質問のうち、初めに塩釜陸橋の補強の取り組みにつ

いてお答えをさせていただきます。

塩釜陸橋は、昭和48年3月に竣工いたしております。橋の長さが232メートル、今日まで30年余を経過をいたしております。そういった中、例えば継ぎ目部分の騒音が大変大きいといったようなご要望も数多くいただいております、本市といたしましては、舗装部分と継ぎ目部分の段差を埋めるための工事を一昨年から着手をいたしているところであります。こういった対策によりまして、少しでも地域の皆様方に騒音の減少というような環境をご提供できればというふうに考えているところであります。

また、コンクリート壁の落下のご質問いただきました。去る6月1日、塩釜陸橋でコンクリートの一部が剥離し、落下したとの情報を地元の方々から寄せていただきました。現地で調査いたしましたところ、こぶし大のコンクリート片、数個の落下を確認いたしました。地元の皆様には、大変なご心配をおかけいたしました。心からおわびを申し上げるところであります。

緊急対策といたしまして、バリケードやロープ等による安全策をとるとともに、職員による全区間の目視による点検と、剥離落下付近のハンマーによる打撃点検を行い、当面の安全を確認したところであります。その後の安全対策として、ひび割れ、剥離等により、危険が心配される箇所において、専門家による打撃検査を行い、潜在的に剥離が進行していた箇所のコンクリートを取り除き、鉄筋の防錆処理を行ったところであります。

これらの一連の対応により、現時点で安全は確保できたとの専門家の判断もあり、バリケードは撤去させていただいたところでありますが、今後とも、定期的な点検パトロールを実施するなど、適切な管理に努めさせていただきたいと考えております。

次に、中の島・港町地区の水害対策についてご質問をいただきました。この地区の水害対策につきましては、降雨による雨水対策と、高潮による浸水対策が必要となりますが、初めに雨水対策についてお答えをいたします。

雨水対策のこれまでの取り組みといたしましては、昭和61年8・5大雨以降、中央ポンプ場に口径1200ミリメートルと800ミリメートルのポンプ各1台、口径500ミリメートルのポンプ3台の増設や、上流からの流出抑制を目的といたしました中央第1貯留管や、港町地区の中央第3貯留管の整備などを行ったところであります。さらには、市民との協同による宅内貯留施設の整備に取り組み、中央ポンプ場の排水能力に見合う対応をいたしているところであります。こうした対策により、地域内の雨に対する安全度といたしましては、1時間当た

り39.7ミリメートルの降雨強度に対応できる状況となっております。

今後の雨水対策の取り組みといたしましては、引き続き、上流での流出抑制施設の整備などにより、1カ所に集中する雨水を分散させるとともに、施設の機能保持に必要な維持管理に努め、降雨時の浸水に対する安全度の向上に努めてまいります。

次に、高潮対策についてお答えをいたします。台風通過時の異常潮位や、地震発生に伴う津波を防御するための高潮対策は、水際での対策が極めて重要なことから、現在、県事業により防潮堤の整備に取り組んでいただいております。ご質問の、中の島、港町、舟入、牛生地区につきましては、港湾整備計画に基づく計画の高さで防潮堤の整備が完成いたしております。また、未整備となっております芦畔町地域につきましては、都市計画道路八幡築港線の整備において、高潮時に被害が生じない高さまでかさ上げを行うとともに、前年度、貞山運河地区では、県の河川事業により防潮堤の整備が計画をされているところであります。

一方、中央ポンプ場からの放流水路であります、中の島水路につきましては、これまで、水路を逆流した海水があふれ、隣接する地域に越流をいたしておりましたが、当面の対策として、県塩釜港湾事務所では、中の島公園地内の一部に盛土工事を行い、平成19年度におきましては、水路の低い箇所のかさ上げにも取り組んでいただいております。この箇所については、既に計画延長90メートルのうち40メートルが完成し、引き続き本年度で残る50メートルの完成を図っていただくことといたしております。また、放流水路に隣接した沿路の照明等2基につきましても、基礎のかさ上げを行ったところであります。

市といたしましては、高潮対策に必要な県との協議を継続いたしますとともに、高潮時の初動体制であります、土のうの設置などに取り組み、市民の皆様がより安心して安全にお暮らしいただけますような環境づくりに、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 2問目の質問を行います。

まず初めに、中の島の関係でございますが、今年度は40メートルほど中の島側の護岸を改修したと。本年度も50メートルのさらに、どの部分かわかりませんが、話がなかったわけですが、今年度もさらに護岸のかさ上げをするということで受けとめていいのか、これはまず確認しておきます。

それから、陸橋の問題ですけれども、一応の応急措置はしていただいたと。定期的なパトロールをして安全に努めていくということでございましたが、今回の側面のコンクリートの落下はもちろんでありますけれども、歩行者と車道の部分の、一段高くなる部分のコンクリートも劣化しているんですね。それは、前々から言っているんですが、実際にはなかなか予算が少なくなって手が回らないというのが実態ではないかというふうに思いますので、定期的な安全パトロールはもちろんですけれども、そういった、本当に直すとなれば大がかりな工事になることは市民もだれも理解するわけですけれども、であるからこそ、やっぱりきちんとそういう改修に予算を充てるべきではないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それから、子育て支援について伺っておりますけれども、いろいろ子育て支援で、例えば、庚塚の梅の宮の集会所で新たに子育て事業をやっているだとか、市営住宅の集会所を使って子育てをやっているとか、そういうことは理解しておりますし、取り組んでいただいていると。そのところに、全体的に話をばーっと持っていくのではなくて、私が質問しているのは、経済的な面で、若者、若年層の一段と雇用の状況もそうですし、それから、勤労所得というんですか、所得も相当広がっていると。特に、塩釜管内は、仙台とか大都市部と違って、ハローワークに聞かしても、本当にパートしかないという状況がやっぱり現実にあります。それだけに、やっぱり塩竈市内、ハローワークは二市三町管内ですけれども、そのことが大きく影響しているのではないかと。そのところをまずどのように市長は認識しているのかという点であります。

それで、いろいろな子育てはたくさんのメニューがございますけれども、とりわけ経済的な支援をすることが、国の調査でも、それから塩竈市が子育てプランをつくる前にもやった中でも、そのことが非常に強く求められているんです。にもかかわらず、子育てプランが実施されてから3年か4年になろうかと思っておりますけれども、具体的な支援策は一つも見えてこない。決算特別委員会の子育て支援の状況をちょっと見ますと、いろいろ検討しているということが書かれてございます。何回か検討委員会を持たれたようですが、何を検討しているのかと。どういうことを調査して、どういうことに取り組もうとしているかも、見えてきません。

私は、ぜひこの数年の雇用を取り巻く状況も含めてですが、保育料も滞納しているということも、学校給食もそうですが、非常にそういう滞納がふえてきて、若干決算特別委員会の

中でも回答がございましたけれども、やっぱり本当に生活が大変になって保育料も払えないという実態も出てきていますので、例えば塩竈内にある幼稚園、あるいは保育所に預けている人たちの家庭に対して、例えば今の雇用状態とか、あるいは子育てにどういうことに困っているのか、改めてこの計画プランを進める上でも、そういったアンケートをぜひ進めてほしいと。その分野で、施設に預けている子供さんたちに限りますけれども、まずそのところをとってほしいと。なぜなら、塩竈市の子育て支援については、市民調査でも決して去年の調査ではやっぱりよくなってないんですね。全体的に。そういう評価も出ておりますので、改めて検討するのであれば、その辺についてのアンケート調査も含めてやってほしいと。

それから、市長さんは、早くに国が出している、総務省が出した、地域への交付金を求めているいろいろ10ぐらいのメニューを手を挙げていたということでは、本当にそういうものをいち早く見つけて手を挙げたということには感謝申し上げますが、できるだけこういった部分に、いろいろありますけれども、私はとりわけ塩竈市の高齢化社会、少子化社会ということが大きな形のメニューになっておりますから、問題の課題になっておりますから、子育て支援でぜひ引き続きこういったことも活用して取り組んでいただきたいということをまず申し上げておきます。

それから、多重債務については、認識が大体一致してきたのかなというふうには思いますけれども、ただ残念なのは、検討はこれからだということであります。すぐに右から左という、1カ月や2カ月でそうならないことも私はわかっておりますけれども、ただ、やっぱり毎年決算やりますと、国民健康保険税、この滞納額が6億円を超えているとか、それから市税でも現年度でも1億9,000万円も入っていないという……国保じゃない、ごめんなさい、市税です。市税で、6億6,140万円とか、こういった状況があります。国保税でも、9,500万円。そのほかにもいろいろありましたけれども、ぜひこういったことを解決するのであれば、収納係の方は一生懸命話を聞いて努力しているということを伺いました。それはそのとおりだと思うんですね。ただ、国民健康保険の新聞を見ましても、全国で国保税が滞納になっていて、起死回生の滞納対策ということで、日弁連の滝さんがこの国保新聞にも書いてございます。これを見ましても、市町村の徴収担当者がやっぱり対応することが非常に重要だと言っております。

この多重債務者というのは、借りまくって浪費して無計画でだらしないというのではないということきちんと押さえてもらう必要があるし、多重債務者は5社、6社の毎月の返済日

を覚えていて、滞納しないようにそっちのサラ金の方に払うのが一生懸命回していると。そういう中で行って借りてくると、返すときが相当な高金利になってしまって、本来はもう返し終わっているんだけど、高金利によって税金に回らないでサラ金の方に返していると。

これが、表がごさいますけれども、例えば30万円借りた人が、ずーっとサラ金に入って、五、六年経つときにもう金利の方は相当な高い金利で払っていると。5年すると、ここから国保税の滞納が始まるというふうに。だからこの高金利の部分を、弁護士や何かの相談によって、これをなくすことによって国保税や市税をきちんと納めてもらって、その人たちも安心して生活していけると。

こういう取り組みができるということを新聞でも言っておりますので、これはどこがとても重要かという、県とか国ではないんです。やっぱり塩竈市の窓口できちんと対応することが必要だと。それで、借金している人は、取り立てというか返さなきゃならないことだけが非常に頭にあって、返済が遅れたら大変なことになるという思いがありますから、なかなか口を割って言えない状況があるんだそうです。国保でも、「いや、ちゃんと相談に来れば、全部ちゃんと事情を聞いて対応します」と言っても、この資格証明書も相当去年からふえています。そこには、言われぬような状況があるんじゃないかと。存在しているんじゃないかと。だから、国保でも、市営住宅でも、保育料でも、やはりまず「借金を返せるよ、借金を返してちゃんとした生活に戻るために、一緒に頑張ろうよ」という気持ちで相談に乗る窓口が大切だと。それが、住宅は住宅、収納室は収納室、保育所は保育所ではなくて、そういった困ったときにはいつでも来なさい、こういう体制が今この問題をめぐっても、あるいはこの問題でなくとも、今が塩竈市でいろいろな税金、国保税、保育料、住宅、これら一連見ますと、そのところを早くつくるかどうかだと。

実は、秋田県も盛岡市もこれはずっとやっているようですが、秋田県は、前は公営住宅家賃、おくれて払わなかったらやっぱり裁判所でやっていたんです。それに何百万も金をかけていたと。これをやめて、二人の相談員をちゃんと配置して、払えなくなった途端から、「何があったの」と。「何か困ってるんじゃないですか」ということの相談員に切りかえた。そうしたら、家賃が今までの収納が非常に低かったのに、99%を超えて家賃が入るようになった。つまり、こういう高金利なやつを全部清算して、家賃にきちんと入れてもらう。こういう取り組みに切りかえた。だから、今、声を出して多重債務の問題では、秋田県のもそうですけれども、盛岡の実例もそうですが、そういったことをやっぱり地方自治体がちゃんとやろ

うと、そうすれば市も財政的にも、今まで行き詰まってどんどん膨らむことも解決できるし、何よりも市民が生活再建になって本当にほっとして、むしろ感謝の言葉が述べられていると。

私どもは、今まで住宅家賃も国保もいろいろ問題にしてきましたけれども、今こそ、この政府が地方自治体に求めていることに対して、検討すると言っておりますけれども、できるだけ早く検討してほしいと思いますので、改めて、まず各部課との連絡協議会、こういうものをつくっていただいて、それぞれの部署の起こっている問題、ここをぜひやってほしいと思うのですが、この辺をまずお伺いしておきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） ただいまの多重債務問題につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

多重債務者の掘り起こしをというふうなことをできるだけ早く行うべきであるというふうなご意見かと思えます。私たち、これまで行っておりますのは、市の各種の相談窓口等がございます。そういった中で、ただいまご指摘がありましたような情報、こういったものを入手した際には、関係する部署で互いに連絡・調整をしながら、相談窓口などを紹介してきたという経過がございます。

そういった中、ことしになりまして、先ほど来お話があります多重債務問題改善プログラムが策定されまして、この中で、市町村に対しましては二つの要請がございました。一つ目は、多重債務者の掘り起こしをさらに拡充するようというふうなことでございます。これを受けまして、私たちといたしましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたように、ただいま関係各課での協議会を開催すべく準備を進めておるところでございます。議会終了後、早急にそういった対応をしたいというふうに考えております。

次に、2番目の要請点といたしましては、相談窓口を強化するようということで、モデルとなるマニュアルが配付をされたところでございます。このマニュアルの内容につきまして、本市でも詳細に検討いたしました。既に本市におきましては、こういった相談窓口を設けておりまして、担当の職員も配置しております。そこにおいて取り組みをさせていただいておる内容が掲載されておったという状況でございます。担当職員、自己研鑽を積みまして、他市町村から研修の講師として派遣要請を受けるようなレベルの職員でございますので、今後とも、そういった形で相談窓口につきましては、継続をし、親切な対応をさせていただきたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 棟形部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から子育て支援の関係で何点かご質問がございましたので、お答えいたします。

まず、若い世代の雇用関係についてご質問ございました。私どもの方でも一定程度の情報は当然のことながら把握しておりまして、特に雇用の状況もかなり厳しいという要因の一つと言いますのは、議員からもお話がございましたように、晩婚、あるいは非婚化、こういったものが大きな要因の一つとして挙げられているわけですが、その要因の当然一つの中にこの若年層の雇用不安が挙げられているという状況でございます。

特に、15歳から24歳までの男性の完全失業率、これは2006年の4月でございますけれども、9.7%になっているということで、男性全体の2倍以上がこの若年の労働者と言いますか、男性の方の雇用が厳しいという状況も出ておりますし、女性に関しても、この15歳から24歳が8.2%ということで、これも女性全体の2倍ということで、この世代の雇用の問題というのが非常に大きな問題になっているというのは議員のご指摘のとおりでありまして、私の方もそのように認識しているところであります。

こういう状況を踏まえまして、国の方では平成15年の4月に、従来の産業経済省だけではなくて、文部科学省でありますとか、厚生労働省、こういった3省が連携をいたしまして、若年者を中心とする総合的な人材対策のあり方ということを進めていこうと。こういうことで、国、県、企業とも連携して、そういった取り組みをしているという状況でございますが、特に、文部省につきましてはキャリア教育の推進でありますとか、インターンシップ、いわゆる職業体験ですね、こういったものを推進していこうとありますとか、あるいは、厚生労働省につきましては、職業意識の涵養でありますとか、職業の支援を強化していこうと、あるいは、職場へなかなか適応ができなくてやめられる若年労働者もおりますので、そういった方に関しては、カウンセラーによる相談、こういったものも厚生労働省でしていこうというふうに出しておりますし、産業経済省になっても、雇用の機会を改めて創出すると、人材を育成すると、こういう方針を出して3省で全体的な取り組みをしているというところがございます。

問題は、県なり、市レベルで、その対応をどういう形で末端自治体にいる我々が対応していくのができるのかと、こういったものは大きな課題になっているというふうに思います。私どもといたしましては、こういった国の動きも当然見据えながら、県なり市町村レベルで

できる若年雇用の対応と、こういったものについても当然行政だけでは難しい条件でありますので、企業でありますとか、やはり先ほどお話しされたハローワーク、こういったところと連携もしておりますし、これからますます連携しながらそういった雇用対策を進めるための行政としての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

それから、子育て支援の関係でご質問がございました。現在あります計画につきましても、計画策定に当たりますとは、アンケートを実施するでありますとか、あるいはいろいろな関係方面の方々のご意見をいただきながら、この「のびのび塩竈っ子プラン」、塩竈市の次世代育成行動計画というものをつくった経過があります。これは、前にもご報告申し上げておりますが、その中で、特に重点とすべき重点事業、こういったものを8事業挙げておりまして、それ以外に、特定のさらに追加してすべき事業を14事業ということで挙げています。まず、これを平成21年までに目標の事業量を設定しておりますので、これを最優先として進めることが最も望ましいという計画でございますので、現在、これに基づいて全体的なハード・ソフトの作業を進めているということでございますので、その辺もひとつご理解いただければというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君） 結局、県としては、今答弁されました中身での進め方について検討するだけで、今、実際に、子育ての関係ですね、これほど雇用状況が悪化している中で、その人たちの子育て世代がどんなことに困って、どんなことを望んでいるのかという取り組みには手をつけなくて、このままただこの計画をじっと遂行していただくだけだというふうになるんじゃないかと。だから、それでは、本当にただ漫然とするだけで、本当に塩竈市が最大の課題になっている高齢化、少子化に、やっぱり本当に本気で取り組む姿勢だというふうにはとても受けとめられないと言わざるを得ないんですね。だから、せっかく検討しているんですから、先ほど私が提案した一部分ではありますけれども、幼稚園やあるいは保育所に関係するところで、経済的な部分でどんなふうな変化が今起こっているんだろうとか、雇用形態ですね、パートを小刻みで週3回だけ来いとかって言われている状況もあるんじゃないかというふうに私は聞いていますけれども、そういう中で保育料だとか、それは基準に沿った保育料だとは思いますが、いずれ大変な状況を生み出していると思いますので、まずそのところを、実態をまずつかんでほしいというふうに思います。

それから、先ほど産業部長さんが言われたように、この議会が終わったら検討するというこ

とで、非常に前向きにとらえていただいておりますが、ぜひ、私は決算特別委員会でも取り上げましたように、階段の下で、本当に消費者に対するベテランの方がおります。一生懸命頑張っておりますが、本当にその人が解決するまでは、私ども、実は長い間法律相談ということも取り組んでいます。我が党として。そういうことでもやっぱりその人をちゃんと弁護士まで連れて行かなきゃならないんですよ。なかなかそれが大変なことなんです。問題解決するまで手だてをしなきゃならないと。そうしますと、下にいらっしゃる専門の人は本当にベテランで、一生懸命やっているのは私はよく知っておりますが、あそこを中心にしながらも、やっぱり塩竈市の組織としてそこをカバーしながら連絡協議会の中でいつでもそれが動けるようにすべきだと思いますので、そういう点で、市民生活相談窓口と消費者窓口については、ばらばらではなくてできればそこを一つにした形での体制づくりも検討すべきではないかと。あそこの下が狭いのであれば、プレハブなんかの活用もあるのかなと私はちょっと思ったりなんかはしますが、いずれ、ぜひこの取り組みを積極的に進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、多重債務の件につきまして、整理をして弁護士等までご紹介をすべきであるというふうなご意見につきましては、私たちといたしましても、既にそのような内容で取り組ませていただいております。ご相談をいただきましたものにつきまして、窓口といたしまして、きちっと分類をし、そしてそれにふさわしい相談窓口、これは弁護士さんといってもやはりそれぞれ得意分野がございだというふうにお聞きしております。また、相談としては司法書士の方などもいらっしゃいます。こういった組織、それぞれふさわしい内容をこちらで一度手を加えて整理をし、ご紹介をさせていただいております。

それから、あと市民相談等々の窓口の一本化でございますが、これは、先日来いろいろご質問、ご意見等をちょうだいしております。私たちといたしましても、やはり商工観光課と相談窓口が離れておるといような課題がございしますので、こちらにつきましては、全庁的な組織見直しの中の課題と位置づけさせて取り組ませていただきたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。

議長（志賀直哉君） 18番鈴木昭一君。

18番（鈴木昭一君）（登壇） 私は、ニュー市民クラブを代表し、通告に従い、何点かにわた

り質問をいたします。

まず、第1番目に、自主防災組織についてお伺いいたします。

災害時の高齢者、要援護者の把握・確認についてであります。先の、新潟中越沖地震では、多くの被災者を生み、市民生活に甚大なる被害をもたらしたことは、ご存じのとおりであります。死者11名、重軽傷者1,960名、住宅被害は3万8,815棟と報告されております。被災に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます。

この現状を聞くと、特に高齢者のひとり暮らしの方や、障害者の方々、つまり災害弱者の方々の避難は大変なものと推察するものであります。そのことを踏まえ、早急な災害時要援護者対策が必要ではないかと思うのであります。今回の新潟中越沖地震では、さきの地震の経験をもとに、地域住民間の連携を密に、災害時要援護者の避難誘導をスムーズに果たしたと報道されました。また、その後の支援についても、地域ぐるみで行って、体の不自由な方々のお世話をしているとのことでもあります。

そこで、我が市におきましては、こういった取り組みはどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。国では、災害時要援護者の避難支援ガイドラインがあると思いますが、本市のそれに沿った対策をお示しいただきたいと存じます。

ご存じのように、災害時要援護者とは、必要な情報を敏速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々、つまり高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などであります。これは、ここ数年の風水害や豪雪において死者の大半が65歳以上の高齢者となっていることから、災害時要援護者の人的被害を少なくするための重要課題と位置づけられております。

市町村における取り組みの主な手順としては、一つには、要援護者の特定、つまり、地域において、災害時の避難に当たって支援が必要なる人を特定する。二つ目には、要援護者情報の収集・共有として、市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員などが、要援護者にかかわる情報を共有する。三つ目には、避難支援プランの策定として、一人一人の要援護者に対して、災害時にだれが支援して、どこの避難所などに避難させるかなどを定める、避難支援プランを策定するというものであります。その点について、本市の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

また、以前にも伺った経緯がありますが、要援護者の所在がプライバシーの観点から民生委員より情報が地域に流されず、全く把握できずにいることでもあります。こういったことで

は、災害時の支援体制は、到底できるものではありません。この点、塩竈市の対策と、今後の見通しについてお聞かせ願います。

次に、各種マップ作成時における個人情報保護について伺います。

これは、現在、自主防災組織の構築にそれぞれの地域が努力されておりますが、その際のマップづくりに、個人情報保護の観点から、思うようなマップづくりができないと言われております。また、前段でも申し上げたような、災害時の対応がスムーズに行かない恐れもあるかと思いますが、その点についてどうなっているのかお聞きいたします。

次に、登下校時の安全確保などの対策についてお聞きいたします。

1点目は、全通学路の安全点検について、現状をお聞きいたします。最近、全国で下校途中の児童が被害に遭う事件が相次いで起こっております。本市におきましても、昨今、下校時の被害が出ているようですが、これを機会に、通学路の危険場所を念入りに点検すべきと思いますが、当然、既に安全点検は済んでいるかと思いますが、その方法及び結果についてお聞かせ願います。

2点目は、重点的に推進する安全対策はどんなものなのかお聞きいたします。一つには、学校における対策として、学校の安全管理対策はどのようなことを実施されているのか。二つには、防犯教育の推進として、危険を予測・回避する能力を身につけさせる防犯教育や、実践的な防犯教育の推進はどうか。三つ目には、地域における対策として、犯罪を起こしにくい環境整備、子供を守るための諸活動の充実、また、情報通信技術の活用などがありますが、本市としてどのような施策なのかお伺いいたします。

3点目は、犯罪から子供を守るための総合対策として、危機管理マニュアルの活用や、学校の安全管理の取り組み状況に関する実施の把握と、結果の周知のための学校の安全対策の充実などあるかと思いますが、本市としてどのような対策をしているのかお伺いいたします。

次に、通学路の危険マップについてお伺いいたします。

本市における通学路の危険マップは、全校すべて整っておられるのかお伺いいたします。

続いて、防災対策についてお聞きいたします。

1番目は、廃屋対策についてであります。まず、塩竈市の廃屋の実態について、何軒程度あるのか伺います。次に、所有者について、市内、市外、県外に分けて、どのような分布になっているのか伺います。

また、廃屋の手入れについて、どうなっているのか、差し支えなければお聞かせ願います。

特に廃屋が急傾斜地にあるがままになっておりますと、地震や大雨の際には土砂崩れなどを起こす可能性があり、人命にかかわる重大な災害に発展することもあり得ると思いますが、その点の対応についてお伺いいたします。

また、平家建ての廃屋でも、荒れ放題でツタや草が茂り、火災を起こすこともあり得ると推察いたしますが、その対策はどう進めようとしておられるのか、お伺いいたします。

次に、防犯灯設置についてお伺いいたします。

このたび、一軒一灯運動の取り組みについて回覧が回っております。その目的としては、犯罪が発生しにくい、明るいまちをつくるとし、運動の内容として、門灯や玄関灯をできる限り点灯するとのことですが、それよりも、防犯灯の設置を推進すべきと思いますが、現状の防犯灯の設置状況はどうなっているのかお聞かせ願います。防犯灯の設置については、それぞれの町内会が設置することとし、主として補助金や、電力からの寄贈される防犯灯などは、防犯協会に申請して設置するものであります。しかし、手続などで面倒な部分等PRが不足し、わからないで手続ができないでおられる町内会があるのではないかと推察するものであります。そういった意味では、もっと行政がかかわって、町内会担当者を指導すべきと思いますが、当局として、今後の施策についてお伺いいたします。

以上を申し上げ、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、鈴木昭一議員から、3点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、自主防災組織についてのご質問でございました。特に、災害時のご高齢要援護者の把握・確認についてご質問いただきました。この問題につきましては、個人情報保護法との関連で、各地域でさまざまな問題が提起されているところであります。

そういった中、本年7月16日に発生をいたしました新潟県中越沖地震におきましては、死者11名を含め、数多くの被害者が発生をいたしました。特に、お亡くなりになりました方々の大半がご高齢者という、大変痛ましい状況でありました。このときの安否確認や避難支援等につきましては、被災された自治体間でも比較的スムーズに進んだ地域と、対応がくれた地域等があったことが指摘をされております。

国におきましては、昨年3月に災害時要援護者避難支援ガイドラインを、本年4月に防災関係部局と福祉部局との連携強化による要援護者支援マニュアルの作成や、速やかな支援のた

めの関係機関での要援護者の情報共有の活用などの指針が示されたところであります。さらには、本年7月には、内閣府から生命や身体の保護等のために必要な場合、個人の権利権益を保護するという個人情報の目的にかんがみ、本人の同意を得なくても提供できるという、個人情報保護法第23条についての適切な運用についても、新たな見解が示されたところであります。

本市におきましては、民生児童委員の協力をいただきながら、高齢者の実態調査を行い、ひとり暮らし高齢者や、寝たきりの方々等の情報把握を行っているところでありますが、今後の課題は、やはり、民生児童委員の皆様や、自主防災組織、町内会など、地域の皆様と情報を共有し、安否確認、そして避難支援を行う体制をつくることにあると考えております。要援護者名簿などの情報共有につきましては、繰り返しになりますが、個人情報保護への配慮として、情報の管理や守秘義務の徹底が求められますので、名簿の取り扱いなど、自主防災組織などの関係団体と協議をしながらまとめてまいりたいと考えております。

また、避難支援プランにつきましては、先進地の取り組み事例等を参考にしながら、本市の固有の実情も踏まえて整理し、今年度はモデル地域を選定し、早急に支援プランの作成につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、各種マップ作成時の個人情報保護についてお答えいたします。

本市では、自主防災組織を設立した場合に、災害発生時に必要な情報や、危険箇所などを掲載した防災マップを町内会の皆様と一緒に作成をさせていただいております。この防災マップに記載する内容といたしましては、町内での一時的な避難場所、消火栓、公衆電話、崩落が心配されるがけ地、ブロック塀、電柱のトランス、井戸などの位置のほか、津波浸水区域、緊急連絡先、非常持ち出し品など、さまざまな情報を1枚の地図として作成し、各世帯に配布し、いざというときに備えております。

なお、防災マップを作成する際には、ひとり暮らしのご高齢者を狙った詐欺や空き巣などが最近では極めて多いことや、個人情報の保護の観点から、災害時要援護者の個人宅名を記載しないように指導いたしているところであります。しかしながら、災害が発生した場合には、やはりひとり暮らし世帯や、ご高齢者世帯などの方々の援護が極めて重要となりますので、本市では、避難する際には、隣近所同士でお互いに声をかけ合い、助け合いましょうという共助の大切さや、日ごろからのコミュニケーションの重要性を防災研修会などの場で啓蒙し、対応させていただいているところであります。

次に、登下校時の安全確保等の対策について何点かのご質問をいただきました。

第1点目の、通学路の安全点検の現状及びその方法についてお答えをいたします。

本市では、通学路の安全点検は、交通安全、防犯、防災の面から、町内会や警察等の関係機関のご協力をいただきながら行っているところであります。具体的取り組みといたしましては、集団登校時の付き添いや、街頭指導を行っていただいております地域安全サポーターや、スクールガードリーダーの方々及び子供110番の家などと情報を共有しながら巡回活動を行い、随時点検を行っております。また、それぞれの学校におきましても、保護者や教職員による通学路の点検を行っております。万が一、危険な箇所等があれば、速やかに関係部署に改善を促し、場合によっては通学路の見直しを行うなど、早急な対応を行っているところであります。

次に、重点的に推進する安全策についてご質問いただきました。

学校における対策といたしましては、すべての学校で危機管理マニュアルを作成し、教職員を対象とした訓練、児童生徒を対象とした訓練を、それぞれ開催しているところであります。さらには、警察OBのスクールガードリーダーのご協力を得ながら、さすまたなどを使っての実践的な指導訓練も行っているところであります。また、校内への不審者の侵入を未然に防止するため、授業中の昇降口の閉鎖、教員による校内巡視、正面玄関を常時閉鎖の状態にし、インターフォンを設置するなどの対策を講じているところであります。

防犯教育の推進につきましては、日ごろから犯罪に備え、危険を回避する能力を高めたり、危険に対する意識を高揚させることが重要であり、現在、各学校ごとに資料を活用したり、危険予知トレーニング等を行うなど、防犯教育の充実を図っているところであります。

次に、地域における対策及び犯罪から子供を守るための総合対策についてご質問いただきました。

このことにつきましては、全国的に登下校時や、帰宅後に被害に遭う事件が多発していること、また、本市におきましても、不審な人物に声をかけられたり、変質者が出没するなどの事例もありますことから、地域や関係機関の方々のお力添えをいただきながら、防犯体制の強化を図っているところであります。

その具体的な取り組みといたしましては、青少年相談センターによる学区内循環や、各学校ごとに400名の子供安全サポーターの方々を初め、数多くの地域ボランティアの方々による通学路での声かけや、警察OBのスクールガードリーダーによる、学校周辺や通学路等の巡回

を強化いたしております。そのほか、警察署や婦人会、交通安全指導隊では、「地域の底力・子供安全守ろうデー」と銘打った通学路での巡回等を行っていただいているところであります。また、学校への納入業者、PTA役員の車、タクシー組合を初め、数多くの関係機関の方々に、子供安全パトロール中といったステッカーを張る防犯活動を推進させていただいているところでありますし、多くの議員の皆様方にもご協力をいただいておりますこと、この場をおかりして御礼を申し上げますところであります。

さらには、市内全中学校の教育用コンピューターを活用して、市内全小中学校で、希望する保護者を対象に、不審者情報などの一斉メール配信サービスを導入いたしてまいります。危険マップの作成につきましては、例えば、玉川小学校では、PTAの校外指導部と先生が協力して、学区内の通学路等の危険箇所を毎年点検し、学区危険箇所マップを作成いたしております。第一中学校では、一年生を中心に、市役所の防災安全課や建築課、消防署の協力を受け、生徒の視点に立った学区内の防災マップを作成いたしております。その他の学校におきましても、地域の実情に応じた、学区内の危険箇所等のマップを作成し、保護者に配付し、防災安全に役立てていただいております。

今後とも、学校と家庭だけではなく、町内会や多くの地域の方々に積極的に情報を提供しながら、子供たちの防犯対策になお万全を期してまいります。

防災対策についてのご質問をいただきました。

まず、廃屋対策についてお答えをいたします。さきの台風9号が通過した際にも、廃屋の屋根が飛ばされないよう、消防署とともに応急措置をいたしましたが、以前から廃屋や空き家等の苦情、市民の多くの方々から寄せられており、その多くは、強風や異常気象の際の、周辺地域に対する悪影響のほか、不審火などが懸念される状況であります。本市といたしましても、それぞれの方々の所有権の問題もあり、簡単に取り壊しや排除等が行える状況にはありませんが、所有者等が特定される場合には、消防署や関係機関とともに、直接お伺いしお願いをしたり、文書で善処方を要請させていただいておりますが、所有される方々の事情により、ほとんどが残念ながら改善されていないケースであります。

廃屋や空き家は、所有者の転出や死亡、高齢化が進むにつれて今後ますますふえていくものと思われまますので、本市では、本年6月、関係課と消防署が一堂に会して対策を協議したところ、まず、市内に存在する危険な廃屋などを把握するため、町内会のご協力を得て、市内全域の調査を行ったところであります。現在、この調査結果をもとに、本年中に写真や所有

者の状況、管理状況などを台帳として整備をさせていただくことといたしております。なお、これらの情報を消防署などの部署と共有し、関係者に対する指導、パトロール等を強化し、市民の安心・安全を守るための対策を進めてまいります。

次に、防犯灯設置の推進についてご質問いただきました。

現在、市内には、4,500カ所を超える防犯灯が設置をされておりますが、これら防犯灯の設置と維持管理につきましては、基本的に各町内会に行っていただいております。本市では、町内会が新設する防犯灯に対する設置費用の一部助成と、東北電力から寄贈される防犯灯により設置を推進させていただく一方、年間の電気使用料の2分の1を助成をいたしております。しかしながら、ご指摘のとおり、手続の方法がわからないなどの事情により、地区によって、防犯灯の設置にばらつきが見受けられますので、防犯灯の少ない町内会に対しまして、各防犯協会と協力しながら、あらゆる機会を通じて設置の推進を呼びかけさせていただきたいと思っております。

なお、今年度より、各町内会や防犯協会の協力を得ながら、「地域の安全は地域の明かりから」を合い言葉に、家庭や事業所の玄関灯をともして夜も明るくする「一軒一灯防犯運動」を強力に推進をいたしているところでありますが、引き続き、多くの市民の皆様とご協議をさせていただき、安心・安全で、犯罪のない明るい塩竈づくりになお一層努力をいたしてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 鈴木昭一君。

18番（鈴木昭一君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、ご答弁にありましたように、新潟県の中越沖地震では、個人情報の垣根を越えて、隣近所の両隣作戦が効を果したと。そして、いち早く高齢者の要援護者の安否確認等、被災後の避難支援や食事提供などの、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに地域一丸となって取り組んだというようなことがございます。その意味では、個人情報も大変大事でございますけれども、少なくとも地域の援助する組織の方々には、やはり情報を開示すべきと思いますが、その点どうなのか、もう一度伺いたいと思います。この際、個人の了解のもとに、限られた中での情報の共有はできないものか、お伺いをいたします。

また、避難支援プランは、早急に作成すると思いますが、宮城県沖地震、今起きて

も不思議でない状況でありますので、やはりもう早急に取りかかるべきだと、このように考えます。その点についても重ねてお伺いをいたします。

次に、自主防災組織についてでございますが、防災マップ、ただいまの答弁では作成するという事でございますが、地域の細かい実情もあって、また、自主防災組織を立ち上げていないところもあって、さらには個人情報の問題もはらんでいると、大変難しいこととは考えますけれども、今後の手法についてどのようなことか、お伺いします。

また、隣近所で声をかけ合って助け合う、つまり、災害時一番大事な共助ということであるかと思えますけれども、現在の世相では、大変難しい面もあるかと思えます。その点の方法等についてございましたら、お伺いをいたします。

次に、登下校の安全確保対策でございますけれども、先ほどご答弁にありましたように、いろいろ、登下校では地域安全サポーター、大変皆さん頑張っているという事では、朝、約1時間程度ですか、やっているとところが多いわけでありまして、そういった中では非常に安全だろうと、このように思います。しかしながら、下校時になると、その安全サポーターのいろいろな仕事の関係上で、なかなか少なくなるということもあるわけですね。そういった意味では、朝よりも下校時の方がちょっと手薄になるのではないかなと、このように考えておりますが、その点について何かございましたら、お伺いをしておきたいと思えます。

それから、以前にも私一般質問でも申し上げましたけれども、学校への不審者の侵入、大変塩竈市内の学校は容易に入れるというようなことを申し上げました。このごろ、非常にその点、至るところ入り口はあるものの、校舎の中には入れないような、やはり玄関の施錠とか、やはりまた校庭側もかなりガードされていると。教職員が巡回もしているというようなことでは、非常に安心だろうとこのように考えているわけでありまして。今後とも、そういった点については、十分配慮していただきたいということでございます。お願いをしておきます。

それから、やっぱり犯罪から子供を守るための総合対策ということでは、いろいろ申し上げましたように、やはり、子供みずからがそういった訓練をしておくという部分が大事だろうし、また、個々、子供それぞれの対策、特に、今学校では、教育委員会ではどうなのか、携帯電話等は自由に持たせられるものなのか、それとも、何かそれに付随する防犯対策されている携帯電話を持たせるような運動をされているのか、そういった点をちょっとお伺いをしておきたいと。大体、子供たちは携帯を持っているようでありまして、それは、学校

としては許される範囲なのか、それとも防災上だけに限られているのか、その辺もお伺いをしておきたいと思います。

それから、通学路の危険マップは、確かにきちっと通学路が定められているわけでありませうけれども、なかなかまだ、通学路ではないところを通っているところもあるかと思ひますし、そういった点については、いろいろ学校ではご指導されているかと思ひますけれども、その実情についてお伺ひしたいと思ひます。

また、防犯灯の問題とも兼ね合うわけでありませうけれども、非常に放課後それぞれ子供たち、いろいろなそろばんや、習字や、さまざまな勉強をされているわけでありませうけれども、大変夜遅くなると、暗くなると。帰るときが暗くなるということがあるわけでありませうけれども、それぞれの町内には、それぞれの防犯灯がございまして、安心ではありませうけれども、各町内にまたがる非常に暗い地域があるわけでありませう。そこは、その防犯灯の設置については、やはり町内にまたがっている点から、なかなか思うように設置ができないということでもございませうし、そういった点が、今非常に問題視されておひまして、いろいろと要望も出ておひます。その辺について、防犯灯にあわせまして、その点のお考えあればお聞きをいたしたいと思ひます。

次に、廃屋対策でございませうが、先ほどもいろいろご答弁にありましたように、やはり住人のいない空き家が結構住民には怖い存在となっているわけでありませう。先般、市民活動支援室で廃屋の調査をしたようございませうけれども、その結果についてはどうだったのか。そして、どうされようとしているのか、さらにお伺いをいたします。

また、ご答弁では、個人の所有者であることから、簡単に取り壊しはできないということでもございませう。しかし、一たん火災や倒壊などあれば、人命にかかわることも懸念されるわけございませうので、やはり何らかの手だてが必要ではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

また、廃屋が余りにもひどく、火災が発生するような状態のところございませう。もう廃屋周辺が、ツタや草や、またごみなどで、本当にタバコの吸殻でも火災の発生するようなところが見受けられるわけでありませうけれども、市として、その辺について、せめて火災の発生しないような、清掃とかそういったものはできないのかどうか。今、子供たちがなかなかそういう火遊びはしなくなりましたものの、やはり、タバコの投げ捨てなどは結構発生しやすいわけでありませうから、その辺も一つお聞きをしておきたいと思ひます。

また、倒壊しそうなところ、よくがけ上なんかにあるわけでありましてけれども、本当にちょっとした地震でその家が崩れてくると、そしてその下にある家屋が押しつぶされるというようなことも想定されるわけでありましてけれども、なかなか持ち主がそのような財政的な力がないとか、また、なかなか周辺にいない、連絡がとれないということもあって、なかなか付近住民、手をこまねいているわけでありましてけれども、その辺、どのような考えか、何か応急措置ができないものかどうか、お伺いしておきたいと思います。

それから、先ほども保安灯の設置について若干、子供たちのことでお話し申し上げましたけれども、現在やっております一軒一灯防犯運動、大変すばらしいことでありますけれども、やはり見ますと、防犯灯がなかなか少なくて、やはり夜なんか歩きますと非常に暗いところがあるわけでありまして。そして、なかなか周辺住民が要求してもつかないということもございまして。また、先ほども言ったように、その防犯灯の設置、いろいろ補充や電力からの寄贈部分について、手続等がなかなかわからないと。いろいろと防犯協会支部からは来ますけれども、なかなかわかりづらい部分もあると伺っておりますし、なかなかその手続が思うようにいかないと。いろいろな条件もあることから、結局そのままになってしまって、何の手だてもできないという町内もあるわけでありまして。そういった意味では、さらなるPR、そしてご指導いただいて、犯罪のないまちづくりをしていただきたいなど、このように要望する次第でございます。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） それでは、18番鈴木昭一議員に、私の方から大きく3点にわたってご答弁申し上げさせていただきます。

まず、第1点目の、いわゆる災害要支援者の方々に対する個人情報でございますが、これは、議員ご指摘のとおり、個人情報ということでなかなか難しい点はございますが、例えば、ご本人が承諾しているとか、あるいは生命の危機が切迫するような状況の場合には、やはり個人の情報に優先するものは何もないと思うんです。

したがって、現在、民生委員さんとか、あるいは消防と、それぞれ情報を持っていますが、私たちのお願いしていることは、とにかく小まめに地域を歩いてくださいと、そうすれば、どこどこにどういうお年寄りがいて、どういう状況になっているとわかるはずで、それを、やはりきちんと責任者である方々が管理していくというふうになれば、有事の際に

は速やかな救出活動ができる。過去の例で、阪神・淡路大震災、あるいは、最近の例では新潟中越沖地震におきましても、やっぱりそういったような地域コミュニティが十分行き渡るところは、速やかにそういった方々を救出して、そして犠牲を最小限にとどめたという例がございますので、我々といたしましても、現在40近い自主防災組織が形成されていますけれども、まずは、自分たちでマップをつくる、その中でこういった要支援者の方々の情報をきちんと把握し、そして、責任者の方々できちんと管理してくださいというお願いをしてきてございます。

それから、2番目の共助についての今後の取り組みでございますが、いわゆる歴史ある町内会であれば、もうどこにだれがいるというのがわかるわけですが、なかなか新興住宅の場合、特にマンション等にお住まいの場合といたら、もうだれがどこの人かわからないという状況になるので、なかなか把握できないと思うんですね。そういう中で、我々、防災安全課が中心になりまして、とにかく、日曜日でも、土曜日でも、夜でも、とにかく出かけて行って、そして研修会と称してやってきております。そういった中で、まずは皆さん方のことは皆さんの力でまず守ってくださいということを、口を酸っぱくして言っているわけですが、

おかげさまで、今の自主防災組織もだんだんふえてきておるし、昨年開催された、東北における自主防災組織のマップでも、芦畔町内会が優秀賞をいただいたという例もございますので、我々はこういったモデルを一つの例にして、今後市内全域にわたって自主防災組織をつくっていきなというふうに考えております。

それから、二つ目の大きな問題としての、防犯灯の問題でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、これはなかなか全市域を網羅することはできないわけですが、おかげさまで、東西南北の防犯協会の方々が、大変熱心な活動をされております。そうした防犯協会の方々から問い合わせがあった場合については、我々職員も現地に行って、現地確認の上、その必要性なりあるいは手続についてお教えしたりしてございます。確かに、煩雑といえどもどうしても煩雑さはあるんですが、なかなか町内の方、または役員の方はちょっとご高齢でございますので、なかなか難しい面もございますが、我々はそれに対してきちんと丁寧に対応いたしますので、遠慮なく問い合わせいただければというふうに考えております。

それから、最後、廃屋の問題ですが、先ほど、基本的に市長お答え申し上げたとおりでございますが、実際やりましたのは150件ございました。これは、一概に廃屋と言っても

いろいろございますけれども、例えば、既に所有者が亡くなっていないとか、あるいは前の所有者がもう既に他県、あるいは他市に転居しているというような状況、それから、家屋が、老朽化が著しく進んでいると、すぐ倒れそうだというような問題、そういった場合について一応、そういう定義のもとで廃屋という定義させていただいています。それが150軒ございます。

台風とか、大雨とか、そういった必ず隣にお住まいの方が心配して電話をよこす。それを必ず消防署で一緒になって現場に行って立ち会います。そして、できる限り、例えばブルーシートをかぶせるとか、あるいは消防団の方々にそこに行っていてもらうとかということで、倒壊、あるいは屋根等の飛散防止のための、今できる限りの努力はさせていただいておりますが、残念ながら、それじゃ市で解体してやるかと、そこまではなかなかできない問題でございます。

今後、今建設部の方では、所有者たちとかなりきつい文書で改善命令をしております。もう最後通告のような文書を出しております。今、その効果かどうかわかりませんが、話し合いに応じてくれる方もいらっしゃいます。そういった地道な努力をしながら、やっぱり町内会の方々と日々そういった連携を密にしながら、そういった事項については介していきたいなというふうにご検討しております。

そういったことで、我々も一生懸命対応しておりますので、その後の草等の環境整備につきましては、これは環境課の方で、可能な限り除草とか何かして、環境整備に努めています。本来は、所有者の責任でございますけれども、残念ながら仙台とか、あるいは県外にいらっしゃる場合、なかなか来てできないということで、これについては、行政サービスというか、周辺の環境をよくするというふうな視点から対応させていただきます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは私の方から、子供の安全について大きく3点お話しします。

まず、1点目の下校時の安全パトロールですが、確かに、登校時と違って下校時は五月雨式に子供たちが帰るもので、終業時刻の問題で。それで、朝と帰り、子供たちが帰る時刻に立っていただいているサポーターの方もいらっしゃいます。確かに手薄です。それで、私の方としては、まず教育委員会としましては相談センターの巡回車を中心に、教育委員会

の車も回っております。それと同時に、各学校でも、時折子供と一緒に帰って通学路の安全確認をするなどしながら、そういう体制をとっております。

次に、携帯電話についてですけれども、学校としては、携帯電話を含めまして、学習に必要なものは持ってこないというのが原則で指導しております。ただし、携帯電話につきましても、各家庭の事情により、保護者から、「ぜひうちの子はこういう関係で携帯電話がないと大変不便なんだ」ということを申し出があったときは、学校長の判断で許可をしている場合があります。

3点目の通学路ですけれども、議員がお話しのとおり、やはり子供の中には通学路でないところを通っている子供もおります。今後、なぜ通学路があるのかということ、子供たちの発達段階に応じまして、通学路の意義をきちんと各学校で説明し、通学路を各自守るような指導をしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 災害時の高齢者、要援護者の関係につきまして、3点ほどご質問がございました。

一つは、地域のそういった団体に情報を開示すべきじゃないかという、改めてご質疑いただきましたし、限られた方に限定してできないかということと、それからプランを早急に取り組むべきじゃないかというご質問でございました。

まず、地域への情報の提供なり共有化につきまして、例の地震後、国の方から8月の末日付だったと思いますけれども、具体的な、厚生労働省の方から、要支援に対しての進め方ということについての通知が出されておりました、今まで以上に具体的な通知が実はされております。特に、災害時だけではなくて、平常時の問題をどう取り扱うかということについて、かなり踏み込んだ具体的な通知がございました。その中で、特に本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときについては、目的外利用、あるいは提供、こういうものについては積極的に取り組むことということになっておりますし、ご質問の、特に第三者、例えば自主防災組織でありますとか、町内会も含めてだと思っておりますが、への提供に当たっては、特に留意すべき事項としては、契約とか、場合によっては誓約書をきちんと出してもらって、そして守秘義務を確保していただく、そういった状況の中で提出をしたらどうかという通知がございました。特に、そういった中でも、各市町村にあります個人情報保護の審査会、こういったものがございますので、こういったことを活用しながら進めることが望まし

いという話をいただいております。

それから、具体的な提供する際の管理の方法についても明示されておまして、提供する側の管理責任者、こういう方についてもきちっと決定をなさいと。それから、議員からご指摘ありました、閲覧者、こういう人についても限定をなさいと。それから、電子データではなくて紙媒体で提供をなさいと。それから、データの保管については、施錠可能な金庫で保管をなさいと、こういう具体的な通知がございますので、こういったものを踏まえて、関係機関とも十分協議しながら、共有化の条件整備を今後進めていきたいというふうに思います。

それから、プランの策定の関係なんですけれども、これも議員の方からご指摘いただきましたように、一番やはり大きな問題といたしますのは、このプラン策定に当たっての個人情報保護といったものをどうクリアしていくのかということが、やはりこちらの方も大きな課題になっておまして、議員からお話がありましたように、要支援者がみずから希望して情報を収集するような形の手挙げ方式でありますとか、あるいは、防災機関、あるいはその福祉関係機関がご本人に直接働きかけを行って同意を得る、同意方式でありますとか、あるいはその地方公共団体、こういった団体がそれぞれ情報を共有する、関係機関共有方式、これは町内会も自治組織も含めてですけれども、こういった方式がありますよと。こういったものを十分踏まえて対応をなさいとということになっておりますし、先進地の事例、先ほど市長から申し上げましたが、いろいろな情報を収集しておまして、それぞれ長所、短所がちょっとあるような状況ですが、先ほど言いましたように、先進事例の中で、特にモデル地域を設定して、こういった条件をクリアするというのが非常に現実的なのかなという感じがいたしますので、そのような形でプラン策定に努めていきたいというふうに思っております。

議長（志賀直哉君） 鈴木昭一君。

18番（鈴木昭一君） 大変ご丁寧にありがとうございました。

災害時の要援護者対策は、やはり、今いろいろ大変難しい面もございますけれども、私は、災害時の要援護者対策の進め方についてというガイドライン、約150ページにわたるやつをネットでとったわけですが、その中には、先進事例がいっぱい載っております、いろいろな施策をやっているわけです。そういった意味では、やはり非常に効果のあるようなこともありますので、ぜひそういったことを参考に塩竈市のできる限り、やっぱり町内でもなかなか、何か災害があったときに助けに行きたくても行かれないという部分もございまして、

民生委員にもいろいろお話をしておりますけれども、守秘義務がやはり先行して、なかなか情報の提供はしてくれないというのが実情でございますので、やはり、そういったことを市としての基準を決めてぜひお願いをしたいと、このように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時05分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番伊藤博章君。

8番（伊藤博章君）（登壇） 改革ネット塩釜を代表して、通告に従いまして一般質問を行います。

さて、私は、小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。自主・自立という地方自治の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の多様性を確保し、投資の有効性を高め、住民の行政評価を事業運営に繁栄させる「ゼロベース思考」を実現し、住民満足度の高い、住民総参加の市役所を目指すべきという、私の基本姿勢を明確にした上で質問に入ります。

1番目は、平成20年からの本市の資金調達の考え方について伺います。

第164回国会で成立した、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、地方行革推進法ですが、同法第7条に基づき、公営企業金融公庫は平成20年に廃止されることとなります。同法は、地方公共団体のための資金調達を公営金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達、その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させると定めております。

行革推進法の制定を受けて、政府の政策金融改革推進本部と行政改革推進本部は、合同で政策金融改革にかかわる制度設計を平成18年6月27日決定しました。制度設計によれば、廃止される公営企業金融公庫の後継機関として、地方公共団体が共同で資金調達を行うための新組織が設立されるようです。公営企業金融公庫は、公営企業金融公庫法を根拠法として、

昭和32年に設立されました。総務大臣と財務大臣を主務大臣として、政府、産業都市特別会計が全額出資する政府系金融機関です。

公営企業金融公庫の使命は、地方公共団体の運営する上下水道、交通、病院などの地方公営企業に低利かつ長期の資金を供給し、住民の福祉の増進に寄与することです。公営企業金融公庫は、政府保証債を中心とする債券を発行して、市場からの資金を調達しています。その資金は、主に地方の公営企業会計の地方債、公営企業債を引き受けるために地方公共団体に貸し付けられます。

設立当初においては、地方公営企業向けの長期貸し付けが基本業務とされていましたが、時代の要請を受け、短期貸し付け（昭和34年度）、農林漁業金融公庫からの受託貸付（昭和35年度）が開始され、昭和41年度には特別利子制度が創設され、国庫給付金（昭和42年から平成12年度まで）や公営競技納付金を財源とした、低利融資が可能となっていったようです。昭和47年度には、地方道路公社や土地開発公社に対する融資が開始され、さらに、昭和52年度から普通会計事業、公営住宅、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業への融資が開始されました。

一方、公営企業金融公庫の貸し出し先の公営企業の経営状態が必ずしもよくないこと、臨時地方道整備事業など普通会計への貸し出しの比率、全体の貸付残高の26.7%と高くなっていることなどから、潤沢な資金が地方公共団体のモラルハザードとなっている懸念が指摘されてきました。さきに述べました政府の制度設計を受け、地方6団体が示した制度設計骨子案は、新機構の貸し付け対象を公営企業中心から、住民生活に不可欠な社会資本整備へと拡大していますが、公営企業金融公庫の改革は、国の関与、政府保証がなくなることで、資金調達コストが上昇、貸出利率が上昇することも含めて、地方財政のあり方を全体的に検討することが必要になってきていると考えます。

本市は、施政方針で、本市では初となる住民参加型の公募債を発行いたしまして、資金の面でも、市民の皆様にもちづくりに参加していただき、教育環境の整備を図ってまいりますとありますように、資金調達の新たな仕組みを導入しようとしています。5年程度の短期での資金調達と予測されることから、借り換えを前提とすれば、借り換え時の金利の予測や塩竈市の財政状況によっては、調達コストが上昇することも懸念されます。

これまで、政府産業投資特別会計は、公営公庫の資本金を全額出資しています。設立時、5億円であった資本金は順次増強され、昭和63年には160億円となり現在に至っています。公

営公庫の貸付金利を調達コストよりも低い利率とするために、基本公営企業健全化基金と、利差補てん引当金があります。

基本公営企業健全化基金とは、地方公共団体の施行する公営競技、地方競馬、競輪、オートレース、競艇から納付された公営企業納付金を原資とする基金。平成18年3月末残高8,739億円です。利差補てん引当金、平成18年3月末残高が1,787億円は、国の一般会計からの補給金が平成13年度に廃止された見合いで創設されました。平均25年の長期固定貸付に対して、10年満期債券による資金調達が中心となっているため、長期の貸付期間中に、調達サイドでは借り換えが必要となり、借り換え時に調達金利が上昇していれば貸付金利との間に逆ザヤが発生します。

このように、公営公庫には、大きな金利リスクがありました。このリスクに備える債券借換損失引当金が平成元年度に創設され、現在の残高は2兆6,000億円となっています。出資金に加えて、合計3兆7,000億円の基金や、引当金、基本公営企業健全化基金、利差補てん引当金、債券借換損失引当金の存在が、公営公庫の低利貸付を可能にしています。政府は、公営公庫の廃止後、地方公共団体が共同で資金調達のための新組織をみずから設立すること、しかし、国は新たな出資・保証等の関与は行わないとしております。

このことを受け、全国知事会に設置された公営企業金融公庫改革小委員会は、公営公庫廃止後の新たな仕組みを構築するため、制度設計骨子案を策定しました。地方6団体は、1、長期低利の資金を地方公共団体に供給する、地方共同法人、地方自治体金融機構（仮称）を設立する。2、すべての地方公共団体は同機構に出資する。3、新機構は、公営公庫の債券借換損失引当金、基本公営企業健全化基金などを全額承継する。4、貸付を地方債計画に位置づけ、国の同意・許可のある地方債を対象とすることを基本方針として、現公営公庫の仕組みや、財務基盤を引き継ぐ新組織を設立、この案を採択して、総務大臣に提出しました。総務省は、この骨子案を踏まえつつ、関連法案の準備を進めているようです。

私は、真に持続可能な地方自治を確立するために、公営企業金融公庫を含む、政策金融の抜本的改革はみずから地方自治体が乗り越えなければならない重要な課題だと感じております。私は、債券市場の発展によって、20年債や30年債の発行は可能となっていることから、リスク管理の基本は、調達年限を長期化し、資産と負債のギャップを小さくすることだと考えております。調達年限の長期化は、調達金利を上昇させ、貸付金利の引き上げにつながりますが、金利リスクは小さくなるため、引当金などを圧縮できると考えます。貸出金利の上

昇によって、一般会計や一般会計などからの繰り入れを増加させる必要が生じる可能性はありますが、地方公営事業のコストが明確になり、地方公共団体のモラルハザードを防止する利点もあると考えております。

地方共同法人 地方自治体金融機構（仮称）に、本市も出資することになると思いますが、この法人が地方自治体それぞれの無責任な資金調達計画により破綻することのないよう、しっかりと監視すべきであり、資金を供給してもらう側として、事業の選択、継続、廃止にこれまで以上に注意をしながら、PFIやPPPなどの、官民協調方式の事業手法の積極的な活用などを図る必要があると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、行政経営についてお尋ねいたします。

ミッション2007では、時代や市民ニーズに迅速的確に対応できるよう、平成20年4月実施を目標に、経営感覚を取り入れた行政組織への見直しを行いますとあります。全国の自治体を見ますと、行政経営課という組織をつくり、行政経営とは、今までの行政運営を管理から経営に転換し、民間のすぐれた経営理念や、経営手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくことを言います、と、基本姿勢を明確にしています。

また、宮城県には、行政経営推進課があり、既存の考えにとらわれない改革により、自己決定、自己責任に基づく、行政経営システムの確立、市町村合併、三位一体改革など、地方分権が急激に進展する中、地方主権型社会に対応できる簡素で効率的な行政システムへの転換を図るため、既存の考え方にとらわれることなく、さまざまな手法により、宮城県行政改革プログラムを推進し、もって自己決定、自己責任に基づく、行政経営システムを確立します。県民の視点に立った、高品質の行政サービスを提供する仕組みづくり、深刻な財政危機下においても、必要な行政サービスを提供できる効果的、効率的な行政運営を図るため、県民ニーズ、地域の課題をしっかりと把握し、県政に反映させるとともに、すべての所属、すべての職員が仕事のやり方を絶えず見直し、改善を行うような組織風土を醸成します、と、その役割を明確にしております。

さて、本市において目指そうとしている行政経営とはどういう姿なのか、お尋ねをいたします。

3番目に、政治倫理の確立のための塩竈市長の資産等の公開に関する条例について伺います。

この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律第7条、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の、指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長、特別区の区長を含む、の資産等の公開については、平成7年12月31日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の処置に準じて必要な措置を講ずるものとするにより、制定されました。

一方、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律そのものは、目的を実現するためには余りにも簡素な法律であるために、先進的な自治体では政治倫理条例を制定しており、政治家として有権者に対して重きを置く首長さんがふえてきております。その政治倫理条例の内容は、第1条目的、第2条市長等、議員及び市民の責務、第3条政治倫理基準、第4条資産等報告書の提出義務等、第5条資産等報告書の記載事項、第6条政治倫理審査会の設置、第7条審査会の職務、第8条資産等報告書の審査、第9条資産等報告書及び意見書の閲覧、第10条が市民の調査請求、今ちょっと例を示させていただきます。条文までは読みません。ただ、その目的の部分だけ読ませていただいています。すみません。それから、第10条市民の調査請求権、第11条虚偽報告等の広報、第12条職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会、第13条職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会、第14条職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会、第15条職務関連犯罪による有罪確定後の措置、第16条市工事等に関する遵守事項、第17条規則への委任という、政治倫理条例というものを先進地では制定をしているようでございますが、佐藤市長としては、現在の政治倫理の確立のための塩竈市長の資産等の公開に関する条例で十分とお考えか、お伺いをいたします。

4番目に、住民が政策決定に参加できるまちづくりについてお尋ねをいたします。

住民が政策決定に参加できるまちづくりの一つとして、納税に対する意欲を高めるとともに、市民活動団体の活動を支援し、促進していくことを目的として、市川市が取り組みを始めた個人市民税の1%条例と言われる、「市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」が注目を集めていることは、ご当局もご存じかと思えます。

この制度は、「市民の手による地域づくり」の主体であるボランティア団体や、NPOなど、市民の自主的な活動に対して、個人市民税納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額（団体の事業費の2分の1が上限）を支援できるものです。大変魅力的な制度であると私は考えております。

また、国においては、「ふるさと納税」実現に向けた取り組みが進められておりますが、制

度の中身が具体的になってきておりますが、国から地方への税源移譲や地方自治の確立という視点で考えると、いかななものかと言わざるを得ません。私は、一般質問の冒頭で必ず申し上げておりますように、財源の多様性を確保し、住民満足度の高い住民総参加の市役所を目指すべきという、私の基本姿勢を明確にしていますので、その視点に立った政策提言を、平成17年9月定例会一般質問でご提案申し上げました、「寄附による投票条例」実現についてお尋ねいたします。

寄附による投票条例のスキームは単純です。まず、自治体がさまざまな政策メニューを提示します。その財源として、寄附を集めるために受け皿となる基金を用意します。これに対して、住民がニーズを反映させるために、寄附という負担を伴って、政策メニューの選択を行い、役所に事業の実施を求める仕組みです。このスキームは、個別政策を寄附というマネーで選択、つまり、投票するようなものであることから、政策パッケージを掲げる政治家を選ぶ投票行動になぞらえて、寄附による投票と名づけられました。

役所への寄附には優遇税制があります。個人の場合、寄附額が一定額を超えた場合、国税の所得税も地方税の住民税も所得控除されて、課税対象額が減少しますし、法人企業は寄附の全額が損金算入されます。すなわち、三位一体改革を待たずに税源移譲が実現します。役所への寄附で、国税、地方税とも減少しますが、国税の税率の方が地方税より高いので、税収の税源額は、国税の方が大きくなります。つまり、税源が国から地方へ移譲されるのと同様の効果が期待できます。

また、都会の地方出身者など、行政の市域を超えて寄附が可能であることから、地方交付税の代替効果も期待されます。既に、複数の自治体で条例化し、取り組みが始まっておりますので、新聞に載った記事をご紹介します。

「さんご礁条例、地方自治を支える新たな自主財源だ。与論町が「ヨロン島サンゴ礁条例」を制定した。民間から募った寄附金を財源として、独自にまちづくり事業を進めるという試みである。20日に公布したばかりだが、1週間で約25万円が集まった。担当者も、予想以上の反響に驚いている。

地方財政の厳しさは深刻である。国は、地方分権改革推進委員会で、地方財政の自立策を探ることにしているが、地方にとって真に役立つ結論が出てくるかわからない。そのような状況の中で、地方自治体が国頼みでない自立策を模索することは歓迎すべきだろう。

サンゴ礁条例は、「寄附による投票条例」と呼ばれるものだ。これは、使い道を示した上で、

地元だけでなく全国の個人や団体から寄附を募る点に特色がある。自治体は、寄附で基金をつくり、指定された事業に使う。地方自治を支える新たな自主財源策として評価したい。

この方式を提唱しているのは、非営利型株式会社「寄付市場協会」である。2004年に長野県泰阜村が初めて導入して、在宅福祉サービスなどに役立てている。財政力の弱い自治体で徐々に広がりつつあり、与論町は全国25番目の条例制定自治体という。

サンゴ礁条例で募った基金で実施する事業は、サンゴ礁と共生する環境保全、ヨロンマラソン大会の運営、与論十五夜踊りの保存、離島振興のための少子化対策の四つ。寄附は一口5,000円で、目標額は与論十五夜踊りの保存が100万円、あとの3事業は各200万円を目指す。

町担当者によれば、26日までの寄附は14件で、12件は町外からの寄附である。そのうち、鹿児島市など県内市町が6件、あとは熊本、沖縄、福岡、埼玉の各県からだ。全国から寄附が集まるのは、サンゴ礁の島として知られる与論島の発信力がもたらしたものでしょう。

寄附者にとって魅力的なことは、共感できる事業を支援できることだ。自治体にとって、寄附の多寡で事業の社会的評価をはかることができる。自治体への寄附には寄附税制が適用され、所得税では5,000円を超、住民税は10万円を超えての部分が所得控除されることも見逃せない。

都市と地方の地域間格差が社会問題化してきた。政府は、格差を是正するため、「ふるさと納税」構想を提起している。寄附条例による基金づくりは、この構想を先取りするようなものだ。使いようによっては都市と地方の住民のかけ橋ともなろう。与論だけでなく、県内のほかの市町村でも導入を検討したらいいという内容です。

このように、財源の多様性を確保し、住民が政策決定に参画する機会を創出することにより、投資の有効性が高まると考えられます。さらに、納税者としての意識が高まり、住民自治の実現にも寄与するものと考えられます。

このような観点から、私は寄附による投票条例の施行が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

5番目として、障害者自立支援法に関する地域支援事業についてお尋ねいたします。

障害の種別、身体、知的、精神の障害にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設、事業を再編障害のある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供、サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持っ

て費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実、就労支援を抜本的に強化、支給決定の仕組みを透明化、明確化することを目的に、昨年10月完全実施されました、障害者自立支援法ですが、利用者や事業者からは、大変批判の多い制度と言わざるを得ません。私が、障害者自立支援法では、先ほど申し上げましたが、市町村の役割が一層重要になってくるわけです。財政的に厳しい中、障害者及び障害児の切なる要望を実現するための裁量的経費をどのように捻出し、法の目的である「保護中心から障害者のニーズと適性に応じた自立支援型システム」をどのように構築なさるのかと、昨年9月定例会一般質問で本市の姿勢をお伺いいたしました。1年が経過し、現在、10月からの利用者のサービス利用計画の具体的な内容が、塩竈市より利用者に個別に示されているようですが、利用者からは、もう何日もないのに、こんなに利用日数や時間が減らされてどう対応したらいいのかと、不満の声が寄せられております。特に、居宅系サービスにおける制限はひどいものです。

また、所管委員会を含め、議会に当局の考え方が具体的に示されなかったことに強い不満を感じざるを得ません。個々のケースそれぞれ違うにしても、それぞれのサービスメニューごとに、利用時間や日数など、減少する傾向にあるのか、増加する傾向にあるのかについては説明ができるはずで

です。このような10月からの本市の考え方を含めて、障害者自立支援法に関する地域支援事業の本市の取り組みについてお考えをお伺いいたします。

最後に、子育て支援に関して、予防接種についてお伺いいたします。

予防接種は、感染症の蔓延を予防する上で重要な手段です。予防接種は、ワクチン（力を弱めた病原体や毒素）を接種することで、免疫力をつけることにより、発病を予防したり症状を軽くしたりする方法です。

予防接種の種類は、1、任意接種。希望者が各自医療機関で受ける。接種費用は全額自己負担となる。予防接種により健康被害が発生した場合は、医薬品副作用被害救済基金法による救済制度があります。インフルエンザ、おたふく風邪、水ぼうそう、B型肝炎、肺炎球菌、A型肝炎、狂犬病などです。2、定期接種。予防接種法に基づいて接種が義務づけられているもので、接種費用は公費負担です。予防接種により、健康被害が発生した場合は、予防接種法による救済制度があります。ジフテリア、百日ぜき、破傷風、三種混合ワクチン（DPT）、麻疹、風疹、日本脳炎、ポリオ、結核が該当します。その他、65歳以上または60歳以上

65歳未満で心臓や腎臓または呼吸器に重い障害のある人、エイズなどに罹患し免疫力が低下している人の場合、インフルエンザワクチンを定期接種として接種することも可能です。

そこでまず、本市の任意接種及び定期接種の接種率の状況についてお尋ねいたします。

さらに、乳幼児が死亡することもある細菌性髄膜炎を予防する「インフルエンザ菌B型H i bワクチン」の定期予防接種化についてお尋ねをいたします。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することで発症するということは常識ですが、「インフルエンザ菌」と呼ばれる細菌による疾患があります。このインフルエンザ菌の中の「b型(ヘモフィルス-インフルエンザb型)」は、「H i b」という略称を持った非常に一般的な細菌ですが、抵抗力の落ちた状態の体では髄膜炎を引き起こします。この細菌性髄膜炎を、乳児、幼児が発症すると、大変危険な状態になることが多いのです。

髄膜炎は、脳や背骨の中を通る脊髄を覆っている膜で、ここにH i bが入り込んで炎症を起こすのが、H i b性髄膜炎です。その症状としては、発熱と激しい頭痛、吐き気、嘔吐などがあります。症状がひどくなると、ものが二重に見えたり、意識が低下して痙攣が起きたりする脳神経麻痺を伴います。死亡率も高く、特に新生児期での死亡率は15%にも及びます。また、命を取りとめても、体の片側が麻痺する片麻痺や、難聴、けいれんなどの後遺症を残すことが少なくありません。

H i bは細菌なので、抗生物質が治療薬として使われますが、近年は抗生物質耐性H i bがふえ、抗生物質が効かない例が多く、治療は難しいのが実情です。しかも、乳幼児は4歳ごろまでH i bに対する抗体を自力でつくることができず、無防備な状況に置かれます。つまり、H i b性髄膜炎は、さまざまな意味で非常に恐ろしい病気なのです。

ただし、このH i bに対しては、既にワクチンが開発されています。1990年代に、欧米を中心にH i bワクチンが乳児に接種されるようになり、1998年には世界保健機構(W H O)が、乳児への定期接種を推奨する声明を出しました。そして現在では、世界中で100カ国以上の国で、既にH i bワクチンの接種が行われています。接種の時期と回数は、3種混合(D P T)と同じで、1歳までに合計4回の接種が行われます。日本では導入されていませんが、同時接種が一般的で、副反応がないと言われています。

ところが、日本では、H i bワクチンは2007年、本年1月にようやく承認をされました。これは、先進国の中で最も遅い承認です。そして、実際に接種が開始されるのは2007年、本年12月の予定であり、しかも、自費による任意の接種になる見込みです。1回の接種費用は

約7,000円なので、かなりの負担になります。これに対して日本外来小児科学会は、WHOの推奨どおり、だれもが無料で受けられる定期接種の制度を厚生労働省に求めています。厚生労働省としては、医療費削減が必要な状況での無料定期接種には二の足を踏んでおり、定期接種を検討するという意思表示しかしていませんが、H i b感染による乳幼児へのダメージを考えれば、定期接種は急ぎ足で実現すべきと考えます。「途上国も含め、100前後の国で定期接種されているワクチンを、自費、任意での接種にとどめるのは、余りにも後ろ向き過ぎる」と多くの専門家が指摘しています。塩釜医療圏での産婦人科や小児科の先生方からも、1日も早い定期接種化を望む声が私のもとに寄せられております。さらに、本年1月に承認されたワクチンは、23価多糖体肺炎球菌ワクチンで、乳幼児には使用できないと言われており、日本ではまだ治験段階の7価結合型肺炎球菌ワクチンの早期の承認、定期接種化が望まれております。

先進国では常識なのですが、早ければ本年12月に任意接種が始まると考えられますが、市立病院の小児科を核とした塩釜医療圏でのワクチン導入に向けた取り組みが必要だと考えますが、お考えをお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(今野恭一君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、伊藤議員から3点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、行財政及び政治改革に関してのご質問の中で、平成20年度以降の本市の資金調達問題についてお答えをいたします。

公営企業金融公庫の新たな仕組みについては、国におきまして、平成18年6月に簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革法を制定し、その中で、簡素で効率的な政府を実現するため、一つは政策金融改革、二つ目といたしましては独立行政法人の見直し、三つ目が特別会計改革、四つ目が総人件費改革、五つ目が政府の資産・債務改革の五つを重点分野として決めました。

この政策金融改革の一環として、来年10月1日をもって公営企業金融公庫は、新たな組織である地方公営企業と金融機構へ移行することとなります。これまで果たしてきた、地方公共団体に長期かつ低利の資金を融資する機能は、新組織に大部分が継承され、水道、病院、下水道、公営住宅事業などに対する融資は、新組織が継続して行う予定となっております。

ただし、財政基盤は、これまでの国の出資によるものではなく、都道府県と市町村による共同出資に置くこととなり、運営も、地方公共団体による自主的なものになるものであります。また、新たな機能として、地方公共団体の資金調達に関する調査研究、情報提供などの業務が加わり、資金調達についての総合的な支援機関として地方公共団体への貢献が期待されるというふうに考えております。

次に、民間資金調達に際してのリスクの備えについてご質問いただきました。

19年度の地方債計画を見ますと、資金区分では政府資金の減少率が非常に大きく、政府資金から民間資金への移行が進んでおります。このように民間資金への移行が進む中、本市といたしましては、資金調達の多様化への対応と、市民の市政への参加を目的といたしまして、本年度初めて住民参加型市場公募債の発行を予定をいたしております。

このように、必要となる資金の調達を民間資金に求める場合には、金利が変動するリスクに十分留意する必要があると思われれます。今後も、地方債の財源につきましては、金融市場の自由化によって政府資金から民間資金への移行が順次進むものと考えられますので、資金調達の多様化を図ると同時に、民間資金ゆえに留意すべき点にも十分配慮してまいりたいと考えているところであります。

そういった中で、事業手法として、PFIやPPPを活用していく考えがあるかというご質問をいただきました。PFIにつきましては、我が国におきましても平成11年にPFI法が制定され、新たな公共施設整備の手法として注目をされておりましたが、8年が経過した今日、コスト削減の側面だけが強調され過ぎた感があり、そのコスト差の負担のあり方、具体的に申し上げれば、地方自治体と受注者の負担のあり方も含め、結果として、残念ながら期待された効果に結びついていないのではないかというふうに反省をいたしております。

今後は、例えばPFIでありPPPを活用させていただくとしても、そういった問題、課題をきちんと総括しながら、新たな手法の採用等につきましては、広く意見をちょうだいしながら取り組んでいくべきではないかというふうに考えているところであります。

次に、行政運営、行政経営。特に行政経営につきまして、私の所見というご質問をいただきました。

市政を運営するに当たり、まちづくりの主役は、当然のことではありますが市民の皆様であるという信念のもと、市民とともに歩む市政の実現、行政運営の最大の課題であると考えて今日まで取り組んでまいりました。その基本となりますのは、やはり市民の方々が安心して

地域社会で暮らしていただけますよう、市民の公平な負担と分担のもとで公共の福祉の増進を最大限に図るといふ、市民と行政との協同による地域経営であると認識をいたしているものであります。現在、地方分権が大きく進展しようとする中で、地域における自己決定と自己責任に基づく行政運営が強く求められております。今後、地域の政策形成を図っていく上に当たっては、行政と市民双方が、住民の責務と自治体としての責務、権利と義務、あるいは受益と負担について共通の認識に立ち、これらを総合的に判断し決定していく行政システムを構築していかなければならないと考えております。

また、いわゆる再生法制が公布され、自治体経営がますます厳しさを増している中で、限られました財源を有効に活用するために、費用対効果を明らかにし、事業の選択と集中を行う経営感覚、行政運営を確立していくことも大変重要ではないかというふうに考えております。

今後の自治体の経営は、人口減少や縮小する財政の中で、あれかこれかの、ある意味で大変厳しい選択を市民の皆様とともに確立していくことにあるのではないかと認識をいたすものでございます。こうした、市民の皆様との双方向での地域経営を行っていくため、議会の場を通じた政策議論を初め、地域町内会との懇談の場や、18年度から取り組みましたタウンミーティング等を通して、市民の皆様と本市の現状や今後の市政のあり方等について情報を共有し、意見交換を行っていくべきであると考えております。

今後とも、こうした取り組みをさらに拡大し、市民の皆様と市政に関してあらゆる情報を共有し、市民と行政が双方向で客観的な議論を行う中で、共通の認識に立った自主・自立のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、現在、20年4月を目途に、組織機構の見直しを進めておりますが、組織は本市の目指す政策を実現するためのシステムとして、地方分権時代の政策課題に的確に対応し、あるいは厳しい行財政環境に柔軟に対応できるような、より効率的で効果的な行政運営に結びつく体制を構築していくことこそが必要であると考えております。今、庁内の議論を深めている段階ではありますが、具体の案等ができ上がりましたら、直ちに議会に説明をさせていただき、市民の方々のご意見をちょうだいしてまいりたいと考えております。

次に、政治倫理条例制定の考えについてご質問いただきました。

政治倫理の確立のための、塩竈市長の資産等の公開に関する条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定により、平成7年10月1日より施

行されたものであります。この条例では、政治倫理確立のための手段として、市長の資産等の公開を定めております。

この条例の趣旨を拡大し、市長等が住民全体の代表としての品位と名誉を損なわない、その職務に関し不正の疑惑を持たれない、その地位を利用しない、契約職員採用に関し、特定の者に有利な取り計らいをしないといった内容の、政治倫理条例を制定することではありますが、そのような趣旨では、例えば、職員採用については職員採用試験委員会による公平な試験の実施、また、契約等につきましては、工事請負業者等、指名委員会による契約手続の透明性の確保など、市長が直接関与できない組織機構が既に本市では整っておるというふうを考えております。また、品位と名誉を損なわない、その職務に関し不正の疑惑を持たれない、その地位を利用しないなどの政治倫理は、当然のことではありますが、行政にかかわるものとしては、これを守れる資質こそが首長としての責務であるというふうと考えております。

現在の時点では、政治倫理確立のために改めて条例を制定することよりも、既に定められております法律の定めによる資産の公開、あるいは市民の厳粛な信託に十分こたえられるような資質を私がお磨き上げていくことこそが、望ましいことであるというふう考えているところであります。

次に、住民が政策決定に参加できるまちづくりについて、寄附による投票条例という具体の事例を含めてご質問いただきました。

寄附による投票条例につきましては、市民からの寄附という行為を通して、多様な財源を確保しながら、自治体が提案する政策メニューから、市民が選択する市民参加型の政策を形成するという自主・自立のまちづくりを実現するための一つの手法であると認識をいたしております。現在、モデル的にこの条例を施行する自治体が全国的にふえている状況にあり、平成19年度当初におきましては、全国で25の自治体が条例を制定しており、そのうち、約20団体がそれぞれ特徴のある政策メニューを提案し、実際に全国から寄附金が集まり、具体の事業実施に結びつけている状況ではないかと把握をいたしております。

本市におきましては、この条例の制定にはまだ至ってはおりませんが、政策形成への市民参加の手法といたしまして、今年11月に住民公募債としてケヤキ債を宮城県と共同発行し、玉川小学校の大規模改修事業の財源に充てる予定といたしております。また、現在募集を行っております、海辺のにぎわい地区、マリンロードしおかぜの街路樹整備におきます桜の木のオーナー制度は、住民参加等ご負担をお願いしながらの新たな市民協同によるまちづくり

の形ではないかと考えております。

さらに、今年度、市民の税の活用について、その一部を市民活動やまちづくりに反映させるため、市民団体等からのまちづくり事業の提案を広報しながら、その事業の決定に当たって、市民の方々に選択していただくような助成制度の仕組みづくりを今現在検討させていただいております。本市といたしましては、このような市民の方の自発的な活動や取り組みを支援することにより、市民が主役のまちづくり、市民と協同によるまちづくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

議員ご提案の寄附条例につきましては、こうした市民活動の活性化を図りながら、現在、国において検討が進められております、いわゆるふるさと納税制度等の動向も見据えたうえで、課題を整理してまいりたいと考えているところであります。

次に、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施状況についてお答えをいたします。障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業は、平成18年10月から実施をされ、間もなく1年が経過をしようとしています。国が定める地域生活支援事業の必須事業としては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業がありますが、本市は、地域活動支援センター以外の事業については、平成18年10月から実施をいたしているところであります。

なお、地域活動支援センター事業につきましては、現在、小規模作業所として運営してありました藻塩の里を、身体、知的、精神の3障害の方々にご利用していただけるように整備を始めたところであります。相談支援事業につきましては、市が直営で行っており、障害者の実情を把握しながら、サービスの給付や、生活、就労などにつきまして幅広く相談に応じて支援をいたしております。

また、地域自立支援協議会を設置いたしまして、障害福祉についてのシステムづくりの中核的な役割を果たしながら、障害者団体事業者医療、教育、ハローワーク等関係機関とのネットワークづくりを行っているところであります。

特に今年度は、就労支援を充実させることを目的に、障害者の雇用の拡大を、市内の企業を訪問して要請をいたしてまいったところであります。また、10月には、昨年に引き続き障害者福祉フォーラムを予定いたしておりますが、ことしは、「みんなで障害者の就労を考えよう」をテーマに実施してまいりたいと考えております。

地域生活支援事業の任意事業に位置づけられているものとして、障害者スポーツ教室の開

催、声の広報の発行、手話講師養成講座、自動車運転免許取得、改造助成、更正訓練給付の各事業を行っております。また、平成19年4月から、訪問入浴サービス事業と、日中一時支援事業を実施しており、児童を中心に日中一時支援を利用いただいております。

なお、残余の部分につきましては、担当からご説明をいたさせます。

次に、予防接種についてご質問いただきました。

予防接種につきましては、予防接種法に基づき、定期の予防接種の対象となる疾病といたしまして、結核、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、インフルエンザが規定をされております。議員ご質問の細菌性髄膜炎であります。小児の約6割がインフルエンザ菌b型、いわゆるH i b菌が関与しているといわれており、5%が死亡、25%に聴覚障害やてんかんなどの後遺症が生じるといわれております。

H i b菌由来の幼児の髄膜炎の予防に大変有効とされますワクチンは、既にデンマークやアメリカなど、外国では取り入れられており、先ごろ、日本でも製造が承認され、販売はされておりますが、まだ特殊な例を除いて、保険の適用にはなっていないという状況にあります。定期の予防接種となるよう国に働きかけをとということではありますが、予防接種法による定期の予防接種には、その発生及び蔓延の予防を目的といたします一種疾病、個人の発病またはその重症化を防止し、あわせて蔓延防止に資することを目的とする二類疾病があります。いずれにいたしましても、人体にワクチンを注射し、免疫の効果を得ようとするものであり、副反応等の安全性の確保や、罹患の状況を踏まえた蔓延の可能性等を検討の上、国において決定されるものであり、一自治体としては、その推移を見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、残余の部分につきましては、それぞれ担当よりご説明いたさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今野恭一君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） まず、障害者自立支援法に基づきます地域生活支援事業の実施状況については、基本的に市長がご答弁申し上げたとおりであります。特に課題となっております。地域生活支援事業、それにつきましては、例えば福祉ホームの事業でありますとか、これは身体障害者の方のグループホームがちょっと大きいような感じの事業というふうに理解していただいてもよろしいのかなと思っておりますが、それから、目の不自由な方の盲人ホーム事業でありますとか、それから、重度障害者の在宅就労促進特別事業、例えば在宅で、

パソコンなんかを利用して仕事ができるような、そういった事業というものをさせていると思いますけれども、これらの事業につきまして、福祉ホームが県内に1カ所、仙台市にあるわけですが、その他につきましては、県内に現在ございません。そういった意味では、こういった事業につきましてはそれらの需要と実際の事業者、こういった方の双方の調査を進める中で対応していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、課題にしたいなというふうに考えております。以上です。

副議長（今野恭一君） 伊藤博章君。

8番（伊藤博章君） ご説明ありがとうございました。では2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、政策金融公庫の改定等につきましては、ご説明いただいたとおりでございますが、相当これから厳しい選択もあるのかなと思いますが、そういった中で、市長の方からもありました公募債の発行につきましては、しっかりとそのコストというものも明確に議会の方に示していただきながら、何年後にはどうなるという形で説明が事前にあればいいかなと考えておりますので、そういった点もよろしくお願いをしたいと思います。

次、行政経営というところに行くんだと思いますが、市長のお考えはお伺いをさせていただきました。ほとんどそういう方向で今動いているんだと思います。今回、この質問をさせていただいたのは、一つは、経営というからには、スピードとか改革とかという言葉はよく使われるわけですが、私が一つ心配をしているのは、地方議会、このように議会制民主主義の二元代表制という中で考えたときに、これはよく、大手の経営者の方たちが最近行政経営とかというところでよくスピードとかと言われるんだけれども、議会とかこういう仕組みというのが、結構弊害になるんじゃないかと。経営という視点でのスピードという点では弊害を発生するんじゃないかと。そこのところをよく考えた上で行政経営ということをちゃんと考えないと、市長先ほど言葉としておっしゃってくれたので「ああよかったな」と思って聞いていたのは、やはり議会というものがあって、そこで一定程度住民の意思の反映を図るという認識を市長はお持ちなようでございますので、そこのところをやはりしっかりと押さえられて、この経営感覚という視点での行政組織の新たな見直しということをしっかりと行っていただければと思います。

それともう一点は、その基本となるのは顧客という言葉ですとなかなかあれなんです、やはり基本となるのは納税者、つまりタックスペイヤーと言われますが、市民の方々の、市

町村なり行政がこの税をどう使っていくかということの大枠を決めなければ、住民の意思という視点であれば、最終的にいろいろな形で決めるのは議会ではあるんですが、それをどうするかと、どうしたいかという思いをやはり持つのが支払うべき納税者ということになるかと思しますので、そこの仕組みの確認だけちょっとさせていただければなと思ったものですから、その辺十分お考えのようですので、ぜひそのような組織改編になるよう、期待をしたいと思っております。

続いては、政治倫理の確立のための塩竈市長の資産等の公開に関する条例についてですが、結論から申し上げます、市長おっしゃるとおりだと思います。市長のように素晴らしい方がいらっしゃれば、倫理条例みたいなものは要らないんだと思います。ただ、それでもつくるといのは、確かにそういう事件・事故があった自治体なんかはよくつくられているというお話も聞いたりもするんですが、やはりそれ以上に、これはいろいろな問題が起きたとき、受ける側、それを要求する側とかいろいろあるわけですよ。そういった意味の、政治家側の断るための理由という一つの見方もどうもあるようです。ですから、そういった意味では、佐藤市長さんその辺はしっかりとなさっているんだと思いますので、失礼かと思いますが、もしよろしければこういったことも今後ご検討いただければいいのかなと。要求する側って、これは公職選挙法でもありましたよね、要求したらいけないとかいろいろあるわけですから、そういうところが具体的に示されているというの、そういう問題もあるということですので、そういうことをご理解をいただいて、そういう趣旨で質問させていただいたということをご理解いただければ大変ありがたいかと思ます。

それから、今、市川市の市川発条例に近い、住民団体なんかへの新たな投資するような形をお考えだと聞きまして、施政方針にもなかったものでしたから、そういう方向で進んでらっしゃるのであれば、やっぱり一步一步いろいろな形をとっていきながら最もいい形をつくっていくのがいいと思いますので、早急に議会の方にもその中身についてお示しをいただければ大変ありがたいなと思ますので、よろしくお願いをしたいと思ます。

それから、この障害者自立支援法、今ご説明いただいたとおり、地域生活支援事業、これは相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援その他の事業ということがあります。こういった中で、一つコミュニケーション事業の部分で、要約筆記とか何かの部分結構市町村ばらばらで、予算化がされているところもあればされていないところもあるということも聞きますので、ひとつやっていただきたい件と、それから、

もう1点、これは関連してお伺いしたいんですが、時間があれば結構でございます。本市、これまで居宅系で考えた場合に、家事援助でこの家庭内の見守りとか、移動の付き添いなんかやっていたそうですね、移動支援ということでやったりする部分らしいですが。それが、ほかの身体介護とかでよくやったりするらしいんですけども、この10月からの見直し、今やってらっしゃる市の取り組みの中では、相当、この障害児については、親が見るのが当たり前だみたいなことをはっきり言うんだそうですね、担当者の方が。それが、そこには兄弟がいたり、さまざまな要因があります。両方が障害児だったりする場合がありますが、片方は健常で、片方が障害を持っているという場合があります。そうなったときに、こういう福祉施策というのがやはり子供たち両方いれば差別できないわけですから、障害があってもなくても、子供には変わりなくかわいいんですから、そういうところに愛情を振り分けるためにもこういう福祉施策というのが十分必要なんだと思います。それが、地域型支援事業なんかでも、日中一時支援事業なんかはそういうものを本来補完するものであったり、いろいろあったはずですが、残念ながらそういったところは今、これは予算がないということなのかよくわかりませんが、もうちょっと温かい目でやっていただけたらいいのかなと、特にこの9月の二十何日ごろに相談をして、10月の1日からそれでスタートしますという話はちょっとおかしいんじゃないかという気がいたしますので、その辺含めて、ぜひ詳しくご検討いただいて、まだ時間ありますので、改善できるのであれば改善をしていただければということをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月25日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 中川邦彦

塩竈市議会議員 小野絹子

平成19年9月26日（水曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第5日目）第5号

議事日程 第5号

平成19年9月26日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君
総務部政策調整監	小山田幸雄君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中たえ子君

会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷 古 正 夫 君
総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君	総務部総務課 総務係主査	大 山 貴 之 君
市立病院長	伊 藤 喜 和 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小 山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高 橋 洋 一 君	監査事務局長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから9月定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第5号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番吉川 弘君、5番伊勢由典君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。5番伊勢由典君。（拍手）

5番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、9月議会一般質問を行います。

海辺の賑わい地区に大型店が開店し5カ月が過ぎました。平成17年5月24日、佐藤昭市長にまちづくり審査委員会は、決定事業者が地元企業となって、地元の発展に協力すること、今後塩竈市と基本協定、覚書を行ってほしいと結んでおります。ことし2月議会で、大型店とは地元への貢献としてまちづくり推進協定を締結し、まちづくりに寄与する理念的協定と書かれております。しかし、地域貢献協定は市議会や市民に公表されておられません。そこで質問は、塩竈市と大型店責任者が結んだ地域貢献協定を公表すべきと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

それらを踏まえ、地元貢献の具体的内容についてお聞きをいたします。海辺の賑わい地区に大型店が開店する一方、ジャスコ塩釜店は解体、更地になっており、海岸通の中心地が空洞化しました。平成18年9月29日宮城県に提出され、市に公開された大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る説明についてによると、昨年8月24日、塩竈市、商工会議所、イオン、地元商業者も参加した説明会で、イオン側から跡地につきましては、ホテルあるいはマンションとか検討中で確定はしていないと説明されておりました。ジャスコ塩釜店周辺の店舗の閉店が進んでおります。そこで質問は、ジャスコ塩釜店跡地の活用について、イオンから塩竈市はどう聞いているのか、また、市としての跡地の活用をどう働きかけるのかをお聞きをいたします。

本塩釜駅南口広場は、3,727平米、中央ロータリーを設けタクシー、一般車両、バスの乗り入れも可能なスペースを確保し、バス事業者との協議は整備工事にあわせて、交通協議を進めると2月議会で答弁いたしました。本塩釜駅南口広場は、稲荷下商店街地権者による共同ビル建設が構想としてあり、塩竈らしさをアピールできる空間であります。また、海岸通商店街、本町商店街に隣接しており、この本塩釜駅南口に青葉ヶ丘団地、吉津、千賀の台団地、牛生、芦畔、玉川、本町と100円バス路線の空白地域と結ぶルートがつくられるなら、市郊外から市の中心地への新たなバス交通網となり、市中心地に人の流れをつくり出す政策になるのではないのでしょうか。ことし1月30日の産業建設常任委員協議会では、工事完了は本年5月としておりました。現地では本塩釜駅の南口の部分でシェルター、あるいはグリーンタワーが整備されただけであり、本塩釜駅南口の整備はまだ整備されておられません。そこで質問は、本塩釜駅南口の整備がなぜおくれたのか。整備時期はいつからになるのかをお聞きをいたします。南口広場へ、前段述べた100円バス、つまり空白地域からの乗り入れについて市の考えをお聞きをいたします。

なお、通告しておりました塩竈市土地開発公社の予算編成については、今回質問から外させていただきます。

県市町村振興総合補助金、これは平成19年度の単年度予算ということですが、それを活用し、本町の人の流れをつくる取り組みとして、「もとまちアート海廊」が7月1日から8月10日の41日間、本町まちづくり研究会を中心に取組まれました。6月議会では、一つ、アート美術館の提案で事業展開を進めた。二つ、今後の事業受け入れは満足度と達成度が、今後の事業展開を判断するとしておりました。本町の商店の方からは、本町まちづくり研究会中心の取り組みで、商店街の働きかけはなかったとのご意見も出されました。そこで質問は、もとまちアート海廊の取り組みと来年度の取り組みについて、二つ目は来年度本町まちづくり研究会と、本町あるいは南町、海岸通など周辺の町内会、商店会のかかわりについてどうするのか、2点お聞きをいたします。

宮城県が進めている北浜地区港湾整備環境事業は、緑地延長651.7メートル、全体面積が3万1,000平米、全体事業費で約62億円だそうです。これは平成22年度までに調査測量と用地補償を完了する予定としております。塩釜港奥部の景観整備と宮城県沖地震津波対策の上で、平成25年完成に向け、一刻も早い完成が待たれます。移転補償で残された造船会社は3社あります。質問の1点は、残された造船3社の移転補償に関する宮城県と関係者の話し合い

について、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。二つ目は、北浜護岸緑地アドバイザー事業について、現在の進捗状況についてお聞きをいたします。塩竈市の港湾や県道の整備と管理は宮城県と連携が強く求められます。しかし、8月上旬塩竈市を訪れた県土木部から、多賀城市にある県東土木事務所と貞山通にある塩釜港湾事務所が、来年4月1日をもって廃止するとの考えが突然伝えられました。市民にとって二つの事務所が廃止されることは、市民の声を届ける出先機関が仙台市に移り、市民の直接の声が届けにくくなります。塩竈市の立場と見解をお聞きいたします。

10月1日からNHKや民法で、緊急地震速報が放送されます。震度5以上が発生したとき、初期微動、P波というのだそうですが、P波を震源地近くの観測点でとらえ、震度4以上の地域に通報するもので、大きな揺れ、S波主要動から身を守る行動は数秒ないし十数秒と言われております。塩竈市の緊急地震速報の市の対応、そして地元放送局ベイFMラジオなどの緊急地震速報についてどうなっているのか、2点お聞きをいたします。

二つ目は、ライフラインについてであります。ライフライン、つまり水道、電気、ガスの耐震化についてお伺いをいたします。新潟県中越沖地震で、まずもって、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。私も事情により、柏崎市に地震発生後5日後現地に赴きました。市内で目にしたのは、倒壊した家や、傾いた家や、家屋、石積みの倒壊など悲惨な状況でした。また、水道管が地震によって断水し、水が出ていませんでした。改めて水の大切さを痛感してまいりました。塩竈市の水道、ガス、電気のライフラインの耐震化と、今後の対応についてお聞きをいたします。

三つ目は、宮城県沖地震第三次被害想定として、平成20年度までの避難所に対する備蓄倉庫について伺います。宮城県沖地震の被害想定では、被災者3,200人と想定しております。塩竈市では3,200人と想定しております。地震はいつ起こるのかわかりません。柏崎市ではアルファ米を備蓄していました。しかし、都市ガスがとまり、アルファ米に必要なお湯が沸かせず、「備蓄にガスコンロ、ガス、やかん、なべなど必要です」ということが語られました。避難所での計画的備蓄と、備蓄品は万全なのか、市の考えをお聞きいたします。

市内の耐震化工事は玉川小学校、第三小学校、第一小学校、第二中学校、4校が完了し、平成20年度月見ヶ丘小学校、第三中学校、平成21年度第二中学校、杉の入小学校、平成22年度第一中学校、玉川中学校の予定でした。しかし、第二中学校と杉の入小学校の耐震化工事が1年先送りされ、平成22年としております。学校の耐震化は急ぐべきであります。一方、文科省は

来年度の学校耐震化予算、概算予算要望の中で2倍の耐震化予算を要望し、2,100億円と要望しております。質問は、第二中学校と杉の入小学校耐震化工事がなぜ1年先延ばしになったのか、理由をお伺いをいたします。質問の2点目は、来年度概算要望で、学校耐震化の予算を2倍化するとすれば、先延ばししていた耐震化工事を急ぐべきであります、市の考えをお聞きをいたします。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、中越地震震度6強から6弱、マグニチュード6.8で発生した中で、地震発生当時、原子力発電所の原発7機のうち4機がフル出力で運転中でした。地震計の信号を受け、原子炉に制御棒が自動的に挿入され、あわやというところで緊急停止しましたが、地震は設計想定580ガルより高い1680ガルと、設計の想定値を越え、原子炉7機すべてで放射能を含んだ冷却水のあふれ、原子炉3号変圧器と火災発生、低レベル放射能の入ったドラム缶数100本の転倒とドラム缶のふたが開く事態。あるいは6号機では天井のクレーンの破断、そして放射能を含んだ水の海水への放出、7号機は使用済み核燃料プールからの放射能を含んだ水漏れ、そして主要機構からヨウ素131など放射能物質を含んだ大気に放出され、また、自前の自衛消防隊の不備や、消防署との連絡のおくれなど、そして放射能海中排水での風評被害など、これまでの震源断層を過小評価した原子力原発政策で安全宣伝が崩れ、世界で初めての原発の地震震災となりました。河北新報2007年7月22日の社説で、女川原発では2005年の8.16宮城沖地震、これはちょうどマグニチュード7.2だそうではありますが、「限界地震を超える揺れが観測された。国内原発では初めての事態となりました」と報道されました。7月20日、日本共産石巻党市議団3人、女川党町議団2人で東北電力に女川原発の耐震化の再検討の申し入れを行いました。女川原発敷地内前面海底に断層があることを、この申し入れの際、指摘しております。質問は、東北電力女川原子力発電所の震災対策はどういう内容なのかお聞きをいたします。また、女川原子力発電所震災の際の市の対応についてどうなるのか、お聞きをいたします。

ご清聴大変ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、伊勢議員から5点にわたるご質問をいただきました。順次ご回答申し上げます。

初めに、海辺の賑わい地区と関連する問題についてのご質問でございました。市と大型店との地域貢献協定の公表と、地域貢献の内容についてご質問いただきました。まちづくり参画

事業者の大型出店者は、今年5月にオープンをいたしましたショッピングセンターの土地の賃貸借契約が整い、建築工事に着手する段階となりました昨年11月、海辺の賑わい地区まちづくり推進協定書として締結をいたしましたところであります。この協定は、本市の中心市街地活性化の一つとして、海辺の賑わい地区のまちづくりが持つ重要性を互いに認識し、新たな賑わい拠点の魅力向上に協働して取り組むことを目的といたしております。具体的には、協定の期間は商業施設の事業中となります土地の賃貸借契約の存続期間とし、商業施設の円滑な開発運営や、賑わい商業ゾーンの魅力度の向上をもって、賑わい地区全体の活性化を図っていくため、それぞれが取り組む施策の実現を明らかにするとともに、相互の立場を尊重しながら真摯に協議を行う内容となっております。このため、何を行うかにつきましては、活性化に向けた具体的な諸施策が生じた段階で協議しながら対応していくこととなりますので、協定は賑わいづくりの理念や話し合いの協力関係を期した内容となっております。

公表をとのお尋ねでありました。既にこれまでもこの内容につきましては、議会を初め、市民や市民団体等の皆様にご参加をいただいた懇談会等でも協定についてご説明を申し上げ、賑わいづくりを協議し、市の考え方も示させていただいております。大型出店者の同意を得た後、所定の手続により公表することは可能であるというふうに判断をいたしております。これまでの協議によって、さまざまな面での協力関係が構築されつつあります。一例を紹介させていただきますと、7月31日に災害発生時の一時避難場所に関する協定書を締結いたしております。これは、地震や津波といった災害時における、一時避難場所としての店舗使用のほか、全国展開している商品流通網を活用し、応急生活物資の優先供給等に協力していただくものでありまして、まさしく地域貢献の内容ではないかと判断いたしております。その他の協力内容につきましては、この後担当部長よりご答弁をいたさせます。

次に、旧店舗の跡地活用についてのご質問であります。この土地につきましては、大型出店者の所有地となっておりますが、公募時の公開で行われましたプレゼンテーションでは、旧店舗は解体し、ホテルやマンションなどに活用していきたいとの意向が示されましたが、市といたしましては中心市街地形成の核となり、また、本塩釜駅にも至近の距離にあるわけですので、例えば居住人口の増加でありますとか、商業の活性化に役立つ内容であってほしいというような意見交換を進めているところでございます。現在は旧店舗の解体撤去を終え、更地となっておりますが、事業者からは前段申し上げました活用を前提に、複数の事業者と交渉を進めている途中であるというふうにお伺いをいたしております。

次に、本塩釜駅南口の整備時期と、100円バス等の乗り入れと新ルートについてお答えをいたします。本塩釜駅前の新しい駅前交通広場、いわゆるアクアゲート側の駅前広場につきましては、今暫定供用を開始いたしているところであります。平成21年度の完成を目指し、引き続き整備を促進中ではありますが、バスの乗り入れができますようなバス発着所も備え、他施設整備を土地区画整理事業で進めているところでございます。その事業の進捗に合わせまして、既存のバス路線であります、しおナビ100円バスや七ヶ浜循環線の乗り入れを検討してまいります。また、現在路線バスが就航しておらない地域についてというお話をいただきました。このことにつきましては、先にご質問をいただいた際にも、今後の検討課題とさせていただきますというご回答を申し上げたところであります。また、この広場は、中央部にロータリーを設け、タクシーや一般車両のほか、バスの乗降も、当然可能なスペースを設けるものでありますが、バスターミナル的な規模は想定をいたしておりません。このようなことから、交通広場の供用開始まで、現在就航中の路線バス以外の公共交通手段による新ルートも含め、交通の結節点としての機能もあわせ持つ駅前広場のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、もとまちアートウォークの取り組みの今後についてお答えをいたします。このイベントは本町通り全体を会場とみなし、去る7月1日から8月10日まで、41日間にわたって開催されました。主催した本町通りまちづくり研究会は、これまでのさまざまな活動の中で、現代美術作家の方々と出会い、アートの視点でまちやお店を見直そうという提案に共鳴したことがこのイベントのきっかけとなりました。イベント自体は大きく分けまして3部門で構成されました。例えば、旧徳陽シティ銀行を会場として、31人の現代美術作家の展示等も行われたわけでありまして。また、「既にまちにはアートに溢れている」という題名でまち歩きをしながら、通りに点在する作品に触れてもらうという企画も展開をさせていただきました。

三つ目はオープニングとエンディングイベントであります。7月1日のオープニングには、アートツアー、アートマーケット、ライブなどが行われ、初めて塩竈を訪れたという若い方々の参加も数多く見られたところであります。最終日の8月10日には、交流のありました東鳴子ゆめ会議の方々や、美術作家、大学関係者など約300名がくるくる談義に参加し、にぎりめしワークショップなどが行われたところであります。アートイベントとしての完成度、お客様の満足度、市民参加などの課題は、主催者としては十分認識をいたしておりますし、市といたしまして、この経験を次に活かしていただきたいものというふうに期待をいたして

いるところであります。また、本市として支援を行いましたのは、回遊性を生み出す新たな試みに期待したものであり、アンケート等を分析する中で、今後のあり方、効果の高め方などをまちづくり研究会の皆様方と一緒に検討をさせていただきたいと考えております。

もっと周辺町内会の多くの方々にご参加をというお話をいただきました。残念ながら、まち全体を巻き込むまでには至らなかった部分もございますが、本町通りのまちづくりを考え、率先して行動されている研究会の前向きな取り組みとして、地域全体に理解されたものにとらえております。今後ともこうした活動を本市としても支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、北浜造船所関連で緑地護岸の整備に関しまして、何点かのご質問をいただきました。初めに、移転補償で残された造船3社と進捗についてお答えをいたします。これまで県は、北浜地区緑地整備事業のため、港奥部西側から順次用地買収を行うことで、地権者のご了解をいただき、用地補償を進めておりますが、9月現在、進捗率は面積で73%、事業費で42%に達しております。いわゆる造船8社のうち、既に5社は他の地権者などとともに補償が終了し、用地補償は残り造船業者3社となっており、近く地権者会への説明会を開催し、今年度中に補償の基礎となる丈量測量を行う予定とお伺いをいたしております。また、補償につきましては、平成20年度から順次東側に向け、毎年1社ずつ行う予定となっております。緑地の実施に当たりましては、本年2月に地元説明会を開催し、試掘調査を実施しております。今年度内には西側の一部におきまして、地盤改良工事に着手する予定となっております。この地域は地盤が低いこともあり、高潮の暫定対策として一部盛土を施し、効果が発揮されているところであります。さらに、本定例会において、公有水面の埋め立てに関する意見の答申についての議案の提案をいたしておりますが、ご承認いただいた後、平成20年度からは埋め立て工事や護岸及び緑地部分の地盤改良工事にも着手される予定となっております。市といたしましては、今後も引き続き県、国に早期完成を働きかけながら、また県と地権者をつなぐ相談窓口を担わせていただきたいと考えております。

デザインアドバイザー事業の進捗についてご質問いただきました。北浜地区緑地整備の基本計画では、地元の意見を十分に組み入れるため、行政機関に加えて、市民団体を含めた塩竈みなとまちづくり検討会を発足させ、塩釜港の浸水空間の期待される整備の方向性を議論いただいております。県は今後、この基本計画をもとに詳細設計に入る予定ですが、護岸の緑地は幅30メートルから50メートル、延長が600メートルに及び、塩釜港港奥部の顔と

なる重要な場所でありますことから、本市といたしましても、塩竈の歴史的資産を生かした塩竈らしさを表現するため、県と協力し、公募でデザインアドバイザーを選定し、提案書を取りまとめ、詳細設計に反映をさせてまいりたいと考えているところであります。

次に、仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所廃止についてお答えをいたします。去る8月1日に宮城県土木部長が来庁し、土木部の地方機関の再編について説明があり、その実施期間は平成20年4月という内容でありました。具体的には、仙台圏域を一体的に所管する土木事務所への再編として、仙台東土木事務所を仙台土木事務所に統合して、仙台東土木事務所は廃止する。塩釜港湾事務所につきましては、仙台塩釜港、一体的に所管する港湾事務所への再編として、仙台港湾事務所に機能集約いたしますが、港湾区域と漁港区域によって構成される塩釜港全体の管理を適切に行うためには、現地の管理機能の発揮が欠かせないとして、それを担う組織を現地に存続するという内容のものでありました。これを受けて、8月6日に議長団にご説明を申し上げ、月末の常任委員協議会におきまして報告をさせていただいたところであります。また、広域的な対応を行うべく、二市三町の首長及び議長の方々と協議を行い、去る9月3日、二市三町の首長全員参加のもと、宮城県に出向き、土木部長に要望書を提出したところであります。その要望の内容であります。一つには、土木行政の推進に当たりましては、計画立案段階から地域住民や地元自治体の意向が反映される地域密着型の土木行政にぜひご配慮をお願いしたいという内容であります。二つ目といたしましては、土木事務所の組織統合に当たりましては、例えば建築確認申請等、住民とのかかわりの深い業務について、住民の利便性を考慮し、機能の存続について検討をいただきたい。三つ目といたしましては、港湾事務所の組織統合に当たりましては、許認可手続の連絡調整機能を塩竈市内に存続させるよう配慮していただきたい、以上3点の申し入れをしたところであります。県の回答といたしましては、一つにつきましては、行財政改革プランの一つとして、地方機関の見直しであり、統合することで、さらに地域住民のサービスを向上させたいという内容でありました。二つ目といたしましては、建築行政は法改正等により業務の精度が問われるため、職員の力を組織的に統合し、専門家の多様な意見や現場に出向くスタッフの増員など、業務の精度向上をトータルで考える組織づくりを進め、あわせて住民サービス向上につなげてまいりたい。3番目といたしまして、地域密着型への対応につきましては、県がみずから地域に出向き、現状を把握し、詳細の相談をさせていただくという内容であります。四つ目といたしまして、港湾行政については、仙台塩釜港の一体的な対応の要望もあります。

では、平成18年12月末現在で、ガス管の総延長14.8キロメートルのうち、既に74%に当たる11キロメートルが改修済みとなっております。

次に、宮城県沖地震第3次被害想定と避難所の備蓄についてご質問いただきました。宮城県では、平成16年3月に宮城県地震被害想定調査に関する報告書、いわゆる第3次地震被害想定を公表いたしました。これによりますと、最も大きな被害が予想されます宮城県沖地震の連動型の場合、本市における短期避難者の数は3,200名と予測されております。本市では平成8年度から防災備蓄倉庫の整備を進めてきておりますが、この第3次地震被害想定の結果が示されましたことにより、平成22年度完了を目標に、平成17年度から本市特有の津波被害の避難者も想定した収容人員約4,200名を計画人員とする14カ所の指定避難所の備蓄品の整備を進め、その進捗率は平成18年度末で52%になっております。このほか、本市では食料品や衣料品を初めとした応急生活物資の供給に関する協定を各種の量販店などと結び、災害時にいち早く提供できるように備えているところであります。なお、現在仙山交流の一環として交流を深めております、山形県村山市との間におきまして防災協定を締結すべく、その準備に入ったところでもございます。

市内小中学校の耐震化計画についてお答えをいたします。本市におきましては、平成16年度から小中学校の耐震化事業に着手をし、平成22年度までにすべての工事を完了させる事業を行っております。昨年度は第三小学校と玉川小学校の耐震化工事を完了させ、本年度は第一小学校と第二小学校耐震化工事を行っているところであります。このうち、第二小学校では既に工事が完了をいたしております。また、来年度の耐震化工事に先立ちまして、月見ヶ丘小学校と第三中学校の実施設計を行ったところであります。杉の入小学校と第二中学校につきましては、玉川小学校の大規模改造事業を行うための財源調整のため、やむなく事業着手を1年繰り延べをさせていただきましたが、残る第一中学校と玉川中学校と同様に、来年度には耐震診断調査を行い、計画の最終年度であります22年度までには計画どおりすべての耐震化工事を完了させることを予定といたしております。

最後に、女川原発震災対策と対応についてのご質問いただきました。宮城県では、女川原子力発電所における災害に対応するため、平成13年4月に宮城県地域防災計画を策定をいたしております。この計画では、防災対策を重点的に実施すべき地域として、発電所の半径およそ10キロメートルから12キロメートルの範囲にある旧牡鹿町、旧雄勝町を含む石巻の一部と女川町の一市一町指定をいたしております。万が一、事故等が発生した場合には、この指

定地域を中心に警戒態勢あるいは災害対策本部態勢をとることの内容になっているというふうに理解をいたしているところであります。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まちづくり参画事業者イオンとの協力いたしました取り決め状況並びに詳細な内容につきましてご説明申し上げます。これまでまちづくり推進協定によりまして、さまざまな点を協議し、市と事業所との間で協力をしながら取り組みを進めてきておるところでございます。

取り組み内容につきまして、順を追ってご説明申し上げますと、まず商業施設の建築段階におきましては、市で行う道路整備と基盤整備も重なりまして、周辺での工事が錯綜している状況にありましたが、綿密な打ち合わせを行いながらお互いの工程を調整し、それぞれが予定していた工期内に無事完成することができております。また、外溝工事に当たりましては、店舗敷地内のインターロッキング舗装を、歩行者専用道路マリロードしおかせと統一したデザイン、カラーで整備をしていただき、駅周辺におきましては、広場空間を形成していただくとともに、魅力的な新しい海辺の都市空間の一役を担っていただいております。また、そのほかにも歩行者専用道路でありますベンチの上屋として機能できますように、ひさしの大型化でありますとか、塩釜港の岸壁側へいつでも通り抜けできますような自由通路の確保など、公益利用のための施設整備も図っていただいております。

次に、ショッピングセンターのオープン段階における協力関係でございますが、賑わい地区のまち開きの一環といたしまして、商工会議所を初め、マリゲートや商店街、ホームセンター、本塩釜駅など周辺関係者にも参加をいただき、共通するロゴマークや、協賛セール、イベント実施など、連携した取り組みを実施し、多くの方々が地区を訪れ、新しいまちのスタートを祝うことができました。また、来客者であります市民にとってよりよいサービスを提供できるとの観点で、ショッピングセンター内での行政スペース確保に特段のご配慮をいただきました。市としては、余り負担が生じない形でマリプラザの開設運営が実現しているところでございます。このほかにも、オープン前に行われましたイオンふるさとの森づくり記念植樹では、ショッピングセンターに隣接する、今後整備を予定しております港町公園の一部につきまして、計画地盤までの盛土等の整備をしていただくとともに、一般市民の皆様方の参加を得まして植栽も行われ、地区の環境整備の向上にご協力をいただいているところ

るでございます。また、ことしのみなと祭には、本塩釜駅の新しい出入り口やアクアゲート、そしてマリンロードしおかぜに街路灯も設置され、市民の皆様初め、市外からの来訪者をお迎えする新しいまちの環境が整いました。例年のことでございますが、花火大会の際には、マリンゲート周辺には交通規制が入りまして車両の進入ができなくなります。新しくできましたショッピングセンターにも、来客者の駐車場が使えるようになる事情をお話を申し上げ、ご理解をいただきましたが、そうでありますならば、せっかくの機会でありますので、多くの皆様に喜んでいただきたいということで、屋上駐車場を花火の栈敷席に開放していただくことになりました。残念ながら、ことしはあいにくの雨で延期があり、また、ぐずった空模様でありました中での開場ということで、多くの皆様方の屋上駐車場の利用がご利用いただけなかったのですが、来年以降も開放したいということでございますので、この次には天気のいい中で多くの方々に喜んでいただける場と思っております。

さて、賑わい地区のまち開きから4カ月が経過しようとしております。多くの市民の皆さんに喜んでいただける賑わい拠点として定着していると感じておりますが、今後はこの賑わいをいかに周辺へ波及させていくか、いわゆる回遊性をいかに発揮していくかというのが大きな課題と思っております。このような中で、7月1日から8月10日に開催されました「もとまちアートウォーク」では、ショッピングセンターのレジでのパンフレット配布とあわせ、イベント参加者用にショッピングセンター内の駐車場利用も確保していただくなど、今後のモデルとなるような地域連携の取り組みが行われてきております。ショッピングセンターからは地域全体の魅力を高められるよう、今後も地域と連携していきたいとの積極姿勢を示されておりますので、市といたしましても協力いたしながら、中心市街地の回遊性の向上に努力してまいりたいと思っております。以上が、状況でございます。

また、もう一つのご質問でございます駅前広場の整備について、なぜおくれたのかというようなご質問がございました。ちょっと我々、産業建設常任委員協議会のときご説明申し上げたのは、ちょっと舌足らずなところがあったのかと思いますが、平成18年、19年の工事といたしまして、いわゆる駅前交通広場の整備を行うと。その内容につきましては、まずは、駅舎の出入り口を整備してまいります。大型シェルターも整備します。そして、45号、いわゆる尾島町側の方との駅出入り口の、連絡する暫定通路の整備、いわゆる歩道、約40%、18年、19年度の事業といたしまして、完成させたいと。19年の5月中にまで完成したいということでご説明申し上げたつもりでございましたが、この辺、全部完成できるのかなというよ

うな説明をしたと思われたら大変恐縮でございます。まず40%の整備ということでございます。それで、全体が完成いたしますのは、ただいま市長が申し上げましたとおり、21年度末、平成22年3月末までころには整備を行っていききたいというような計画でございます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番(伊勢由典君) 幾つかの、海辺の賑わい地区の関係で何点か回答がございました。そこで、最終的な関係で言いますと、大手資本との関係で同意を得ながら公表はしたいと、こういうことがございました。そこで、そういうことを踏まえて、市の皆さん自身のところでも、やっぱり理解を進めていく必要があると思うんですね。現在は、あそこは、海辺の賑わい地区というのは地元の、やっぱり商業者の発展のためということになってあったわけですが、いろんな経過から大型店の出店という結果をたどりました。つくられたものですから、問題は今後のあり方として、先ほど述べた参画事業を選ぶ選定委員会の、やっぱり意向をどう、いわば市として、帯同を握って離さないかということがやっぱり大事だろうと思うんですね。その際、2月議会の建設部長の答弁の中では、参画・協力・提案・協議と、この四つがいみじくも語られました。そうしますと、一つはそうした、相手側のあることですから、これは今後の、いろんな意味での話し合いが必要だと思うんですが、テーブルをどう向けるか。やっぱり地元の、いわば企業としてその役割を發揮してほしいというのが、まちづくり審査委員会の最終的な市への、いわば伝えられた立場ですので、そうした考えがあるのかどうか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

それから、先ほどオープンスペースの関係でちょっとお話がございましたが、オープンスペース、確かにそこの中につくられております。それで、オープンスペースそのものは最近活用されているかと思いますが、ここは、実際は市が共益費、水道光熱費などを支出をしている。そうすると借地使用料はどこが負担しているのか、その辺の経過をお聞きをしたいと思います。そこら辺が一つよくわからない。やはりオープンスペースを行政サービスとして提供しているなら、やっぱりそういうことも含めて1回、今後どういうふうになるのか、無償なのか、市民の行政サービスの場としての関係で、今は無償ですが、無償になるからにはそれなりの大手資本とのかかわりで、貸す関係のさまざまな提供があったのかなと思うので、その経過についてお聞きをしたいと思うところでございます。その2点についてお聞きをしたい。

それから、もう一つは災害防止の関係で、7月31日の日にさまざまな協定をしたということのようですが、これはこれで大変大事なことだと思います。問題はこうした、前段述べた協定を生かす上で、もう一つやっぱり、今後検討していく必要があるのかなと。名取にダイヤモンドシティというのがつくられておりますが、実はダイヤモンドシティのところ、名取市の方でどういうことをやっているかということ、産直をダイヤモンドシティの一角、駐車場を無償で借りて、土曜日の8時から10時までやっているんですね。もともとは名取にあった大型店の一角に産直46人の方々が産直のネットワークをつくって、そこで出店していたものだったそうです。したがって、それは市が音頭をとって産直と、それから大型店のかかわりで無償で提供して産直のPRもしているようです。そういう点で、今後はやっぱり発展させていく協定の中身についても地域貢献というふうに、明らかにそうした立場を踏まえているわけですから、やはりそういった点も参酌しながら、必要な、こういった地元企業として果たすべき役割について、やっぱり十分議論をすべきではないのか。その辺の考えがおりになるとは思うんだけど、改めてそうした点について今後、交渉などのテーブルもつくるのか。そういうことも参考にしながら進めるのかをお聞きをしたいと思います。

ジャスコ跡地については、経過はいろいろありますから、経過はわかりました。引き続き市の対応について、やはり取り組みを進めていくようなさまざまな方向での取り組みを進めてほしいと思います。南口についてわかりました。私の理解が、あるいは不足していたのかかもしれませんが、いずれにしても道路の事情、平成21年度まで。現地に行ってみると、要するに広場そのものがそっくり残っているんですね。それから、前の方の稲荷下商店街の方々の家屋も残っている。私が聞きたいのは1点。おくれた最大の理由は何なのか。そこをお聞きをしたい。それが一つ。

それから、あそこには共同ビルの構想があって、共同ビル等のさまざまな取り組みが進められておりますが、中心市街地の、先ごろの産業建設常任委員協議会の中で、中心市街地のメニューも示された、それは生かせなかったのかということをお聞きをしたいと思います。まず、そういうところを聞いておきたいと思います。

もとまちアート海廊は、やはりこういう点でいろんな取り組みで、私もあそこを歩いてみました。今後の課題をひとつ生かしていただいて、本町の再生ということを地元の商店街の方々は願っているわけですから、当然来年度も恐らくやるんだろうなというふうには感じるところでございます。そこでもう一つ確認したいのは、確か決算特別委員会で、大型店、海

辺の賑わいにある大型店で7,000人ぐらい利用者が、1日だったかな、いずれにしても車の台数をカウントして7,000人とか6,000人とかカウントしていましたが、そういうものが本町のこうしたアート海廊の中で十分生かされたのかどうか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、北浜の護岸緑地の整備の件で、私も県の港湾事務所の方に伺ったんですね。そうすると、19年度は、一つの地権者の方は買収した。残り3社の関係で、どうも県の方は3社のうち、実際にもうその交渉にのりたいたいという方は後半部分の日程にずらしておいて、ちょっとなかなか厳しい方、これははっきり言えば、県に対する不審が相当あって、やはりすぐにのる意思を示していないような感じも私は見受けられました。だとしますと、移転補償の関係でいろんなスキームがあって、単年度ごとということなんですが、私は、やっぱり北浜造船の移転交渉というのは、やっぱり意欲のある方、今すぐ移転補償を受けたいと、いろんな事情ですぐさまのりたいたいという方は、やっぱりその方向から進めるべきじゃないかと、そして、難しく残ってしまったところについては、やはり時間をかけながら交渉しないと、せっかくの緑地整備の日程が詰まってしまうと、詰まるというか、延ばしてしまうということになってしまいますので、やはりそこは市長も、あるいは担当部局も一肌脱いで、やっぱり県との関係でいち早く取り組むということをお願いしたいと思います。

時間もさほどありませんから、水道だけお聞きします。水道の方はどういうことをお聞きするかというと、震災対策の中でいろんなことをやっておられますが、確か、塩竈市の水道の総延長が336キロメートルだったと思いますが、第5次老朽管、この中で到達率は、耐震化はどこまでなのか。今後の課題はどういうものなのかお聞きをしたいと思います。

時間もありませんから、その辺にとどめておいて、原発の問題は、原子力発電所の問題は一言だけ。県の防災の方の関係で言うと、半径12キロ、十数キロですね、つまり防災の関係で塩竈市はエリアに入っていないんです。これはやっぱり問題。やっぱり今後の女川原発防災の問題でも、ああいう柏崎刈羽の問題がありますから、やっぱり改善を求めていく必要があるし、県にもやっぱり範囲を広げる。もう一つはヨウ素反応、放射能被害のための、そうしたヨウ素材を、放射能物質ヨウ素材というんですかね、それは特定しか配布されないようです。いずれにしても、そういうものを県に求めていくということが必要だろうと思います。これは県政の問題ですからその辺だけにとどめておきます。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私の方から4点につきましてご答弁申し上げます。

まず一つは、まちづくりを地域貢献の協定に基づいて、参画・協力・提案・協議に応ずる場があるのかというようなご質問でございますが、私、先ほど詳細について、これまでの協力につきましてご答弁申し上げました。協議の場があるからこそ、こういったような実現になっておりますので、今後ともこういったような協議の場を設けてまいりたいと思っておりますし、大型店の方でもそういった姿勢でございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、南口の方の工事がなぜおくれたかというようなご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、計画どおり18年、19年度と進んでございますので、22年の3月に向けて、今、鋭意努力してまいりたいと思っております。

それと、共同化についてでございます。稲荷下商店街の共同化、あの部分が進まないとなかなか駅の方も進まないというようなところも見受けられますので、今、鋭意5人の地権者の方々がどうあるべきかという部分で協議を深めておりますし、市の方でも一定の協力、協議の中に入ってまいりますので、今後具体化した場合につきましては、議会の方にご報告申し上げます。

また、公共スペースでございますマリンプラザにつきましての賃借料がどうなっているのかということでございますが、賃借料についてはございません。ただ、まるっきりただではございません。共益費、いわゆるトイレ、電気、そういった部分の、通路とか、そういった部分に要する共益費につきましては4万1,000円のご負担をさせていただいております。また、光熱水費についてはそれぞれのメーターがございますので、その部分で市の方の負担となっております。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私からはまず、本町のアート海廊の件につきまして、「簡潔にね」の声あり）お答え申し上げます。

本町への、人の流れというものがつくり出せたのかというふうなことでございます。今回初めてということではございましたけれども、編集委員に論客がそろっております全国レベルでの週刊誌におきまして、「まちそのものを見せる塩竈市の挑戦」というような、その後特集が組まれた経過にもございます。そういった意味では、専門的な立場からは極めて高く

評価を受けた部分もあるかと考えております。アンケート調査もただいま分析中ではございますけれども、3割近くの方が、これをきっかけに初めて塩竈を訪れたというふうな報告もいただいているところでございます。今後ともこういった流れを、私たちとしては積極的に支援させていただきたいと考えております。

次に、北浜関係でございますけれども、造船移転につきましては、市といたしましても積極的にかかわりを持ちながら、早急に事業が進むよう取り組んでまいりたいと今後とも考えているところでございます。なお、具体的な移転の場所等につきましては、県事業として、県も予算の関係の中などで、積極的に取り組まれている部分がございますので、ただいまのご意見等を踏まえまして、県の方には働きかけをさせていただきたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐々木水道部長。

水道部長(佐々木栄一君) 水道施設の耐震化ということでお尋ねがございましたけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、管路につきましては相当膨大な量がございまして、まずは、市長が答弁を申し上げましたように、主要な管路を優先的に整備をしてみたいと。それからそれ以外の設備につきましても、できるだけ国庫補助のメニューを活用した財源の確保を図りながら整備を進めてまいりたいということで、今後なお努力してまいります。

以上です。

議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。（拍手）

15番(菊地 進君)(登壇) 平成19年9月定例会で一般質問の機会を与您いただきました同僚議員、先輩議員に心より感謝を申し上げます。

私は、春の統一選挙におきまして、新人のつもりで初心、原点を忘れず、徹底的な行政改革、徹底的な福祉向上を目指す、そして市民の代弁者として行政に物申すという決意でありました。それを踏まえまして、今回質問をさせていただきます。今まで、多くの議員の皆様が市政発展のため質問してまいりましたが、私も市政発展、市民生活向上のため、質問をさせていただきます。

9月までの予算が179億359万4,000円となる予定であります。大切な予算、税金が市民のために使われるよう、一生懸命見守ってまいりたいと思っております。

そこでまず初めに、通告しておりました市長の政治姿勢ということで、大きくは5項目について質問いたします。

市長は、議会との関係を車の両輪に例えて、ともに市政運営の認識をしてくださり、大変尊重していただき感謝申し上げます。ありがとうございます。これからも車の両輪、互いに尊重し合って市政発展のために努力したいと考えております。

まず、より理解を深めるため、市政発展のため、私が気づいたことの事例を質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、昨年の9月議会の答弁のことです。内容は墓地貸し出しについての議員の質問に対して、平成19年度4月までに整理して貸し出しとの答弁がありましたが、18年12月に貸し出すとの事業が示されました。多くの市民の要望にこたえるためにと、では議会答弁はどうだったのか、議会との信頼関係は。市民の要望が最優先であれば仕方がないのか、議会答弁の重みはどうかと思います。市民からの要望、意見を聞いていた議会答弁をお知らせした途端に説明と違った行政運営がなされれば、戸惑うのは市民と議員です。

また、昨年3月、6月、9月、12月議会では市立病院に関する質問があり、再生緊急プランでの経過説明と、努力する決意が述べられておたと理解しておりましたが、2月定例議会にて繰出金8億円を緊急に出すもの、私から見て3月議会の補正はかなり厳しい内容であり、繰出金8億円、貸付金2億円、合計10億円、せめて12月に説明、答弁があればもっと理解しやすい案件と思いました。今後の議会と当局の関係をどう構築していきたいのかお伺いいたします。また、議会答弁と効力、重み、住民との協定書の効力、重み、法的にどこまで尊厳されるのか、また、信頼すべきなのかお伺いいたします。

次に、今どこの自治体も大変だという認識をしておりますが、市長の普段のお考え、お気持ちをお伺いしたいと思っております。財政運営についてですが、施政方針でも財政の厳しさを市長は述べておりましたが、それでは財政運営をどのように、具体的にどう立て直すのか、具体策をわかりやすく市民の皆様理解できるようお示ししていただきたいと存じます。第二の夕張にならないためにも、そして市民が財政危機で不安を起ささないためにも、市長の決意を具体的にわかりやすくお願いいたします。経常収支比率が4.9%、金額にして5億4,000万円向上したとのこと、私は認識しております。そうすると、改善された金額で、何か市民生活向上のために施策を考えたことがあるのか。今、市民はいかに生活の質を上げるかということよりも、現在の生活維持が最優先という市民の声が聞こえております。職員の方

からは給料、期末手当を市民のために減額されました。市民のためと思って仕方ないとあきらめておりますが、では、何にその拠出したお金がどう使われ、市民生活に役立ったのか、説明がないと職員からの不満です。また、そういった相談があります。また、大変厳しい財政運営のために、また給料の削減、期末手当の削減協力要請があるのではと不安があり、まともに仕事が手につかないということも話されておりました。当局と職員さんの信頼関係は、私が心配するようなことがないと思いますが、市長の思い、職員、議会に、市民に伝える情報はどうでしょうか、お伺いしたいと思っております。また、財政運営に関して、9月1日に河北新報に、「時論持論」という欄に塩竈市民から投稿がありましたがお読みになされましたか。また、9月15日の「声の交差点」をお読みになりましたか、その感想をお願いいたします。

次に、市立病院についてであります。再生緊急プランで、病院の生き残りをかけて努力していることも理解しております。先般、七ヶ浜町の住民から入院時「先生、看護師さんの皆さんから優しくしていただき、親身になって病気を治していただいた、ありがとうございました」という御礼を言われました。本当にありがとうございました。病院関係者に改めて感謝を申し上げます。今後も市民の健康と命を守るためにご努力をお願いしたいと思います。また、その方はこんなことも話されておりました。「お金がないのですが」と前置きしながら「もし、宝くじが当選したら病院に寄附したい」とも話されておりましたので、そんな患者さん、市民もおられることを私は頼もしく思うのと、しっかりとした病院経営を運営できますよう、今後も提言しながら健全化に向けて努力していきたいという決意をしたのであります。そこで、市長の病院経営について、今後具体的に運営していかれるのかお伺いしたいと思います。協議会では病院経営の継続の意志は確認されましたが、効率化、再編、経営の主体をどうするかと3点について要約されましたが、病院経営の進め方をお伺いいたします。

次に、行政評価であります。4年間の市長の行政運営について、市長自身で行政評価をしていただきたいと思っております。ご自身で思いどおりの行政運営ができたのか、それとも何か障害があり、満足のいく行政運営ができなかったのか、個別事業で一番心に残った行政評価をお願いしたいと思います。

次に、マスタープランの総括についてであります。マスタープランの位置づけを市長はどう考えておられるのか、まずお伺いしておきます。プランの中では大きく目標、予定が変わったときの対応をお伺いいたします。例を挙げれば人口の目標が6万3,000人でしたが、

4,000人減少している現在、この数字をどう見るかお伺いしたいのです。基本となる数字が減少しているのであれば、全体的なプランの見直しが必要と考えますが、基本計画の見直しをどうなされたのか、また、今までプランの総括をしてきたのかお伺いいたします。行財政改革にしても基本となる数字、係数もその時々合った数字に置きかえて、変更すべきと考えますが、市長のお考えはどうかお伺いいたします。職員の定数にしても、100人を削減した実績は認めますが、人口減少の分まで考えて人口減少分6.5%で40人くらいプラスして、140人削減したとすると行革も進み、市長の実績も評価も上がるのかと思いましたがいかがでしょうか。私たち議会も19年の4月の統一選挙で定数23のところ2名を削減いたし、21人体制であります実績があります。これも市民の方からお褒めの言葉がありましたが、もっと頑張れという叱咤激励もありました。行革は待ったなしでございます。マスタープランで策定時と大きく変化があった施策等を踏まえて、行財政改革推進を図っていただきたいと存じますので、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、危機管理についてであります。まず、危機管理といいましても、初めに防災についてであります。住民の幸せは安心・安全・快適なことが一番だと思います。高い確率で起きる宮城県沖地震が心配されますが、今回、緊急地震速報システムが10月から庁舎と議会等に16カ所配信されるとなっておりますが、大きな地震が来る10秒前くらいに情報シグナルが鳴るそうですが、市民、住民に対して緊急に防災同報無線で市民の方に地震発生を知らせることができるのかお伺いいたします。大事な住民の命と大切な財産を守る手段でありますので、説明をお願いいたします。備えあれば憂いなし。6月の防災訓練の中止のことで住民の方より「なぜ中止にしたのか」との問い合わせがありました。我々にはグラウンドコンディションが悪いとの連絡がありましたが、市民の方は「なぜ」という気持ちの方が多く、私のところに連絡、問い合わせがありましたのは、雨が降っていれば雨の中の対応訓練ができたのではないかという内容でした。災害はどんな条件もなく、前ぶれもなく特に忘れたときに突然襲ってきます。そのためには、普段の訓練、地震対策の心得が重要だという内容でありました。中止に至るまでの意思決定の手順をお知らせ願います。また、防災意識の問題として、9月1日は防災の日であります。防災同報無線を利用して防災に対する広報等で、市民の皆様常に防災意識の普及、啓蒙活動ができないものかお伺いいたします。

次に、同じ危機管理といっても、行政の危機管理でございます。行政運営についてお伺いいたします。6月いっぱい加藤副市長が退任されましたが、6月議会に人事案がなぜ出な

かったのかとお伺いしておきます。私だけでないと思いますが、6月議会に提案されるもの
とっておりましたので、2期目のスタートの初議会でしたから、単になぜかという疑問で
質問いたします。

次に、福祉についてであります。後期高齢者医療保険制度についてであります。高齢化率
が25%を超えてきており、福祉の充実が認められておりますが、平成20年4月より全国的に、
一斉に75歳以上の方の後期高齢者医療保険制度がスタートいたします。ことし4月の広報し
おがまでのお知らせもあり、また、広報しおがまの中に一緒にパンフレット等が折り込まれ
ておりましたが、市民住民に理解していただけるよう、説明をお願いいたします。そして、
市民が安心して後期高齢者医療制度を利用できるようにお願いいたします。

次に、介護についてであります。介護についてお伺いしますのは、介護保険事業が市民生
活に溶け込んで、介護老人福祉が充実定着しておる中、しかし、核家族化の中で老老介護、
ひとり暮らしの老人が増加して、老人を取り巻く環境の変化があります。今まで塩竈市を支
えてこられた人生の大先輩方の生活が、安心して安全に塩竈市内で生活できる環境整備が必
要だと考えております。新聞、マスコミ等で孤独死事件、共倒れ介護疲れによる悲惨なニュ
ースが出ておりますが、塩竈市としてどんな介護老人福祉策を実施して、介護老人福祉の充
実につなげていくのかお伺いいたします。また、浦戸地区の高齢化率は50%になっていると
思いますが、浦戸地区の老人福祉の現状と、介護保険の公平性から見て行政としてどんなお
考えなのかお伺いしておきます。

次に、まちの活性化についてであります。産業の活性についてお伺いいたします。今、塩
竈の産業の状況は大変だと考えております。商店街はシャッターがおりている店舗が多く、
歯抜け状態で寂しいです。大型店のはざまにあり、消費の低迷があり、水産関係では原魚の
高騰、原油の高騰、銀行の貸し渋りと貸しはがし、物流コスト高による売価に転化できる状
況でなく、経営が大変という時代であります。そんな中、市長は産業の再生を施政方針に示
しました。そこでお伺いいたします。生産日本一を誇る練り製品などの紹介、新製品の開発
と、市長の意気込みがありますとっておりましたが、地域産業資源活用事業で地域産業資源
の認定から、なぜ、かまぼこが認定されなかったのかお伺いいたします。資源の認定を受け
ますと、商品開発、設備、生産、販売にかかわる補助金、減税、低利の融資等が受けられま
す。今、事業をしている方への協力体制が必要と思いますが、市長の見解をお伺いします。

また、港湾関係の取り巻く状況の中で、市長は港湾関係の取り扱い、1トン当たり1万円

の波及効果があると前に述べておりましたが、塩釜港での取引、取り扱いでどのくらいの波及効果があり、私たちの塩竈市にとって、具体的な成果が上がったのかお知らせ願いたいのであります。また、貞山地区への企業誘致はどうなっているのかお答え願いたいと思います。

これで、私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま、菊地議員から3点にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、私の政治姿勢についてであります。常日ごろ、我々行政と議会は車の両輪であるというようなことを申し上げさせていただきながら、まだ不行き届きの点があることにつきましては、心よりおわびを申し上げるところであります。なお一層気を引き締めて、本市の行政運営に当たってまいりたいと思っておりますので、さらなるご指導を賜りますように心よりお願いを申し上げます。

そういった中で、本市の行政の具体的な問題につきまして、2点ご質問をいただきました。第1点目は、かつて墓地の貸し出しについてご質問をいただいたと。その際には、空き墓地が、確か20区画ぐらいまとまった段階で公募、抽選をさせていただいておりますというようなご答弁を申し上げました。その後、空き墓地の数等を確かめさせていただきましたところ、6区画ぐらいあるというような話をいただきました。質問の中にも、大変墓地が見つからずご苦労されている方々が多い。中には、塩竈市の住民でありながら、隣の多賀城、利府等に墓地を求める方々もおられるという話をお伺いいたしました。少しでもそういった方々のお役に立つのであれば、20区画にこだわる必要はないのかなというようなことで、募集をさせていただいたところでもあります。

市立病院の繰出金についてご質問いただきました。ことしの2月定例会であります。大変心苦しいお願いではありましたが、大型の、大規模の一般会計からの繰り出しをお願いしたわけであります。それは、その際にもご説明を申し上げましたが、再生法制がいよいよスタートをすることになると。今のまま赤字をふやしていくことによりまして、市立病院経営は大変な危機的状況に陥るといようなお話を、県の方からもご指導いただきました。しかしながら、我々としては、なかなかそれに充てる財源手当が見つからなかったというのが実態でありました。そういった中で、県の方から市立病院への繰り出しということを取り組むのであれば、退職手当債の発行についても、市の希望について一定程度考慮できるというよ

うなお話があり、我々もそういった話を受けまして、何としても市立病院の赤字をこれ以上ふやさないということで、大変厳しい日程の中で、2月に補正をさせていただいたというような状況にあります。いずれ財政の状況につきましては、決算特別委員会等でもご説明をさせていただきました。当面、17、18に危惧されておりました再建団体転落につきましては、何とか乗り越えられたと思っておりますが、しかしながら、まだ安定的な行財政運営というところまでは立ち至ってはいないという判断をいたしております。そういった判断に基づきまして、まずは、我々行政がみずから、自分の身を切っても、こういう状況を乗り越えるということであるべきだろうということで、多くの職員には大変厳しいお願いをさせていただきました。当然のことではありますが、生活水準を切り下げてという方々もおられたと思っております。しかしながら、18、19年の厳しい財政を乗り切るためには、まずは率先して我々がそういう取り組みをさせていただきたいということ、職員並びに組合の方々にお願いをさせていただき、2年間という期間をつけてこういったことに取り組んでいるわけであり、年間約3億円であり、全会計合わせますと、年間3億円の財源が職員の給与独自削減の中から生み出されたところであります。職員には大変申しわけないと思っておりますが、本市が財政再建団体転落を乗り切るためには、私は乗り越えなければならない試練というふうに考えまして、職員にこういう厳しいお願いをさせていただいたところであります。そういった財源がどのように使われたかということであり、当然のことながら、先ほど申し上げました市立病院の一般会計からの繰り出しでありますとか、あるいは後にも出てまいります、高齢者の福祉あるいは子育て支援といったようなことに、多面的に活用されておりますし、そういったことにつきましても、一定程度説明をさせていただいているところであります。いずれ、今回の早期健全化ということが国の方から打ち出されたことを受け、さらなる厳しい財政運営を強いられるものと思っておりますが、職員並びに議会、市民の方々のお力をおかりしながら、全力を挙げてこういった状況を乗り越えて、安定的な行財政運営を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、市立病院の運営について、市長はどう考えるのかというご質問でありました。決算特別委員会に同様のご質問をいただきました際に、議員には、私はできますれば公立病院として引き続き救急医療でありますとか、高度で先進的な医療あるいは採算性を度外視する訪問看護などの役割を担い、塩釜二次医療圏の中核的な役割を果たさせていただきたいというご答弁を申し上げました。しかしながら限られた財源であります。そういったものを活用し

ながらの市立病院運営であるということについては、重々認識をいたしております。そういったことを是正するために、17年度から3カ年間の再生緊急プランを策定し、この3カ年目の19年度で何とか収支均衡を達成させてもらいたいというようなお話を申し上げました。ほぼ上半期が終了しつつある状況にあります。今、院長を初め、全力を挙げてこういった目的達成のために取り組んでいただいておりますし、当然のことではありますが、公立病院の人員費比率の問題等も山積をいたしております。健全化に向けた大きな課題であります。こういった課題につきましても、ひるまず取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、総務省等におきましては、公立病院改革懇談会を設置するとともに、年内に公立病院改革ガイドラインをまとめて各自治体に示し、平成20年度からは経営指標に関する数値目標を盛り込んだ公立病院改革プランの策定を、病院を設置している各自治体に要請するということになっております。当然のことではありますが、我々もこういった病院改革プランに沿った再建計画を、なお厳しく見つめていかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、就任以来の市政運営の評価についてご質問いただきました。15年市長就任以来、市政運営における課題を行財政改革、塩竈の再生であるというふうに位置づけ、これまで議会を初め、市民の皆様方にこういった考えを公表し、深いご理解、ご支援をいただきながら取り組んでまいったところであります。そのためには、これまでの「あれもこれも」から、「あれかこれか」へと視点を移して、事業の選択と集中を進めなければならないということを申し上げてまいりました。そういった中で、例えば海辺の賑わい地区の整備事業であります。本市再生の核として区画整理事業による整備を行ってまいりました。おかげさまで本年5月に商業施設がオープンし、新たな賑わいの創出に、若干ではありますが、つながっているというふうに考えております。ただし、このことについても、再三申し上げておりますが、まだスタートラインであります。やっぱり究極の目標はまち全体にこういった活気、にぎわいを取り戻したときこそが、この目標が達成されたと申し上げるべきであると思っております。また、そういった交流を数多く市民の方々に取り組んでいただくために、しおナビ100円バス等も就航させたところであります。おかげさまをもちまして、数多くの方々にご利用いただいておりますほか、他の地域の皆様方からも、ぜひ我が地域にもというようなお話をいただいております。今後精力的に取り組むべき課題ではないかなというふうに考えております。

そういった中で、積み残したものは、というようなご質問でありました。大変気がかりでありますのは、やはり産業の活性化の問題であります。残念ながら東北全体あるいは宮城、

特に沿岸部の都市には、まだ景気の回復感というものが堅実にはなっていないというふうに認識はあります。特に、本市水産業、水産加工業あるいは商業といったようなものが産業の基軸であります。こういった産業に残念ながらまだ景気の回復感、達成感というようなものが戻っていないということにつきましては、大変憂慮をいたしておりますし、まだまだ私の努力が足りないというふうに判断をいたしております。こういったこともあり、2期目の最大の課題は、賑わいと活力あるまちづくりの推進であるという認識のもと、産業の振興、特に基幹産業であります水産業、水産加工業あるいは商業の振興に全力を傾けてまいりたいというふうに考えているところであります。また、行財政改革もまだ道半ばであります。今後さまざまな行財政の改革に取り組んでいくことにより、この地域の方々に、安心して安全にお暮らしいただけます福祉のまち塩竈が実現できるのではないかとというふうに考えているところであります。

次に、マスタープランの総括についてというお話をいただきました。特に、人口フレームが達成年度に6万3,000人という目標を想定しておりながら、先に行われました国調におきましては、5万9,357人の現状、こういったインフラ整備の目標となる数値の調整についてというご質問でありました。現在の長期総合計画は平成13年度から22年度までの10カ年計画となっており、本市の都市像、ご案内のとおり「海・食・人が活きるまち塩竈」として、計画目標人口は6万3,000人と設定をいたしております。これまで長期総合計画を推進するに当たり、現状や課題を踏まえ、3年計画を基本とした実施計画を策定し、毎年度調整を行いながら事業を実施してきたところであります。議員ご指摘のとおり、この間の社会情勢等の変化により、当初設定した目標の調整が必要なものも出てきております。例えば個別事業として申し上げれば、17年3月策定の「のびのび塩竈っ子プラン」でありますとか、昨年3月に策定いたしました介護保険計画などにおきましては、既に目標人口の下方修正を行いながら、現状を踏まえた計画策定を行ったところであります。現計画は策定から既に7年を経過しており、目標年度まで残り3カ年となっております。現在の社会情勢、行政を取り巻く環境の急激な変化を見ますと、新しい総合計画策定を視野に入れながら、一定の総括をしていかなければならない時期であるというふうに認識をいたしております。

そういった中で、職員定数について触れていただきました。私は1期目の市長就任時に、5カ年間で100名の職員定数を、削減をさせていただくということ而努力目標に掲げさせていただきました。4年目の平成19年3月の時点で100十数名の削減率であります。5カ年間を見

通しますと、先ほど議員の方からおっしゃられた数字にほぼ近いものが達成できると思っておりますし、このことにつきましては、再三議会等でも申し上げておりますが、通過点であります。今後さらなる削減に取り組む決意でありますし、この間、議会におきましては、議員定数の削減につきましてもご協力を賜っております。心より感謝を申し上げますところであります。

次に、危機管理について何点かのご質問をいただきました。緊急地震速報であります。10月1日からテレビやラジオなどを通じて配信をされます。こうした緊急地震通報を、防災同報無線を活用して、一般の市民の方々にもお知らせすることができないかといったご質問であります。現在の同報無線のシステム、電源を入れてから放送できるまでに10秒ぐらいの時間がかかる状況にあります。ご存知のとおり、緊急地震速報、先ほどの伊勢議員のご質問にもお答えをさせていただきました。強い揺れが到達するまでの間の数秒から十数秒というごく短い期間に、当面、身の回りの危機を回避するための情報を流すものでございます。現在のシステムのままでありますと、こういった十数秒間の間に、同報無線で緊急地震速報を市民の方々にお知らせするということについては、大変難しいものではないかというふうに考えておりますが、今後この緊急地震速報が定着することにより、さまざまな機器の開発とサービスの提供が行われると思っておりますが、その動向や防災無線のデジタル化も踏まえて、今後、調査検討を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、危機管理の中で、6月12日の県民防災の日にあわせて実施を予定した塩竈市総合防災訓練の中止に関するご質問でありました。今年度も地震・津波避難訓練や避難所開設訓練などを中心に、第二小学区内の町内会を対象として、できるだけ多くの方々の参加をお願いしながら準備を進めてまいりました。しかしながら、訓練当日は、中止決定の判断時刻でありました6時30分の時点でも、あいにくの雨模様となり校庭などに水溜りができる状況でありました。さらに、第二小学校周辺の地域は急勾配の坂道等も数多く残っており、特に北浜地区から階段を上ってこられるご高齢者の方々の安全確保、あるいは小中学生、さらには保育所の児童などにも参加をしていただくことといたしておりましたので、こういった状況を総合的に判断し、中止を決定させていただいたところであります。なお、その際の連絡通報態勢については、今後の課題とさせていただきたいと考えておりますし、今後は雨天時に行える縮小した規模の訓練等についても、あらかじめ検討しておきたいと考えているところであります。また、9月1日防災の日の宮城県総合防災訓練の広報活動についてであります。

多賀城が会場でありまして、本市からも消防団、婦人防火クラブ等の方々にご参加をいただいたところでありますが、防災の日ということをより多くの市民の方々にお知らせをする啓蒙活動については、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

また、危機管理の一環として、6月定例会になぜ市長は副市長案件を提案しなかったのかというご質問でありました。前副市長につきましては、引き続きその職にということで、私の方からはお願いをさせていただきました。しかし、本人から健康上の理由があり今限りでというお話を私に賜りました。私は引き続きと思っております、かわるべき人材の選定といったようなことをやっておりますませんでした。たまたま、同時期に、来年3月以降に向けました組織の見直しという話がございました。そうした一定の方向性を確認させていただき、その後という気持ちでありましたので、大変恐縮であります、今議会に人事案件としてお願いをさせていただきたいという思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、福祉についてのご質問でありました。後期高齢者医療制度がいよいよスタートすることになるわけでありますが、その概要についてもう少し詳しく知らせるべきではないかというご質問でありました。医療制度改革関連法が平成18年6月の国会で成立し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から75歳以上の方々を対象とした新たな医療制度、後期高齢者医療制度が創設をされます。対象となる方々は75歳の誕生日以降国民健康保険や社会保険の本人、被保険者、被扶養者の方も含め、加入されている医療保険から新制度に移行することとなります。本市では、本年4月1日現在、75歳以上の方々は6,648人で、独自の新しい保険証が対象者お一人お一人に1枚ずつ交付されることとなります。医療給付につきましては、病院やけがなどで医療機関にかかるとき、医療費の1割、一定以上の所得のある方は3割の自己負担をしていただくことなどは、これまでの老人保険制度と同様の内容でございます。保険料につきましては、対象者お一人お一人に納めていただくことになり、これまで社会保険の被扶養者であった方も納めていただくこととなります。年金額が18万円以上の方々は原則として年金から天引きをされることとなりますが、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合については、納付書や口座振替などで本市に直接納めていただく内容となります。保険料の額につきましては、対象者全員が負担する均等割、所得に応じて決まる所得割との合計額となります。所得の低い方々につきましては、世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減され、さらに社会保険の被扶養者であった方は、これまで保険料の負担がありませんでしたので、新制度加入後の2年間につきましては、均等割額の

軽減との検討がなされており、具体的な保険料につきましては、本年11月に広域連合議会で決定される予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

市民への周知広報についてお答えをいたします。現在の老人保険制度から、対象者全員が後期高齢者医療制度に移行することになりますので、市民の皆様への広報活動は極めて重要であると考えております。これまで、4月広報、8月広報にはチラシを折り込み、制度の概要についてお知らせをしてまいりましたが、今後とも、保険料など具体的な内容につきましても随時広報を通じてお知らせをしてまいりたいと考えております。

ひとり暮らしご高齢者あるいはご高齢者のみの世帯の増加に対し、今後どう対応していくのかというご質問でありました。本市におきましては、介護保険事業、高齢者福祉事業のほか、民生委員あるいは老人クラブ、シルバー人材センター等の地域の方々にご協力を賜りながら、ひとり暮らしご高齢者の方々の閉じこもり防止や社会参加の促進に取り組んできたところであります。ご高齢者の世帯の状況に応じて、民生委員の協力のもとに調査を行い、実態把握に努めるとともに、保健師の訪問指導を初め、緊急通報システム、軽度生活援助、いきいきデイサービス、配食サービスなどの事業を行ってきたところであります。介護保険の居宅サービスにおきましては、利用者の状況に応じて居宅介護支援専門員を初め、訪問及び通所サービスの提供を通じて、各種の支援が行われているところであります。また、ご高齢者やご家族のさまざまなご相談に応じるため、9月から西部地区と北部地区に地域包括支援センターも増設をさせていただいたところでありますが、今まで取り組んでまいりましたさまざまな事業をさらに深めてまいりますとともに、今、本当にお困りのご高齢者の方々の問題課題をつぶさにお伺いしながら、ご高齢者の方々の生活不安の解消といったようなことに努めてまいりたいと考えております。

次に、まちの活性化であります。初めに、水産業の活性化についてお答えいたします。「三陸塩竈ひがしもの」もおかげさまで10月から本格的に販売を開始する予定となっており、メバチマグロのブランド確立が魚市場水揚げの一助となるものと期待をしているところであります。さらに、漁港背後地では日本の水産加工業界を統括している全国組織が、来年2月の操業開始を目標に、1万トン規模の冷蔵庫を建設中であり、今後、加工原料の安定供給や販路拡大に寄与していただけるものと期待をいたしますとともに、その他の遊休施設に対しましても、数社から引き合いが来ておりますので、ぜひ本市へ進出していただけますよう働きかけを強めてまいります。また、9月15日には今年度から開始した公募による水産加工品の

新製品開発の試食、PRを兼ね、塩竈を発祥とする、企業が持つ全国規模の販売網を想定した販路拡大事業、「塩竈うまいもんフェア」を開催いたしております。市といたしましても、このような業界での取り組みに対しまして積極的な支援を行ってまいります。なお、かまぼこ認定の件につきましては、後ほど担当よりご説明をいたさせます。

次に、港湾について何点かのご質問をいただきました。港湾貨物を1トン扱うことによって、私、1万、2万円というような経済効果が発生するというようなことを申し上げてまいりました。それが、塩竈市にどのような形で貢献しているのかということでありました。効果につきましては、直接的な効果、間接的な効果という二通りの効果があるものかと思っています。直接的な効果について言えば、例えば船から荷物をおろす、あるいは船に荷物を積む作業、それから貨物を他の地区に搬送するといったようなことが直接的な効果として表れてくるものかなと思っています。また、間接的な効果につきましては、この塩竈の港に入港いただいた船舶に、例えば野菜、魚、果物あるいは水といったようなものを積むことも必ず発生する作業であります。こういったものに代表されるような間接的な効果、合わせて1トン当たり1万円、2万円というようなことで申し上げさせていただきました。かつて平成8年でありましたか、680万トンからその後の10年間で273万トン、約4割の貨物量まで残念ながら減少いたしております。こういったことも塩竈の活気、元気を失うことにつながっているのではないかとこのことを危惧いたしております。今現在、経済界の方々と歩調を合わせながら、新たな貨物の発掘、あるいは臨港地区内に新たな企業の立地といったようなことに取り組んでいるところであります。このため、昨年、塩竈市いきいき企業支援条例を制定させていただいたところでありますが、現在石油関連事業を初め、その他の2、3の企業からぜひ塩竈に立地したいというようなありがたいお申し出もいただいたところであります。

以上、私からご答弁をさせていただきます。なお、残余の分につきましては、担当よりご説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 菊地 進君。

15番(菊地 進君) ありがとうございます。本当は部長さんからも答弁をもらう予定なんですけど、市長さんの親切な、丁寧な答弁がありまして時間があとわずかとなりましたので、2問目の質問だけさせていただきます。

まず、聞きたいのは、政治姿勢の中で、議会での答弁の重みを、そして議会との信頼、住

民との信頼、その辺をどう思っているのかなということが第1点であります。それで、議会に請願が出された案件でJRAの誘致がありました。議会では重い、重い決議をしましてそれを承認したわけでありまして、それで、それは市民の要望意見を議会として認めたわけでありまして、そんな意味で市長さんが、もし我々の議会で下した案件を重く受けとめて、例えば農林水産省に行くとか、JRA本社に行くとか、そういった行動をぜひとってもらいたいと思っています。そうすることによって、議会との信頼関係、住民との信頼関係が構築されるのではないかなと私は思っておりますので、そのことをぜひ市長さんに、何月何日に行ってきましたよというのであれば、その報告をお願いしたいと思っています。あと、市長さん、前の方がおりましたので、市長さんが答弁していますが、私は佐藤 昭市長さんが答弁するものと思っていたんですが、それはそれでいいんですが、そういった考えでありますので、ぜひとも市長さんのそういった積極的な、住民の要望、こういう意見を、どうシティセールスをするかということをお聞きしたいのであります。

また、あともう1点、緊急地震速報システム、それはなぜ小学校、中学校に置かないのかと。私は正直なところ、大事な大事な未来を担う子供さんのために、ぜひとも学校に、お金かかるから、耐震補強工事をしているからという以前に、やはりそういった思いやりがあって、必要でないかと思っておりますので、ぜひとも学校に設置していただきたいと思っています。

あともう1点、部長さんの方から答弁あるかどうかわかりませんが、いわゆる地域産業資源活用事業、そこでなぜ、かまぼこが、塩竈が漏れたのか。というのは、宮城県の地域産業資源の認定は、アカモク、アワビ、ウニ、カキ、カツオ、カレイ、サケマス、サケ、ノリ、マグロ、笹かまぼこ、すし、みそ、とうふ、日本酒と14種類があります。しかしながら、石巻と女川町はかまぼこも申請しています。認定されております。そうすると、先ほど質問の中で言いましたが、この認定をされると融資やら開発やら、そういった民間でする事業に、いっぱい応援団、補助金の応援があったりとか、いろんな融資制度があったりとか、そういうものがいっぱい指導もあるので、ぜひともこの水産、産業の再生というのであれば、こういうものにかまぼこも入れててもらえばよかったなという思いで質問しております。

そしてまた、先般ニュース等で残念なニュースがありました。不幸にしてちょっと事故を起こしたと、そういった頑張っている水産業、加工業に塩竈市としてどうお手伝いできるか、またはどう指導できるかという、そういう決意を、私は業界の方に正々堂々と言ってもらえれば、業界の方も「ようし」と、市がこうやって後ろ盾してくれるんだから頑張ろうという、

そういう熱意が伝わって、もっともっといい塩竈の商品を開発して下さったり、塩竈のために、水産業の発展のために、ご尽力されるのではないかと考えています。そんな意味でご決意をお聞きしたいと思っています。

あと、河北新報の件は、「時論持論」は、我々議員に対しても叱咤激励かなと思っていますので、その件はいいです。そして「声の交差点」は、「こんなすばらしい塩竈ないですよ」という宣伝だと私は思っていますので、それを胸に今後の行政運営に役立てていただきたいなと思っていますので、あと答弁がありましたら、お願いしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 大変恐縮でした、河北新報の記事については私も拝見いたしました。お一方は県外からこの塩竈に移って、塩竈のすばらしさを満喫させていただいているという、大変お褒めのお言葉でありました。もうお一方につきましては、水産のまち塩竈だからこそ、もっと水産に力を入れてという叱咤激励だったと思っています。我々もこういった意見を謙虚に聞きながら、なお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

そういった中で、墓地の問題であります。確かに議会ではそういう答弁をさせていただきましたが、その後そういった状況が判明した段階で、所管の委員会の方々に「こういう状況でありますので、今の段階で公募して、できるだけ墓地がない方々に墓地を持っていただいたら、いただきたい」という思いをご説明をさせていただきながら、取り組まさせていただいたと思っています。信頼関係がなお構築されるように私自身、気をつけてまいりたいと思っています。

J R Aであります。議会の方で請願が採択された際に、私も重く受けとめるということをお願いさせていただきました。早速、警察等に参りまして、交通協議の状況等を確認させていただきながら、地域の皆様方の不安解消ということの道筋については、指示をいたしたつもりでありますし、J R Aの方からは、大型商業店が一定程度交通量が収まる段階をもって、再度交通量調査を行った上で、また説明というような話にまでいっているところであります。なお、議員からのご要望等については今後の課題とさせていただきます。

それから、緊急地震速報であります。今、市役所の中にある施設については、地元の放送会社から提供いただいているものだと思っています。一般的には、テレビとかラジオでというものが、一般的な伝達システムになると思っています。そういったことを学校に働きかけをし、既存の施設で十分緊急地震速報に対応できるような仕組みづくりを行ってまいり

たいと思っております。

地域産業資源活用についてご質問いただきました。水産業に、具体的にどういったことをということをもっともっと声を大にしていくべきだということでもあります。2週間ぐらい前になりますか、日曜日にもこういったイベントを開催させていただき、多くの市民の方々からご参加もいただいたところであります。やはり、まずは塩竈のすばらしい食材の情報を数多く発信していくということによりまして、購買者の方々に関心を持っていただけるのではないかとこのように考えているところであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番佐藤貞夫君。（拍手）

6番（佐藤貞夫君）（登壇） 平成19年の9月議会も一般質問が最後になりました。何点か質問の通告をしておりますので、ご質問を申し上げますが、簡潔にひとつご答弁、明瞭をお願いを申し上げたいと思います。

まず、私は当市の現況についてちょっとお話を申し上げたいと思いますが、ことしは市制施行が昭和16年の11月23日から数えて66年目、いわゆる意義ある年であろうと思うわけであり、そういう意味では、これまで歴代の市長あるいは首長を初めとする議会関係者が当地の発展にそれなりの努力や協力を行い、今日の土台を築いたとされているわけであり、今、初代市長が守屋さん、2代目桜井さん、3代目川瀬さん、4代目内海さん、5代目三升さん、6代目市長として佐藤 昭市長が5年前に誕生したわけであり、そういう意味では、今、大変な財政難にあえぎながら、日々努力をし、かつてない危機の中でいろいろ努力をしているわけであり、私はそういう面では、今度の18年度の決算を見て、いわゆる経常収支比率あるいは実質収支比率、それから公債費比率が若干、いわゆる改革をされた、上向いてきたということではありますが、依然として財政的な危機を脱しているとは言いがたいのであります。そういう意味では、非常に改善は見られるものの、ここ2、3年まだまだ

この財政危機は続くであろう、こう思っているわけでありますから、市長初め、各幹部の皆さんが一致協力をして、この難局をぜひとも乗り切っていただいて、ましてや3度目の財政再建に陥らないように、ご努力をしていただきたいものと強く要望しておきたいものでございます。

それで、今、地方自治体は、何と言っても行財政改革と地域の再生が主眼であります。私は、そういう面ではいろんな経験を積んでまいりましたけれども、今日、地方自治体を取り巻く状況の中では、市長会も議長会も、何と言っても地方財政の確立、特に地方交付税の安定的な確保に目指しているいろいろ努力をしてきた経過がございました。しかし、今日のあの内閣によって、いわゆる三位一体改革と称しながらも、現実的には地方交付税が減ってきている、減らされてきている、税制改革もいろいろ、逆に減少が起きて減ってきている状況から見ますと、地方自治体を取り巻く状況は大変なものがあるなど、こう思っているわけであります。そういう中で、いわゆる地方自治体をめぐっては、明治21年から22年にかけて明治の大合併、昭和28年から31年にかけて昭和の大合併、そして昨年までのいわゆる平成の大合併。かつて明治の代は7万5,000幾らあった市町村が今や、去年の3月で1,821になりましたが、現在は1,804、もうそろそろ1,800を切る状況にあるわけであります。そして、国も省庁再編をしましたものの、まだまだ改革をしなくてはならんということで、道州制が叫ばれ、また、市町村の合併が再び議論へ上っている現状にあることは、地方自治体関係者にとって、やはり非常に真剣に考えていかなければならない大きな問題だろうと、このように思っているわけであります。そういう意味では、地方財政をめぐっては、特にこの決算を通じていろいろな問題が指摘をされました。あらゆる角度からそれなりの特徴ある質問が展開されました、質疑が交わされました。なるほどなど、こう思いました。私もいろいろな経験を積んでまいりましたけれども、特にこの決算を通じて、かつて消費税の問題でいろんな議論がありましたけれども、1%は県あるいは市町村に還元されているという事実だけは、これは否定できないのであります。都道府県税として1%が県と市に分け合えて、今日6億幾らの財源が市町村に、やっぱり予算的な配分をされ、地方分権の推進や地域の福祉の問題について、あるいは地域の産業課題について、いろいろ積算に基づいて予算的な配分をなされている。このことはやっぱりそれなりの地方自治体をめぐる状況の中で、私は一つの特徴であると、こういうふうに思っているわけでありますので、そういう面では、何て言いますか、あるいは議長会も地方財政の確立、特に財源をめぐって、それなりの、これからも努力をしてまいりたいと、

我々も一議員として、その努力だけは続けてまいりたいと、こう思っているわけであります。

そろそろ、平成19年の半ばでありまして、平成20年の予算編成がこれから始まるだろうと思いますが、平成20年度の予算の具体的な考え方と見通し、さらに今後の行財政改革の取り組みについてお尋ねを申し上げたいと、こう思うわけであります。

私は、なぜ、いろいろこの議場で行財政改革あるいは合併問題というのを非常に取り上げてきたかといえますと、今、地方自治体をめぐっては、先ほど言いましたように、合併の推進が非常に進んできています。これは地方財政がやっぱり行き詰まったからでありますから、そういう面では二市三町の合併の問題も、やっぱり推進していかなくちゃならんと、こういう、私は考えを常に持っているわけであります。それならば、やはり市長が、この首長会の会議の中でいろいろ問題を出すと、やっぱり塩竈市の財政が悪いから合併を推進するんですかということで理解をされてしまう。そういう立場に立たされると、やっぱりつらいだろうと思えますから、私はいち早く塩竈市が財政的によくなって、そしてよくして、同じテーブルに着いて、そして広域行政なり、あるいは合併を、道筋をつけていただきたい、そのことを申し上げたいと思ひまして、この財政問題について、市町村の合併問題について、この羅列をいたしました。

過日、木村議員がこの二市三町の首長として、佐藤市長も2番目に古いということをお申し上げました。ああ、なるほどなと私も思いました。考えてみれば、やはりこの二市三町東部地区の、いわゆる首長間の会長として、今は前と違って話し合う余地が非常に高くなってきているだろうと、特に多賀城の市長は塩竈市出身になりますし、やはり今の佐藤市長の後輩でもありますし、七ヶ浜の町長は同級生でもあるし、あるいは松島町長は高校時代の後輩である、ましてや利府の町長は、かつてあなたが県にいた時代、いろんな、親しくしていろいろ道路問題なんかで管理がありまして、親しくした仲だと思ひますから、そういう意味では非常に話し合える余地があるだろうと。また、勉強する機会も相当あるだろうと、そういう意味で私はこの問題を非常に重視をしているわけであります。そういう面では、やっぱり首長としてリーダーシップを常に持っていただきまして、そしてこのように合併をした場合、今大体19万5,000、将来的には20万都市を目指せば、超せば、特例市としての、やっぱり考えに至って、宮城県で初めて特例市を目指すべきだと、私は思っておるわけでございますから、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいなど。仙台は政令指定都市であります。宮城県には中核市あるいは特例市がありませんが、そういう面で、特例市を目指す努力が必要だろうと、

こうと思いますが、その辺の考え方もお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、公共施設の指定管理者問題につきまして、マリゲートと体育館の指定管理についてメリットとデメリットがどう出ているのかと、こういう通告をいたしました。当市の場合、マリゲートは、いわゆる施設は、塩竈市のものであります。いわゆる経費節減をしていろんなやっておりますけれども、会社の内容等につきまして議会の関係から触れませんが、塩竈市は最大の出資者であります。そういう面では、やはり平成8年7月6日のオープンだろろうと思いますが、これは県も相当かかわりを持って、塩竈市も相当かかわりを持って開設をしたという経過をたどりました。当時、この問題が発足をしたとき、つくるときの当時の知事は本間知事でありました。そして、本間知事がいわゆる港湾施設の充実あるいは空港の充実のために、運輸省から幹部を招きました。一番最初に来たときは、三橋局長でありました。その後、矢島局長、及川局長、そして佐藤昭局長、そして鈴木議員ですか、私は5人の面識があるわけでありましたが、そういう面で、県も相当力を入れてくるものだと思いましたが、不祥事があってなかなか軌道にも乗らなかった。しかし、現実としてマリゲートはつくられたわけでありますから、これをどうするかというのは我々の課題でもあります。そういう面では、このままどうなっていくのかというのが、率直な、私疑問を持ってあります。したがって、最大の出資者、建物所有者としていかに考えていかなくちゃならんか、最終的に塩竈市が取得をしたときに、六つの、議会の決議がありました。1回もここで聞いたことがありませんから、市長の所感を聞いておきたいなと思って、質問の通告をしたわけでありますので、その辺の考え方をひとつ述べていただきたいと、いろんな減資の問題がありますけれども、これは会社の内容に触れる問題ではありますから、ここは避けて質問は取り消しておきたいと思います。

次に、バイオディーゼル燃料問題について通告いたしました。この問題につきましては、決算特別委員会でもいろいろ申し上げましたが、いわゆる油分、大豆、菜種、搾って、いろんな燃料問題として、環境問題に取り組む姿勢としては非常に評価をしておりますし、これは何て言いますか、練り加工品の組合だけでなく豆腐屋さんとか、いろんな油を使う人たちに幅広く協力を求めて、もっと大々的に、あるいは市民の協力を求めて、もっとやっぱり有機的な結びつきをつけて経営を軌道に乗せる、その方策というのはあるのかどうか。あくまでも練り製品加工業だけに絞ってやるのか、その辺の考え方をお尋ねを申し上げたいと思います。また、今後の給油の見通し等につきましても、これもちょっと、もし答えられる範囲

でぜひひとつお願いを申し上げたいと思います。

次に、最近新聞をにぎわしております、いわゆる世界遺産の取り組み、松島を世界遺産に指定をしたいということで、県が音頭をとっているいろいろな取り組みをしているようであります。これは、山は日本一の富士山、景色は松島といわれるように、江戸時代から日本三景の、この松島、それからあれですか、京都の、ちょっと忘れましてけれども、それから広島の大厳島神社ですか、安芸の宮島の、これは、実は私も市長も、議長も、あるいは何人かの議員さんがことしの6月宮島に行って、いろいろ世界遺産の経緯といたしますか、あれを見てきたと思いますが、一遍私も行って見たんですが、平成8年に世界遺産の登録といたしますか、やったようであります。ここ何日間電話でいろいろ聞きました。2年ほど前に、宮島町が合併をして廿日市市になったんですね。それまでは余力が入っていなかったんですが、最近廿日市市になっていろいろ力が入って、宣伝するようになって、今大体300万人近い観光客が訪れているんだそうです。そのうち約1割、外人だそうです。私もこの間行って見て、外人観光客が非常に多いなという感じがしましたけれども、やはりそういう面では、松島もやっぱり相当な観光客が、これから見込まれるんじゃないだろうかと、こう思っているわけであります。松島の特徴は、船による島巡り、あるいは四大観ですか、いわゆる富山あるいは扇谷、大高森、多聞山、この四大観を有機的に結びつけて、やっぱり本当に松島のよさを、浦戸を結びつける。あるいは宮戸を結びつける、そういう観光戦略が出てくるんじゃないだろうかと、そういう意味では、松島町、東松島市との連携というのは非常に大事だと思いますから、この辺の協議というのはまだ整っているのかわかりませんが、その辺の進みぐあいをぜひひとつお尋ねを申し上げたいと思います。いずれにしても、260有余の島と、やはり変化に富んだ景観を持つこの松島は、何と言っても世界の松島でありますから、そういう面では、きょうも今月中にまとめたいといろいろやっているようではありますが、この辺の経過をひとつお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、質問の通告をしたのは、長期計画の問題であります。先ほど菊地議員もこの問題に触れておりました。前の市長時代、いわゆる平成11年、12年ですか、あの時代にいろんな議論をして、あの当時の人口は、先ほど議論があったように6万3,000人でありました。その前の長期計画は国際海洋文化都市というキャッチフレーズで、あのころは6万7,000人だったと思うんです。ですから人口がどんどん減ってきただけじゃなくして、いわゆる塩竈の水産加工品の出荷額は、あのころは、最初は1,500億円、その後の第4次計画のところでは1,000億

円ぐらいと言われておりましたけれども、今700億円ですか、700億円ぐらいに落ち込んでい
るわけでありますから、このような状況の中、今までの計画でいいのかどうかという率直な
疑問を持っているわけでございます。そういう意味では、新たなプランの見直しの中で、塩
竈市がどうやってこのいろんな問題の打開をしていくか、大変重要な段階にあるだろうと私
は思いますから、そういう面では、10年計画を待ってられない、今からでもすぐ取りかかる
時期に来ているだろうと。先ほど市長も言いましたように、変化の時代、スピードの時代で
す。これだけ変化が激しい時代に、いつまでもその第四次計画にしがみついてやっておっ
たんでは、やっぱり非常にほかの市町村に負けてしまう。もう競争の時代ですから、そう
いう面ではもっともっと積極的に行動を起こし、積極的な行政展開、積極的な事業展開を
やって、ほかに見られない資産の要素を活用することこそ、塩竈のよさが生かされてくる
であろうと、こう思いますから、ぜひそういう面での取り組みを、お願いを申し上げたい
と思います。

かつて、日本には昭和31年に全国総合開発、全総というのがありました。その後、新全総
になって、三全総、四全総、今、五全総の時代であります。五全総と言わないで、「21世紀
国土のランドデザイン」という表現なようであります。したがって、今そういう時代に入
っているわけですね。そういうランドデザインの中に、今日、日本の国土計画があるわけ
であります。一方で、そういう状況の中で我々もやっぱり国土は国土、地域は地域という
形で、いろんな問題に積極的に取り組んで、そして塩竈の活力を生かす努力こそ、私は大切
であると、このことを申し上げ、市長の答弁を明確に求めながら、第1回目の質問に代え
たいと思います。

大変ご苦労さまです。ありがとうございます。(拍手)

副議長(今野恭一君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいまの、佐藤貞夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、財政問題であります。先ほど来といたしますが、本議会を通じまして、本市の行財
政改革、特に今後の財政問題につきまして多くの議員の皆様方からご質問いただきました。
その際にもお答えをさせていただいておりますが、やっぱり今後の地方財政を考えますとき
に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法制が本年6月に公布された
ということが、大変大きな命題になってきているのではないかとこのように考えております。
本市の財政状況は、市税収入の減収や、三位一体改革に伴う国庫補助金等の減収など、過去

5カ年間で一般財源、実に9億3,800万円ほど減少いたしており、この減収を補いますために、これまで新行財政改革推進計画に基づく数々の財源対策を実施し、9億6,900万円ほどの歳出削減を行わなければならないという、非常に厳しい財政運営を行ってきたところであります。一方では、景気の低迷などの影響による生活保護費の増など扶助費の増加でありますとか、介護保険事業あるいは老人医療保険事業などの社会保障に係る繰出金が年々増加しており、財政を取り巻く環境は歳入歳出ともに厳しいと予測をいたしております。今後こういった状況をいかにして乗り越えていくかということにつきましては、やはり私ども、もう一度原点にかえって選択と集中という命題のもとに、今、直ちにやるべきもの、あるいは時期を若干ずらすことが可能なもの、さらには思い切って廃止するものといったような、メリハリのある行財政運営を行っていかなければならないというふうに考えているところであります。

そういった厳しい財政状況を乗り越えるためにも、市町村合併が今後避けられないのではないかなというふうなご質問でありました。特に、昨今の二市三町についても言及をいただきました。国におきましては、平成17年に新合併推進法が施行され、この法律に基づく県の合併推進構想によりますと、塩釜地区二市三町は合併が望ましい地域というふうに位置づけられております。このことにつきましては、恐らく多くの方々にご賛同いただけるものではないかというふうに思っております。過去に「未来都市づくり研究会」ということで、宮城・黒川郡と塩竈市、多賀城市が入りました二市六町一村で30万人の中核都市を目指すという時期もございましたが、やはり現在は二市三町こそが今後の合併を進める上での適切なパートナーという意識は、それぞれの首長がお持ちであると思っております。しかしながら、それぞれの地域に課題が存在しているわけでありまして、そういった課題をいかに乗り越え、合併に結びつけていくかということにつきましては、若干の温度差があるところも事実ではないかというふうに思っております。このような温度差を調整する役割が私に課された、塩釜地区広域行政連絡協議会の会長の役割であるというふうに認識をいたしております。塩釜地区広域行政連絡協議会等の場で、他の首長の方々と活発な議論を重ねてまいりながら、今後の合併のあり方について、もう一度議論させていただきたいと思っております。

次に、マリゲート問題についてであります。マリゲート塩釜、過去の経緯から解き起こしてご質問いただきました。平成5年に塩釜港開発株式会社を設立し、平成8年にオープンいたしました。その後経営再建のため、平成13年に施設を公設民営化し、同社は施設を市に譲渡して管理運営会社として存続し、18年度からは地方自治法の改正に伴う、指定管理者

として施設運営を担っていただいております。まだまだ、さまざまな課題が存在するわけですが、そういった中で、議員から市議会特別委員会の附帯決議から見ての現状について、特にご質問いただきました。マリンゲート塩釜の公設民営化が審議されました13年の9月議会におきまして、塩釜港旅客ターミナル施設取得特別委員会が設置され、マリンゲート塩釜の経営と今後のあり方につきまして、6項目にわたる附帯決議をしていただきました。その主な内容につきましては、市に対しまして、塩釜港港奥部再開発の目的実現のための行政施策を講じること。二つ目といたしましては、新たな市民負担が生じないよう、同社への指導や監督を強化すること。三つ目といたしまして、議会への情報提供を適切に行うこと。また、塩釜港開発株式会社に対しましては、テナントの契約違反等がないよう、適切な管理を行う等々の内容でありました。再開発事業につきましては、おかげさまで海辺の賑わい地区の区画整理事業が始まり、県事業では海岸通の防潮堤、北浜地区緑地整備などがいよいよ目に見える形で動き出し、時間はかかりましたが、マリンゲートもこれまでの点としての存在から、面的な展開へといよいよ本格的な第1歩を踏み出すものと考えております。引き続き行政として、促進すべき事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。同社の経営、おかげさまで平成15年9月の第10期の決算から4期連続して黒字決算であります。今年9月末の第14期におきましても、純利益を計上できる見込みとなっており、内部的な経営努力になお一層取り組むようお願いをしているところであります。

次に、バイオディーゼル燃料問題についてであります。バイオディーゼル燃料化事業、塩竈市団地水産加工業協同組合の事業として、昨年11月に環境省の補助を受けた精製プラントが完成し、本年4月より本格操業を始めたところであります。本事業を積極的に推進するため、昨年11月末から塩竈市におきましても、公用車11台にBDFを使用しており、これまで約3,600リットルを購入させていただいたところであります。塩竈市団地水産加工業協同組合からは当初計画どおりに、廃食用油の回収が行われており、また本年8月より市内の運輸関連事業者と大口の契約がまとまり、需要と供給のバランスがいよいよ整ったとの報告を受けておりますので、本市といたしましても、事業の安定的な運営を支援するため、さまざまな機会をとらえ、事業のPRあるいはBDFの販路拡大等への協力を実施してまいりたいと考えております。議員から他の油についても対象とするのかというご質問でありました。なかなか回収方法等にまだ難しさが残っております。例えば、純然たる植物油だけではなくて動物油等が混入いたしますと、本来の廃食用油のよさが損なわれることになるわけでありまして、

そういったことも勘案し、当面は団地水産加工業協同組合等から排出されず植物性の廃食用油を対象としてまいりたいと考えているところであります。

次に、世界遺産の取り組み、観光戦略等についてご質問いただきました。世界遺産、改めて申し上げるまでもないわけではありますが、世界的な文化遺産及び自然遺産を指しておりまして、人類共通の宝として登録されるもので、1972年第17回ユネスコ総会において採択された、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約によるものであります。この条約では、文化遺産及び自然遺産を人類全体の遺産として保存するため、国際的な協力及び援助の態勢を確立していくことがうたわれております。現在世界遺産の登録件数は851件であります。そのうち我が国の文化遺産が11件、自然遺産が3件、都合14件となっております。今回、県が中心となって進めております世界遺産登録への提案趣旨であります。松島湾内周辺地域には縄文時代を代表する貝塚の史跡があり、同時に特別名勝松島という、極めて良好な景観が広がっております。また、国宝の瑞巖寺本堂を初めとする桃山建築の典型的な建造物等もあり、縄文から現代に至る人々と自然環境の触れ合いから生まれた文化資産として、類例のない顕著な普遍的価値を示すものであるということが、提案の趣旨であります。なお、本市の区域は浦戸諸島と新浜町字杉の入裏字越の浦の一部が、特別名勝松島に含まれているところであります。現在までの作業状況であります。宮城県と東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町と本市がこれまで3回に及び調整会議を開催し、おのおのの関係機関の意見を集約しながら、宮城県知事と関係市町の首長の連盟による提案書を作成し、今月中に文化庁へ提出する運びとなっております。この間、本市におきましては、浦戸地区住民の方々に対しまして、説明会を3回開催し、また、市内で関連する養殖漁業等の方々にも、この内容を説明させていただいたところであります。実は9月21日、先週の金曜日であります。宮城県世界遺産候補資産関係市町村会議が開催されまして、村井知事から同様の要請がされたところであります。私からは、浦戸諸島の皆様方の説明の際に、これより以上の厳しい規制がかかるようなことがあれば、地域住民の生活、養殖漁業が成り立たないということでは、その内容をぜひ確認してほしいというお話をいただきました。県の説明会のときに、同様の趣旨を私の方から申し上げさせていただいたところでありますが、県の方からは、今回の提案はあくまでも文化遺産であります。したがって、自然遺産であれば、さらなる規制等も加わる可能性があるわけではありますが、文化遺産ということでは、現行の文化財保護法以上の厳しい規制はありませんという回答をいただいたところであります。同様の趣旨を地元の方々にもお知

らせをしてまいりたいと考えているところであります。

次に、世界文化遺産の取り組みと観光戦略ということでありました。議員のほうからは広島
の厳島神社の問題にちょっと触れていただいたところであります。厳島神社は、ちなみに平
成18年12月に世界遺産に登録をされております。観光客数については、ピーク時の300万人か
ら260万人前後で推移、宮島に訪れた観光客の半数以上が厳島神社を参拝、また、宿泊者数は
ピーク時の50万人から30万人台へ、そして修学旅行が7割減、外国人観光客数五、六万人台
というような状況になっております。観光施設等の世界遺産登録による観光客数への波及効
果につきましては、このようになかなか判断が難しいところではあるかと思っておりますが、
観光客現象の歯どめでありますとか、外国人観光客数の増加には一定程度の効果が期待でき
るものと考えているところであります。こういった取り組みについて、地域連携でというご
質問でありました。本市も参加をいたしております、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会
があり、外国人客を迎える国際観光の振興を目的に、現在はアジアからの観光客を主に受け
入れしている状況であります。その他といたしましては、仙台松島地区協議会、宮城黒川地
区地場産業振興協議会といったような制度もあります上に、昨年度から塩釜・松島地域の魅
力ある観光地創造会議も新たにスタートいたしましたところでありますが、いずれ、このよう
に他の地域との連携も模索しながら、また来年から実施をされます、仙台宮城デスティネーシ
ョンキャンペーンに備えまして、さまざまな取り組みを深めてまいりたいと考えているとこ
ろであります。

長期総合計画の問題についてご質問いただきました。先ほどの菊地議員のご質問にもお答え
をさせていただきましたが、第四次長期総合計画、平成22年度を目標とする10カ年計画とな
っており、その推進に当たりましては、今日まで3カ年間の実施計画を策定し、毎年度ロー
リングを行いながら、改めるべき点については訂正を加えながら事業の推進を図ってきたと
ころであります。しかしながら、既に策定から7年を経過しており、議員ご指摘のとおり、
人口の減少、水産加工品の出荷額の減少等のさまざまな問題が発生しております。また、こ
の間、社会情勢の変化により、当初の目標設定から調整が必要なものも発生をいたしており
ます。また、次期の長期総合計画、23年度から始まります計画となるため、22年度までには
現在の長期総合計画の総括を行い、新たな計画づくりに向けて、市民の皆様と合意形成を図
りながら内容を取りまとめ、議会に対してご説明をしていく必要があり、計画の策定には一
定の期間の積み上げが必要であるというふうに考えているところであります。できましたら

20年度からは新たな計画策定の第一歩を踏み出してまいりたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 市長からいろいろ答弁をいただきました。答弁の中で、まず財政問題、あと合併問題について先ほど申し上げました。かつて日本を代表する港であった清水市は、3年ほど前に静岡市と合併をしたという経過がございました。そしてそのために、政令指定都市を目指してやったわけではありますが、あの清水の港が、市がなくなったということは大変なことだと私は思うんですね。あれだけ有名で、東海道五十三次の主要な港であった、江戸時代からずっと続いた港でありますから、そういう面では、だから日本の、やっぱり合併はそれだけ進んできているかということを実際に考えなくちゃならんなど、こう思っているわけでありまして。あの大宮市も合併して、そしてさいたま市になりました。そういう面では、やはり広域行政、そして合併、そして道州制、これはやっぱり政治の流れだと思うんですよ。そういう面では、塩竈も真剣に考える時期に来ていると。この間本吉町ですか、合併協議会に入って、そして気仙沼市と色々な合併の協議に入ったということでもありますから、この1年ないし2年中に合併特例法の中で合併するであろうと、こう思いますから、そういう面では、もうやがて、市町村の数も1,800を割る時期が来たなど、こう思いますから、やはりこれは、合併は避けて通れないと、こう思いますから、それもやっぱり真剣に考えて、県もこの二市三町の合併を望ましいと言っているわけでもありますから、ぜひひとつ、取り組みを強化していただきたいと、こう思っているわけでありまして。そう意味では、ぜひひとつ、かなり首長の連絡会議だけでなく、色々な勉強会がある、色々な課長会やっているようでもありますから、その辺も合併問題含めた、色々な協議会を積極的にやっていただくようお願いをしておきたいなど、こう思っているわけでありまして。

次に、さっきちょっとど忘れをしたんですが、いわゆる世界遺産の問題で天橋立、ちょっと思い出せなかったんです。私もちょっとど忘れするなと思ひまして、それで何か新聞を見ますと、天橋立も世界遺産の動きが出てきたようですね。そういう面では、日本三景が全部世界遺産の登録をしようという動きがあるようでもありますから、やっぱり松島もおくれることのないように、ぜひお願いをしたいと。特に、これは進んでいきますと、外国に、やっぱり欧米人が多いと思うんです、欧米人含めて、そうしますと、外国人のボランティアがいろん

な観光機関を中心として、やっぱり松島と連携をしながら、そういういろんな場面を想定をして築き上げていかなければならない問題がいっぱいあるだろうと思いますから、そういう面では、塩釜地区広域行政連絡協議会を中心として、いろんな問題を含めて、合併の問題も含めて、いろんな問題に取り組み、強化していただきたいと、こんなことを申し上げておきたいと思います。

それから、今度の決算特別委員会が終わりましたけれども、やっぱり今までと違って、いろんな16年度の決算の問題、17年度の決算あるいは18年度の決算がどういうふうに伸びていくか。歳入の確保よりもまず歳出削減と言っているんですね、ことしの見えていますとね。先に歳出削減を図って、歳入確保が後なんですね。あれは珍しいことだなと、こう思っていて、そういう面では、やはり地方財政を取り巻く状況は大変だと。塩竈市もかつて2度財政再建団体、これは全国ではないんです、2度というの。実際は、1回は結構あるんですが、2度というの、2度目は本当はしなくてもよかったんですけども、たまたま新しい市長が誕生して、前の市長はこうだったと、合併寸前で御破算になったもんですから、そういう面で、給与削減と議会の定数を削減するために、作為的な、いわゆる財政再建だったと思うんです。ですから、3年計画を2年で解消したという経過がございました。そういう意味では、それにしても2回は間違いない事実でございますから、3回目の財政再建は何としても避けなくちゃならん、私は常にそう言っているわけでございますから、やはりそういう面では、3回目、これはおどけでないですよ。やっぱり県は何をしていたんだ、あるいは総務省は何を指導してきたんだということになりますから、直接乗り出してくる可能性があるんですね。そういう面では、やっぱり財政再建団体の適用だけは、私は何としても避けたい。そして、少しでも財政をよくする、そのために努力をしなければならん。国税の問題も絡んできているわけですね。いろんな取り組みして、努力しているところに、少し国税を上げようとする形もあるようでございますから、そういう意味で努力をしないとだめな時代になっていますね。そういう面では、塩竈市もいろんな面であらゆる努力をしながら、無理な事業をやらなくて、そしてその人口規模に合った、いろんな面での合った事業で、適切にやらざるを得ないと。大体6万人弱の市町村がこれだけの事業をやっているところは珍しいです。魚市場がある、市立病院がある、離島がある、いわゆる漁港、観光、港湾と、この三つの港の機能を持っているだけでも大変なことでございますから、そういう意味では、非常に無理をしてきた結果が今日の事態を招いたと思います。そういう面では、無理をなさらずに行政改革をし

ながら、やはり塩竈市が本当にひとり立ちできるように、「ああ、塩竈市の財政よくなっている」ということを、いち早くほかの市町村に理解してもらうような努力を強くお願いをしながら、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日を休会とし、28日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日を休会とし、28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月26日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 吉川弘

塩竈市議会議員 伊勢由典

平成19年9月28日（金曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第6日目）第6号

議事日程 第6号

平成19年9月28日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第67号ないし78号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第1号、第4号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)
請願第2号、第3号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 認定第1号及び第2号(平成18年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第5 議案第82号、議案第83号、議案第86号及び議案第87号
- 第6 議案第84号
- 第7 議案第85号
- 第8 議員提出議案第6号
- 第9 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第9

追加日程第1 議案第83号(総務教育常任委員会委員長議案審査報告)

出席議員(21名)

1番	曾我三ヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	総務部長 兼危機管理監	山本 進 君
市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
会計管理者	大和田 功 次 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	建設部建築課長	千葉 伸 一 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤 福 美 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高橋 洋 一 君	監査事務局長	丹野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
------	---------	------------------	----------

議事調査係主査 戸 枝 幹 雄 君

議事調査係主査 齊 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 9 月定例会 6 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 6 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6 番佐藤貞夫君、7 番東海林京子君を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 7 号ないし 7 8 号

議長（志賀直哉君） 日程第 2、議案第 6 7 号ないし 7 8 号を議題といたします。

去る 9 月 10 日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13 番佐藤英治君。

総務教育常任委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成 19 年 9 月定例会、総務教育常任委員長報告。

ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9 月 12 日、委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第 67 号「市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が施行され、選挙長等の費用弁償額が変更されたことに伴い、市の行う選挙における選挙長等の報酬についてもこれに準じ、投票管理者、開票管理者、立会人等の報酬を現行額からそれぞれ 100 円引き下げようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に

については、本年4月1日の地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、総務省が示した準則に基づき、塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例を本年4月1日及び10月1日の施行で改正を行ったが、その後、本年6月、総務省から10月1日施行分の準則見直しの通知があったので、この通知に基づき塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」は、男女それぞれが、社会の対等な構成員としてあらゆる分野で能力、個性を發揮できる塩竈市を築くために、市、市民、事業者、教育関係者などの協力と連携によって、男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1、「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」については、男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とするものであるが、本条例の理念を市内の事業者等においても浸透させ、男女が互いに働きやすい職場環境づくりを促進するなど、条例に基づく各施策の計画的な推進に努められたい。

次に、議案第71号「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年10月1日に施行され、また、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が本年9月30日に施行されることに伴い、塩竈市市税条例等で引用する語句や条文を改正後のこれらの法律に合わせる必要があるため、その改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成19年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、地域新エネルギービジョン推進事業費、問題を抱える子ども等の自立支援事業に伴う専門指導員賃金等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「塩竈市監査委員条例等の一部を改正する条例」は、本市の識見を有するものの中から選任される監査委員の区分を常勤から非常勤に改めるため、関連する条例を改正しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告とかえさせていただきます。

総務教育常任委員長 佐藤英治

議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

9番浅野敏江君。

民生常任委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第69号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」については、塩竈市藤倉集会所の払い下げを希望する町内会があるので、同集会所の塩竈市集会所としての用途を廃止し、普通財産とした上で、希望した町内会に払い下げを行うための改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成19年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、障害者の自立支援のための基盤づくりとして行う、オストメイト対応トイレ並びに視覚障害者情報伝達支援機器整備費が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査にあたりまして、各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1、オストメイト対応トイレの整備については、直腸がんや膀胱がん等により、臓器に障害があり、人工肛門や人工膀胱など、特別な装具が必要とされる方々の積極的な社会参加を促進するため、装具の着脱や洗浄等の設備を備えた専用トイレを整備するものである。本市においてこれらの施策を進めていくに当たっては、今後とも障害者が安心・安全かつ快適に生活できるよう、関係機関と十分に協議を行われながら、その推進に取り組み、さらなる福祉環境の向上に努められたい。

次に、議案第73号「平成19年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」は、平成18年度の給付費に係る国庫負担金等精算還付金の計上により、歳入歳出それぞれ3,008万円を追加し、総額を69億4,350万5,000円とするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「平成19年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」は、平成18年度の介

護給付費に係る支払基金交付金精算返還金の計上により歳入歳出それぞれ3,380万3,000円を追加し、総額を36億9,293万3,000円とするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」は、議案第69号により藤倉集会所の用途を廃止し、普通財産に切りかえようとするに伴い、同集会所指定管理者の指定の廃止を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の対応であります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

民生常任委員長 浅野敏江

議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

21番香取嗣雄君。

産業建設常任委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第72号「平成19年度塩竈市一般関係補正予算」については、歳出において、「財団法人塩釜海員会館解散に伴う負担金」、「地震ハザードマップ作成業務委託料」、「中心市街地活性化基本計画策定業務委託料」等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1、地震ハザードマップ作成業務委託については、本市の地震による被害予測を行い、建築物の倒壊危険度をわかりやすく表示したハザードマップなどの作成を委託するものである。これは、市の耐震改修工事促進計画を策定するために必要となるものであるが、本計画は、震災時における建築物の倒壊を防ぐなど、市民の安全を確保し、被害の軽減を図る上で非常に重要なものになることから、その策定に当たっては、十分な検討を行われ、災害に強いまちの実現に向け、今後なお一層努力されたい。

次に、議案第77号「和解契約の締結について」は、財団法人塩釜海員会館が解散することに

に伴い、解消すべき債務額1,743万2,237円のうち1,300万円を塩竈市が負担すること並びに塩竈市が有する建物収去の権利を放棄し、現状での土地返還等を認めること等を内容とする和解契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「公有水面の埋立てに関する意見の答申について」は、宮城県が実施する港湾環境整備事業（北浜地区緑地整備事業）において、港湾管理者から公有水面埋め立て免許取得に必要な本市の意見が求められているので、埋め立てに異議がない旨を答申することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香 取 嗣 雄

議長（志賀直哉君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第67号ないし第71号、第73号、第74号、第76号、第78号について採決いたします。

議案第67号ないし第71号、第73号、第74号、第76号、第78号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第67号ないし第71号、第73号、第74号、第76号、第78号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について採決いたします。

議案第72号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第72号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号について採決いたします。

議案第75号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第75号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号について採決いたします。

議案第77号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第77号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第1号ないし第4号（各常任委員会委員長請願審査報告）

議長（志賀直哉君） 日程第3、請願第1号ないし第4号を議題といたします。

去る9月10日の会議において、民生常任委員会に付託されておりました請願第2号並びに第3号、産業建設常任委員会に付託されておりました請願第4号並びに去る6月定例議会において産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第1号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

民生常任委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました請願第2号及び第3号については、9月11日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第2号「後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願」については、医療保険制度のあり方などについて、今後、さらに調査・研究を深めながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきも

のと決しました。

次に、請願第3号「医師・看護師を確保するための請願」については、今後、さらに調査・研究を深めながら、時間をかけて慎重に審査すべきものとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 浅野敏江

議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。

産業建設常任委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

去る6月定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第1号並びに今定例会において本委員会に付託されました請願第4号については、9月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求めるとともに、その所見を聴取して、審査を行いましたので、その審査の結果について、報告をいたします。

まず、請願第1号「日豪EPA/FTA交渉に対する請願」については、今後の国の動きを見きわめながら、本委員会において時間をかけて慎重に審査すべきものとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第4号「県道北浜沢乙線整備に伴う本町商店会新河岸地区の高上げ等による一体的整備を求める請願」については、県道北浜沢乙線の整備に係る事業内容並びに地元住民の意向等について総合的に検討することが求められていることから、本委員会において時間をかけて慎重に審査する必要があるとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

議長（志賀直哉君） 以上で、常任委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第1号、第3号、第4号について採決いたします。

請願第1号、第3号、第4号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、請願第1号、第3号、第4号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号について採決いたします。

請願第2号については、委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、請願第2号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号並びに第2号

議長（志賀直哉君） 日程第4、認定第1号並びに第2号を議題といたします。

平成18年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。13番佐藤英治君。

決算特別委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成18年度決算特別委員会委員長審査報告。

ただいま議題に供されました平成18年度決算特別委員会における決算審査の経過と概要、結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成18年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成18年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、9月14日、18日、19日及び20日の4日間、委員会を開催し、まず、議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には鎌田礼二委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに、新たに各種資料の提出を求めて、活発なる質疑を展開し、慎重に審査いたしました。そして、採決の結果、認定第1号については、賛成多数、認定第2号については、全員をもつ

て、それぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対して出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1、景気回復のおくれや三位一体改革による交付税の削減等により、地方財政は大変厳しいものとなっているが、本市においても、財政調整基金が枯渇寸前の状態にあり、また、地方債残高も多額に上るなど、行財政運営に重大な影響が生じている。自主財源の根幹をなす市税収入が未だ回復していない状況の中、今後も厳しい財政運営を強いられることになることから、各種財政指標等の活用を図られながら、選択と集中による行政コストの縮減や事務の効率化に取り組みられるなど、行財政改革の推進に努められたい。また、歳入の確保についても今後なお一層努力されたい。

1、本市の施策や事務事業に係る行政評価の推進については、平成16年度から庁内で試行的に取り組み、決算審査資料の作成や翌年度の予算策定等に反映させているところであるが、今後は内部における限定的な評価にとどまることなく、市民の視点に基づく評価を効果的に実施するため、本市が展開するさまざまな施策を総合的に評価・管理し、さらには、外部評価についても検討を加えながら、行政評価の着実な推進について鋭意努力されたい。

1、指定管理者制度については、公の施設の管理運営を民間企業やNPO法人などの団体にゆだねることにより、民間が有する活力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上と管理運営コストの削減を目的に導入されたものである。今後より一層多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、サービスのクオリティや料金体系等についてさらに検討を加えられ、指定管理者制度がよりよいものになるよう努められたい。

1、子育て支援に関する事業における病後児保育事業については、親が仕事などで家庭を留守にする間、病気の回復期にある児童を保育する事業であり、平成17年度から事業を開始しているところであるが、子供の病気は一般的に伝染力が強く、特に保育所等で児童を預かる施設型の事業では、周囲への感染について一定の配慮が必要なこと、また、回復期の児童が再び病気を発症する可能性があることなど、さまざまなケースが想定されることから、今後の事業実施に当たっては、病後児本人や周囲の健康について最大限配慮され、仕事を持つ親が安心して子育てを行うことができる支援の取り組みについて検討されたい。

1、市民の需要が多い墓地については、良好な環境づくりを図るため、今後も引き続き墓地

清掃及び環境整備等に取り組み、適切な管理が図られるよう努められたい。

1、企業誘致活動推進事業については、本市へ進出を検討している企業に対し、行政として即応する体制を整備し、誘致対象となる企業への訪問等、企業進出の誘導に取り組んでいるところであるが、市内商工業の活性化がもたらす市税収入や雇用機会の増大が本市再生の重要なかぎとなることから、宮城県や商工会議所等の商工業関連施策と連動し、市内商工業に対する支援策の拡充と併せ、積極的な企業誘致活動になお一層取り組まれたい。

1、市営住宅については、平成18年度における家賃の滞納件数並びに金額が前年度に比べて減少し、納付率の向上が図られるなど、家賃滞納に対する取り組みの成果が一定程度あらわれているものである。今後も入居者間の負担の公平を図る上で、重要となる滞納整理に粘り強く取り組まれたい。また現在は、入居の際に2名の連帯保証人が必要となっているが、諸事情により困難となる場合もあり、入居に支障が生ずるケースもあることから、入居に係る連帯保証人のあり方についても今後検討を加えられたい。

1、狭隘な道路や坂道が多い本市での防災対策については、近い将来極めて高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震など、大規模災害に備え、防火水槽や消火栓などの設置状況の点検等に努められるとともに、整備の整わない地域については、計画的に改善を図るなど、防災対策の推進に努められ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりになお一層努められたい。

1、本市における小・中学校施設は、児童・生徒の学びの場であり、また、災害時の避難場所でもあるが、老朽化が進んでおり、耐震化の推進は大変重要となっている。市では、耐震診断調査や施設の改修や補強等を行っているところであるが、今後も引き続き年次計画により、耐震補強工事を行い、児童・生徒の安全確保と良好な教育環境の整備に努められたい。

1、小・中学校図書整備事業については、カメイこども夢づくり基金を活用し、全校一斉の読書推進活動などを通して、学校や家庭での読書時間数をふやし、「読む力」の向上を期するものであるが、既設図書の老朽化や破損などにより、各小中学校の蔵書目標に対する図書整備の充足率はまだ目標に届いていないところから、今後も新書を中心とした図書整備を計画的に進め、児童生徒に対し、可能な限りの新しい情報源を提供することにより、子供たちの本を読みたいという意欲の向上を促進し、読書推進の成果を達成されるよう積極的に取り組まれたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1、国民健康保険事業会計については、保険税の収納額は、前年度よりも増額となっているが、収納率では、前年度を下回っていることから、今後も収納率向上特別対策事業等を活用し、納税義務者に対する納税意識の啓発や納税相談、納税指導等の拡充による収納率の向上に今後も積極的に取り組み、国保事業の健全な運営の確保による市民の健康の保持増進に努められたい。

1、魚市場事業特別会計については、前年度よりも水揚げ高が伸び、使用料及び手数料が増収となっているが、本市の基幹産業である水産業を取り巻く環境は資源の減少や原油の高騰など、今後もなお一層厳しいものが予想されるので、関係機関との連携を強化され、積極的な漁船誘致活動を展開されるなど、水揚げ高のさらなる増加に向けて取り組まれたい。また、本会計では単年度の歳入が歳出を下回るため、繰上充用をもって決算されているが、本会計ではその措置が長年にわたって行われている状況にあることから、今後は、予算編成のあり方についても検討を深められ、経営の健全化になお一層努められたい。

1、下水道事業特別会計については、治水対策事業として市内各地に大規模貯留管ポンプ場が整備されつつあるが、本施設を有効に機能させ、水害常襲地域で生じる冠水等を迅速かつ効率的に貯留管に導く手法について検討を加えられるとともに、一部地域で事業の実施がおくれている状況にあるので、今後、その進捗に努力され、「水害に強いまちづくり」に向けて全力を期されたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1、市立病院事業会計については、再生緊急プランに基づく医師の確保に努められてきた結果、平成18年度当初には、常勤医師が13名となり、さらに同年度内に1名増となるなど、その成果があらわれてきている。また、診療報酬のマイナス改定にもかかわらず、人件費の圧縮等のコスト縮減や一般会計からの繰入金、水道部からの長期借入金などにより、前年度よりも不良債務が減少している。病院事業については、今後も地域住民に良質な医療を提供し、命と健康を守る地域医療の中核を担う自治体病院として、病院機能の充実になお一層努められるとともに、経営改善に係るあらゆる努力を積み重ねられ、不良債務のさらなる圧縮に取り組まれたい。

1、水道事業会計については、本市は、独自の水源を保有していることもあり、県内各地や近隣市町と比較しても安価な料金で水を供給している。今後も本市水道部が実施する良好な事業内容を市内のみならず、市外にも積極的に宣伝広報されるなど、本市のイメージアップに取

り組みながら、今後ますます厳しい状況が予想される水需要に対応した効率的な事業経営を推進し、安価で良質な水の安定供給に努められるとともに、健全経営の堅持に努力されたい。

以上が、審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の細部については、省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万遺漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成18年度決算特別委員会委員長 佐藤英治

議長（志賀直哉君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。2番中川邦彦君。

2番（中川邦彦君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表して、平成18年度塩竈市一般会計と平成18年度塩竈市国民健康保険事業会計、塩竈市介護保険事業並びに塩竈市土地区画整理事業会計の決算に対する反対討論を行います。

初めに、平成18年8月に行われた第2回市民満足度調査の結果を見ますと、市民の市政に対する総合的な評価として、満足に思う人は32.2%で、昨年度より5.4%のダウン、一方、不満に思う人は53.4%で、6.1%のアップとなっています。また、各施策の中で、前年度同様、商店街や水産業に対する評価は低くなっています。監査意見書の中でも指摘されているように、歳入では、法人税221万円の減少で企業倒産が相次ぎ、地方税法第15条の7第5項の適用を受けた滞納処分件数が昨年の2倍の519件、塩竈市の産業構造の不振は、決算の中でもはっきりしました。

平成18年度の一般会計の歳入181億5,736万7,000円、歳出177億6,794万5,000円で、歳入歳出差し引き3億8,942万1,000円の黒字決算になっています。しかし、17年度と比べますと、歳入で20億9,067万7,000円減少し、歳出で22億123万円減少して、財政規模を縮小しているにもか

かわらず、4億5,797万1,000円の不用額を出しての黒字決算です。18年度決算で前年度と比べて22億123万円の減少は、行財政改革で退職者や希望退職者の減少した分の採用は行わず、15年度から18年度までの退職者の3分の2の人数を非常勤やパートで補い、特に、18年度、19年度の2カ年間、職員の人件費の独自削減を行う一方、事業では選択と集中を掲げ、効率化を優先し、弱者の福祉施策まで打ち切っています。

全国的に孤独死がふえつつある中、塩竈市で17年度まで行ってきたひとり暮らしの安否確認と栄養補給等から歓迎されていた牛乳配付の取り組みを18年度からやめたことや寝たきり老人やその家族に喜ばれていた紙おむつ支給は、17年度まで福祉で対応し、対象枠は課税世帯者、低所得者までだったのが、18年度からは介護保険に移し、対象枠を非課税世帯に限定して利用者を大幅に減少させています。

18年度に定率減税が半分に縮小され、その影響で個人市民税は増税となり、一方、市税の累積滞納額が6億6,000万円にもなり、市民生活の困難さが浮き彫りになっています。公立、私立保育料の滞納額は前年度比で10倍になるなど、市民生活が大変困難な状況にあります。徴収は大事であります、学校給食の滞納者や市営住宅の滞納者を裁判にかけて徴収を強めるやり方には賛同できません。大事なのは、市民の生活実態を把握し、なぜ滞納が生じたのか、実情をよく把握することこそ必要と考えます。

低所得者が入居する市営住宅について、家賃減免が施行規則どおり正しく運用されていない問題があります。市営住宅の家賃減免については、塩竈市住宅条例の第15条1項で規定しています。その2項では、家賃の減免の基準等必要な事項は市長が定めるとしてこの条例に沿って施行規則をつくり、第12条で減免の基準を規定しています。収入を市長の裁量権で所得ではなく総収入としていることについては、どこにも総収入とか裁量権など施行規則には出ていません。住宅は福祉という立場で行政に当たるべきだと考えます。

平成18年度決算書の主要な成果に関する説明書の冒頭で、佐藤市長は、塩竈市の再生のかぎを握る海辺の賑わい地区では、本年5月の商業ゾーンのオープンにつなげる新しい町のにぎわい創出に努めると述べております。格差が今問題になっている中で、市税の再配分で、市民の暮らしを守る防波堤としての役割より、海辺の賑わい地区でにぎわいを取り戻す手法は、逆立ちしているのではないのでしょうか。塩竈市が進めるべき道筋は、市民の多くの願いである地場産業の立て直しと、温かい福祉の心が市政運営に求められるのではないのでしょうか。

よって、以上のことにより、平成18年度の一般会計に反対するものです。

次に、国民健康保険事業ですが、平成18年度の国保税は、平成16、17年度の二度にわたる国保税の大幅な改定を反映した保険税です。さらに、年金生活者にとっては、公的年金控除額が140万円から120万円に縮小された結果、年金者1人当たり2万3,400円の国保税の値上げとなり、激変緩和措置によって平成18年度は国保税の調定額が2,000万円増となりました。平成16年度から平成18年度までの3年間で不納欠損金を3億円も出しているにもかかわらず、現年度と滞納繰り越しの合計の未収総額は1億7,581万円、23.6%ふえて9億1,900万円にもなっているのです。このような多額の未納欠損額を生み出し、9億円を越す未収総額となっている国保加入世帯の4分の1に当たる2,888世帯は、国保税が大変重い、高過ぎる国保税になっているのではないのでしょうか。

佐藤市長になってから発行された資格証明書は平成18年度では118世帯となっています。また、3カ月間の短期保険証は窓口での受け取りになっている結果、受け取りに行かない、いわゆる保険証なしは229世帯あります。資格証と保険証なし世帯合わせて347世帯、約666人、塩竈市民の1%を上回る市民が病院にかかる際には、医療費全額を窓口払いとなっているのです。まさに、このようなことは市民の命にかかわる問題だと考えます。共産党市議団は、資格証明書の発行はやめること、短期保険証は全世界帯に渡すことを求めてきましたが、市長は、このようなことには耳を傾ける姿勢は見受けられません。

以上のことにより平成18年度の国民健康保険事業に反対するものであります。

続いて、平成18年度の介護保険事業の決算は、国の介護保険法改正による影響を大きく受けた決算となっています。その一つは、平成17年10月から始まった施設での食事費、居住費が給付対象から外されて、自己負担に変えられました。施設利用者数を見ると、特に、特養ホームの利用者が14名も減るという結果になりました。特養ホームなど、施設利用が減少するという事態は、これまでなかったことであり、介護保険制度始まって以来のことです。施設入所者の負担がふえたことが影響していると言わざるを得ません。

二つ目は、介護保険料の値上げです。介護保険料の改定がされ、基準額で4,065円に引き上げられました。値上げの一方で、年収18万円以下の保険料未納者が770人もなり、滞納世帯がさらにふえる結果となりました。介護保険料が高くて払えないという状況を反映したものと一言わざるを得ません。滞納者が年々ふえているにもかかわらず、市は具体的な減免制度の活用をとるという立場は示されませんでした。このままでは、新たな問題をつくり出すことになりかねません。

三つ目には、軽度者への車いす、介護ベッド利用が廃止の対象にされたことです。このことによっても、福祉用具貸与が延べ件数で540件も減少する結果となりました。平成18年度の介護保険事業は、国の介護サービスの抑制を進めた結果が、これまで以上に介護保険制度があってもサービスが受けられない制度になっており、反対するものです。

最後に、塩竈市土地区画整理事業ですが、18年度の事業費9億5,000万円のうち、工事費として、整地工事、撤去工事、道路築造工事等で2億4,100万円の欠損になっていますが、大型店周辺の道路整備に税金を投入し、まさしく大型店のための整備を進めたとしか市民の目には映りません。市道港町海岸通線から大型店のわきを通る6 - 1号線は、大型店の荷卸しの搬入路として専用を使う道路であるにもかかわらず、この会計で整備しており、さらに、幅員8メートルの歩行者専用道路のマリンロードは、大型店ロードのイメージさえ受けるものです。市は塩竈市土地区画整理事業を進めるに当たり、グランドデザインを作成したにもかかわらず、現市長は、平成16年11月4日に海辺側の塩竈市土地開発公社の所有地を活用して、突然に事業者の公募を行ったのは、周知のとおりです。応募条件のハードルが高く地元事業者が応募できない状況でした。しかも大型店に貸与するために、開発公社の土地を1号用地から2号用地に変更して貸与したのであり、もともと地元の活性化を図るとして取り組まれたこの事業がこのように大きく変更したときから、我が党は土地区画整理事業会計に反対してきたのです。

よって、平成18年度土地区画整理事業に反対するものです。（拍手）

議長（志賀直哉君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。15番菊地 進君。

15番（菊地 進君）（登壇） 私は、認定第1号「平成18年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成の立場の多くの会派を代表いたしまして、賛成の討論をいたします。

平成18年度の一般会計と特別会計の決算ですが、まず、一般会計の決算は、歳入が181億5,736万7,020円で、歳出が177億6,794万5,642円で決算され、3億7,365万9,378円の黒字決算がなされました。一般会計、そして特別会計、10の特別会計の総決算額が397億7,896万8,044円でありました。この中で、一般会計では、市民生活においては黒字決算がなされたということ自体、大変すばらしいことと思います。数値もさることながら、事業も特に市民生活について不利なこともなく、問題もなくすばらしい決算だと認識するものであります。18年度予算提案のときも議会といたしまして、市民生活の向上が図られるように当局と慎重にも慎重に議論

の上、認定した経緯もあることです。この決算に異議を唱える何物もございません。福祉充実がなされ、扶助費の増加はあるものの、弱者対策もなされていたのではないかなと、確信しております。

そこで、反対者の意見であります。市営住宅の未納家賃の件では、税の公平性、平等性により地域社会が成り立っておりますことは言うまでもなく、人間として義務先行という当たり前のことをなすのが役目と考えております。反対者の言い分によりますと、私は非常識な意見、あきれた意見で、党利党略での反対のための反対ばかりで大変残念に思います。それでは市民の皆様から理解を得ることはかなり難しいことと思います。

その理由は、まず、悪意を持って税金の支払いを拒み、当局との相談要請の往来訪にも応じない、当局との話し合いも拒否している悪意に満ちた人を日本共産党市議団はかばい続け、善良な納税者の市民に背くようなことをしていると思います。市民の皆様、こういうことで私たちの生活はどうなるのでしょうか。悪意を持って市民生活を脅かす人をかばい、不払いに逃げている人を応援している日本共産党市議団に善良な納税者の気持ちを理解していただきたいのです。反対の理由を明確に言わず、市民生活向上のための提言もせず、反対ばかりでは困ります。

また、国民健康保険事業決算にも異議を唱え、反対している日本共産党市議団に大きな疑問を感じるものであります。平成18年度の予算のときも、ただ反対の反対ではなかったのか。国税の値上げもせず安定した事業、予算案に反対のときも資格証明という手続上のことに言いがかりみたいに反対ばかり、これもまた悪意に満ちた人ばかりをかばいながら、税金の支払い拒否、納税しない人のことを言い、資格証の件で反対ばかりでした。善良な納税者のことは無視して何も言わずもがな、反対ばかりでは困ります。何度もお話ししますが、反対ばかりでは、国民健康保険事業の安定、健全運営はできないと思います。善良な納税者など何度も提言しておるように6万市民のために心を開いていただきたいと思います。

そんな意味で、党利党略での反対では困ります。善良な納税者のことを考えていただきたいのです。日本共産党市議団の常識、良識を期待するものであります。

ここは、民主主義社会であります。先ほど反対討論の中で、以前決まった国保税の値上げのことで、いまだにそのことを話して反対しているような言動がありました。ここは多数決で民主主義の社会で一度決まったら、全員でその決まったことに頑張っている事業をするというのが民主主義社会の基本だと私は思います。そんな意味で反対ばかりされているのでは困りま

す。

国保事業の決算も歳入が58億7,149万7,000円、歳出は58億5,136万9,000円となり、実質収支が1,283万8,000円の黒字決算でした。これも市民に迷惑のかかることなくよかったなと思っております。値上げもせず、事業者の努力があったことと思い、敬意を表する次第であります。6万市民の健康と命を守る上で、安定した国保運営がなされたと認識しております。これからも市民のために安定した運営がなされるものと期待するものであります。国保事業に賛成をしてみたいと思います。

また、介護保険事業についても黒字決算がなされております。高齢者介護福祉が充実してきた成果が出ております。多くの市民の皆様理解されている事業であります。ひとり暮らしの対応、老老介護の諸問題も住民本位の運営がなされております。支援費制度での国の対策に対応も弱者のために、低所得者のために、減免対策も職員一丸となり努力されていることも報告しておきます。介護保険事業に反対の日本共産党市議団は、黒字決算されているのに、この事業になぜ反対なのか疑問であります。

予算案に反対しておきながら、要望、意見も多くしておりますが、まず、予算に賛成して、審議の中で意見なり要望を出されれば理解しやすいのですが、反対してばかりいて要望するのは、意識が私にとっては理解できかねます。

一例を申し上げますと、皆さんご存じのとおり、昨年12月議会において、市内各駅にエレベーター設置の請願が出されました。どうでしょうか。議員、一丸となって賛成したのであります。しかしながら、それに当局が5,000万円の予算を何とかつけようということにつけたのに、共産党市議団は反対したんです。言葉で言って、行動が反対、それでは市民をあざむくのではないかなと、私は思っております。そんな意味で、そういうことを介護保険事業、国保事業、一般会計にもそういった論理で、党利党略でされる日本共産党市議団の考えが私は理解できません。

そんな意味で、土地区画整理事業も歳入歳出が同額で決算され、均衡が図られておりますし、区画整理事業がスムーズに実施されております。まちの活性化、海辺の賑わい地区も事業が進み、まちの活性化が大きく前進しております。市勢発展の基礎となるこの事業へ賛同してまいり、市民生活向上実現のために、力を込めて賛成を表明いたし、認定1号についての賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（志賀直哉君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 議案第82号、議案第83号、議案第86号及び議案第87号

議長（志賀直哉君） 日程第5、議案第82号、第83号、第86号及び第87号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第82号、第83号及び議案第86号、第87号につきまして、それぞれ提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第82号「平成19年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額を179億459万4,000円とするものでございます。これは、宮城海区漁業調整委員会委員の死去に伴い、平成19年10月22日に告示し、19年10月31日に執行することが決定されました補欠選挙に要する経費を計上いたすものでございます。

次に、議案第83号「工事請負契約の一部変更について」でございます。この議案は、平成19年2月22日に議決をいただきました工事請負契約「塩竈市立玉川小学校大規模改造工事（建築）」につきまして工事内容に一部変更が生じたので、変更契約を締結しようとするものでございます。玉川小学校の建物は、最も古いもので昭和35年に建築をされており、その後、何回かに分けて増築を繰り返してきましたことから、今回の工事を進めるに当たり、設計の段階では把握することができなかった状況が明らかになったことなどから、工事内容に一部変更が生じているものでございます。

具体的な変更点でございますが、校舎外壁や内壁及び天井部のひびやモルタルの浮きなどが当初設計数量よりも増加をいたしましたこと、北校舎について増築年代別に床面の段差が確認されましたことから、床高さの調整が必要になりましたこと、屋内運動場の外壁部について、下地となる既存具材が不安定であることが判明したことから、下地処理が新たに必要になったこと、利用する児童の安全対策をより強化するための工事が必要になったこと等の理由により工事内容に変更が生じております。このことにより契約金額を2,996万700円増額する変更契約を締結いたしたいので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第86号「平成19年度塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ97万円を追加し、総額を179億556万4,000円とするものでございます。第2中学校における部活動中の傷害事故で提起されました損害賠償請求事件について、平成19年9月27日、昨日であります。判決が出されております。塩竈市が敗訴いたしました部分に不服がありますので、議案第87号により控訴の提起を行う考えでございますが、判決には、仮執行宣言が付与されておりますので、仮執行宣言に基づく強制執行を回避するため、判決による損害賠償額の1割を預託するための歳出予算を計上いたすものでございます。

次は、議案第87号「控訴の提起について」でございます。仙台地方裁判所第3民事部平成17(ワ)第836号損害賠償請求事件につきまして、平成19年9月27日、同裁判所から判決が言い渡されましたが、この判決について、本市が敗訴いたしました部分につきまして本市の主張を認めていただけなかったため不服があり、さらに高等裁判所の判断を仰ぐべく控訴を提起するため、議会の議決を求めようとするものでございます。

控訴理由の詳しい内容につきましては、民事訴訟規則第182条の規定により、控訴の提起後50日以内に仙台高等裁判所に提出いたします控訴理由書の中で明らかにし、裁判で争うこととなりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 私から、議案第83号塩竈市立玉川小学校大規模改造工事の契約変更

につきまして、議案資料22に基づきまして、技術的な部分からご説明申し上げたいと思います。

今回の大規模改造工事は、建築物の老朽化に伴う傷みなどの物理的な老朽化と、学習環境の社会変化等に対応し切れない内容等の改善でございます総体的老朽化を一時期に集約して行う大規模な修繕工事であり、これまで小規模の改修工事はございましたが、このように大規模に行う改修工事は、本市といたしましても初めての工事となっております。

さきの総務教育常任委員協議会におきまして、玉川小学校の大規模改造工事の進捗状況に合わせまして、工事変更事務の作業中ということをご報告させていただいておりますが、今回、その変更内容や変更にかかわる工事費用が明確になってきましたので、これまでの議会でのご意見やご指導等の経過を踏まえまして、できるだけ早い機会に議員の皆様にご報告を申し上げ、工事の変更内容についてご理解を賜りながら工事を進めていきたいと存じておりますので、今回提案させていただいたところでございます。

それでは、契約変更の内容につきまして、資料により説明させていただきます。

恐れ入ります。資料 22の9ページをお開き願います。玉川小学校大規模改造工事は、平成19年2月22日に議決をいただき、平成18年度、19年度の2カ年度事業の工事といたしましてスタートいたしました。今回、契約の変更をお願いいたします増額分は、2,996万700円となっております。当初契約金額の16.8%となっております。この金額の算出につきましては、競争入札を行ったときの公平性を確保するため、公共工事積算基準の設計変更における工事費の算出方法に基づき、今回の積算工事費に当初契約時の落札率を乗じ、消費税を加算して算出したものでございます。

次に、5の変更内容でございます。工事変更の内容を大きく5点に分けながらその概要と金額について記載しておりますが、詳細につきましては、次ページ以降の資料によりご説明申し上げたいと思っております。また、記載の工事費につきましては、説明の都合上、10万円単位での概数で表示しておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

現在の玉川小学校の校舎は、昭和35年に玉川中学校の校舎として建築され、その後、現在に至るまで7回にわたる増改築を重ねてきておりますことから、建物の老朽化も大分進行しており、建築方法などにつきましても建築年度により異なっていることが今回の工事により判明しておりますのでございます。

それでは、初めに、校舎の外壁や内壁等の修理工事についてご説明申し上げます。10ページ

の資料1をお開き願います。経過年数や気象条件等により生じてくる外壁、内壁のひびやモルタル等の浮き等について、当初の設計数量と今回の調査数量について一覧表にまとめ、その調査状況について、外壁や内壁のひび等の状況、天井を取り除いた部分の鉄筋の爆裂によるコンクリート剥離の状況を写真でお示ししております。ひび等につきましては、壁や床の当該部分に直接、赤、黄色でマーキングしながら調査を行いました。建物全体にわたり多くのひびや浮き等が確認され、当初との比較でひびが870メートル、モルタル浮きが290平米、鉄筋爆裂による剥離が64平米の増となっております。

こうした詳細な数量調査には、足場を組みながら、また床や天井などをはがして照査することが必要となるため、一般的に改造工事の場合、調査費等を節減するため、工事の進行とともに調査し、その数量を工事終了時に精算する方法がとられております。今回の当初設計数量は、外壁では、1階部分を調査し、2階、3階部分につきましては、1階部分の調査をもとに数量を割り出してあり、また、内壁につきましては、全体の数量調査を行ったものの、天井や床下など、見えない部分につきましては、一定の積算数量を見込みました。

先ほど申し上げましたとおり、工事の進行とともに想定以上のひびやモルタル浮きなどが建物全体にわたって生じていたために、約990万円の工事費の増となっておりますのでございます。

次に、11ページをお開き願います。資料2となっておりますのでございます。

これは、北校舎の床の高さ調整についてご説明申し上げたいと思います。上の方に写真3枚を表示しております。左側が一般的な床解体後の状況であり、床のPタイル等をはがしたコンクリート床面は、平らな状態になっております。しかしながら、平面図に斜線で表示しております昭和35年建築の2階、3階の4教室が上の写真、中央のように、床面が15センチほど下がった工法となっていたために、これを右の写真のように、鋼製の床組、いわゆる鉄の床組により嵩上げをして床面の均衡を図ることにいたしました。また、現況の床レベルの調査により、教室、廊下全体にわたり増築年代別に床面の段差が確認され、また、教室と廊下との段差をなくすなど、全体的な調整が必要なことから、コンクリートと接着性がよい樹脂モルタルにより北校舎全体にわたり、床面調整を行うもので、約520万円の増となっております。

次に、12ページをお開き願います。資料3、南校舎の床の高さの調整についてご説明申し上げます。南校舎1階部で当初床の張りかえのみを考えていたところ、床面が木製の床であり、かつ湿気等により床のたわみが見受けられることから、下側の改造後の断面図のように、コン

クリート床に変更し、耐久性と強度を上げようとするものでございます。

なお、場所については、10ページの平面図、右下にございます南校舎の2教室と教室に面する廊下部分となっております。工事費といたしましては、約210万円の増となっております。

次に、13ページをお開き願います。資料4でございます。屋内運動場の外壁変更についてご説明申し上げます。右の方に施工前と施工後の写真を載せております。校庭側の壁全体にわたりにきれいになっておるところがご理解いただけたと思います。当初、既存のモルタル外壁の塗りかえを考えておりましたが、モルタルの撤去中に仕上げの下地となる既存部材の全体にわたる裏つきを確認したため、構造用合板により補強を行い軽量気泡コンクリート盤の外側に変更し、日々剥離に強い工法への変更及び耐火性の向上を図り、また、風雨により傷んでいた外壁上部のがらり戸、下部の掃き出しの戸をアルミサッシに変更し、全体的に経年風化抑制を図り、風雨等に対する強化を行っております。なお、この変更により約650万円の増となっております。

次に、14ページをお開き願います。資料5となっております。安全対策、生活環境の向上についてご説明申し上げます。

まず、安全対策といたしまして、建築基準に合わせた防火扉の変更部分の床レベル測定の結果、取り付け部である階段室部分は、昭和37年度と昭和47年度増築の接続部に当たり、開閉部の床部分の不規則なレベル等により防火扉の一部が床と接触したり、防火扉閉鎖時に扉と床との隙間レベルの差が生じているために、北校舎1階、2階の防火扉を両開きから片開きの折戸に仕上げ変更を行いました。また、室内運動場と南校舎を一体の準耐火建築物に変更し、体育館側の既存アルミ製扉を常時閉鎖式の特定防火設備に改修を行ったものでございます。

さらに、児童の落下防止対策といたしまして、2階以上の教室及び防火部分の腰高窓部に手すりを設置することにいたしております。また、学習生活環境に必要な装備といたしまして、児童用の収納棚や荷物かけ用フックの不足や教室、廊下において掲示物を取りつける長押^{なげし}などの整備を図り、児童の生活を支える快適な環境をより一層整備していくもので、約630万円の増となっております。

以上が今回契約変更をお願いいたします工事の主な内容でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 伊賀教育部長。

教育部長（伊賀光男君） 引き続きまして、私の方から本契約に関します予算並びに契約額に

関しまして、教育委員会からご説明を申し上げます。

同じく、資料22の9ページの右側の6番の予算額及び契約額をごらん願います。

玉川小学校大規模改造工事の19年度歳出予算は、(1)記載のとおり、2億1,700万円を当初予算において予算化いただいております。この予算に対しまして、仮に契約しております3本の工事の合計額は、(2)の金額1億7,824万5,000円であります。3本の工事の金額は、それぞれ記載のとおり額ですが、今回の工事は、平成18年度から本年度にかけて債務負担行為で行っておりますので、本体工事の1億2,458万5,000円は、全体の契約額1億7,797万5,000円の19年度支出額の割合、70%に該当する金額となっております。残りの30%相当額、これは5,339万円でございますが、既に18年度予算から執行いたしております。

現時点では、ただいま申し上げました(1)の19年度予算額から(2)の支出額を差し引いた(3)の額、3,875万5,000円が予算残額となっております。今回、変更契約によりまして、(4)記載の2,996万700円が増額となっておりますが、予算残額3,875万5,000円の範囲内です。したがって、今回改めて予算の補正は行わず、当初認めていただきました範囲内で行うことにしております。

以上、予算と契約額についてご説明申し上げますが、よろしくお願いたします。

議長(志賀直哉君) これより議案第82号、第83号、第86号及び第87号の質疑に入ります。6番佐藤貞夫君。

6番(佐藤貞夫君) 今、市長から82号、83号、86号、87号ですか、ご提案がありました。私も冷静にこの議案を見て、なぜ今なのかと率直に思っているわけです。9月7日に議会が招集されて、本来であれば、いわゆる当初、議会に説明してもらって、総括質疑をやる、あるいは総務教育、あるいは産業建設委員会に付託をして十分審議をする。きょう最終日ですよ、議会の。議会の最終日にこれを出して認めてくださいということは、これは余り前例がないと思うんですよ。したがって、やっぱりなぜ今なのかと私率直に疑問を持っているわけですから、この取り扱い上、やっぱりこれ、議会も大変だなと。これだけ説明受けても一体、現場はどうなっているのか。こういうふうに見ても余裕があれば委員会で視察をして、ある程度理解を深めて、そして、ああなるほどなと、わかったということになるんですが、どうも予算があるから、いわゆるこの際何とか認めてもらいましょうという安易な形がこの形にあらわれてきたなと私は思うんですね。したがって、ここもここも、あれもこれも皆ひっくるめて提案して認めてもらうという考えが底流にあるんじゃないかと。

これを見ますと、どうも納得いかないですな。例えば変更内容、1、2、3、4、5となっていますよね。これ3,000万円ですよ、トータルしますと。この3,000万円をずっと見てみますと、1番と5番については、1番は990万円ですか。10ページに資料1として具体的に金額が示されております。2、3、4が全然説明資料ないんですよ。5番になって初めて、安全に対して生活環境向上について630万円、具体的にここを直したい、ここを直したいという形で出ていますけれども、2、3、4は全然ないですね。一体これでいいのかと。なぜこの金額なのかという形で、率直に疑問を持っているわけですので、なぜ2番、3番、4番の具体的な数字がここでないのか。まず、そこからひとつ。まず、なぜきょうなのか、そこからひとつお尋ね申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 玉川小学校の大規模改造工事の契約変更につきまして、なぜ今日に立ち至ったのかということについてのご答弁を申し上げます。

初めに、先ほど申し上げましたように、玉川小学校の大規模改造につきましては、18年度、19年度の2カ年間で施工がされることになっております。9ページごらんいただきたいんですが、契約工期といたしましては、19年2月22日から20年、来年の3月10日までという期日であります。ただし、学校で児童・生徒が出入りする中での大規模改造工事で行ったので、できるだけ児童・生徒が安全なようにということで、請負業者の方には、春休み、あるいは夏休み等の期間を最大限に活用して、できるだけ子供さん、児童・生徒の日々の学校生活に支障がないような形で進めてほしいというような要請をいたしてまいりました。事業者におきましては、8月いっぱい夏休みぎりぎりぐらまでさまざまな工事を施工させていただき、その数量変更がまとまりましたのが、9月上旬でございました。それに合わせて設計の組みかえ作業を実施させていただきまして、今日のご提案とさせていただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、過去の議会におきまして、こういった変更契約内容につきましては、判明した時点でできるだけ速やかに議会の方にご報告をするようにというようなご指導を賜っておりました。今回につきましても、あえて12月に提案ということではなくて、既に児童・生徒が例えば北校舎でありますとか体育館につきましては、既に使用中の現実がございましたので、そういった状況を勘案いたしまして、大変恐縮なお願いではございましたが、こういった時期にご提案をさせていただいたということでもあります。

なお、2、3、4につきましては、担当の方よりご説明いたさせます。よろしくお願ひいた

します。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） ちょっと資料の表示上、大変申しわけございません。そのページによりまして額が入っていないという部分のご指摘でございます。大変恐縮でございます。例えば、資料2、資料3等につきましては、床高調整を一括で、ひとくくりとして、こちらの1ページ目の方で表示させていただきましたので、あえて2番目、3番目の資料に記載しませんでした。大変申しわけございません。そのように読み取っていただきたいと思います。申しわけございません。

議長（志賀直哉君） 佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 今、市長からやはりこういう重要な工事の変更については、本来であれば、まず、提案前に、大変申しわけないという陳謝がなくてはならないんです。それがなかったんです。提案理由の要旨だけですから。やっぱりきょう1日でこれを上げてくださいということなんです、意味からいったらば。普通は、こういう問題については、やはり現場を視察するとか、いろんな見てなるほどなど。こういう重大な変更についてはやむを得ない、こういう判断に立つんですけれども、現場も見えていないで判断できるかという問題なんです。だから、そういう意味では、余りにも拙速主義ではないかと。やはり9月定例議会というのはわかっているわけでございますから、早目に変更の手続きをとる、議会に提案する、その努力をしないで、やっぱり最終日にこの提案するということ自体は、余りにもこれは軽率だと。こんなことあれしたら大変なことになりますよ。あのとき認めたらこうなりますということになって、悪い前例をつくってしまう。

そういう意味では、やっぱりとにかく何としても追加してもらいたいというならば、その努力をして、9月冒頭に提案をして、総括質疑をやって、委員会付託をして、委員会も現地を見て、なるほどわかったというような形に、そういうようなやり方をするのは常識じゃないですか。そのこと自体が一つも出てこないというのは、私としてはちょっと考えられない。

まして、設計の見積もりをどこでどうチェックしたのか、その辺から聞いておきたいと思えますよ。一番先の設計、設計は随分変更あると思うんだ、これは。内部的にいつころこれを提案したと考えたのか、その辺から聞いておかないと、なるほどなど。そういう議会開会中であっても事前に。きのうですよ、正副議長にだって説明して市長と教育長が来て、そしてきょうの提案でしょう。こんなことありませんよ。私はそういう意味では、どうも安易な形で契約の

変更しようとしている。これにはやっぱり一定の陳謝が必要です。そういう意味で、陳謝がまずないということが私は不思議ではない。

やはりそういう意味では、これ、質疑終わってしまうと、採決だけでしょう。だから、採決する前に、いろんなこの議論、どう取り扱いますか、これもやっぱりやらしてもらわなくてはならない。そういう面では、非常に問題があると思う。議長、こんなに重要な問題ですから、これを安易な形でさっさと結論出すというのは非常に私は問題がある。そういう面では、議会十分、ひとつ議会運営委員会開いて、手続について十分審議をしてもらおう。議論してもらおう。それが前提です。

それから、具体的な数字がないと言いましたけれども、本来であれば、なぜ、1番と5番だけ、この数字入っているんですか。2番、3番、4番数字が出ないんですか。みんな端数がないです、金額的に。何百何十万と。何百何十何万かかるというんじゃないんだもの。だから、そういう面では、その端数が出てきて初めて立派な積算したんだと、十分検討したんだと、そうなるんですが、それが無い。私はそういう意味で、こんなこと認めていいのかという、率直に疑問思いますから、それがひとつ、これから出せるかどうか、説明できるかどうか、それが一つ。

それから、きょう、このほかにもう一つ、重要な裁判の控訴の問題も出ています。86号ですね。6、7、関連をしますけれども、きのうのいわゆる判決で、けさの新聞を見て、私もびっくりしたわけなんです、いわゆる市長の談話として「内容を十分検討し、今後の対応を考えて」、こう各新聞に出ているわけですよ。既に議案となっているわけですね、控訴したいと。これ、具体的に、でも初めてなんです。具体的に出てきたのは。膨大な裏の裁判の資料を見まして、これもこれは大変困ったもんだと、こう思いますから、こういうことをなぜ事前にいろいろ説明をしてこなかったのか。これは、前市長の時代ですよ。前教育長の時代ですよ。裁判のことについて初めてこういう具体的に出てきたの。そういう面では、やはりもっと内容を具体的に、こういう結果があって、最終的にこういうふうになるんだという形をして、議会にもっと報告してもいいんじゃないですか。私はそういう意味では、どうも手続的には問題がある、こう思いますから、この問題を含めて、これは控訴の2週間のやつもありますから、これは期限があると思いますけれども、なぜ今なのか、やっぱり本来であれば、これは二つとも私は臨時議会でやってほしかったと思う。私の個人的な希望とすれば、そう思っているわけですので、その辺の、この裁判のいろいろな記録を読んでも大変な問題

含んでいるんですね、経過として。内容、わからないまま、ああわかりましたというわけに
いかないんです、これ。だから、そういう面では、どうも教育委員会もしかり、もっと具体的
に議会に説明してきちんとやる方法を考えないとまくなと思いますよ。こんなことで、あ
あわかりました、控訴の予算議決しますと、こんなことないですよ。そういう面では、どうも
手続的には問題がある。もう少しここで議論開いて、ほかの質疑をやって、そして、議論して
ちょうだい。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 前段の玉川小学校の大規模改造工事については、工程的なことについて
は、ご説明をさせていただきます。結果といたしまして、こういう時期になりましたことにつ
いては深くおわびを申し上げますが、既に児童・生徒が入って、教室で授業をやっていると。
こういうものを、じゃあ12月議会まで待つかということについては、大変失礼になるだろうと
いうことで、我々はとりあえず、今の状況をお知らせすべきであろうということによってこの形
をとらせていただきました。数量等取りまとめするために、やはり2週間、3週間かかりまし
て、それを積算にということで、こういった期間になりましたことについては、おわびを申し
上げます。

それから、控訴の件であります。このことにつきましても今までも各常任委員会等におきま
して、折に触れて状況はご説明させていただいてまいりました。その間、こういった結論にな
るか、あるいは塩竈市が全面勝訴になるのか、さまざまなケースが想定されたわけでありま
す。そういった問題につきましては、内部で今まで検討を重ねさせていただいてまいりまし
た。学校関係者とこういった判決になったときに、学校教育の現場でどういった混乱が生じる
か、そういった内容については、今まで内部で教育委員会の中でも検討させていただいてまい
りました。

昨日、判決が出るということについては、前々からわかっておりまして、そういったことにつ
いても、そういった判決が出たときに我々としてどういう対処すべきかということを検討さ
せていただきました。恐らくは、市長の専決という方法もあったのかと思います。しかしなが
ら、今議会開会中でありましたので、やっぱりせっかく議会を開催いただいているのであれ
ば、そういった中で今、おっしゃられたように、状況をご報告させていただくべきだろうとい
うことで、大変慌ただしい時間の中ではありましたが、昨日、議運の方にもあらかじめ、こう
いったものをお願いさせていただくことになりませうというようなお話をさせていただいたとこ

るであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 市長からいろんな経過の説明がありましたけれども、やっぱり9月議会にいつから始まるよというのがわかっているわけですから、その前に努力をして、9月の冒頭に出すぐらいの努力がやっぱり私は必要だったんだと。その努力を怠った結果がこういう形になったんだろうと。この裁判の問題についても、私もいろいろ中身ずっと見ていますけれども、いろんな報告というのは、本当にあったのかなと。実際はなかったような気がするんですよ。具体的に。だから、そういう面では、これだけの損害賠償請求事件のかかわる問題ですから、これについて、これ読むだけでも大変ですよ、裁判の。ああなるほどなど、傷害者が控訴したいという気持ちはわからないわけでもない。だけれども、私は、そういう面ではこの問題についても市長の専決処分の方法あります。だけれども、これは最終的に議会にかかることです。訴訟の問題については議会にかかると問題ですから、やっぱりなるだけ議会との議決を求めてやるのが常識でございますから、そこをないようにこれからもひとつ十分、なるだけ専決は避けてほしい、このことだけ申し上げておきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） 私の方からも質疑、83号について質疑をさせていただきます。

ただいまの佐藤議員言われたとおり、やはり私も委員会審議、ここのところを本当にやっぱり重視されるべきだと、こういうふうに思います。あと、私もやはり19年2月22日から工期来年の3月10日と、1年余ですけども、やはり何で7カ月たって、今の時期に出てくるのかと。その辺では、市長言われたとおり、春休み、夏休みと、そういうことじゃないかというふうに思います。それで、質疑として、一つ目に、玉川小学校の建物の図面、これがないというふうにちょっと聞いておりますけれども、本当はないのかどうか。それについて伺いたいというふうに思います。

それから、二つ目には、平成18年の2月議会で、3,000万円かけて耐震補強工事が玉川小学校で行われておりますけれども、その際にも、北側校舎、壁の補強工事がやられているんですよ。今回の契約の変更に当たって、北側校舎のやはり外側とか内側の壁、これの工事、これがなされるという、そういう計画でありますけれども、なぜ18年の2月の補強工事の際、そのときやはりわからなかったのかどうか。これが二つ目です。

それから、あと、三つ目には、契約変更ということで、額的にも3,000万円という大変な大

きな額ですけれども、しかし、その内容についても壁とか、それから床とか、それから安全対策、それから生活環境向上と、この四つの点でやはり相当多岐にわたっているという状況があります。その辺で、先ほどの説明では、工事を進めながら調査も行うという、そういう部分もあるんじゃないかとは思いますが、しかし、設計段階でのそういう調査、それがどの程度やられているのかという点では、本当に今回のやっぱり変更というのは大きな変更じゃないかというふうに思います。その辺について伺いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、私の方から2点申し上げます。

まず、図面とあと、学校生活環境の設計に反映の部分については教育委員会の方からお答えいただきたいと思います。

私の方からは、まず、耐震のときに、なぜ今回の工事の部分的な部分でできなかったのかというような部分についてお答えを申し上げたいと思います。まず、耐震補強工事と大規模改造工事の違いについてご説明申し上げたいと思います。まず、耐震補強のための改修工事は、地震時の建物の安全性を確保するために行う補強工事で、構造壁をふやしたり、橋やはりなどの主要構造物の補強を行うものであり、前回の耐震改修工事では、体育館の構造本体でございます鉄骨の屋根杭や補強などを行ってきたところでございます。

それで、今回の大規模改修工事は、建物の機能的、物理的な老朽化や機能の障害を回復させたり、向上させたりするために行う事業でございます。今回、体育館の外壁の漏水や表面層の劣化を改修するため、外壁のモルタルをはがして下処理をしていたところ、壁面下地の支持部分の劣化が全体的に確認されたため、安全対策として下地の補強を行い外壁の耐久性の向上を図る工法へ変更したところでございます。

議員さんお話しのように、耐震補強時に構造物である外壁部も含めて耐震補強工事の一環として行うことが理想でございますが、一般的に倒壊しないように構造物の補強を行う改造工事でございますので、その非構造物での改修工事と違った工事となりましたので、今回、そういった部分での改修をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、変更につきましてもやはり先ほど申し上げましたとおり、当初でやはりなかなか推測し切れない部分がございます。実際に例えば綿密な調査するとなれば、足場を組みまして、そして2階、3階の部分点を点検する。あるいは内壁の部分は天井、はりを外して見れば一番よ

ろしいんですけれども、一方では事業を進めております。一方では足場を組むとなると、今回あの規模ですと530万円ほどの足場の建築費がかかります。したがって、1階部分の詳細点検をしながら、そして2階、3階という部分を推測していくというような方法でやらせていただきました。こういった部分については、19年の2月にご提案させていただく前に、コンサルをかけて分析したんですが、やはりこういったような事業進捗に合わせてこういった部分が生じてきたということをご理解いただきたいと思います。以上であります。

議長（志賀直哉君） 伊賀教育部長。

教育部長（伊賀光男君） 私の方から既存建物の設計図はあったのかというご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

工事に係る設計図書の保存年限は、永年保存ということになっております、基本的には。玉川小学校の設計図や施工図は、おおむね保存してありましたが、やはり昭和30年代のものとなりますと、その間にちょっと、これは言いわけになるかもしれませんが、その間、教育委員会も3回、4回といろいろ事務局が移転いたしております。その際、整理した際、書類が散逸していたり、破損していたりするものもありまして、実際には肝心の部分がちょっと見当たらなかったというような事情もありました。本当に大変書類の管理につきまして大変申しわけなく思っております。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） 図面についても、やはりこれがきちんと管理されていれば、実際、そういう全体像を調べる際、大きな基本になるそういう資料だというふうに思うんです。ですから、やはり今後、しっかりと保管をお願いしたいというふうに思います。

それから、耐震補強と今回の事業ということになりますけれども、そういう面ではやはり先ほど部長は体育館について補強工事ということを言われましたけれども、前の説明見れば、やはりこの北側校舎も壁については、補強工事がやられているんですね。ですから、やっぱり前は前、今回は今回ということではなく、補強工事の際、やっぱり壁もしっかりと見て、それでいろいろ対応しているわけですから、その流れとして今回に活かしていくということが非常に大事じゃないかというふうに思います。その辺でよろしくをお願いしたいというふうに思います。

それから、変更にあたっては、当初でわからないと、こういう説明されましたけれども、しかし、今回の大幅な変更の中で、特に安全対策、生活環境向上として、防火扉、それから手す

りの設置とか、フックの設置とか、あと、棚とか、こういう内容については、やはり工事が進んで、それから明らかになるということではなく、当初から私はやはりきっぱりと組み込むべき、そういう内容じゃないかというふうに思うんですね。ですから、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 防火壁等について、やはり当初から見るべきでないかというようなご指摘でございます。我々もまずは、そういった観点で、そういったコンサルの方から設計の部分では報告いただいていると思っておりました。しかし、実際、先ほど来から説明申し上げますとおり、35年から7回にわたる増築、増改築がなされた校舎でございますので、廊下のレベルをはかったところから、すべて平坦なレベルでなかったということが判明したということをご理解いただきたいと思います。

したがいまして、そのために、すべての部分を防火扉を直すんじゃなくて、現状に合った、まず、1階、2階の部分を、今まで観音扉だったものを片式の扉、折戸にしていく。ただ、3階については、従来の設計どおりで行っていくということでございます。この辺をご理解いただきたいと思います。

また、子供の安全の部分、あるいは教育環境の向上等の部分につきましては、やはり工事が進むに当たって、学校関係者、あるいはPTA関係者とか、そういった方々がやはりこうありたい、こうあってほしいというような部分を教育委員会の方に要望があって、そういった部分での反映ということで我々はとらえております。以上であります。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） 私からも83号、それから86、87号について若干、今皆様から申し上げられましたので、いろいろ明確になった部分もありますけれども、学校の関係ですけれども、大規模改造事業ですか。これは小さいことが付随して出てくるんじゃなくて、大規模的なところが後からどんどん出てきた。私は現場説明というのがあるんだと思います。それは設計の前にするのか後にするのかわかりません。多分前だと思いますけれども、そういうときに、なぜこういうことがわからないのか。外壁のひびだとか、モルタルがはがれているとか、そういうものがなぜ現場説明のときにわからないのか。そして設計に盛り込まれなかったのか。なんか、手直しという部分じゃなくて、ここを抜いてどこを大規模改造したんですかって逆に私は言いたいと思います。それから、例えば扉の問題ですとか、耐震工事の、これは部分じゃない

のかな。火事になったら大変だから、扉も直したのでないのかなというふうに思ったんですが、こういうところが何で今ごろ出てくるのか。それから、例えば、木製の柵設置とか、そういうものについて、ここ写真の1カ所だけなんですけど、フック取りつけとか、金額にすると写真で出ているのは、これだけですけれども、全部つけたのかどうか、そういう問題とか、かなり問題があるなど。例えばその片開きの扉が観音開き、どっちが先だったかわかりませんが、そういうことにするのにも、これは最初からそういうものは設計に盛り込まれているのではないかというふうに思うんですが、それがなぜ後からいろいろな変わってくるのか。それから床の問題なんかですが、それこそ金づち一つで商売人はプロですから、そういうことがわからないのか、最初の設計のときに。設計というか現場説明のときに。そういうのが物すごく私は疑問だなと。別に私も素人ですから全然そんなのわからないんですけども、それにしてもちょっと不思議だなというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） まず防火扉でございますが、もともとこの大規模改修の中に入っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、床のレベルの部分に差がございまして、観音扉にするところを片式の折戸にしたということでございますので、もともと防火上の対応として防火扉については整備する予定にしておりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

また、あと、ひび等については、先ほど申し上げましたとおり、目視等で検査できるもの、あるいは実際たたいて検査できるものにつきましては、当初の設計の方にも組んでございました。ところが実際、そういったような改修が進むに当たって、当初予定したところよりひびが延長されたり、あるいは剥離が面積が多くなったということでございます。もともとまずは積算に入れていました。それ以上に現況としてはひどい被害状況であったということでございます。以上であります。

議長（志賀直哉君） 伊賀教育部長。

教育部長（伊賀光男君） 先ほど耐震工事の部分も触れましたので、それに関連いたしまして、何でもまた補強をするのかということに対してお答え申し上げたいと思っております。

前年度事業であります屋内運動場の耐震補強工事の内容は、建物の倒壊を防ぐために構造部材を補強するものであります。今回の屋内運動場の補強、あるいは仕上げ材を設置するための下地の補強でありまして、これは構造部材ではなく、非構造部材と呼ばれる種類のものでは

ります。文部科学省では、構造部材の補強は耐震対策の補助制度で行っているところなんですが、一方、非構造部材については、今回の大規模改造事業のような老朽化対策の補助制度に区分されているものでございます。今回の工事は、この大規模改造事業の老朽化対策の補助制度を利用させていただいておりますので、教室もあわせましてですが、下地の補強を行うところでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） だからおかしいんですね。老朽化のところを直すための工事だったわけでしょう。それが、何で今ごろこういうことが出てくるんですか。老朽化のところをやるのであれば、あれもこれも出てくるんでないかということで、いろいろ調査をするのが当たり前だと思っんですよ。自分の家を直すときに、あそこもしてもらいたい、ここもしてもらいたいって、みんな大工さんに言うんじゃないですか。そういうところがなくて、うちの何だ古くなったからちょっとやってけさいみたいな形をお願いするんですかね。そういうことではないと思っんですよ。最初からやっぱりいろいろ調べて、そして、ここも直してもらいたい、あそこも直してもらいたい。さんざん見た結果、こういう金額になりましたと。それで、やっているうちにここ見つからなかったけれども、ここをもうちょっと直した方がいいとか、そういうので出てくるんだったらわかりますけれども、これは何か出過ぎという感じで出てきているのではないかなというふうに思います。

それから、やはり入札して皆さんこういうのをとるわけですね。3,000万円、私は二、三百万円とか、そういうので設計変更なるんだったらわかりますけれども、約3,000万円の変更になるわけですから、そしたらおらほで500万上げてもこれをとれたかもしれないとか思っている人たちだっていると思っんですよ。先ほど競争入札の公平性で16.8%にやったんだという話がありましたけれども、何が基準で16.8%だったのか。そういうのわかりませんし、何だっで、皆さん私、一緒に入札した人たち怒っているんじゃないかなというふうに思っんですけれども、どうですか。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） 先ほど変更額につきまして16.8%と私申し上げました。これは一番最初の落札率が80数%ということで、そののあれに合わせまして、落札率を乗じて得たものを今度の契約額ということにいたしました。以上であります。

議長（志賀直哉君） 東海林京子君。

7番（東海林京子君） だから何かおかしいというか、落札率に合わせるというの、普通は工事しなければならぬところの金額がこうだというふうにして出てくるんじゃないかと、落札率に合わせて工事費を決めたというような、今言い方になっていると、何かまたおかしいなという感じになってくるんですが、私の誤解ですか。

それから、先ほど言いましたけれども、当初でこういう今出てきている問題が推察できなかったと。そして、今、子供さんたちも勉強している中で大変なんだと。ですから、休みの日できないとできないというような話もありましたけれども、これは当たり前だと思うんです。休みの日にしかできないというのは。だから、さっさとやってもらった方がいいとは思いますが、今も授業しながらもいろいろやっているんだと思うんですよね。それなのに、なぜ、これだけ休みの日でなければできないからここ見落としたみたいな感じになってしまうのか。そういうことをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 一番初めの落札率について申し上げます。

例えば我々100の工事を発注するときに、事業者の方々は80でやれますよということになりますと、落札率が80%となるわけでありまして。ただし、積算については、所要の基準がございますので、それで適正に積算をさせていただいております。でありますので、今回についても一度、適正な単価等を掛けながら全体として増額がどれぐらいになるかということをやったわけでありまして。それが、先ほど申し上げました恐らくは3,000数百万円、4,000万円近い額になるのかと思っております。それに、その今回の工事の落札率を掛けました結果、2,900数十万になりましたというご説明をさせていただきました。

それから、私が夏休み期間中とか春休み期間中になるべくと申し上げましたのは、どうしても、例えばダンプトラックでありますとか、機材を積んだトラック等が頻繁に出入りする現場であります。今、例えばこういう補強工事に限らず、耐震工事等やる場合は、例えば二小なんかでありますと、西校舎はあけて北の方に移っていただくとか、作業する現場はなるべく子供さんたち、あるいは人がいない状況の中で作業させていただくこととなります、相当の騒音とか振動が発生いたしますので。そういったものが夏休みなり春休みの期間でありますと、学校内に生徒さんがおられないわけありますから、なるべくそういったときを見計らって工事を促進して子供さんたちが万が一にも危ない目に遭わないようにということで、そういった期間に工程を促進させていただくと。それが、今回の場合は春休みであり、夏休みでありまし

たので、そういったときに工程を促進するという観点で、実際どれぐらいのひび割れがあったか、あるいはどれぐらいの床の補強が必要であったかということの数字を最終的に押さえられたのが8月末ぐらいだということをご説明させていただきまして、それを今度設計に組みかえる作業等々がありましたので、大変恐縮ではありましたが、こういう状況になりましたということをご説明させていただいたわけであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 8番伊藤博章君。

8番（伊藤博章君） それでは、86号、87号を中心に質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど、今、議論になっていました83号、玉川小学校の件もあるんですが、玉川小学校の校舎を見ながら、私もあの校舎で中学校時代、あの校舎にいまして、ちょうどあの校舎の卒業生の最後の卒業生になるんですが、こんなに立派になるのかなと感激をしながら見させていただいて、体育館の外から見るとあんなにきれいになって、その中で私も当時剣道部に所属をしておりまして、剣道をやっていたという思い出を今ちょっと思い出しながら見ていたんですが、その中で今回不幸にも、なかなか今部活に一生懸命取り組む子供たちが少なくなっている状況の中で、このように上級生として一生懸命取り組み、また、新入生を確保するために、ある一時の時間の問題で、このような損害賠償の提起という形で、今回、市長の方からは86号として一般会計の補正ということで仮執行宣言がありましたんで、その強制執行を回避するための供託金の歳出予算、それから、87号としては、控訴をしたいということで、議会にその同意を求めている議案が出されているんだと思います。

私、以前、確かに所管の委員会だったですか、ちょっとそういう説明がなされた経過もあったかとは思いますが、裁判事ですので、中身に詳しく入るとなかなか難しい状況もあるんだと思います。それで、私も当時のことを思い出していました。正直申し上げまして、私どもが在学時代、顧問の先生が多分部活に参加されたことはほとんどないような気がします。また、違う部活が顧問の先生が一生懸命だと一生懸命参加されているところもあると。これが現状だったような気がします。それで、今回も前後の状況はわかりませんが、その当時はいなかったという状況の中で、けがをしてしまったというのがこの中身なんだと思いますが、そのときに、私が、その後、じゃあ、学校ではどうなったかという、顧問がいなければ部活はしないと、休みにするということでやっているらしいんです。

そうすると、まず1点、教育委員会にお伺いしたいのは、部活動はやっぱり拡大、促進させるべきだと思うんですよ。であれば、顧問の先生が時間帯、部活をする時間帯に立ち会いがで

きるような学校運営のあり方をどうつくっていくことが大事だと思う。まず1点。それからもう1点は、地域に指導者となり得る方々の可能性となる方の人々がいらっしゃるわけでしょう。そういうところと連携をして、どうそういう事故が起きないように体制を構築するか。そういうまず、こういう事故が起きた後、具体的にそういうことをやっぱりちゃんとやるべきだと思うんですね。そのために必要な職員の人数とかなんかということは、予算化もしていかなければならないんだしたら、していくべきであろうし。そういったことをやっぱりちゃんとしていかなければいけない。

そういったことも含めて、事後改善を本市の教育委員会としてやってきて、きちっとやってきて、それでスポーツの振興も図ると。子供たちの健全育成もしていくということをしてしながら、裁判は裁判として裁判所というのがあるわけですから、法律に基づいてきちっと今回一審ではありますが、判決が出たわけです。そのときに、今度、当局としてこの今回の提案資料を見ると、本市の主張を認めていただかなかつたために、不服があり二審の高等裁判所の方に控訴をしたいと話なんです。だけれども、残念ながら、ここには控訴する理由というのは、裁判事でもあり、それから控訴理由書は50日以内に提出するというのもあって、今はここでは出せないという中身になっているわけです。

私は、見ていくと、本当に控訴することが望ましいことなんだろうかと考えてはいるんです、基本的に。そのときに、控訴理由というのが明らかにならないで、控訴することを認めてほしいと言われたときに、議会として私はどう判断したらいいかというのがわからない。判断の材料がない。裁判所としては、少なくとも一定程度、すべてを認めたわけではないんでしょう。原告側のすべてを認めたわけではないにしても、一定程度、注意義務を怠ったということ認定されたわけですから、ただ、そのことによって、僕は注意義務を怠ったのであれば、怠ったということを厳粛に受けとめた上で、じゃあ、そうしないようにするためには、みんなでどうすることができるかということをお考えの方がよほど建設的な考えなんではないのかなという立場に立つもんですから、今このようにお伺いしているわけですが、残念ながら提案理由を見る限り、控訴理由についてはお伺いできない、ご理解を願いますということですので、お伺いできないのしょうから、であれば、中学校の部活のあり方、それから、指導者体制、こういったことについて、教育委員会は今どう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤学校教育課長。

学校教育課長（佐藤福実君） それでは、議員の質問にお答え申し上げます。

まず、事故が今回の事故が起きた状況の中では、仮入部期間ということでございます。仮入部期間というのは、新1年生が各学校で設置しております部活動を自由に見学したり、簡単な体験活動を通して、自分が入部したい部活動を決めるための参考とするための期間でございます。4月入学式以降、4月いっぱい、連休前あたりまで約3週間ほどでございます。活動時間につきましては、約1時間程度を各学校はやっております。それで、仮入部期間のその後の対応でございますが、まず、部活動紹介、そして、部活動見学、そして簡単な体験入学という形で、できるだけ顧問がついて、つけない場合には、活動前に部員などを集めて、注意したり、あるいはどういう練習をしたらいいか指示しながら対応しております。

それから、例えば出張でその顧問がつけられない場合には、例えば体育館ですと、バスケットボールの顧問が出張のときにはバレーボールとか、同じフロアで活動している顧問にお願いしたりしながら、安全配慮しながら実際にはやっております。

それから、指導者の問題で、どうしても顧問の先生が顧問が少ない云々ということなんですが、宮城県でスポーツ健康課というところで、外部講師、運動部活動外部講師招聘事業というのがございます。各学校3名が最高でございますけれども、今現在、市内浦戸を除いて4校で2ないし3名の外部講師を招聘しながら実際にはやっております。それで、あすも中体連の新人大会がございまして、中総体であるとか、そういう大会を前にした場合には、やはり強化期間ということで子供たちも燃えますので、その部分につきましては、できるだけ会議等を持たないで対応するようにしております。私の方から以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊藤博章議員。

8番（伊藤博章君） ありがとうございます。いろいろ努力なさっていることはお見受けをいたしました。ただ、本件に関しては、先ほど申し上げましたが、控訴して何を勝ち取るかということが重要な部分だと思うんです、裁判起こす場合。私の場合も裁判を控訴するということの同意を求められているわけですので、だから、その辺は、でき得れば、相手方もこれで満足なさるのかどうか、この判決で。そういったこともありますので、市が一躍控訴に踏み切るといふ必要はどこにあるというか、不本意なんでそういう必要があるんでしょうけれども、でき得れば、この控訴の部分、いま一度慎重にお考えをいただいて、いろんなことをお考えいただいた上でご検討いただきたいなというのが私の考えでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後4時46分 再開

議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

質疑を続行いたします。3番小野絹子君。

3番（小野絹子君） それでは、私の方からも議案第86号、第87号に関して質問させていただきます。

第86号の議案の中で、先ほど質疑があったかと思いますが、市長は、今まで議会にいろいろ説明してきていたというふうなお話がされました。私は総教に所属しておりますが、総務教育常任委員会の協議会で、この一連の経過について報告を受けたのは8月28日であります。ところが、これは既に平成14年からの事故ですね。14年の4月23日の事故だったわけです。それが、一連の報告もないまま8月28日を迎えて、いよいよ判決が間近になってくるという段階で初めてこれが提起される。しかも今回本会議で、これは当然判決による損害賠償額の1割を預託するということがわかりますので、そういう点では、こういうふうな状態で提出されたと思うんですが、全く説明が不十分なわけです。議案資料としての説明が不十分であります。そういった点でなぜそうなったのかということをお聞きしたいということです。

それから、議案第87号の控訴の提訴についてであります。きょうの新聞でも前段、佐藤議員もお話し申し上げていましたけれども、今度の説明資料によりますと、市長の提案とそれから具体的に第87号の提案理由、ここがいろいろ違ってきているわけですね。提案理由のところでは、民事訴訟の規則第182条の規定により控訴の提起後50日以内に高等裁判所に提出する控訴理由書の中でその理由を明らかにして裁判で争うこととなりますので、ご理解をお願いしますという文書になっています。それで、具体的に資料24でこの議案87号の控訴の提起についてということが出されております。その中で提案理由は、平成19年9月27日に言い渡された損害賠償請求事件の判決に対し不服があるため、現判決中、塩竈市敗訴部分の取り消し等を求める控訴を提起するため議会の議決を求めるものであるということで、きちんとそこについては、要するに、地裁で判決されたことに対して不服があるということで出されている控訴の提起ということで大変重大な問題だというふうにとめているわけです。そういう点で、今、子供たちの中とか、それから先ほどもありました先生方の中でも、やっぱりクラブ活動というのは、非常に今の密度の濃い先生方のスケジュールの中で、しかも先生方も子供もそれぞれそ

の現場において、教育的にこのクラブ活動が実際にやられていくということこそが重要なわけです。ところが、このことによってどういうふうになってしまうかと。先生方も生徒たちも萎縮してしまうということになるんだらうと、なるんではないかということ懸念するわけですが、そういう点で、きのう教育委員会等でいろいろ協議なさったようなお話もあったわけですが、その辺についてはどういうふうになさっているのかお聞きしておきたいと思います。

かつて塩竈でマリゲート問題でもいろいろ裁判ざたの問題がありました。そういう中で、市の職員の方も対応されていた職員の方も裁判で訴えられるという状況もありました。そういう点では、本当に学校現場で先生方やあるいは子供たちが本当に安心してクラブ活動ができるような保証を含めて、どうつくっていくのかということこそ大事ではないかと思しますので、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、まず、なぜ今まで報告がなかったのかという点でございますけれども、これは裁判中でもあり、当時者の子供たちの保護という観点からも説明をしてこなかったということでご理解願いたいと思います。

それから、きのうの段階で、中学校の校長を教育委員会に急遽招集しまして、校長から今後の校長たちが今後部活動をやる上で、こういう判決出たときどのようなことになるかということとでいろいろ意見をもらいました。それに沿って、また、これまで携わってもらった市の顧問弁護士との意見を聞きながら、本当にやむを得ず控訴するという段階になったわけでございます。以上です。

議長（志賀直哉君） 小野絹子君。

3番（小野絹子君） 裁判中だったからということで出ていましたが、私が言いたいのは、なぜ14年の時点でそういう事故があって、それで、実際には簡易裁判所に調停の申し立てがされたのが16年の7月22日ですね。こういった点で、ここの中で、こういう状況になりましたという経過がなぜ所管の委員会などに報告がなかったのか、それが不思議ではないかとありません。その点が一つ。

それから、やむを得ず提訴することになったと。これは、やっぱりこういう形で片づけるというやり方といいますか、それは本当にいろいろ問題を残すというふうに思います。そういう点で、やっぱりこういう控訴の提訴については、教育的な立場からしても、そのところは本当に問題があるというふうに思います。

そこで、やはりクラブ活動について、先生方や生徒が本当に安心してやれるような状態、それをつくる上で、今後どういうふうに考えていけばいいかということこそ必要ではないかというふうに思うんでありますが、その辺についてもう一度、お聞きしたい。教育長とそれから市長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） お答えをいたします。

判決の内容につきましては、我々内容詳細に読んでおります。議員の方々にもお配りをさせていただいておると思いますが、マスコミ等で今こういう形で映されておりますので、具体的なことはあえて申し上げませんが、まさしく小野議員が言われた学校でそういった活動が伸び伸びと先生も生徒たちも一緒にいただけるような環境をつくるために、我々今回、こういう提訴に踏み切ったというふうにご理解いただきたいんですが、余り具体的なことがなかなか申し上げにくいんですが、例えば部活動について、学校の教師の責任の範囲ということについては、過去にも同様の事例がございまして、一定の判例が出されております。

今回の場合は、若干そういったケースと違う状況の中で、こういった事故といいますか、そういうことが発生したということでありまして。恐らくは、状況としては、全国でも余り例がないということなんだと思います。そういった状況を、学校の先生方とつぶさにお話をさせていただきながら、もちろん我々もそういった子供さんたちの教育環境、あるいは部活動が安全に行っていただける環境づくりをどうしたらつくれるかという中で、さまざまな議論を重ね、今回このような形に踏み切らせていただいたということでございますので、何とぞ、ご理解を賜ればと思いますし、判例の内容につきましては、後ほどごらんいただきまして、また、ぜひ理解をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、まず、現在、中学校においてクラブ活動というのはございません。部活動ということで。それで、今市長がお話ししましたように、我々もいろんな面から考えて、やはり子供たちに安全な場を与えるということで、教師にもそれぞれ再度注意はしてきておるわけですがけれども、今後もそういう部活動の運営等につきまして、指導につきましてもこれをまた一つの大きな教訓として学校現場には指導してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（志賀直哉君） 小野絹子君。

3番（小野絹子君） 3回目までということでしたので、それでは、そういうことが本当に先生方が望んでいることなのかと。要するに、責任がないと。塩竈は責任がないんですよということをこの提訴の中では、要するに控訴の中では明らかにしていくということを含めて言っているんだろうと思います。裁判結果について、そうでないということを使うわけですから、そういう点で、今、市長や教育長の言うような、本当にそういう立場で子供たちが伸び伸びとそして先生方もそういうことが安心してやれるような状態をつくっていくということであれば、こういうことは必要じゃないんじゃないかというふうに私は思うんであります。以上です。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 学校教育は、児童・生徒と教師がおって初めて成り立つわけでありませぬ。児童・生徒の立場から物を考える、これも大変重要であります。しかしながら、そこで日々教育に従事される先生方の立場というものも当然一定程度理解されてしかるべきではないかなと思います。ですから、そういう観点から、今回、こういう措置に踏み切らせていただいたということをご説明申し上げさせていただいているわけでありまして、ぜひ教師の立場ということについてもご理解をいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） ほかにご発言ありませんか。（「なし」との声あり）

なければこれをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号については、総務教育常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

議案第82号、第86号及び第87号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議案第82号、第86号及び第87号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第82号、第86号について採決いたします。

議案第82号、第86号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第82号、第86号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について採決いたします。

議案第87号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第87号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後5時01分 休憩

午後5時54分 再開

議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第84号

議長（志賀直哉君） 日程第6、議案第84号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第84号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、現在不在となっております副市長を新たに選任するため、議会の同意をいただくとするものでございます。

新たな副市長には、塩竈市梅の宮10番30号 内形繁夫氏 昭和26年12月17日生まれでございます。

任期につきましては、平成19年10月1日からと考えております。

副市長といたしまして適任と考えておりますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（志賀直哉君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（志賀直哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」との声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（志賀直哉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、議席1番から順に投票をお願いします。

なお、会議規則第72条2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番の方からどうぞ。

〔投票〕

議長（志賀直哉君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

議長（志賀直哉君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（志賀直哉君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番曾我三ヨ君、21番香取嗣雄君を指名いたします。よって、両者の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開 票〕

議長（志賀直哉君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（佐久間 明君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は、議長を除く20票です。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 12 票

以上です。

議長（志賀直哉君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、本件については同意を与えないことに決しました。

日程第7 議案第85号

議長（志賀直哉君） 日程第7、議案第85号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第85号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、監査委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たな監査委員を選任するため、議会の同意をいただくこととさせていただきます。

任期満了となります監査委員ですが、先ほど議案をお認めいただきましたとおり、本年10月

1日からは非常勤で設置と相なります。

後任は、塩竈市藤倉二丁目2番20号 高橋洋一氏 昭和23年4月28日生まれでありまして、現在監査委員としてご活躍をいただいております、再任で選任をしようとするものでございます。

監査委員といたしましては、適任と考えておりますので、満場のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞ、よろしく願います。

議長（志賀直哉君） お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第85号は、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第85号については、同意を与えることに決しました。

なお、新任の監査委員から就任のあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

監査委員（高橋洋一君） ただいまは監査委員選任にご同意をいただき大変ありがとうございます。

塩竈市の財政は、かなり厳しい状況にあると認識しております。それで、そのような中で、これまでの経験を生かしながら厳正な監査を行いたいと思っておりますので、ご指導のほど何分よろしく願います。どうもありがとうございました。（拍手）

日程第8 議員提出議案第6号

議長（志賀直哉君） 日程第8、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について提出

者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

宮城県仙台東土木事務所と塩釜港湾事務所の組織再編に伴う機能の存続を求める意見書

宮城県は地方機関の再編について、平成17年度から宮城県地方機関再編整備検討委員会を中心に全庁的検討を行ってきました。今年の8月上旬、県は平成20年4月1日から仙台圏域で仙台東土木事務所を仙台土木事務所に統合再編する、塩釜港湾事務所を仙台塩釜港湾事務所に再編するとして考えを塩竈市に報告しました。

塩竈市には、北浜沢乙線、仙台塩釜線、利府中インター線など重要な県道が各所にあり、今後、利府中インター線は国道45号までの残り2kmの整備、泉塩釜線の整備などの課題があります。さらに、仙台東土木事務所は日常的に管内の県道の維持管理も行っております。

このような中、仙台東土木事務所を来年4月1日をもって組織統合するとなれば、事務所が遠くなって県道整備や県道の維持管理を願う市民の声が届きにくくなります。

また、2市3町で構成する塩釜港整備促進期成同盟会は、塩釜港や松島、七ヶ浜の早期港湾整備を決議しております。県の港湾行政として北浜緑地護岸整備など一刻も早い整備が市民より待ち望まれています。塩釜港湾事務所を（仮称）仙台塩釜港湾事務所に再編されるならば、港湾関連業界や市民の要望が届けにくくなります。

よって、下記の事項を要望いたします。

記

- 1．仙台港湾事務所と塩釜港湾事務所との組織統合にあたりましては、許認可手続きの連絡調整機能を塩竈市内に残されるよう配慮すること。
- 2．仙台土木事務所と仙台東土木事務所の組織統合にあたりましては、建築確認申請等住民とのかかわりの深い業務について、住民の利便性を考慮し、機能の存続について検討すること。
- 3．土木行政の推進にあたりましては、計画立案の段階から地域住民や地元自治体の意向が反映される地域密着型の土木行政になるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第6号については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第6号については、さよう取り扱うことに決定いたしました。

議員提出議案第6号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件

議長（志賀直哉君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第153条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第83号、総務教育常任委員会委員長議案審査報告を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号、総務教育常任委員会委員長議案審査報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第83号

議長（志賀直哉君） 議案第83号、総務教育常任委員会委員長議案審査報告を議題といたします。

本日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました議案第83号の審査の結果と経過とその結果について、委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君）（登壇） ただいま上程されました総務教育常任委員会に付託されました議案第83号「工事請負契約の一部変更について」は、慎重審査の結果、閉会中の継続審査にすべきものと決しましたことをご報告いたします。

よろしくをお願いします。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

午後6時19分 休憩

午後6時19分 再開

議長（志賀直哉君） 再開いたします。

以上で、常任委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第83号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第83号については、委員長報告のとおり可決されました。

以上、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

午後6時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月28日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 佐藤貞夫

塩竈市議会議員 東海林京子